このてびきを利用される方へ

⑴ このてびきは、大阪府内の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等の障がい者の方から相談を受ける相談員・窓口職員を対象として作成しています。

⑵ 法律では、身体障がい者について、18歳以上を「身体障がい者」、18歳未満を「身体障がい児」、知的障がい者について、18歳以上を「知的障がい者」、18歳未満を「知的障がい児」として区分しています。
しかし、このてびきでは、基本的にこのような区分をせず、各項目の対象者について、下記のとおり記載しています。

記　　載	対　　象　　者
身体障がい者	すべての身体障がい者と身体障がい児を対象にしている場合
身体障がい児	18歳未満の身体障がい児だけを対象にしている場合
18歳（あるいは15歳）以上の身体障がい者	18歳（あるいは15歳）以上の身体障がい者だけを対象にしている場合
知的障がい者	すべての知的障がい者と知的障がい児を対象にしている場合
知的障がい児	18歳未満の知的障がい児だけを対象にしている場合
18歳（あるいは15歳）以上の知的障がい者	18歳（あるいは15歳）以上の知的障がい者だけを対象にしている場合
難病等による障がい者	障害者総合支援法※第４条第１項の政令で定める疾病による障がい者と障がい児を対象にしている場合

※　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」以下、障害者総合支援法と表記する。
※　なお、各項目において、対象者がすぐにわかるよう、下記のマークを使用しています。

㊨：身体障がい者に関する情報の項目

㊥：知的障がい者に関する情報の項目

㊧：精神障がい者に関する情報の項目

㊦：難病等による障がい者に関する情報の項目

⑶　掲載内容について時点の記載がない場合は令和８年４月時点の情報です。情報を更新する場合は、大阪府福祉部障がい福祉室のホームページの「福祉のてびき」に掲載します。（上記二次元コードからもアクセスできます。）
https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/jiritushien/index.html

相　談　内　容　早　見　表

～こんな相談内容ならココをチェック！～

障害者総合支援法について

「障がい者総合支援法に基づく制度（障がい者総合支援制度）ってどんな制度ですか。」

⇒7章「障がい者総合支援制度」　46ページ

障がい者手帳について

「障がい者手帳はどうやって手に入れればいいですか。」

⇒2章「障がい者手帳の交付」　12ページ

相談窓口

「障がい福祉サービスを利用したいが、どこに相談すればいいか分らない。」

「障がい者や家族の方が生活上の悩みごと、心配ごとを相談したいとき。」

⇒3章「相談の窓口・緊急時の通報先」　18ページ

働く

「働きたいのに、どこに相談していいか分らない。」

「職業訓練を受けたい。」

⇒15章「就労」　144ページ

住まい

「府営住宅に入居したい。」

「自宅の段差をなくしたい。階段やトイレに手すりをつけたい。」

⇒16章「住宅」　183ページ

ＩＴ・情報

「パソコンやインターネットについて興味があり、スキルを身に付けたい。」

「インターネットによりいろんな情報を入手したいが、どこで入手できますか。」

⇒13章「ＩＴ・情報」　134ページ

教育

「障がいのある幼児・児童・生徒が学ぶ場はどのようなところがありますか。」

「就学について相談したいのですが、どこに相談していいか分らない。」

⇒14章「教育」　140ページ

移動・社会参加

「レクリエーションにリフト付バスを利用したい。」

「スポーツや芸術・文化を楽しみたい。」

⇒11章「移動」　124ページ

⇒12章「社会参加の促進」　129ページ

日常生活の支援、補装具・日常生活用具等

「ホームヘルパーやガイドヘルパーを利用したい。」

「身体障がい者用の浴槽や便器など特殊な日常生活用具が必要な場合、どんな制度がありますか。」

⇒5章「補装具・日常生活用具等」　42ページ

⇒8章「日常生活の支援」　60ページ

医療費の助成制度、年金・手当の諸制度

「医療費の助成制度について知りたい。」

「障がい者や家族が取得できる手当の制度はどんなものがありますか。」

⇒4章「医療費の助成等」　38ページ

⇒9章「手当・年金・貸付等」　69ページ

減免・割引制度

「どのような場合に、割引制度が利用できますか。」

「減免制度には、どのようなものがありますか。」

⇒10章「減免・割引」　92ページ

訪問指導・訓練事業・地域療育の支援

「指導員やケースワーカーに、家庭訪問してもらって、相談したいのですが。」

⇒6章「訪問指導・訓練事業・地域療育の支援」　44ページ

障がい者のための施設等
「障がい者の方が利用できる施設には、どのようなものがありますか。」 *⇒１７章「障がい者のための施設等」　187 ページ*

障がい者に関する制度・その他の情報
「障がい者をサポートする人材を育成する養成講座や研修制度には、どんなものがありますか。」 *⇒１８章「人材育成」　192 ページ* 「介護保険制度や後期高齢者医療制度、成年後見制度について知りたい。」 *⇒１９章「介護保険・後期高齢者医療制度」　196 ページ* *⇒２０章「障がい者の権利擁護の充実」　207 ページ*

もくじ

身体	知的	精神	難病	本　編	頁
				1章　相談の心がまえ	*1*
				2章　障がい者手帳の交付	*12*
○				(1)身体障がい者手帳の交付	12
○				(2)診断料の助成	14
	○			(3)療育手帳の交付	14
		○		(4)精神障がい者保健福祉手帳の交付	15
○		○		(5)生活保護を受給している方の障がい者加算について	17
				(6)障がい者手帳交付事務の市町村への権限移譲について	17
				3章　相談の窓口・緊急時の通報先	*18*
○	○	○	○	(1)福祉事務所・町村障がい福祉担当課	18
○	○	○	○	(2)相談支援・情報の提供	18
○	○	○	○	(3)障がい者虐待防止センター	19
		○		(4)精神科病院における虐待通報受付窓口	19
○	○	○	○	(5)大阪府障がい者自立相談支援センター	20
		○		(6)大阪府こころの健康総合センター	20
○	○	○	○	(7)子ども家庭センター	21
○		○	○	(8)保健所・保健センター	21
			○	(9)大阪難病相談支援センター	21
			○	(10)大阪難病医療情報センター	21
○				(11)ひだまり・MOE	22
○	○	○	○	(12)大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）	22
	○	○		(13)大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室（あいあいねっと）	23
○	○	○	○	(14)ハローワーク（公共職業安定所）	24
○	○	○	○	(15)大阪府地域生活定着支援センター	24
○	○	○	○	(16)大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会	24
○	○	○	○	(17)大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター	24
○	○	○	○	(18)民生委員・児童委員	25
○	○	○	○	(19)障がい者関係団体等	25
○				(20)身体障がい者相談員	28
	○			(21)知的障がい者相談員	28
		○		(22)精神障がい者相談員	29
○	○	○		(23)ピアカウンセリング	29
		○		(24)発達障がい者支援センター（アクトおおさか）	29
		○		(25)退院や処遇改善の審査請求	29
		○		(26)精神障がい者医療相談(おおさか精神科救急ダイヤル)	30
		○		(27)認知症疾患医療センター	30
		○		(28)こころの健康に関する電話相談窓口	31
		○		(29)「ひきこもり」に関する相談窓口	32
○	○	○	○	(30)高次脳機能障がい支援拠点機関	33
○	○	○	○	(31)障がい児等療育支援事業	34
○				(32)身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴拒否等の相談窓口	34

身体	知的	精神	難病		
				■ハンセン病回復者・家族の方に関する情報	
				ハンセン病回復者支援センター	35
				■緊急時の通報先	
○				ＦＡＸ１１０番・１１０番アプリシステム	35
				■お金の悩みなどの相談	
○	○	○	○	多重債務の相談窓口	36
				■差別に関する相談	
○	○	○	○	障がいを理由とする差別に関する相談窓口	37
				４章　医療費の助成等	***38***
○	○	○	○	⑴重度障がい者医療費の助成	38
○	○			⑵歯科診療	38
○				⑶自立支援医療費（更生医療）の支給	39
○				⑷自立支援医療費（育成医療）の支給	39
		○		⑸自立支援医療費（精神通院医療）の支給	40
			○	⑹特定医療費(指定難病)の助成	40
			○	⑺特定疾患医療費の助成	41
			○	⑻小児慢性特定疾病医療費の助成	41
				５章　補装具・日常生活用具等	***42***
○			○	⑴補装具費の支給	42
○				⑵難聴児への補聴器購入費用の交付	42
○	○	○	○	⑶日常生活用具の給付・貸与	43
				■小児慢性特定疾病の方に関する情報	
				小児慢性特定疾病の方への日常生活用具の給付	43
				６章　訪問指導・訓練事業・地域療育の支援	***44***
○	○	○	○	⑴障がい児等療育支援事業	44
○				⑵重度障がい者訪問診査・相談指導	44
○				⑶視覚障がい者家庭訪問指導事業	44
○				⑷視覚障がい幼児療育指導事業	44
○				⑸音声機能障がい者発声訓練教室	45
○				⑹吃音教室	45
○				⑺脊髄損傷者日常生活支援事業	45

身体	知的	精神	難病		
				7章　障がい者総合支援制度	*46*
○	○	○	○	(1)障害者総合支援法について	46
○	○	○	○	(2)主なサービスの概要	48
○	○	○	○	(3)障がい児支援について	51
○	○	○	○	(4)障がい福祉サービス利用までの流れ	52
○	○	○	○	(5)障がい支援区分とは	53
○	○	○	○	(6)障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み	54
○	○	○	○	(7)障がい支援区分と介護給付の関係	55
○	○	○	○	(8)利用者負担の仕組み	58
				8章　日常生活の支援	*60*
○	○	○	○	(1)計画相談支援	60
○	○	○	○	(2)地域相談支援（地域移行・地域定着支援）	60
○	○	○	○	(3)障がい児相談支援	60
○	○	○	○	(4)居宅介護（ホームヘルパーの派遣）	61
○	○	○	○	(5)重度訪問介護	61
○				(6)同行援護	61
	○	○		(7)行動援護	61
○	○	○	○	(8)短期入所（ショートステイ）	61
○	○	○	○	(9)重度障がい者等包括支援	61
○	○		○	(10)療養介護	61
○	○	○	○	(11)生活介護	62
○	○	○	○	(12)自立訓練（機能訓練）	62
○	○	○	○	(13)自立訓練（生活訓練）	62
○	○	○	○	(14)就労選択支援	62
○	○	○	○	(15)就労移行支援	62
○	○	○	○	(16)就労継続支援Ａ型	63
○	○	○	○	(17)就労継続支援Ｂ型	63
○	○	○	○	(18)就労定着支援	63
○	○	○	○	(19)自立生活援助	63
○	○	○	○	(20)共同生活援助（グループホーム）	63
○	○	○	○	(21)施設入所支援	64
○	○	○	○	(22)児童福祉施設等（障がい児関係）	64
○	○	○	○	(23)ガイドヘルパー（移動支援従事者）の派遣	65
○	○	○	○	(24)手話通訳者の派遣	65
○				(25)要約筆記者の派遣	65
○				(26)盲ろう者通訳・介助者派遣事業	66
○				(27)手話言語獲得支援者の派遣	67
○				(28)市町村障がい者相談支援事業	67
○	○	○	○	(29)地域活動支援センター	67
○	○	○	○	(30)日中一時支援	67
○	○	○	○	(31)福祉ホーム	68
○	○	○	○	(32)発達障がい者支援センター地域支援オフィス（発達支援拠点）	68

身体	知的	精神	難病		
				9章　手当・年金・貸付等	**69**
○		○		(1)障がい基礎年金（国民年金）	71
	○			(2)障がい基礎年金（国民年金）	73
○		○		(3)特別障がい給付金	74
○	○	○		(4)重度障がい者特例支援事業	75
○		○		(5)障がい厚生年金・障がい手当金	76
○	○	○		(6)障がい者扶養共済制度	78
○	○	○	○	(7)特別障がい者手当	79
○	○	○	○	(8)障がい児福祉手当	81
○	○	○		(9)特別児童扶養手当	82
○	○	○		(10)児童扶養手当	84
○	○			(11)重度障がい者在宅生活応援制度（重度障がい者在宅介護支援給付金）	86
○				(12)自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料の支給	87
○				(13)視覚障がい者施術所整備運営資金融資信用保証料交付事業	88
○	○	○		(14)生活福祉資金	89
				10章　減免・割引	**92**
○	○	○		(1)税金の減免等	92
○	○	○		(2)交通運賃の割引等	101
○	○	○	○	(3)各種利用料の割引等	107
				11章　移動	**124**
○	○			(1)リフト付バス、超低床バス	124
○	○	○		(2)駐車禁止除外指定車標章	124
○	○	○	○	(3)大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度	126
○	○			(4)自動車運転免許の取得費の助成	127
○	○			(5)自動車改造の助成	128
○	○	○		(6)リフト付福祉タクシー	128
				12章　社会参加の促進	**129**
○	○	○		(1)大阪府障がい者スポーツ大会の開催	129
○	○	○	○	(2)障がい者文化芸術活動推進事業	129
○				(3)身体障がい者補助犬	129
○				(4)郵便等による不在者投票	130
○				(5)点字による投票	131
○				(6)代理投票	131
○				(7)投票所における手話通訳者の派遣	132
○	○	○	○	(8)障がい者ＩＣＴサポーターの養成	132

身体	知的	精神	難病		
	○			⑼知的障がい者レクリエーション活動等支援事業	132
		○		⑽精神障がい者社会参加活動振興事業	132
				⑾支援学校卒業後の「学びの場」の公表について	133
				13章　ＩＴ・情報	***134***
○	○	○	○	⑴大阪府のインターネットによる情報提供	134
○	○	○		⑵関係機関・団体等のインターネットによる情報提供	134
○	○	○	○	⑶障がい者スポーツに関する情報提供	135
○				⑷点字図書・テープ図書の発行・貸出、対面朗読サービス等	136
○	○			⑸大阪府立中央図書館のサービス	136
○				⑹「府政だより」点字版、拡大版及び音声版（デイジー版）の配布	137
○				⑺「選挙のお知らせ」点字版、拡大版及び音声版の配付	137
○				⑻点字情報ネットワーク事業（ＪＢニュース）	137
○				⑼消費者啓発資料の点字版の発行	138
○				⑽字幕入り映像ライブラリー	138
○	○	○	○	⑾大阪府ITステーション（ICT機器利用サポート等）	138
				14章　教育	***140***
○	○	○	○	⑴障がいのある子どもたちの学びの場	140
○	○	○	○	⑵就学に関する相談	140
○	○		○	⑶府立支援学校見学会	140
○	○			⑷すこやか教育相談	141
○	○	○	○	⑸特別支援教育就学奨励費の支給	142
○	○	○	○	⑹公立高等学校への入学	142
		○		⑺府立高等学校における通級による指導	142
	○			⑻府立高等学校等（自立支援推進校及び共生推進校）への入学	143
				15章　就労	***144***
○	○	○	○	⑴職業相談・職業紹介・職場適応相談等	144
○	○	○	○	⑵大阪府による情報提供	145
○	○	○	○	⑶ハロートレーニング（職業訓練）	145
○	○	○	○	⑷障害者就業・生活支援センター	155
○	○	○	○	⑸職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業	156
○				⑹聴覚障がい者等ワークライフ(職業生活)支援事業	156
○	○	○	○	⑺大阪府ＩＴステーション	156
○				⑻売店の設置の許可	157
○				⑼製造たばこの小売販売業の許可	157
		○		⑽社会生活適応訓練事業	158
	○	○		⑾知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務	158

身体	知的	精神	難病		
○	○	○	○	(12)援護・助成制度等	159
				16章　住宅	***183***
○	○	○		(1)府営住宅の募集	183
○	○			(2)住宅改造の助成	186
○	○	○	○	(3)民間賃貸住宅の情報提供	186
				17章　障がい者のための施設等	***187***
○	○	○	○	(1)大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター盲ろう者等社会参加支援センター	187
○	○	○	○	(2)国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）	187
○	○	○	○	(3)大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） ・大阪府立稲スポーツセンター	187
○	○	○		(4)「こさえたん」認証販売店	188
○				(5)大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター視覚障がい者支援センター ・点字図書館	189
○				(6)大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター聴覚障がい者支援センター ・聴覚障がい者情報提供施設	189
○	○	○	○	(7)大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター大阪府ＩＴステーション	190
○				(8)障がい者に配慮した公園施設等	190
○	○	○		(9)公園利用サポートボランティア「ヒーリングガーデナークラブ」	191
				18章　人材育成	***192***
○	○	○	○	(1)大阪福祉人材支援センター	192
○	○	○	○	(2)相談支援従事者研修	192
○	○	○	○	(3)サービス管理責任者等研修	192
	○	○		(4)強度行動障がい支援者養成研修	193
	○	○		(5)行動援護従業者養成研修	193
○				(6)点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成	193
○				(7)手話通訳者の養成	193
○				(8)要約筆記者の養成	194
○				(9)盲ろう者通訳・介助者養成研修	194
○	○	○	○	(10)障がい者ホームヘルパー知識習得（居宅介護職員初任者）研修	194
○	○	○	○	(11)介護員等養成研修	194
○	○	○	○	(12)障がい者ＩＣＴサポーターの養成	194
○	○	○	○	(13)医療的ケア児等コーディネーター養成研修等	195
				19章　介護保険・後期高齢者医療制度	***196***
○	○	○	○	(1)介護保険	196
○	○	○		(2)後期高齢者医療制度	203

身体	知的	精神	難病		
				20章　障がい者の権利擁護の充実	**207**
○	○	○	○	(1)障害者虐待防止法	207
○	○	○	○	(2)障害者差別解消法	208
	○	○		(3)成年後見制度	210
○	○	○	○	(4)旧優生保護法補償金等支給法	211
○	○	○	○	*21章　障がい者医療・リハビリテーションセンター*	**214**
				■障がい者医療・リハビリテーション医療部門（大阪急性期・総合医療センター）	215
				■大阪府立障がい者自立センター	216
				■大阪府障がい者自立相談支援センター	217

◆巻末　　資料編

- ● 福祉事務所・町村障がい福祉担当課　資1
- ● 各市町村障がい者虐待防止センター相談窓口　資5
- ● 障がいを理由とする差別に関する相談窓口　資8
- ● 市町村介護保険担当窓口　資12
- ● 市町村後期高齢者医療制度担当窓口　資16
- ● 市町村ハンセン病回復者等相談支援窓口　資19
- ● 子ども家庭センター　資21
- ● 大阪府保健所等　資23
- ● ハローワーク（公共職業安定所）　資27
- ● 年金事務所　資29
- ● 府の税務機関　資31
- ● 支援学校　資33
- ● 知的障がい生徒自立支援コース設置校 及び 共生推進教室設置校（知的障がい関係）　資35
- ● 障がい者歯科診療施設　資36
- ● 障害者就業・生活支援センター　資38
- ● 地域就労支援センター　資39
- ● 大阪府障がい福祉室・関係機関・団体　資42
- ● 身体障がい者障がい程度等級一覧　資45
- ● 障がい福祉サービスの対象となる疾病名一覧　資48
- ● 市町村別 身体障がい者手帳 所持者数一覧　資50
- ● 市町村別 療育手帳 所持者数一覧　資51
- ● 市町村別 精神障がい者保健福祉手帳 所持者数一覧　資52
- ● 巡回相談実施会場一覧　資53
- ● 日常生活用具一覧（小児慢性特定疾病児）　資54
- ● 児童福祉施設　資55
- ● 事業所（日中活動・居住支援）　資56
- ● 地域活動支援センター　資57
- ● 日中一時支援を行う事業所　資66
- ● 相談支援事業所　資85
- ● 基幹相談支援センター　資124
- ● 認知症疾患医療センター　資127
- ● 障がい児等療育支援実施機関　資129
- ● 市町村社会福祉協議会　資130

障がい種別事業該当一覧表（この表は目安です。詳しくは各窓口にお尋ねください。）
○ … 該当　　△ … 一部該当　　数字 … 等級制限あり（例：「1・2」は1級と2級が該当）
注）聴覚は2級まで、平衡機能と音声・言語・そしゃく機能は3級まで。

各障がい者手帳の種別、等級など		身体障がい者手帳診断料の助成	相談窓口 大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪府こころの健康総合センター	子ども家庭センター	保健所・保健センター	大阪難病相談支援センター	大阪難病医療情報センター	大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室（あいあいねっと）	大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会	民生委員・児童委員	障がい者相談員	ピアカウンセリング	発達障がい者支援センター（アクトおおさか）	退院や処遇改善の審査請求	精神障がい者医療相談（おおさか精神科救急ダイヤル）	認知症疾患医療センター	こころの健康に関する電話相談窓口	「ひきこもり」に関する相談窓口	高次脳機能障がい支援拠点機関	緊急時の通報先（FAX110番・110番アプリシステム）
身体	視覚	○	身体障がい者、知的障がい者への相談支援に関すること	精神医療及び精神保健福祉に関すること	障がい児に関すること	身体障がい児に対する支援や精神障がい者及び家族のこころの健康等に関する相談支援など	難病患者及びその家族の生活上の悩みなどを電話や面談により相談、各患者会の紹介や就労支援等	難病に関する専門的知識の集積や、難病情報の提供など	知的障がい者や精神障がい者等への虐待、財産侵害等についての相談など	福祉サービスに関する苦情等に関すること	地域福祉に関わる各種相談・援助	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員による障がい種別に応じた相談	障がい者自身による実際の体験に基づいた相談や生活サポート等	発達障がい者とその家族等が対象	大阪府内（大阪市・堺市を除く）の精神科病院に入院されている人が対象	夜間・休日を中心とした府民（大阪市・堺市を含む）からの様々な精神科に関する緊急的な相談	認知症についての専門相談など	こころの病やこころの健康についての相談	「ひきこもり」に悩むご本人や家族等が対象	高次脳機能障がい者とその家族等が対象	聴覚障がい者・言語障がい者等の方々の緊急通報用
	聴覚・平衡機能	○																			
	音声・言語・そしゃく	○																			
	肢体不自由	○																			
	心臓機能	○																			
	じん臓機能	○																			
	呼吸器機能	○																			
	ぼうこう・直腸機能	○																			
	小腸機能	○																			
	免疫機能	○																			
	肝臓機能	○																			
知的	A（重度）																				
	B1（中度）																				
	B2（軽度）																				
精神	1級																				
	2級																				
	3級																				
掲載ページ		14	20 217	20	21	21	21	21	23	24	25	29	29	29	29	30	30	31	32	33	35
備考																					

各障がい者手帳の種別、等級など		医療費の助成							補装具・日常生活用具			訪問指導・訓練事業・地域療育の支援						
		重度障がい者医療費の助成	歯科診療	自立支援医療費（更生医療）の支給	自立支援医療費（育成医療）の支給	自立支援医療費（精神通院医療）の支給	特定医療費（指定難病）・特定疾患医療費の助成	小児慢性特定疾病医療費の助成	補装具費の支給	難聴児への補聴器購入費用の交付	日常生活用具の給付・貸与	障がい児等療育支援事業	重度障がい者訪問診査・相談指導	視覚障がい者家庭訪問指導事業	視覚障がい幼児療育指導事業	音声機能障がい者発声訓練教室	吃音教室	脊髄損傷者日常生活支援事業
身体	視覚	1・2	△	○	○				○		○	○	在宅の重度身体障がい者が対象	○	△			
	聴覚・平衡機能	2	△	○	○				○	※	○	○						
	音声・言語・そしゃく		△	○	○				○		○	○				△	△	
	肢体不自由	1・2	△	○	○				○		○	○						△
	心臓機能	1	△	○	○				○		○	○						
	じん臓機能	1	△	○	○				○		○	○						
	呼吸器機能	1	△		○				○		○	○						
	ぼうこう・直腸機能	1	△		○				○		○	○						
	小腸機能	1	△	○	○				○		○	○						
	免疫機能	1・2	△	○	○				○		○	○						
	肝臓機能	1・2	△	○	○				○		○	○						
知的	A（重度）	○	△								○	○						
	B1（中度）	△	△								○	○						
	B2（軽度）		△								○	○						
精神	1級	○				○					○							
	2級					○					○							
	3級					○					○							
掲載ページ		38	38	39	39	40	40 41	41	42	42	43	44	44	44	44	45	45	45
備考		所得制限あり		・・十八歳以上一定所得以上の場合原則対象外	・・十八歳未満一定所得以上の場合原則対象外	一定所得以上の場合疾病の状況により対象外			補装具の種類によっては、障がいの種別、等級により制限あり	※手帳交付対象にならない両耳六十デシベル以上の中度難聴児		主に障がい児を対象		外出困難な中途視覚障がい者及び視覚障がいのある人が対象	就学前の視覚障がいのある幼児が対象	喉頭を摘出し、音声機能を失った人が対象	吃音で困っている人が対象	脊髄損傷者が対象

各障がい者手帳の種別、等級など		日常生活の支援																		
		介護給付									訓練等給付							地域相談支援給付		計画相談支援給付
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	短期入所（ショートステイ）	重度障がい者等包括支援	生活介護	施設入所支援	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援（A型・B型）	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援
身体	視覚	△		△		△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○	障がい者支援施設等・精神科病院に入所・入院している方等が対象	居宅において単身等で生活する方が対象	○
	聴覚・平衡機能	△				△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	音声・言語・そしゃく	△				△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	肢体不自由	△	△			△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	心臓機能	△				△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	じん臓機能	△				△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	呼吸器機能	△				△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	ぼうこう・直腸機能	△				△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	小腸機能	△				△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	免疫機能	△				△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	肝臓機能	△				△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
知的	A（重度）	△	△		△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	B1（中度）	△			△		△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	B2（軽度）	△			△		△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
精神	1級	△	△		△		△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	2級	△			△		△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
	3級	△			△		△		△	△	○	○	○	○	○	○	○			○
掲載ページ		48 61	48 61	48 61	48 61	48 61	48 61	48 61	48 62	48 64	48 62	49 62	49 62	49 63	49 63	49 63	49 63	49 60	49 60	49 60
備考																				障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する方が対象

各障がい者手帳の種別、等級など		日常生活の支援						日常生活の支援（障がい児）								日常生活の支援					
		地域生活支援事業						通所支援					入所支援		相談支援						
		意思疎通支援	日常生活用具	移動支援（ガイドヘルパーの派遣）	地域活動支援センター	日中一時支援	福祉ホーム	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	障がい児入所施設	福祉型障がい児入所支援	医療型障がい児入所支援	障がい児相談支援	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	盲ろう者通訳・介助者派遣事業	手話言語獲得支援者の派遣	市町村障がい者相談支援事業	発達支援拠点
身体	視覚	対象となる方は市町村が定めるところによります						○	○	○	○	○	○	○	○			1・2	難聴児とその保護者等が対象	○	発達障がい児とその家族等が対象
	聴覚・平衡機能							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2		○	
	音声・言語・そしゃく							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	肢体不自由							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	心臓機能							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	じん臓機能							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	呼吸器機能							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	ぼうこう・直腸機能							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	小腸機能							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	免疫機能							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	肝臓機能							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
知的	A（重度）							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	B1（中度）							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	B2（軽度）							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
精神	1級							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	2級							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	3級							○	○	○	○	○	○	○	○					○	
掲載ページ		50	50	50 65	50 67	67	50 68	51 64							51 60	65	65	66	67	67	68
備考															障がい児通所支援を利用する児童が対象			視覚と聴覚の重複者が対象		障がい種別や相談内容によって、専門支援機関につなぐ場合あり	

各障がい者手帳の種別、等級など		手当・年金・貸付等			手当・年金・貸付等										減免・割引						
		障がい基礎年金（国民年金）	特別障がい給付金	重度障がい者特例支援事業	障がい厚生年金・障がい手当金	障がい者扶養共済制度	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	重度障がい者在宅生活応援制度	自動車事故対策機構による介護料の支給	視覚障がい者施術所整備運営資金融資信用保証料交付事業	生活福祉資金	税						
															自動車税	軽自動車税	所得税	住民税	関税及び消費税（貨物の輸入時のみ）	消費税	相続税
身体	視覚	国民年金法による障がい等級表の1～2級該当者	国民年金法による障がい等級表の1～2級該当者	△	厚生年金保険法による障がい等級表の1～3級該当者等	1～3	△	△	△	△	1・2	対象の詳細は、独立行政法人自動車事故対策機構にお問い合わせください	○	○	△	○	○	○	身体障がい者用の器具等の輸入など	○	○
	聴覚・平衡機能			△		2・3	△	△	△	△	2			○	△	○	○	○		○	○
	音声・言語・そしゃく			△		3	△	△	△	△				○	△	○	○	○		○	○
	肢体不自由			△		1～3	△	△	△	△	1・2			○	△	○	○	○		○	○
	心臓機能			△		1・3	△	△	△	△	1			○	△	○	○	○		○	○
	じん臓機能			△		1・3	△	△	△	△	1			○	△	○	○	○		○	○
	呼吸器機能			△		1・3	△	△	△	△	1			○	△	○	○	○		○	○
	ぼうこう・直腸機能			△		1・3	△	△	△	△	1			○	△	○	○	○		○	○
	小腸機能			△		1・3	△	△	△	△	1			○	△	○	○	○		○	○
	免疫機能			△		1～3	△	△	△	△	1・2			○	△	○	○	○		○	○
	肝臓機能			△		1～3	△	△	△	△	1・2			○	△	○	○	○		○	○
知的	A（重度）			△		○	△	△	○	○	△			○	△	○	○	○		○	○
	B1（中度）					○			△	△				○	△	○	○	○		○	○
	B2（軽度）					○			△	△				○	△	○	○	○		○	○
精神	1級			△		○	△	△	△	△				○	△	○	○	○		○	○
	2級					○			△	△				○		○	○	○		○	○
	3級					○			△	△				○		○	○	○		○	○
掲載ページ		71 73	74	75	76	78	79	81	82	84	86	87	88	89	92	94	94	95	96	96	97
備考						障がい者の保護者が対象					身体と知的の重複者が対象					詳しくは、各市町村の軽自動車税担当係までお尋ねください。		詳しくは、各市町村の住民税担当課までお尋ねください。			

各障がい者手帳の種別、等級など		減免・割引																				
		税						交通								NHK受信料	NTTの無料番号案内（ふれあい案内）	預貯金等の利子非課税制度	ニュー福祉定期貯金	携帯電話	映画館
		贈与税	個人事業税	法人事業税	不動産取得税	ゴルフ場利用税	固定資産税	鉄道	バス	Osaka Metro	大阪シティバス	タクシー	航空機	船舶	有料道路						
身体	視覚	○	△	障がい者多数雇用中小法人等を対象	心身障がい者を多数雇用する一定の事業所の事業主が一定の家屋を取得し、一定の要件を満たした場合	身体障がい者手帳等の交付を受けている方が、ゴルフ場を利用する場合	心身障がい者を多数雇用する一定の事業所の事業主が家屋を取得し、一定の要件を満たした場合	△	○	△	○	○	○	△	○	△	1～6	○	△	△	○
	聴覚・平衡機能	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
	音声・言語・そしゃく	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
	肢体不自由	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△	1・2	○	△	△	○
	心臓機能	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
	じん臓機能	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
	呼吸器機能	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
	ぼうこう・直腸機能	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
	小腸機能	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
	免疫機能	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
	肝臓機能	○						△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○
知的	A（重度）	○						△	△	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	○
	B1（中度）	○						△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○
	B2（軽度）	○						△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○
精神	1級	○										△	△	△		△	○	○	△	△	○
	2級	○										△	△	△		△	○	○	△	△	○
	3級	○										△	△	△		△	○	○	△	△	○
掲載ページ		98	98	99	99	100	100	102	103	104		106	106	106	107	107	108	109	110	110	111
備考				詳しくはホームページ「大阪ハートフル税制」をご覧ください。	詳しくは、最寄りの府税事務所不動産取得税課までお尋ねください。	詳しくは、大阪府なにわ北府税事務所宿泊諸税課までお尋ねください。	詳しくは、各市町村の固定資産税担当課までお尋ねください。	詳しくは、各事業者へお問い合わせください。		手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種・第2種の記載がある方が対象		詳しくは、各事業者へお問い合わせください。							対象の年金・手当等を受給されている方が対象	各携帯電話会社によって対象者の範囲が異なります	

各障がい者手帳の種別、等級など		減免・割引															移動					
		府立施設										郵便										
		大阪府立の体育施設の使用料	大阪府立の博物館等の入館料	社会教育施設の使用料	大阪府営公園有料施設等の使用料	大阪府立花の文化園の入園料	日本万国博覧会記念公園の使用料	大阪府民の森における利用料	大阪府立金剛登山道駐車場の利用料	大阪府庁本庁舎の駐車料	咲洲庁舎の駐車料	点字郵便物の料金免除	特定録音物等郵便物の料金免除	心身障がい者用ゆうメールの料金	点字ゆうパックの料金	聴覚障がい者用ゆうパックの料金	リフト付バス・超低床バス	駐車禁止除外指定車標章	障がい者等用駐車区画利用証	自動車運転免許の取得費助成	自動車改造の助成	リフト付福祉タクシー
身体	視覚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○		○	△	△	△	△	身体障がい者手帳所持者
	聴覚・平衡機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○	○	2・3	△	△	△	
	音声・言語・そしゃく	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○			△	△	
	肢体不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○	△	△	△	△	
	心臓機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○	1・3	○	△	△	
	じん臓機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○	1・3	○	△	△	
	呼吸器機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○	1・3	○	△	△	
	ぼうこう・直腸機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○	1・3	○	△	△	
	小腸機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○	1・3	○	△	△	
	免疫機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○	1~3	○	△	△	
	肝臓機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△			○	1~3	○	△	△	
知的	A（重度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	△	△	△
	B1（中度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			△	△	△
	B2（軽度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			△	△	△
精神	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○			△
	2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											△
	3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											△
掲載ページ		112	113	114	115	117	117	118	120	120	122	122	122	123	123	123	124	124	126	127	128	128
備考							障がい者1名につき、その付添者1名まで減免となります。													市町村によっては実施していない場合あり	市町村によっては実施していない場合あり	

各障がい者手帳の種別、等級など		社会参加の促進										IT・情報								教育			
		大阪府障がい者スポーツ大会	障がい者文化芸術活動推進事業	身体障がい者補助犬	郵便等による不在者投票	点字による投票	代理投票	投票所における手話通訳者の派遣	知的障がい者レクリエーション活動等支援事業	精神障がい者社会参加活動振興事業	支援学校卒業後の「学びの場」の公表について	点字図書・テープ図書の発行・貸出、対面朗読サービス	府立中央図書館のサービス	「府政だより」点字版等の配布	「選挙のお知らせ」点字版等の配付	点字情報ネットワーク事業（ＪＢニュース）	消費者啓発資料の点字版の発行	字幕入り映像ライブラリー	大阪ＩＴステーション	障がいのある子どもたちの学びの場	就学に関する相談	府立支援学校見学会	すこやか教育相談
身体	視覚	○	○	○		○	○					○	○	○	○	○	○		○	詳細については、市町村教育委員会または各学校等にお尋ねください。	○	○	○
	聴覚・平衡機能	○	○	○				○					○					○	○		○	○	○
	音声・言語・そしゃく	○	○										○					○	○		○	○	○
	肢体不自由	○	○	○	1・2		○						1・2						○		○	○	○
	心臓機能		○		1・3								1・3						○		○	○	○
	じん臓機能		○		1・3								1・3						○		○	○	○
	呼吸器機能		○		1・3								1・3						○		○	○	○
	ぼうこう・直腸機能	○	○		1・3								1・3						○		○	○	○
	小腸機能		○		1・3								1・3						○		○	○	○
	免疫機能		○		1～3								1～3						○		○	○	○
	肝臓機能		○		1～3								1～3						○		○	○	○
知的	Ａ（重度）	○	○						○				○						○		○	○	○
	Ｂ1（中度）	○	○						○										○		○	○	○
	Ｂ2（軽度）	○	○						○										○		○	○	○
精神	１級		○							○									○		○		
	２級		○							○									○		○		
	３級		○							○									○		○		
掲載ページ		129	129	129	130	131	131	132	132	132	133	136	136	137	137	137	138	138	138	140	140	140	141
備考																					保護者が対象	保護者が対象	

各障がい者手帳の種別、等級など		教育			就労															
		特別支援教育就学奨励費の支給	公立高等学校への入学（受験上の配慮）	府立高等学校における通級による指導	府立高等学校等（自立支援推進校及び共生推進校）への入学	職業相談等 ハローワーク	職業相談等 障害者職業センター	職業相談等 地域就労支援センター	職業相談等 ＯＳＡＫＡしごとフィールド	大阪府による情報提供	ハロートレーニング（職業訓練） 大阪障害者職業能力開発校	ハロートレーニング（職業訓練） 社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練	ハロートレーニング（職業訓練） 在職者を対象とした職業訓練	ハロートレーニング（職業訓練） 短期の職業訓練	障害者就業・生活支援センター	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業	聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業	ＩＴステーション	売店の設置の許可	製造たばこの小売販売業の許可	社会生活適応訓練事業	知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務
身体	視覚	○	詳細については、入学者選抜実施細目を参照			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	聴覚・平衡機能	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	音声・言語・そしゃく	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	肢体不自由	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	心臓機能	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	じん臓機能	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	呼吸器機能	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	ぼうこう・直腸機能	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	小腸機能	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	免疫機能	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	肝臓機能	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
知的	Ａ（重度）	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○
	Ｂ１（中度）	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○
	Ｂ２（軽度）	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○
精神	１級	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○
	２級	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○
	３級	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○
掲載ページ		142	142	142	143	144	144	144	144	145	145～155				155	156	156	156	157	157	158	158
備考		保護者が対象																				

各障がい者手帳の種別、等級など		就労				住宅			障がい者のための施設等								
		援護制度				府営住宅	住宅改造の助成	民間賃貸住宅の情報提供	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター盲ろう者等社会参加支援センター	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）	大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）・稲スポーツセンター	「こさえたん」認証販売店	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター視覚障がい者支援センター・点字図書館	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター聴覚障がい者支援センター・聴覚障がい者情報提供施設	障がい者に配慮した公園施設等	公園利用サポートボランティア（ヒーリングガーデナークラブ）
		一般求職者給付（基本手当）	技能習得手当	寄宿手当	就業促進手当												
身体	視覚	○	○	○	○	○	1・2	○	○	○	○	○	○		現在、府営公園のバリアフリー化工事を行っています。障がい者に配慮した府営公園づくりを推進しています。	○
	聴覚・平衡機能	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○		○		○
	音声・言語・そしゃく	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○
	肢体不自由	○	○	○	○	○	1～3	○	○	○	○	○				○
	心臓機能	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○				○
	じん臓機能	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○				○
	呼吸器機能	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○				○
	ぼうこう・直腸機能	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○				○
	小腸機能	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○				○
	免疫機能	○	○	○	○	○	1・2	○	○	○	○	○				○
	肝臓機能	○	○	○	○	○	1・2	○	○	○	○	○				○
知的	A（重度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
	B1（中度）	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○
	B2（軽度）	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○
精神	1級	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○
	2級	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○
	3級	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○
掲載ページ		160	160	161	161 162	183 ～ 185	186	186	187	187	187	188	189	189	190	191
備考																

各障がい者手帳の種別、等級など		介護保険	後期高齢者医療制度	障害者虐待防止法・障害者差別解消法	成年後見制度	旧優生保護法補償金等支給法	障がい者医療・リハビリテーションセンター		
							大阪急性期・総合医療センター	大阪府立障がい者自立センター	大阪府障がい者自立相談支援センター（再掲）
身体	視覚	△	△	○		○	○		身体障がい者、知的障がい者への相談支援に関すること
	聴覚・平衡機能	△	△	○		○	○		
	音声・言語・そしゃく	△	△	○		○	○		
	肢体不自由	△	△	○		○	○	○	
	心臓機能	△	△	○		○	○		
	じん臓機能	△	△	○		○	○		
	呼吸器機能	△	△	○		○	○		
	ぼうこう・直腸機能	△	△	○		○	○		
	小腸機能	△	△	○		○	○		
	免疫機能	△	△	○		○	○		
	肝臓機能	△	△	○		○	○		
知的	A（重度）	△	○	○	○	○	○		
	B1（中度）	△		○	○	○	○		
	B2（軽度）	△		○	○	○	○		
精神	1級	△	○	○	○	○			
	2級	△	○	○	○	○			
	3級	△		○	○	○			
掲載ページ		196	203	207	210	211	215	216	217
備考		65歳以上の方と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者が加入	65歳から74歳の方で申請により一定の障がいがあると認められた人も対象			ハンセン病患者についても対象		高次脳機能障がいのある人も対象	高次脳機能障がいのある人も対象

1章　相談の心がまえ

1　「障がい」とは

「完全参加と平等」をテーマに掲げた1981年の「国際障がい者年」やその後の「国連・障がい者の10年」（1983～1992年）を契機として、障がいの基本的なとらえ方が大きく変わってきました。

それは、「障がい者」という特別な人が存在するかのような理解ではなく、「ごく普通の社会生活を営むうえでハンディキャップのある人」というように考えられ、「障がい」とは、「ある個人とその環境との関係としてとらえることが、より建設的な見方であろう」と示されるようになりました（国連国際障害者年長期行動計画より）。

2　相談の心がまえ

（1）地域の状況把握に努める

相談業務を円滑に進めるためには、地域の障がい者の状況を可能な限り正確に把握しておく必要があります。

（2）状況把握の方法

① 地域の障がい者や障がい者団体及び福祉事務所等の人たちと話し合い、その中から地域の障がい者に共通した問題や支援の必要な人などを把握します。

② 障がい者団体の会合や各種の研修会・講演会等に積極的に参加して知識を深めるとともに、その中からいろいろな課題を把握します。

③ その際、福祉事務所等の職員から助言・指導を得ることも大切です。

（3）福祉制度・サービスの現状を把握する

① 関係法令等の改正や福祉施策の見直しがしばしばありますので、できる限り把握するよう関心を持ってください。特に、平成18年度からは、障害者自立支援法が施行され、制度が大きく変わり、また、平成24年度からは、改正障害者自立支援法により、相談支援の充実が図られ、さらに、平成25年度からは障害者総合支援法の施行により、難病等により障がいの状態にある方も障がい福祉サービスを受けられるようになりました。（45ページ参照）

② 福祉関係の資料を熟読し、障がい者福祉施策を十分理解して相

談に当たることが望まれます。

（4）面談を行う場合の心がまえ

① 落ち着いた静かな場所を選び、第三者に聞かれないように配慮すること。
② 話しやすい雰囲気をつくり、相手の話をよく聞くこと。
③ わからない点は率直に聞くこと。（ただし、相手が話したがらない点は、無理に聞き出さないこと。）
④ 制度などについて知らないことは、あやふやに答えず、調べてからあとで答えたり、専門の機関等を紹介すること。
⑤ 自分の価値観で批判・評価したり、自分の考えを押し付けないこと。
⑥ 相手の人格を尊重すること。
⑦ 問題を抱え込んで自分だけで解決しようとしないこと。
⑧ 相談内容は外部に漏らさないこと。（秘密の保持）

（5）記録の必要性

① 相談の経過が明らかとなり、その経過を踏まえた支援の方向を見出すことができます。また、新規に相談を受けたときに、過去に同様の事例があれば参考にすることができます。
② 記録することにより、相手と話し合っているときには気づかなかった問題や助言で不足した事柄、支援の方法を発見することがあります。
③ 相談員研修会などで事例検討を行うときの研修資料として大いに役立つとともに、他の相談員や関係者から適切な助言を受けることができます。なお、研修資料として活用する場合は、プライバシーに十分配慮する必要があります。
④ 支援の継続の観点から、相談の内容等が後任者に理解できるようにしておく必要があります。
⑤ 記録の取り扱いは、プライバシー保護に十分配慮する必要があります。

3 障がいの特性と基本的な応対方法

（1）視覚障がいのある方

視覚障がいのある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいます。見えづらい方の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い（視野の一部が欠け

たり、望遠鏡でのぞいているような見え方）などの方がいます。また、特定の色が分かりにくい方もいます。

■留意すべき点

＊一人で移動することが困難

＊音声を中心に情報を得ている

＊文字の読み書きが困難

■基本的な応対方法

＊こちらから声をかけましょう

周りの状況が分からないため、相手から声をかけられなければ会話が始められないことがあります。

＊指示語は使わないようにしましょう

「こちら」「あちら」「これ」「それ」などの指示語では「どこか」「何か」が分かりません。例えば、場所は「30センチ右」など、具体的に説明します。

○点字と音声

視覚障がいのある方が、必ずしも点字を読めるわけではありません。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法もあります。

（2）聴覚・言語障がいのある方

聴覚障がいのある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。さらに、言語障がいを伴う方とほとんど伴わない方がいます。また、言語障がいのある方は、その原因によって、聴覚障がいを伴う場合があります。

■留意すべき点

＊外見から分かりにくい

＊視覚を中心に情報を得ている

＊声に出して話せても聞こえているとは限らない

＊補聴器をつけても会話が通じるとは限らない

■基本的な応対方法

＊コミュニケーションの方法を確認しましょう

聴覚障がいのある方との会話には手話、指文字、筆談、口話・読唇（相手の口の動きを見て話を読み取ること）などの方法があります。人によりコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法で対応すれば良いか、本人の意向を確認します。

＊聞き取りにくい場合は確認しましょう

聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙など

に書いてもらい内容を確認します。

● 盲ろう（視覚と聴覚に重複した障がい）について

視覚と聴覚の障がいが重複した状態を盲ろうといい、こうした障がいのある方を盲ろう者（児）といいます。

障がいの状態の組み合わせにより、全盲ろう（ほとんど見えない、ほとんど聞こえない）、弱視ろう（少し見えるが、ほとんど聞こえない）、盲難聴（ほとんど見えず、少し聞こえる）、弱視難聴（少し見えて、少し聞こえる）に大別されます。こうした障がいの状態、障がいの発生時期、生活環境により、コミュニケーションや支援の方法は一人ひとり異なります。

■基本的な応対方法（(1)(2)の内容も参考にしてください）

盲ろう者とのコミュニケーション方法には、触手話（接近手話）、指文字、指点字、手のひら書きなどがあります。コミュニケーションをはじめる際には、障がいの状態をよく確認し、どの方法で対応できるかを十分把握する必要があります。盲ろう者とのコミュニケーション支援のため、必要な知識・技能を習得している「盲ろう者通訳・介助者」を通訳者として活用することも必要です。

（3）肢体不自由のある方

肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障がいのある方、座ったり立ったりする姿勢の保持が困難な方、脳性まひの方などがいます。これらの方の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な方、身体にまひのある方、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う方などがいます。移動については、杖や松葉杖を使用される方、義足を使用される方、車いすを使用される方などがいます。また、病気や事故で脳が損傷を受けた方の中には、身体のまひや機能障がいに加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴う方もいます。

■留意すべき点

＊移動に制約のある方もいる
＊文字の記入が困難な方もいる
＊体温調節が困難な方もいる
＊話すことが困難な方もいる

■基本的な応対方法

＊車いすを使用する方の目線に合わせましょう

車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。

＊聞き取りにくい場合は確認しましょう
　聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、手がかりとなる単語を伝えるなどで確認するようにします。
＊子ども扱いしないようにしましょう
　言葉がうまく喋れない方に対して子どもに対するような言葉づかいや接し方をしないようにします。

（4）内部障がいのある方

　内部障がいとは、内臓機能の障がいであり、身体障害者福祉法では心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（ＨＩＶ）による免疫機能、肝臓機能の７種類の機能障がいが定められています。

【心臓機能障がい】
　不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障がいで、ペースメーカー等を使用している方もいます。

【呼吸器機能障がい】
　呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障がいで、酸素ボンベを携帯している方や、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している方もいます。

【じん臓機能障がい】
　腎機能が低下した障がいで、人工透析のため定期的に通院している方もいます。

【ぼうこう・直腸機能障がい】
　ぼうこう疾患や腸管の通過障がいで、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設している方もいます。

【小腸機能障がい】
　小腸の機能が損なわれた障がいで、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいます。

【ヒト免疫不全ウイルス（ＨＩＶ）による免疫機能障がい】
　ＨＩＶによって免疫機能が低下した障がいで、抗ウイルス剤を服薬している方です。

【肝臓機能障がい】
　肝臓の機能が低下した障がいで、肝炎ウイルスに起因する肝炎をはじめ、様々な原因があります。肝臓移植を実施し抗免疫療法を受けている方もいます。

■留意すべき点
＊外見から分かりにくい
＊疲れやすい
＊携帯電話の影響が懸念される方もいる

＊タバコの煙を苦しく感じる方もいる
＊トイレに不自由されている方もいる

■基本的な応対方法

＊負担をかけない応対を心がけましょう

内部障がいのある方では、疲労感がたまり、集中力が欠けるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない応対を心がけます。

（5）知的障がいのある方

知的障がいのある方は、発達時期において脳に何らかの障がいが生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。重度の障がいのため、常時支援が必要な方もいますが、会社で働くなどの社会参加をされている方も大勢います。

■留意すべき点

＊複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
＊人にたずねたり、自分の意見を言うことが苦手な方もいる
＊漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる
＊ひとつの行動にこだわりを持つ方や、同じ質問を繰り返す方もいる

■基本的な応対方法

＊短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明しましょう

一度にたくさんのことを言われると混乱するので、短い文章で説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対します。

＊具体的に分かりやすく説明しましょう

説明資料等には、漢字にふりがなをふる、抽象的な言葉を避ける、絵や図を使って具体的に示すなどの工夫をします。

＊子ども扱いしないようにしましょう

成人の方に対して、子ども扱いしないようにします。

＊穏やかな口調で声をかけましょう

さまざまな支援が必要となる場合もありますが、「どうしましたか？」、「何かお手伝いしましょうか？」と、穏やかな口調で声をかけます。

（6）精神障がいのある方

精神障がいのある方は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール依存症等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。大半の方は、適切な治療により回復し地域で安定した生活を送ることができます。

【統合失調症】

統合失調症は、こころや考えがまとまりづらくなってしまう病気です。そのため気分や行動、人間関係などに影響が出てきます。統合失調症には、「幻覚」や「妄想」など健康なときにはなかった状態が表れる陽性症状と、「意欲の低下」や「感情表現が少なくなる」など健康なときにあったものが失われる陰性症状があります。

【うつ病】

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなったりするなどの状態が、一日中ほぼ絶え間なく感じられたり、長い期間続くことで、日常生活に支障が現れます。

【てんかん】

通常は規則正しいリズムで活動している大脳の神経細胞（ニューロン）の活動が突然崩れて、激しい電気的な乱れが生じることによって発作が現れる病気です。

■留意すべき点

＊一度にたくさんの課題に直面すると混乱してしまったり、周囲の刺激に過敏になり気遣いをしすぎてしまうことがある

＊気持ちが落ち込んで自信がなくなったり、必要以上に不安になったり、周りの言動や出来事を自分と結びつけて強い思い込みを持ってしまうことがある

＊対人関係やコミュニケーションが苦手な方もいる

＊外見からは分かりにくく、周囲から障がいについて理解されずに孤立している方もいる

＊自分の病気のことを他人に知られたくないと思っている方もいる

＊学生時代の発病や長期入院のために社会生活に不安を持つ方もいる

■基本的な応対方法

＊まず、ご本人の話をしっかりと聞いて、受け止めましょう

＊不安を感じさせないような穏やかな応対をこころがけましょう

＊こちらが伝えたいことは「ゆっくり」「ていねい」に説明しましょう

（7）発達障がいのある方

発達障がいとは、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）等、脳機能の障がいであって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉スペクトラム症（ASD）には、知的障がいを伴う場合と伴わない場合とがあります。

※ICD-11の改訂に伴い、令和9年1月より、学習障がいの名称は「発達性学習症」に変更されます。

■留意すべき点

＊外見から分かりにくい

＊遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
＊相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる
＊順序だてて論理的に話すことが苦手な方もいる
＊年齢相応の社会性が身についていない方もいる
＊関心のあることばかり一方的に話す方もいる
＊見通しを立てることが苦手な方もいる

■基本的な応対方法
＊短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明しましょう
＊抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明しましょう

（8）高次脳機能障がいのある方

事故や病気によって、注意・感情・記憶・行動などの高度な脳の働きをする高次脳機能をつかさどる部分が損傷され、記憶力や注意力の低下などの症状が現れることがあります。それらの症状を総称して、「高次脳機能障がい」と呼びます。

高次脳機能障がいの主な原因としては、脳外傷（交通事故・転倒などによる脳挫傷など）、脳血管障がい（脳梗塞、脳出血など）、脳炎、水頭症などがあります。

主な症状には以下のようなものがあります。

【記憶障がい】
人の名前や顔が覚えられない、予定や約束などを忘れてしまうなど

【注意障がい】
注意が散漫になり、集中力に欠けるなど

【遂行機能障がい】
見通しを立てられない、物事の優先順位が決められないなど

【行動と感情の障がい（社会的行動障がい）】
感情のコントロールがうまくいかない、イライラしやすいなど

■留意すべき点
＊高次脳機能障がいのある方は、一人ひとり障がい特性が大きく異なる
＊外見からは分かりにくく、周囲から障がいについて理解されずに孤立している方もいる
＊周囲の理解と対応、必要な支援を受けることで生活しやすくなる
＊本人や周りの方の気づきと理解が大切

■基本的な応対方法
＊できるだけ周囲に気が散らないような静かな環境で話をしましょう
＊一度に伝える情報を~~は、~~少なく~~、~~わかりやすくして、遠回しな表

現は使用しないようにしましょう
＊話した内容を忘れてしまうことがあるため、大事なことは紙などに書いて示しながら説明するなどの工夫が必要です
＊脳の損傷により疲れやすいため、負担をかけない工夫が必要です

（９）重症心身障がいのある方

重症心身障がいとは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態のことをいいます。「重症心身障がい」という名称は、医学的診断名ではなく、児童福祉法上の措置を行うための定義（呼び方）です。

重症心身障がい児（者）は、呼吸、体温維持、摂食などの身体の基本的な機能の維持やコミュニケーション能力に障がいを有する場合が多くあります。

また、基本的に障がいの発症時は小児であり、体の機能は発達する一方、早期に機能が低下する可能性もあり、また合併症を起こすこともあります。

なお、合併症のあらわれ方や、障がいの程度、必要となる医療的ケアには個人差があります。

■留意すべき点
＊座位を保てず自力では起き上がることが難しい方が多い
＊自力での移動、食事が困難で、排泄時も多くの介助が必要
＊手、足が変形または拘縮、側わんや胸郭の変形を伴う方もいる
＊極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができない方もいる
＊言語による理解、意思伝達が困難
＊肺炎、気管支炎を起こしやすく、てんかん発作を起こす方もいる
＊呼吸器管理や痰の吸引など常時医療的ケアが必要な方もいる

■基本的な応対方法
＊必ず本人の意思を確認し、本人の主体性を尊重した応対をしましょう
＊コミュニケーション方法には、言葉だけでなく絵や写真などを合わせて提示するなどその方にあった方法が必要です

（１０）難病等による障がいのある方

難病とは、平成26年５月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（法第1条）としている疾病を指します。

■留意すべき点

＊治療方法が確立していない疾病に罹患し、生涯にわたる長期間の療養を必要とすることから、生活面における制約や経済的負担が大きく、病名や病態が知られていないために、社会の理解が進んでおらず、就業など社会生活への参加が進みにくい状態にある

＊疾病により障がいはさまざまで、同じ疾病でも人によってさまざまな症状を呈する

＊症状には波があり、日ごと、または時間ごとに変動することもある（症状が固定しないため、身体障がい者手帳を取得できない場合もあります）

＊合併症や薬剤による副作用によって、日常生活の中でさまざまな問題が生じることがある

・病状によっては、コミュニケーションが難しい方もいる

＊難病等であることで、患者・家族の不安や負担感が精神面に影響することが考えられる

■基本的な応対方法

＊痛みや疲れやすさなど外見上わかりにくい症状に悩まされている方も多く、対象となる方と相談しながら、負担をかけない対応をすることが必要です。

＊コミュニケーションを取ることが難しく相手の意思がわかりにくい場合は、相手の状況に応じた方法をとるなど、ていねいな対応が必要です。

＊ご本人の意向に合わせて、コミュニケーション方法等、環境整備をする必要があります。

☆難病等によって、さまざまな身体障がいを来たす場合があります。その場合は「３　障がいの特性と基本的な応対方法」の各項目に沿った対応も必要です。

上記「３　障がいの特性と基本的な応対方法」 は、「公共サービス窓口における配慮マニュアル　-障がいのある方に対する心の身だしなみ-」（内閣府障害者施策推進本部：平成17年発行）などを参考に記載しております。

https://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html

また、大阪府では下記を公表しています。
対応の参考としてご活用ください。

◆障がい者差別解消ガイドライン
https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html

◆障がい理解ハンドブック　ほんま、おおきに！ひろげようこころの輪
https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html

2章　障がい者手帳の交付

（1）　身体障がい者手帳の交付　㊎

内　容	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ＨＩＶ感染による免疫機能及び肝臓機能に障がいのある人に交付します。手帳には、障がいの程度により１級から６級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申　請 手　続	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書と診断書用紙を受け取り、指定医師※の診断を受けてから、その診断書と写真を添えて手続きしてください。 なお、15歳未満の児童については、保護者が代わって申請することになります。 また、ＨＩＶ感染による免疫機能障がいにかかる申請については、代理申請又は郵送による申請・交付が認められます。 ※下記Webページから、指定医師を検索できます。 https://www.pref.osaka.lg.jp/cgi-bin/shiteiishi/index.php
等　級 変　更	障がいの程度が変わったと思われる人は、指定医師の診断書を添えて申請してください。
居住地、 氏名変更	転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も、届出書を居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に提出してください。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。
返　還	手帳の交付を受けた人が障がいを有しなくなったとき、又は死亡された場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「返還届」を提出してください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。
窓　口	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

【手帳の交付対象となる障がいの範囲】（等級一覧表は、資料編45ページ）

１．次に掲げる視覚障がいで、永続するもの

①　良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい

、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.1以下のもの
② 良い方の眼の視力が0.6かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
③ 周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。）の総和がそれぞれ80度以下又は両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。）が56度以下のもの
④ 両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの
⑤ 両眼解放視認点数が100点以下又は両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

２．次に掲げる聴覚又は平衡機能の障がいで、永続するもの
① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
④ 平衡機能の著しい障がい

３．次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がいで、永続するもの

４．次に掲げる肢体不自由
① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの
② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
④ 両下肢のすべての指を欠くもの
⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの
⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がい

５．心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ＨＩＶ感染による免疫又は肝臓の機能の障がいで永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの

（2） 診断料の助成 ㊎

内　容	手帳の交付申請をする人（新規交付申請者、再交付申請者又は過去に申請した際に、経過観察期間の不足等により、再診断と判定された者）で、市町村民税非課税世帯に属する人に対して、市町村を通じて手帳交付の申請の際に要した診断料を助成します。（ただし、生活保護世帯に属する人は除きます。） なお、申請には、身体障がい者手帳交付申請書、診断料請求書及び医療機関の領収書が必要です。
窓　口	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（3） 療育手帳の交付 ㊍

内　容	知的障がいと判定した方に交付します。手帳には、障がいの程度によって、Ａ（重度）、Ｂ１(中度)、Ｂ２（軽度）の区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申　請 手　続	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書を受け取り、必要事項を記入の上、写真を添えて手続きしてください。
再判定	療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。（更新申請）
居住地、氏名変更	転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に「療育手帳記載事項変更届出書」を提出してください。氏名を変更された場合も、上記「届出書」を居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に提出してください。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。
返　還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合、または対象事項に該当しなくなった場合には、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「療育手帳返還届出書」を提出してください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。
窓　口	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

※ 障がい福祉サービスについては、療育手帳の所持は必須ではありません。
障がい福祉サービスの申請に関する詳細については、各市町村にお問い合わせください。（あわせて7章もご参照ください。）

（4） 精神障がい者保健福祉手帳の交付 ㊮

内 容	次ページの【手帳の交付対象となる障がいの範囲及び等級】に該当する方に交付します。手帳には、障がいの程度により１級から３級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、手帳用診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を受けることができる場合があります。（詳細につきましては、居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）にお問い合わせください。）
申請手続	最寄りの市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）で申請書をお渡ししますので、記入の上、医師の診断書（所定の様式のもので、※初診日から６ヵ月以上経過した時点のもの）又は障がい年金証書の写しに写真を添えて、住所地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）に提出してください。 なお、年金証書の写しを添える場合は、さらに次の書類が必要です。 ①直近の年金振込通知書の写し又は直近の年金支払通知書の写し ②年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」
更 新	手帳の有効期限は２年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。更新の手続きは有効期限の３ヵ月前から行うことができます。次の書類を住所地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）に写真を添えて提出してください。 ⑴申請書 ⑵現在お持ちの手帳の写し ⑶診断書（所定の様式のもの）又は障がい年金証書の写し 障がい年金証書の写しを添える場合は、次の書類が必要です。 ①直近の年金振込通知書の写し又は直近の年金支払通知書の写し ②年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」
等級変更	障がいの程度が変わったと思われる人は、新規申請の場合と同様の手続きを行ってください。
居住地、氏名変更	転居された場合、新しい居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）で手続きを行ってください。 ⑴権限移譲（※17ページ）した市町村の区域内に転居された場合は、現在お持ちの手帳の写し、写真を添えて申請書を提出してください。 ⑵権限移譲をしていない市町村の区域内へ転居された場合は、「記載事項変更届」を提出してください。 氏名を変更された場合も、⑵の変更届を居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）に提出してください。

再交付	紛失または破損したときは、市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)に「再交付申請書」を、写真を添えて提出してください。
返　還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「返還届」を提出してください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。
窓　口	居住地の市町村精神保健福祉担当課 （東大阪市では保健センター（資料編25ページ））

※ 障がい福祉サービスについては、精神障がい者保健福祉手帳の所持は必須ではありません。障がい福祉サービスの申請に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。（あわせて7章もご参照ください。）

【手帳の交付対象となる障がいの範囲及び等級】

1．障がいの範囲

統合失調症、気分（感情）障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい（記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がい）、発達障がい及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障がいは含まれない。

2．障がい等級

1級、2級、3級の三等級とする。手帳の1級及び2級は、国民年金の障がい基礎年金の1級及び2級と同程度。手帳の3級は、厚生年金の3級よりも広い範囲のものとする。

1級 ― 精神障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級 ― 精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3級 ― 精神障がいであって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※初診日：当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

（5）　生活保護を受給している方の障がい者加算について 身 精 知

生活保護の受給対象となる方が、障がい年金を受給しておられる場合や障がい者手帳を取得されている場合など（症状固定日以後または症状が固定していなくても障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日から1年6か月経過後等）、その障がいの等級などにより、障がい者加算が受けられる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村等の生活保護担当課にお問い合わせください。

（6）　障がい者手帳交付事務の市町村への権限移譲について　身　精

大阪版地方分権推進制度に基づき、住民に身近な次の事務について、順次希望する市町村に権限移譲を行いました。

○　身体障がい者手帳の交付等の事務

○　精神障がい者保健福祉手帳の交付等の事務

これにより、権限を移譲した市町村では、それぞれの市町村名で手帳を交付します。

※　手帳の交付対象となる方に変更はありません。

※　これまで大阪府が交付した手帳は、権限の移譲後も有効です。

障がい者手帳交付事務市町村移譲有無一覧　　令和8年4月現在

移譲年月	身体障がい者手帳	精神障がい者保健福祉手帳
市町村で交付 （移譲済）	岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村 （全28市町村）	東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村 （全36市町村）
府で交付 （移譲なし）	守口市、羽曳野市、藤井寺市 四條畷市、島本町、忠岡町 （全6市町）	高槻市、守口市、四條畷市、交野市、島本町 （全5市町）

※　政令指定都市、中核市における身体障がい者手帳の交付は、政令指定都市、中核市が行います。
政令指定都市における精神障がい者保健福祉手帳の交付は、政令指定都市が行います。

3章　相談の窓口・緊急時の通報先

(1) 福祉事務所・町村障がい福祉担当課　身 知 精 難

（資料編1ページ）

内容	医療を受けたいとき、手帳等の申請を行いたいとき、義肢や車いすなどの補装具が必要なとき、福祉サービスや施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々な相談について、居住地の福祉事務所（福祉事務所を設置していない市町村については障がい福祉担当課）で応じています。 なお、聴覚障がい者及び言語障がい者のために、ろうあ者福祉指導員を設置している福祉事務所もあります。

(2)　相談支援・情報の提供

①　市町村障がい者相談支援事業　身 知 精 難

内容	障がいのある方やご家族等からの相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報の提供等を行います。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 市町村相談支援事業所（資料編85ページ「相談支援事業所」で「委託相談」の欄に○が記載された事業者。）

②　基幹相談支援センター　身 知 精 難

内容	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着促進の取り組み、地域の相談支援体制強化の取り組み等を総合的に行います。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 基幹相談支援センター（資料編124ページ）（再掲：資料編85ページ「相談支援事業所」で「基幹C」の「直営」「委託」の欄に○が記載された事業者）※設置していない市町村もあります。

③　地域活動支援センター　身 知 精 難

内容	通所により、創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を提供しています。 また、それぞれのセンターの特性や地域の実情に応じて、相談支援、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業を併せて実施しています。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 地域活動支援センター（資料編57ページ）

(3)　障がい者虐待防止センター　㊎ ㊍ ㊏ ㊐（資料編5ページ）

内容	障害者虐待防止法に基づき、各市町村、府に虐待の相談・対応窓口を設置しています。養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の相談・対応を行っていますので、虐待の疑いがあれば通報をお願いします。

(4) 精神科病院における虐待通報受付窓口　㊏

内容	大阪府内の精神科病院において、業務従事者から虐待を受けたと思われる精神障がい者を発見された方は、速やかに以下の窓口まで通報してください。 また、精神科病院において、業務従事者から虐待を受けた精神障がい者の方は、以下の窓口に届け出ることができます。
窓口	○大阪府虐待通報受付窓口（大阪市・堺市を除く大阪府内の精神科病院における虐待） ※いずれも対応は開庁日 【電話】06-6608-3558（平日9時から17時30分まで） 【ファックス】06-6608-3558 【手紙】〒558-0056大阪市住吉区万代東3丁目1番46号 大阪府こころの健康総合センター内 【ホームページ】 https://www.pref.osaka.lg.jp/o100220/kokoronokenko/gyakutaitaiou/index.html#madoguti ○大阪市虐待通報受付窓口（大阪市内の精神科病院における虐待） ※いずれも対応は開庁日 【電話】06-6922-6607（平日9時から17時30分まで） 【メール】kokoro-abuse@city.osaka.lg.jp 【ホームページ】 https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000623986.html ○堺市虐待通報受付窓口（堺市内の精神科病院における虐待） ※いずれも対応は開庁日 【電話】072-228-7177（平日9時から17時30分まで） 【ファックス】072-228-7177 【手紙】〒590-0078堺市堺区南瓦町3番1号　堺市精神保健課内 【メール】seiho@city.sakai.lg.jp 【ホームページ】 https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/sodan/jisatsutaisaku/ichiran/kourei_syougai.html#cms9BE2E

（5） 大阪府障がい者自立相談支援センター ㊎ ㊍ ㊕ ㊙

内容	**○地域支援課：**地域における障がい者の相談支援体制等を充実するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進しています。また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行っています。 **○身体障がい者支援課：**身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談･指導（身体障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、巡回相談の場などに理学療法士（ＰＴ）及び作業療法士（ＯＴ）を派遣しています。また、高次脳機能障がいについての相談（33ページ参照）に応じています。 **○知的障がい者支援課：**知的障がいの判定及び専門的相談・指導（知的障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。
窓口	大阪府障がい者自立相談支援センター　（217ページ参照） https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/jiritsusodan/index.html ＴＥＬ：06−6692−5261（地域支援課） 06−6692−5262（身体障がい者支援課） 06−6692−5263（知的障がい者支援課） 06−6692−5264（手帳発行関係） ＦＡＸ：06−6692−3981・06−6692−5340

（6） 大阪府こころの健康総合センター ㊕

内容	関係機関職員への研修や各種刊行物、ホームページで精神保健福祉に関する様々な情報を提供しています。また、相談支援・依存症対策課では専門相談として依存症・自死遺族相談にも応じています。
窓口	大阪府こころの健康総合センター　（資料編42ページ） https://kokoro-osaka.jp/ ＴＥＬ：06−6691−2811（代表） 06−6691−2810（事業推進課） 06−6691−2818（相談支援・依存症対策課） 06−6691−2812（医療審査課） 06−6691−3749（自立支援医療直通） 06−6691−2823（精神保健福祉手帳直通） 06−6606−5561（精神医療審査会事務局直通） ＦＡＸ：06−6691−2814

（7） 子ども家庭センター 身 知 精 難（資料編21ページ）

内容	障がい児についての専門的、総合的な相談や判定、施設利用の手続き等を行っています。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090180/kodomokatei/denwa/index.html

（8） 保健所・保健センター 身 精 難

内容	慢性疾患児や身体障がい児、難病のある方に対する適切な支援を行うため、個別支援として保健師による面接や家庭訪問等での相談、栄養士による食生活指導、理学療法士・作業療法士等による療養生活指導や、集団支援として患者交流会、疾患の講演会・学習会等を行っています。また、こころの健康等に関して、ケースワーカー・保健師・嘱託医等による相談支援・訪問指導を実施しています。
窓口	居住地の保健所・保健センター（資料編23ページ）

（9） 大阪難病相談支援センター 難

内容	難病患者及びその家族の生活上の悩みなどについての電話や面談による相談、各患者会の紹介や就労支援等を行っています。
窓口	大阪難病相談支援センター https://www.nanbyo.osaka/ 〒558-0056　大阪市住吉区万代東3丁目1－46 大阪府こころの健康総合センター3階 ＴＥＬ　06－6926－4553（相談） 06－6115－7774（イベント等問い合わせ） 〔受付時間〕　月～金曜日　午前10時～午後4時30分 <難病患者の就労相談（予約制）> 相談日：第２水曜日、第４水曜日　午前10時～午後４時 https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki_naiyou/job/_121082.html

（10）大阪難病医療情報センター 難

内容	難病に関する専門的知識の集積や、難病情報の提供などを行っています。
窓口	大阪難病医療情報センター https://www.gh.opho.jp/hospital/osaka/2.html

	〒558-8558　大阪市住吉区万代東３―１－５６ 大阪急性期・総合医療センター本館３階 ＴＥＬ　06−6694−8816 〔受付時間〕月・水・金　午前10時～午後4時 ＜難病患者の働き方相談（予約制）＞ 相談日：第1金曜日、第3金曜日　午前10時～午後4時 https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki_naiyou/job/_121082.html

（１１）　ひだまり・MOE　㊎

内容	ひだまり・MOEでは、「赤ちゃんのきこえ」について、難聴児支援の中核機能拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、専門家（聴覚障がいを専門とする臨床心理士等）による相談支援等を行っています。相談日等が決まっていますので、まずは電話やメール等でお問い合わせ下さい。
窓口	ひだまり・MOE https://hidamarimoe.com/ ＴＥＬ：０９０−３８４８−７１９５ メール：info@hidamarimoe.com

（１２）　大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）

㊎ ㊍ ㊕ ㊐

内容	スポーツなどに関する専門家（理学療法士・健康運動指導士・障がい者スポーツ指導員）が相談に応じます。相談日が決まっていますので、まずは電話かＦＡＸでお問い合わせ下さい。
窓口	大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） http://www.fineplaza.jp/ ＴＥＬ：０７２−２９６−６３１１ ＦＡＸ：０７２−２９６−６３１３

（１３） 大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室
（あいあいねっと） ㊙ ㊙

内容	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、地域の相談機関に対する専門的助言等を行っています。 ●地域の相談機関に対する専門的助言 地域包括支援センターや障がい者相談事業所など地域の相談機関に対して、電話相談・専門相談を行っています。 ●日常生活自立支援事業 ・福祉サービスの利用援助 介護保険などの福祉サービスを利用する手続きのお手伝い 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談援助 ・日常的金銭管理サービス 福祉サービスの利用料金や、医療費、公共料金等の支払い 年金や福祉手当の受領に必要な手続き 日常生活に必要な費用の支払いや、預貯金の出し入れ ・通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス 預金通帳や印鑑、証書（年金証書、権利証書、契約書など）の預かり ※宝石、書画、骨董品、貴金属などは除きます。
窓口	●地域の相談機関に対する専門的助言 ・大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室（あいあいねっと） （資料編42ページ） （電話）06-6191-9500（月～金　午前10時～午後4時） https://www.osakafusyakyo.or.jp/koukenshien/ ◆電話相談：毎週月～金曜日　午前10時～午後4時 〔但し、祝日と年末年始（12/29～1/3）は除く〕 ◆専門相談：より専門的な助言が必要な場合に、弁護士、社会福祉士が面接相談に応じます。 毎週木曜日（予約制） ●日常生活自立支援事業の窓口 ・各市町村の社会福祉協議会（資料編130ページ）

（14） ハローワーク（公共職業安定所） ㊨ ㊥ ㊩ ㊫

（資料編27ページ）

内容	就職を希望する人に対して仕事に関する職業相談・職業紹介を行っています。

（15）大阪府地域生活定着支援センター ㊨ ㊥ ㊩ ㊫

内容	刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等、又は矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）を退所した人で、高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な人について、福祉サービス等の利用に関し、本人やその関係者からの相談に応じます。
窓口	大阪府地域生活定着支援センター （資料編42ページ） 委託先：一般社団法人よりそいネットおおさか ＴＥＬ：06−6762−8644

（16）大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会 ㊨ ㊥ ㊩ ㊫

内容	福祉サービスに関する苦情について、苦情解決委員が第三者としての中立・公正な立場から、解決に向けての相談、助言、調査またはあっせんを行っています。
窓口	大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 （資料編42ページ） http://www.osakafusyakyo.or.jp/unteki/index.html 電話・来所相談は、月～金曜日 午前10時～午後4時 （但し、祝日と年末年始は除く） ＴＥＬ：06−6191−3130（相談専用） ＦＡＸ：06−6191−5660

（17） 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター ㊨ ㊥ ㊩ ㊫

内容	障がい者の権利擁護や福祉サービスの利用に関する相談に、専従の相談員が応じています。電話、ＦＡＸ、来所等で受け付け、関係機関や障がい者相談員などと連携しています。 受付は、月曜日から金曜日の9時から17時までですが、ＦＡＸ、留守番電話は、土・日・祝日も含め24時間受け付けています。
窓口	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター盲ろう者等社会参加支援センター（大阪障害者自立支援協会） ＴＥＬ：06−6973−0110 ＦＡＸ：06−6748−0589

（18） 民生委員・児童委員 ㊎ ㊍ ㊏ ㊐

内容	市町村ごとに配置され、福祉事務所・町村福祉担当課・子ども家庭センター等の関係機関の業務に協力し、地域福祉に関わる各種の相談・援助を行っています。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（19）障がい者関係団体等

① 大阪障害者自立支援協会 ㊎ ㊍ ㊏ ㊐

内容	障がい者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪障害者自立支援協会 （資料編42ページ） http://www.daisyokyo.or.jp/ ＴＥＬ：０６－６７４８－０５８８ ＦＡＸ：０６－６７４８－０５８９

② 大阪府身体障害者福祉協会 ㊎

内容	身体障がい者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪府身体障害者福祉協会（資料編43ページ） http://fushinkyo.or.jp/ ＴＥＬ：０６－６７４８－０３１２ ＦＡＸ：０６－６７４８－０３１６

③ 大阪府視覚障害者福祉協会 ㊎

内容	視覚障がい者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪府視覚障害者福祉協会 （資料編43ページ） http://www.fushikyo.or.jp/ ＴＥＬ：０６－６７４８－０６１５ ＦＡＸ：０６－６７４８－０６１６

④ 大阪聴力障害者協会 ㊎

内容	聴覚障がい者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪聴力障害者協会 （資料編43ページ） https://daicyokyo.jp/ ＴＥＬ：０６－６７４８－０３８０ ＦＡＸ：０６－６７４８－０３８３

⑤ 大阪府肢体不自由者協会 ㊎

内容	肢体不自由児者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じて

	います。
窓口	大阪府肢体不自由者協会　（資料編43ページ） https://daishikyo.or.jp/ ＴＥＬ：０６－６９４０－４１８１ ＦＡＸ：０６－６９４３－４６６１

⑥　大阪脊髄損傷者協会　㊎

内容	脊髄損傷者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪脊髄損傷者協会　（資料編43ページ） https://sekison-osaka.sakura.ne.jp/ ＴＥＬ：０６－６３７１－３８３１ ＦＡＸ：０６－６３７１－４８５４

⑦　大阪府中途失聴・難聴者協会　㊎

内容	中途失聴・難聴者の方に対して、社会参加のための相談に応じています。
窓口	大阪府中途失聴・難聴者協会　（資料編43ページ） https://osakafunancho.com/ ＦＡＸ：０７２－７２９－３４２０

⑧　阪喉会　㊎

内容	咽頭を摘出された方に対して、社会参加のための相談に応じています。
窓口	阪喉会　（資料編43ページ） http://www.hankoukai.jp ＴＥＬ：０６－６４４４－１３２１ ＦＡＸ：０６－６４４４－１４３２

⑨　大阪スタタリングプロジェクト　㊎

内容	吃音者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪スタタリングプロジェクト（資料編43ページ） https://www.osaka-kitsuon.com/index.html ＴＥＬ・ＦＡＸ：０７２－８２０－８２４４

⑩　大阪府重症心身障害児・者を支える会　㊎　㊓

内容	重症心身障がい児・者が、地域での生活を続けられるよう支援することを目的に様々な活動を行っています。
窓口	大阪府重症心身障害児・者を支える会（資料編43ページ） http://www.sasaeru.or.jp/

	TEL：06−6624−2555 FAX：06−6654−6462

⑪ 大阪手をつなぐ育成会 (知)

内容	日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪手をつなぐ育成会 （資料編43ページ） https://www.osaka-ikuseikai.or.jp/ TEL：072−869−6555 FAX：072−889−2365

⑫ 大阪府精神障害者家族会連合会 (精)

内容	精神障がい者の家族同士が支え合い、学び合い、励まし合うのが家族会です。大阪府内の家族会の連合体として、家族の様々な相談に応じています。
窓口	大阪府精神障害者家族会連合会 （資料編44ページ） https://daikaren.org/ TEL：06−6941−5797 FAX：06−6945−6135 大阪府精神障害者家族会連合会 電話相談室 TEL：06−6941−5881 〔電話相談日〕 月・水・木・金 午前11時～午後3時 （火・土・日・祝・お盆・年末年始は休み）

⑬ 精神障害者社会復帰促進協会 (精)

内容	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を進めるための様々な支援事業を行っています。
窓口	精神障害者社会復帰促進協会 （資料編44ページ） http://www.hukikyo.jp/ TEL：06−6567−8071 FAX：06−6567−8089

⑭ 大阪府断酒会 (精)

内容	断酒会はアルコール依存症の人と家族の集まりです。各地域で断酒のための集会を開催し、酒害回復のための相談など様々な活動を行っています。
窓口	大阪府断酒会 （資料編44ページ） https://fudanshu.com/ TEL：072−949−1229FAX：072−933−1220

⑮ 大阪精神医療人権センター (精)

内容	精神障がい者の人権擁護に関する様々な活動を行っています。

窓口	認定ＮＰＯ法人大阪精神医療人権センター https://www.psy-jinken-osaka.org/ ＴＥＬ：０６－６３１３－００５６ ＦＡＸ：０６－６３１３－００５８

⑯　大阪精神障害者連絡会（ぼちぼちクラブ）　㊜

内容	精神障がいの当事者グループです。精神障がい者の様々な相談に応じています。
窓口	大阪精神障害者連絡会（ぼちぼちクラブ） http://bochibochi-club.com/ ＴＥＬ：０６－６７４８－０１６３（火・木：午後2時～午後4時頃） ＦＡＸ：０６－６７４８－０１６４

⑰　大阪自閉スペクトラム症協会　㊟ ㊜

内容	発達障がいのある方の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	大阪自閉スペクトラム症協会 https://autism-osaka.org/ ＴＥＬ：０６－６４５１－１４９０ ＦＡＸ：０６－６４５１－２２２１

⑱　日本てんかん協会大阪府支部　㊜

内容	てんかんに対する社会的理解の促進、てんかんに悩む人たちの社会援護活動、てんかん施策の充実をめざした調査研究や活動を行っています。
窓口	日本てんかん協会大阪府支部 https://jeaosaka.jimdofree.com/ ＴＥＬ・ＦＡＸ：０６－４３９７－４５６４（月・水：午前10時～午後2時）

（２０）　身体障がい者相談員　㊞

内容	市町村ごとに主に身体障がい者の中から選ばれ、身体障がい者の立場になって身体障がい者手帳の取得や補装具の給付等をはじめとする障がい者の身近な問題について、自身の経験や思いを活かし、いろいろな相談に応じています。また、福祉事務所や地域の支援機関等につなげる重要な役割を果たしています。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（２１）知的障がい者相談員　㊟

内容	市町村ごとに主に知的障がい者の保護者の中から選ばれ、知的障がい者

	の立場になって、療育手帳の取得や日常生活用具の給付等をはじめとする障がい者の身近な問題について、自身の経験や思いを活かし、いろいろな相談に応じています。また、福祉事務所や地域の支援機関等につなげる重要な役割を果たしています。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（22） 精神障がい者相談員 ㊍

内容	市町村ごとに配置され、地域において市町村、大阪府こころの健康総合センター、保健所等の関係機関の業務に協力し、地域福祉に関わる各種の相談・援助活動に従事しています。
窓口	居住地の市町村精神保健福祉担当課

（23） ピアカウンセリング ㊎ ㊏ ㊍

内容	障がい者自身が障がい者やその家族等の相談に応じ、心理的なサポートを含めた地域での自立生活のために必要な情報提供や支援をします。
窓口	・ピアカウンセリングの情報 相談支援事業所 （資料編85ページ）

（24） 発達障がい者支援センター（アクトおおさか） ㊍

内容	発達障がいのある方々やその家族からの相談に応じ必要な助言等を行うとともに、関係機関職員に対する専門的助言・指導を実施しています。 また、普及啓発や関係機関職員の資質向上のための研修事業、成人期の発達障がい者の就労支援を実施しています。
窓口	大阪府発達障がい者支援センター「アクトおおさか」 https://act-osaka.org/ 大阪市中央区内本町１－２－１３ 谷四ばんらいビル１０階A ＴＥＬ：０６－６９６６－１３１３ ＦＡＸ：０６－６９６６－１５３１

（25） 退院や処遇改善の審査請求 ㊍

内容	大阪府内（大阪市・堺市を除く）の精神科病院に入院されている人からの退院や処遇の改善についての審査請求を受け付け、審査しています。なお、措置入院の場合は、大阪府知事の措置による入院の方が対象となります。
窓口	大阪府精神医療審査会事務局

	TEL：06−6606−5561（直通） 〒558-0056　大阪市住吉区万代東3丁目1−46 （大阪府こころの健康総合センター内） 〔受付時間〕　月～金　午前9時～午前12時／午後1時～午後5時30分 （土・日・祝年末年始は休み）

（26）　精神障がい者医療相談（おおさか精神科救急ダイヤル）

㊜

内容	かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、精神疾患を有する方やそのご家族などから、こころの病気の緊急時にお電話いただければ、必要に応じて精神科救急医療機関の利用についてご案内いたします。 平日午後５時～翌９時 （土・日・祝日・年末年始：午前９時～翌朝９時） ※受診や入院にかかる相談について、直接医療機関の斡旋を行うことはできません。 ※病院空床情報に関する照会に応じることはできません。
窓口	TEL：0570−01−5000 ※一部のＩＰ電話などからは接続できません。

（27）　認知症疾患医療センター　㊜

内容	認知症疾患の鑑別診断のための人員・検査体制を有しており、認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期治療を行える一般病床と精神病床を有する病院、またはいずれかにおいて他の医療機関と連携体制がとれている病院で、都道府県・政令指定都市が指定する病院に設置しています。 認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、地域保健医療・介護関係者への研修、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの連携を行っています。
窓口	認知症疾患医療センター　（資料編127ページ）

（２８）こころの健康に関する電話相談窓口 ㊖

内容	こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスの情報などを知りたい方のために電話相談を行っています（電話によるカウンセリングではありません）。
窓口	《こころの電話相談》 TEL：06-6607-8814 平日（午前9時30分～午後5時　祝日・年末年始を除く） ※水曜日は「若者専用電話相談　わかぼちダイヤル」として40歳未満の方を対象に実施 ※【大阪市にお住まいの方】 《こころの悩み電話相談》 TEL：06-6923-0936（平日　午前9時30分～午後5時 祝日・年末年始を除く） ※【堺市にお住まいの方】 《こころの電話相談》 TEL： 072-243-5500 （平日　午前9時～午後0時/午後0時45分～午後5時 祝日・年末年始を除く） 《こころの健康相談統一ダイヤル》 TEL：0570-064-556 ※大阪府在住の方（大阪市・堺市除く） （平日　午前9時30分～午後5時　祝日・年末年始を除く） ※大阪市在住の方 （平日　午前10時～午後5時　祝日・年末年始を除く） ※堺市在住の方 （平日　午前９時～午後0時、午後0時45分～午後5時 祝日・年末年始を除く）

（２９）「ひきこもり」に関する相談窓口 ㊎

内容	大阪府のひきこもりに関する第一次相談窓口として、ご本人やご家族からの相談を電話でお受けするとともに、市町村や民間団体でひきこもりの方の支援に携わる支援者への後方支援を行っています。
窓口	大阪府こころの健康総合センター（大阪府ひきこもり地域支援センター） 《ひきこもり専門電話相談》 TEL：０６－６６９７－２８９０（平日　午前10時～午後4時） ※【大阪市にお住まいの方】 大阪市こころの健康センター（大阪市ひきこもり地域支援センター） 《ひきこもり電話相談》 TEL：０６－６９２３－００９０（平日　午前10時～午後5時） ※【堺市にお住まいの方】 堺市ユースサポートセンター 《ひきこもり相談：ご本人が49歳以下の方が対象》 TEL：０７２－２４８－２５１８（平日　午前9時～午後5時30分） 堺市こころの健康センター 《ひきこもり相談専用電話：ご本人が40歳以上の方が対象》 TEL：０７２－２４１－０８８０（平日　午前10時～午後0時） ※お住まいの市町村でも相談することができます。各市町村の相談窓口については、以下のホームページをご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/hikikomori_shienn/index.html

（30） 高次脳機能障がい支援拠点機関 ㊨ ㊟ ㊧ ㊩

内容	高次脳機能障がいについての個別の相談や支援、及び高次脳機能障がいに関する普及啓発や研修事業を行っています。
窓口	障がい者医療・リハビリテーションセンター （下記3機関をあわせたもの。21章に詳細説明があります） 【総合的な相談に関することはこちら】 ◇大阪府障がい者自立相談支援センター　身体障がい者支援課 （大阪府高次脳機能障がい相談支援センター） ＴＥＬ：０６－６６９２－５２６２ ＦＡＸ：０６－６６９２－５３４０ https://www.pref.osaka.lg.jp/o090160/jiritsusodan/kojinou/index.html 【地域生活に向けた自立訓練の利用に関することはこちら】 ◇大阪府立障がい者自立センター ＴＥＬ：０６－６６９２－２９７１ ＦＡＸ：０６－６６９２－２９７４ https://www.pref.osaka.lg.jp/o090140/shogaishajiritsu/jiritsu01/index.html ※自立センターは自立訓練（機能訓練・生活訓練）、施設入所支援を行う施設です。 【医療に関することはこちら】 ◇大阪急性期・総合医療センターリハビリテーション科 ＴＥＬ：０６－６６９２－１２０１ （大阪急性期・総合医療センターの代表番号） ＦＡＸ：０６－６６９２－２９７８ ※【堺市にお住まいの方】 ◇堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター ＴＥＬ：０７２－２７５－５０１９ ＦＡＸ：０７２－２４３－０２０２ https://www.sakai-kfp.info/html/rehabili.cgi

（３１）　障がい児等療育支援事業　㊎ ㊍ ㊐ ㊎

内容	障がい児（者）の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、来談・訪問等により、療育指導・相談に係る助言・指導・研修を行っています。（政令市、中核市を除く）
窓口	障がい児等療育支援実施機関（資料編129ページ）

（３２）身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴拒否等の相談窓口　㊎

内容	身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談に応じるとともに、関係機関と連携し、必要な助言、指導等を行います。
窓口	大阪府障がい福祉室自立支援課 （資料編４２ページ） 大阪市障がい者施策部障がい福祉課（大阪市内の施設） 堺市障害施策推進課（堺市内の施設） 東大阪市障害者支援室障害施策推進課（東大阪市内の施設） 高槻市福祉相談支援課（高槻市内の施設） 豊中市障害福祉課（豊中市内の施設） 枚方市健康福祉部福祉事務所障害福祉課（枚方市内の施設） 八尾市障がい福祉課（八尾市内の施設） 寝屋川市障害福祉課（寝屋川市内の施設） 吹田市障がい福祉室（吹田市内の施設） （各市の連絡先は資料編２ページ）



■ハンセン病回復者・家族の方に関する情報

ハンセン病回復者支援センター

内容	ハンセン病回復者の方及び家族等に対して、訪問・面接・電話により相談をお受けし、地域で安心して生活できるようサポートを行っています。
窓口	・ハンセン病回復者支援センター（大阪府社会福祉会館　3階） 〒542−0012　大阪市中央区谷町7−4−15 TEL　06−7506−9424 FAX　06−7506−9425 メール　hansensoudan@osaka-saiseikai.jp ［受付時間］　平日　午前9時～午後5時 （祝日・年末年始を除く。） ・大阪府の窓口 大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 疾病対策・援護グループ TEL　06−6944−9172 FAX　06−6941−6606 ・各市町村の窓口（資料編19ページ）

■緊急時の通報先

ＦＡＸ１１０番・１１０番アプリシステム　㊐

内容	事件･事故､緊急事態発生時の聴覚障がい者･言語障がい者等の方々の緊急通報用として､ＦＡＸ及びスマートフォンアプリによる通報を受理しています｡ ＦＡＸは、事件の内容、用件及び発信者の住所（現在の居場所）、氏名並びにＦＡＸ番号を明記して送信してください。 スマートフォンアプリによる通報は、専用アプリをインストールして利用してください。 また、フィーチャーフォンでも警察庁の専用サイトにアクセスすることで、１１０番アプリシステムを利用できます。

窓口	大阪府警察本部 ・ＦＡＸ１１０番 　ＦＡＸ番号　06−6941−1022 ・１１０番アプリシステム（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語にも対応） 　スマートフォンで専用アプリをダウンロード、またはフィーチャーフォンで警察庁の専用サイト https://mobile110.npa.go.jp にアクセス。

■お金の悩みなどの相談

多重債務の相談窓口 身 知 精 難

内容	多重債務に関するご相談は、以下の身近な相談窓口でご相談ください。
窓口	≪市町村の多重債務に関する相談窓口≫ https://www.pref.osaka.lg.jp/o110080/kashikin/kashikin_riyousha/sicyouson2.html ≪近畿財務局（多重債務無料相談窓口）≫ TEL　06−6949−6523 https://lfb.mof.go.jp/kinki/498.html ≪大阪弁護士会（総合法律相談センター）≫ TEL　06−6364−1248 https://soudan.osakaben.or.jp/consultation/flow.html ≪法テラス（日本司法支援センター）≫ TEL（大阪）　0570−078329 TEL（堺）　0570−078331 https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-osaka/ ≪大阪司法書士会（司法書士総合相談センター）≫ TEL　06−6943−6099 https://www.osaka-shiho.or.jp/soudan/center.html ≪公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 （大阪カウンセリングセンター）≫ TEL　0570−031640 TEL　06−6258−6773（一般） https://www.jcco.or.jp/center/osaka.html

■差別に関する相談

障がいを理由とする差別に関する相談窓口 ㊎ ㊍ ㊏ ㊐

内容	障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関して、障がいのある方やその家族など広く府民の皆様からの相談を受ける窓口を市町村及び府が設置しています。まずは、お住まいの市町村にある相談窓口へご相談ください。なお、大阪府に配置した広域支援相談員への相談も可能ですが、基本的な相談窓口は市町村となります。
窓口	●障がいを理由とする差別に関する相談窓口 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_soudan.html 電話及びＦＡＸ番号は資料編８ページ 大阪府に配置した広域支援相談員へのメールでのご連絡は sabetsu-soudan@gbox.pref.osaka.lg.jp　まで

4章　医療費の助成等

（1）　重度障がい者医療費の助成　　㊎ ㊍ ㊌ ㊏

内容	重度の障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。 なお、他の公費負担医療(更生医療・特定医療費（指定難病）等)の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。 【所得制限】前年の所得が479万4千円以下（単身の場合） 【一部自己負担額】 一つの医療機関等あたり入院・入院外各500円以内／日 ※複数の医療機関等を受診した場合で一部自己負担の合計額が１ヶ月あたり3,000円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。 【申請手続】 重度障がい者医療費の助成を受けるには、居住地の市町村重度障がい者医療担当課で、重度障がい者医療証の交付手続が必要です。
対象者	○ 身体障がい者手帳1、2級所持者 ○ 知的障がいの程度が重度と判定された人 ○ 精神障がい者保健福祉手帳１級所持者 ○ 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 ○ 身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人
窓口	居住地の市町村重度障がい者医療担当課

（2）　歯科診療　　㊎ ㊍

内容	歯科診療所では対応の困難な障がい者の歯科診療を行う施設として、大阪急性期・総合医療センター、（一社）大阪府歯科医師会附属歯科診療所障がい者診療など２３か所の障がい者歯科診療を実施する医療機関があります。

窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 各医療機関（資料編36ページ）

（3） 自立支援医療費（更生医療）の支給 ㊎

内容	更生医療の指定を受けている自立支援医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の１割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。 更生医療受給者証の交付を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療（更生医療）担当課で、自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続をします。 なお、更生医療支給認定申請の際は、更生医療機関の指定を受けている自立支援医療機関の医師の意見書が必要です。
対象者	18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人
窓口	居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療（更生医療）担当課

（4） 自立支援医療費（育成医療）の支給 ㊎

内容	育成医療の指定を受けている自立支援医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の１割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。 育成医療費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療（育成医療）担当課で自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続をします。なお、育成医療支給認定申請の際は、育成医療機関の指定を受けている自立支援医療機関の医師の意見書が必要です。
対象者	身体障がい児（18歳未満）
窓口	居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療（育成医療）担当課

（5） 自立支援医療費（精神通院医療）の支給　㊍

内容	精神通院医療の指定を受けている自立支援医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。 また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。 なお、一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になることがあります。 自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けるには、居住地の市町村精神保健福祉担当課で、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続をします。 なお、精神通院医療支給認定申請の際は、精神通院医療の指定を受けている自立支援医療機関の医師の診断書が必要です。 https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/jiritsu/index.html
対象者	通院により精神疾患の治療を受けている方
窓口	居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市は各保健センター）

（6）特定医療費（指定難病）の助成　㊎

内容	平成27年1月1日付けで難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病（令和8年4月現在、348疾病）に対して医療費の助成を行っています。 対象者、対象疾病、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「難病に係る医療費助成制度（難病法に基づく制度）」に掲載されています。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/kenkozukuri/atarasiiryouhizyose/index.html
窓口	居住地を管轄する保健所または保健センター（資料編23ページ）

（7）特定疾患医療費の助成　㊎

内容	難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（令和8年4月1日現在、4疾患）に対して医療費の助成を行っています。 対象者、対象疾患、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「特定疾患医療費助成」に掲載されています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/t_sikkan/index.html なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、平成27年1月から新しく医療費助成制度が始まり、従来の56疾患のうち53疾患は、特定医療費（指定難病）助成制度に移行されました。
窓口	居住地を管轄する保健所または保健センター（資料編23ページ）

（8）　小児慢性特定疾病医療費の助成　㊎

内容	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療費を、公費によって助成する制度があります。 対象者、対象疾病、給付の内容等詳細は下記HPの「小児慢性特定疾病医療費助成制度　利用の手引き」に掲載されています。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html
窓口	居住地を管轄する保健所または保健センター（資料編23ページ）

5章　補装具・日常生活用具等

（1）　補装具費の支給　㊎ ㊍

内容	失われた身体機能の補完、代替する用具の購入、修理又は借受けに要する費用について支給されます。 費用は用具の種類別に基準額が定められており、所得に応じた負担上限月額の設定があります。また障がい福祉サービスの負担額等と合算され、高額障がい福祉サービス等給付費による軽減措置の対象となります。 また、障がいの状況その他やむを得ない事情により、国が定める基準以外の補装具を必要とするときは、市町村の担当窓口にご相談ください。 補装具費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で補装具費支給申請書を受け取り、手続きをします。 【補装具の種類（例）】 ①肢体不自由者　義肢、装具（上肢・下肢・体幹装具）、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、クッション、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置 ②視覚障がい者　視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ③聴覚障がい者　補聴器 ④内部障がい者　車椅子、電動車椅子
対象者	身体障がい者・身体障がい児及び障害者総合支援法第４条第１項の政令で定める疾病による障がいのある方（ただし、補装具の種類によっては、障がいの種別、等級により交付等が制限される場合があります。）
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（2）　難聴児への補聴器購入費用の交付　㊎

内容	身体障がい者手帳の交付対象とならない中度難聴児に対し、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を交付します。また、補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、5千円を上限額として、その検査料（他制度で助成を受けている場合を除く）を交付します。
対象者	身体障がい者手帳の交付対象とならない（但し、両耳60デシベル以上の）中度難聴児
窓口	居住地の市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（3） 日常生活用具の給付･貸与 ㊎ ㊍ ㊏ ㊐

内容	障がい者が日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。一部自己負担があります。 用具の種類は、市町村によって異なりますので、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。 日常生活用具の支給・貸与を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。詳しくは次の窓口までお問い合わせください。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） （注）介護保険による福祉用具の貸与、特定福祉用具の購入もあります。「介護保険」（194ページ）を参照してください。

■小児慢性特定疾病の方に関する情報

小児慢性特定疾病の方への日常生活用具の給付

（用具一覧は、資料編54ページ）

対象者	日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等便宜を必要とする小児慢性特定疾病児等であって、次のそれぞれの要件を全てみたす者とします。 **＜小児慢性特定疾病の方＞** ①小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている児童等 ②在宅で療養している者 ③障害者総合支援法等の施策の対象とはならない者
内容	小児慢性特定疾病の人が、日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。世帯の所得に応じて一部負担があります。 給付券の交付を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。 なお、手続きの際には、医師の診断書が必要となる場合があります。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

6章　訪問指導・訓練事業・地域療育の支援

（1）障がい児等療育支援事業　㊎ ㊍ ㊐ ㊒

内容	障がい児（者）の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、来談・訪問等により、療育指導・相談に係る助言・指導・研修を行っています。（政令市、中核市を除く）
窓口	障がい児等療育支援実施機関（資料編129ページ） 大阪府障がい福祉室地域生活支援課（資料編42ページ）

（2）重度障がい者訪問診査・相談指導　㊎

内容	医師、看護師、ケースワーカー等が家庭を訪問し、障がいについての診断や指導を無料で行っています。
対象者	在宅の重度身体障がい者
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課 （資料編1ページ）

（3）視覚障がい者家庭訪問指導事業　㊎

内容	指導員を派遣し、生活訓練や点字指導、その他の相談・指導を行っています。
対象者	視覚障がいのある人
窓口	大阪府視覚障害者福祉協会（資料編43ページ）

（4）視覚障がい幼児療育指導事業　㊎

内容	通所による基本的生活習慣の療育指導や電話等による助言を行います。
対象者	就学前の視覚障がいのある幼児
窓口	大阪府視覚障害者福祉協会（資料編43ページ）

（5）音声機能障がい者発声訓練教室　㊎

内容	人工喉頭や食道発声法による発声訓練を行っています。
対象者	喉頭を摘出し、音声機能を失った人
窓口	阪喉会（資料編43ページ）

（6）吃音教室　㊎

内容	吃音で困っている人からの相談を受けるとともに吃音の正しい知識と発声法等を習得することで、吃音を克服することを目的とした教室です。 また、講座に集う吃音者相互の親睦を図るため、各種行事を実施しています。
対象者	吃音で困っている人
窓口	大阪スタタリングプロジェクト（資料編43ページ） ＴＥＬ・ＦＡＸ　０７２－８２０－８２４４

（7）脊髄損傷者日常生活支援事業　㊎

内容	社会生活に即応できるよう車いす生活訓練とピアサポートを行っています。
対象者	脊髄損傷者
窓口	大阪脊髄損傷者協会（資料編43ページ）

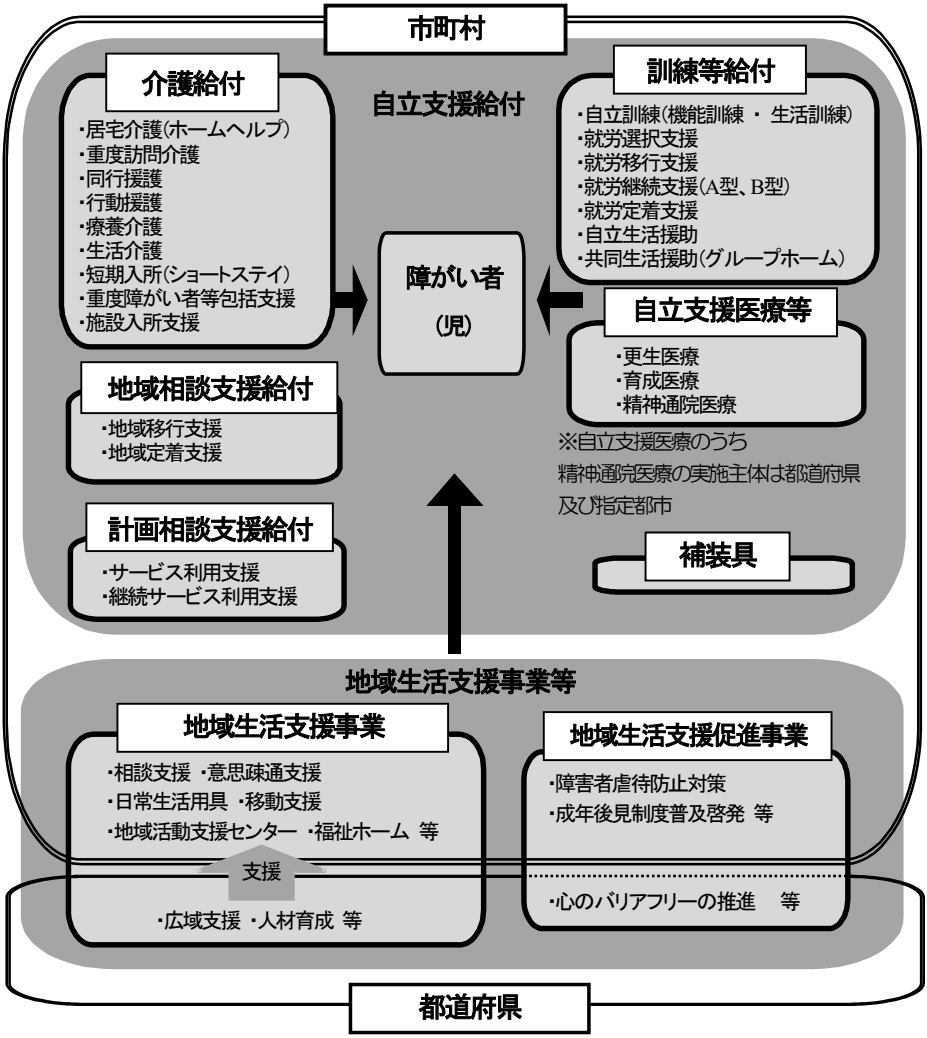
7章　障がい者総合支援制度※

※以下、障害者総合支援法に基づく制度のことを「障がい者総合支援制度」としています。

（1）障害者総合支援法について　㊎ ㊍ ㊐ ㊌

内容	障がい保健福祉施策は、平成15年４月から支援費制度による利用契約制度が導入され、利用者が自ら事業者を選択して、サービスを利用するという仕組みが始まり、障がい者のサービス利用が飛躍的に拡大しました。 その一方で、障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供され、施設や事業の体系が複雑であることなどが課題として指摘されてきました。 これらの課題を解決するとともに、障がいのある方々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、平成18年４月から障害者自立支援法が施行されました。 その後、平成25年４月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、障がい福祉サービスの対象に難病等による障がいのある方が加わりました。法に基づくサービスには、居宅介護や重度訪問介護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成等を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」、更生医療や育成医療等の「自立支援医療」、「補装具費の支給」、相談支援や意思疎通支援、移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあり、これらの支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念として障がい者総合支援システムを構築しています。 これらのサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、障がい支援区分の認定(介護給付、訓練等給付の共同生活援助（介護を伴う場合）)、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との契約や指定医療機関での受診を行っていただくこととなります。 【自立支援医療 ⇒ 第４章、補装具 ⇒ 第５章を参照】
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 【指定事業者・施設の情報】 独立行政法人福祉医療機構ホームページ WAM NET　https://www.wam.go.jp/

障がい者総合支援制度によるサービス体系



（2）主なサービスの概要

●自立支援給付関係

介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助の提供
	重度訪問介護 ※	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般の援助のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な支援を提供
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や移動の援護、その他必要な援助を提供
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助の提供
	療養介護	医療に加え常時介護が必要な方に対して、病院で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助の提供
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会等を提供
	短期入所 （ショートステイ）	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
	重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対して、居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援の提供
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上・維持のために必要な訓練、支援の提供

※　平成３０年４月より、入院中の病院等においても、病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援を基本とした利用ができるようになりました。

訓練等給付	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労継続支援	企業等に就職することが困難な方等に対して、就労、生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るために、企業や医療機関等の関係機関との連絡調整、就労に伴う生活面の課題に関する相談、助言等必要な支援の提供
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定の期間にわたり、日常生活の中での課題に対して必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整等必要な援助を提供
	共同生活援助 （グループホーム）	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
地域相談支援給付	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を提供
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談その他必要な支援を提供
計画相談支援給付	計画相談支援 （サービス利用支援、継続サービス利用支援）	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

●地域生活支援事業関係

・地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業

・生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる事業

（参考）市町村地域生活支援事業[必須事業]

理解促進研修・啓発	地域社会の住民に対して障がい者等に関する理解を深めるための研修や啓発を行うもの
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援するもの
相談支援	障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言等を行うもの
成年後見制度利用支援	知的障がい者又は精神障がい者の成年後見制度の利用を支援するもの
成年後見制度法人後見支援	業務を適正に行うことができる法人を整備するとともに、法人後見の活動を支援するもの
意思疎通支援	手話通訳者の派遣などを通じて、障がい者の方の円滑なコミュニケーションを図るもの
日常生活用具給付等	日常生活を便利に、または容易にするために必要な物の給付を行うもの
奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成するもの
移動支援	障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
地域活動支援センター機能強化	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図る地域活動支援センターの機能を強化するもの

・[任意事業]

市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができます。

（任意事業の一例）

・福祉ホームの運営　（低料金での居室や設備の提供、その他日常生活を援助するもの）

（3）障がい児支援について

援護の実施者（市町村）	通所支援	児童発達支援（児童発達支援センター以外）	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のために必要な支援を行う
		児童発達支援（児童発達支援センター）	地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、専門性の高い児童発達支援や、肢体不自由のある障がい児に対する治療を行い、あわせて障がい児の家族、障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う
		放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
		居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上等のために必要な支援を行う
		保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児について、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的かつ必要な支援を行う
同（大阪府）	入所支援	福祉型障がい児入所支援	施設に入所する障がい児に、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う
		医療型障がい児入所支援	施設又は指定発達支援医療機関に入所する障がい児に、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う
同（市町村）	相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う

（4）障がい福祉サービス利用までの流れ

① 相談・申請
市町村（または市町村の委託を受けた相談支援事業者）にサービス利用についてご相談いただき、市町村に申請します。
市町村は、利用者にサービス等利用計画案提出を依頼します。

② 調　　査
市町村に申請すると生活や障がいの状況についての面接調査を行うため、市町村や相談支援事業者の職員(認定調査員)が聞き取り調査に伺います。

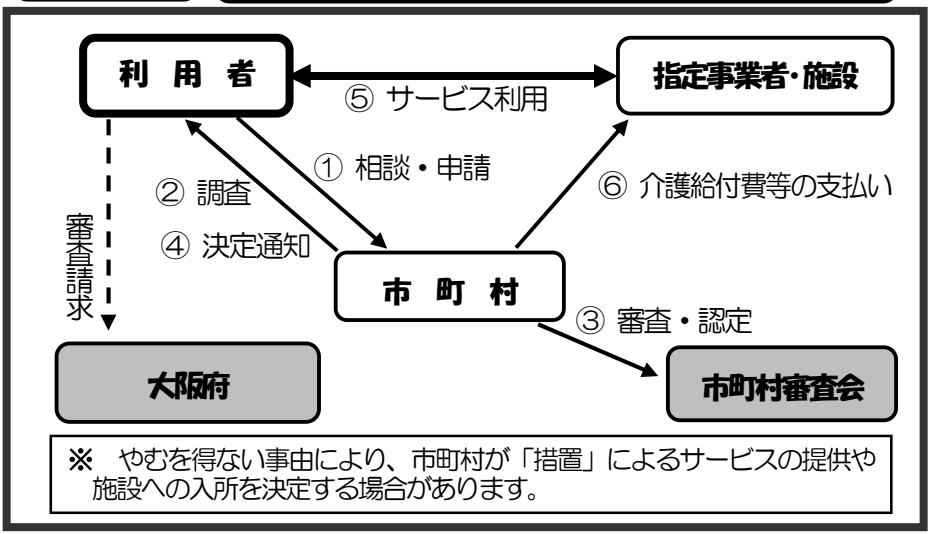
③ 審査・認定
調査の結果をもとに、市町村の審査会によって検討したうえで、障がい支援区分（心身の状況に応じた標準的な支援の度合）が決まります。

④ 決定通知
障がい支援区分の認定のあと、生活環境やサービスの利用意向などを聞き取り、提出されたサービス等利用計画案の内容も参考にして、市町村がサービスの量と１か月あたりの利用者負担限度額を決定して、受給者証を交付します。（サービスの利用意向等の聞き取りは、面接調査と同時に行うことがあります。）

※市町村の介護給付費等の支給決定に不服があるときは、大阪府知事に対して審査請求することができます。その際には、利用者または関係者の方から意見等を聴取することがあります。

⑤ サービス利用
利用者は、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⑥ 介護給付費の支払い
市町村はサービスを提供した事業者に対して国民健康保険団体連合会を通じて介護給付費等を支払います。



（５）障がい支援区分とは

平成18年４月から障害者自立支援法が施行され、障がい福祉サービスを受けるに際し、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分である「障がい程度区分」が導入されましたが、平成24年６月に成立した障害者総合支援法において、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものとして「障がい支援区分」と改められ、平成26年４月から施行されました。

障がい福祉サービスを受けようとする方は、市町村から障がい支援区分の認定を受ける必要があります。新規にサービスを受ける方については、市町村に支給申請を行っていただく必要があります。

障がい支援区分の判定は、認定調査員が、申請者（調査対象者）及び介護者等から80項目の調査項目に関する聞き取りを行った結果や医師の意見書等をもとに行われます。

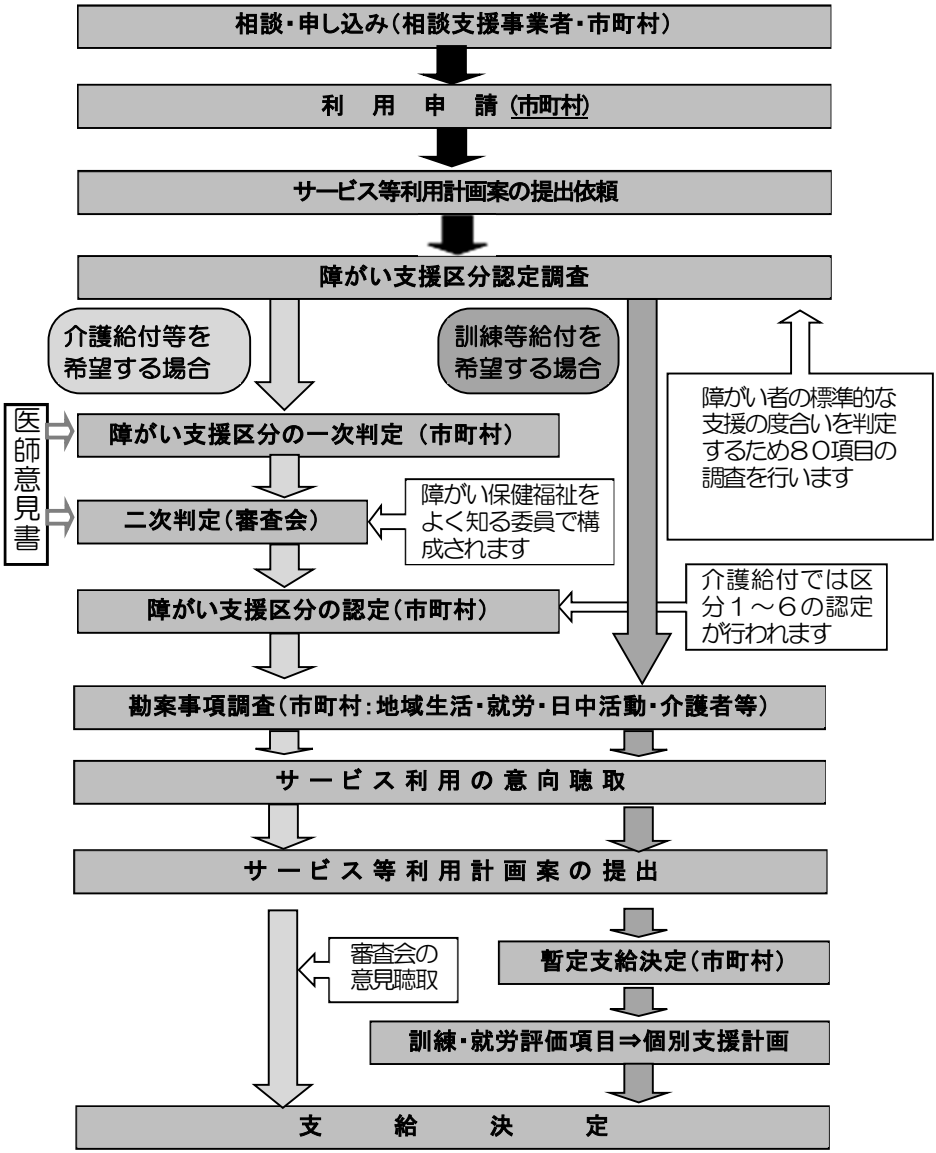
具体的には、障がい支援区分は、コンピュータによる一次判定と、それを受けた市町村審査会による二次判定を経て判定されます。

【留意点】

認定調査員は、障がい特性を十分に理解した上で、申請者（調査対象者）から聞き取り調査を行いますが、調査にあたっては、障がい特性を十分に踏まえた適切な判断を行う必要があります。

単に「できる」か「できない」ということだけでなく、心身の状況を十分に聞き取ることが必要です。また、質問項目だけでは判断できないような特性については、特記事項に記述することが大切です。

（６）障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



※ 同行援護については、利用申請の後、同行援護アセスメント調査による調査を行います。
詳細は、55ページをご覧ください。

（7）障がい支援区分と介護給付の関係

障がい支援区分と利用できる介護給付サービスとの関係については、下表のとおりです。（同行援護については、次ページ参照）

<table>
<tr><th></th><th>非該当</th><th>区分1</th><th>区分2</th><th>区分3</th><th>区分4</th><th>区分5</th><th>区分6</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>居宅介護
（ホームヘルプ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>通院等介助（身体介護を伴う）については、障がい支援区分が2以上であって、障がい支援区分の認定調査項目の要件を満たす必要あり</td></tr>
<tr><td>重度訪問介護</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">重度肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常時介護を要する方

※1　病院等に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用するものも含む</td><td>二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目の内、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「支援が不要」以外の方
又は、認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が 10 点以上である方（その他経過措置もあり）</td></tr>
<tr><td>同行援護</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の方。
（従前の身体介護を伴う場合・伴わない場合の分類を廃止）</td></tr>
<tr><td>行動援護</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がいの方（行動関連項目等の合計点数が１０点以上の方）</td><td>精神・知的障がいのみ対象</td></tr>
<tr><td>療養介護</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※2</td><td>気管切開を伴う人工呼吸器装着者
ⓐ

※3</td><td>※2　区分5以上に該当し、以下のいずれかに該当する方 (b)
・重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者
・医療的ケアの判定スコアが16点以上の方
・認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが８点以上の方
・遷延性意識障がい者であって、医療的ケアスコアが８点以上の方
※３ a又はｂに準ずる者として、市町村が認めた方</td></tr>
<tr><td>生活介護</td><td></td><td></td><td>※4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※4　50歳以上の場合、
区分2からサービス利用可能</td></tr>
<tr><td>生活介護
（施設入所支援を利用する場合）</td><td></td><td></td><td></td><td>※5</td><td></td><td></td><td></td><td>※5　50歳以上の場合、
区分3からサービス利用可能</td></tr>
<tr><td>短期入所
（ショートステイ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>重度障がい者等
包括支援</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※6</td><td>※6　区分６かつ、ＡＬＳ、強度行動障がいなど常時介護を要する障がい者等で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺があり呼吸管理を行っている身体障がい者若しくは最重度知的障がい者又は行動関連項目等の合計点数が10点以上である者</td></tr>
<tr><td>施設入所支援
（障がい者支援施設での夜間ケア）</td><td></td><td></td><td></td><td>※7</td><td></td><td></td><td></td><td>※7　50歳以上の場合、
区分3からサービス利用可能</td></tr>
</table>

同行援護については、利用申請の後、まず同行援護アセスメント調査票による調査を行います。なお、障がい支援区分の認定については、「障がい支援区分３又は４以上の者を支援した場合の加算」の対象者と見込まれない場合には行わないものとなっています。

※平成30年４月より「身体介護を伴う場合・伴わない場合」の分類は廃止されました。

◆ 同行援護の対象となる者

・同行援護アセスメント調査票※の項目中、「１～３」のいずれかが「１点以上」であり、かつ、「４」の点数が「１点以上」の者

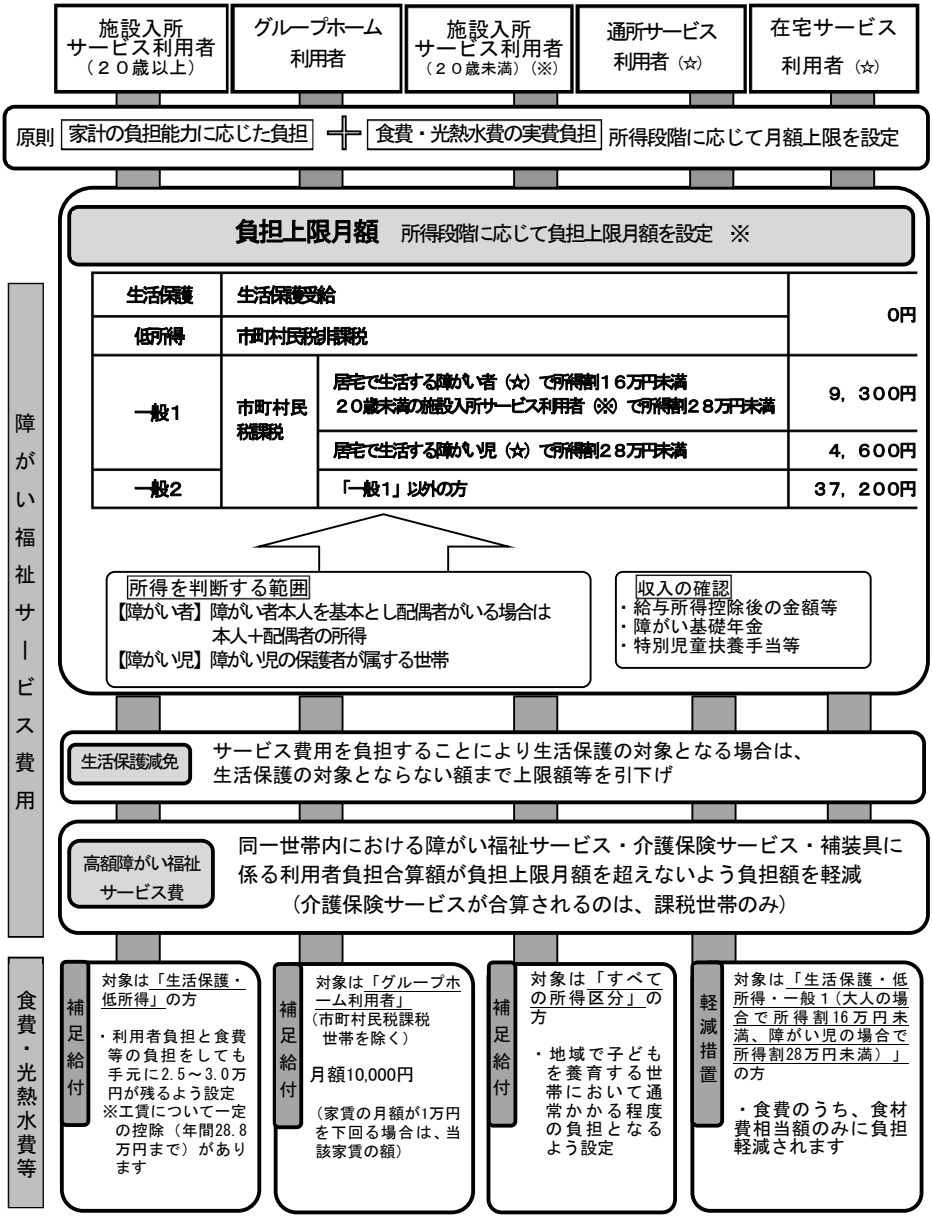
※同行援護アセスメント調査票

アセスメント項目中、「１～３」のいずれかが「１点以上」であり、かつ、「４」の点数が「１点以上」の者は、必要に応じて支給決定することができます。

No.	調査項目		0点	1点		2点		特記事項	備考
1	視力障がい	視力	普通（日常生活に支障がない）	約1m離れた視力確認表の図が見ることはできるが、目の前に置いた場合は見ることができない	目の前に置いた視力確認表の図はみることができるが、遠ざかるとみることができない	ほとんど見えない	見えているか判断不能である	—	矯正視力による測定とする
2	視野障がい	視野	1．視野障がいがない 2．視野障がいの1点又は2点の事項に該当しない	周辺視野角度（Ⅰ／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（Ⅰ／二視標による。以下同じ。）が56度以下である	両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である	両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である	視力障がいの１点又は２点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1．網膜色素変性症等による夜盲等がない 2．夜盲の1点の事	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		—		視力障がい又は視野障がいの１点又は２点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したも	人的支援なしに視覚情報により単独歩行可能な場合に「歩行で き

			項に該当しない			のである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する	る」と判断する
4	移動障がい	安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行できる場合がある	慣れた場所での歩行のみできる	慣れた場所でも歩行ができない	夜盲による移動障がいの場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する

（8）利用者負担の仕組み



（注）障がい児施設の利用の場合も同様です。

※ 令和元年10月から、就学前の障がい児の発達支援に係る費用が無償化されたことに伴い、負担上限月額の考え方が変更されています。（詳細は59ページ）

■　高齢障がい者の介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度について

内容	65 歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービス（※1）の支給決定を受けていた方で一定の要件を満たす場合は、申請をすれば、介護保険移行後に利用した相当する介護保険サービス（※2）の利用者負担を事業所等へ支払った後、償還されます。 ※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 ※2 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護 償還を受けるには、事前に市町村障がい福祉担当課への申請の提出が必要です。 要件に該当することを申告し、市町村から決定を受ける必要があります。
対象者	次の①～④の要件をすべて満たす方 ① 65 歳に達する日前５年間、特定の障がい福祉サービス（※1）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス（※2）を利用すること。 ② 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が 65 歳に達する日の前日の属する年度（65 歳に達する日の前日が４月から6月までの場合は、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様） ③ 障がい支援区分（障がい程度区分）が、区分2以上であったこと。 ④ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。
窓口	居住地の市町村障がい福祉担当課（資料編１ページ）

■　就学前の障がい児の発達支援の無償化について

内容	令和元年 10 月1日から、3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されています。 無料となるサービスは、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設です。 ※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の実費で負担しているもの）は支払う必要があります。 ※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記のサービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
対象者	対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。
窓口	児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援： 居住地の市町村障がい福祉担当課（資料編3ページ） 福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設： 子ども家庭センター（資料編 21 ページ）

8章　日常生活の支援

窓口	障がいのある方の日常生活のため、（1）から（32）まで様々な支援があります。（1）～（22）までの窓口は、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）です。（※市町村域によってはサービスを提供する事業所がない場合があります。） （23）から（32）までの窓口は、それぞれに窓口を記載しています。

（1） 計画相談支援　身 知 精 難

内容	障がい福祉サービス等の支給決定等の前に、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定等の後に、サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。 支給決定後、一定期間ごとにモニタリングを実施し、計画の見直しを行います。 （資料編85ページ「相談支援事業所」で「特定」の欄に○が記載された指定特定相談支援事業者が実施します。）

（2）地域相談支援（地域移行・地域定着支援）　身 知 精 難

内容	地域移行支援では、障がい者支援施設等や精神科病院、保護施設、矯正施設等に入所・入院している方に対して、地域生活へ移行するための活動に関する相談・支援を行います。 地域定着支援では、常時の連絡体制の確保や、緊急時の支援を行い、居宅において単身で生活する方等が地域生活を継続できるように支援します。 （資料編85ページ「相談支援事業所」で「一般」の欄に○が記載された指定一般相談支援事業者が実施します。）

（3）障がい児相談支援　身 知 精 難

内容	障がい児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成します。給付決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、障がい児支援利用計画の作成を行います。給付決定後、一定期間ごとにモニタリングを行います。

（4） 居宅介護（ホームヘルパーの派遣） 身 知 精 難

内容	日常生活を営むのに支障となる障がいのある方に対して、居宅における食事、入浴等の身体介護、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院介助等を行います。 ■ 介護保険によるホームヘルパーの派遣もあります。 ⇒「介護保険」（194ページ）を参照してください。

（5） 重度訪問介護 身 知 精 難

内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある方で常時介護を要する方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。

（6） 同行援護 身

内容	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。

（7） 行動援護 知 精

内容	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。

（8） 短期入所（ショートステイ） 身 知 精 難

内容	障がいのある児(者)を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合、一時的に施設を利用（宿泊）できます。 ■ 介護保険による短期入所（ショートステイ）もあります。 ⇒「介護保険」（194ページ）を参照してください。

（9） 重度障がい者等包括支援 身 知 精 難

内容	常時介護が必要な障がいのある方に対して居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。

（10） 療養介護 身 知 難

内容	医療及び常時介護を必要とする障がいのある方に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。療養介護のうち医療にかかるものは療養介護医療として提供します。

（11） 生活介護 身 知 精 難

内容	常時介護が必要な障がいのある方に、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

（12） 自立訓練（機能訓練） 身 知 精 難

内容	一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

（13） 自立訓練（生活訓練） 身 知 精 難

内容	一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。 宿泊型自立訓練では、居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

（14） 就労選択支援 身 知 精 難

内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

（15） 就労移行支援 身 知 精 難

内容	一般就労が見込まれる65歳未満又は65歳以上（65歳になる前5年間障がい福祉サービスの支給決定を受けており、利用開始時65歳未満）の障がいのある方に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就職活動に関する支援等を行います。

（16） 就労継続支援Ａ型 ㊊ ㊌ ㊎ ㊍

内容	一般就労が困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満又は65歳以上（65歳になる前５年間障がい福祉サービスの支給決定を受けており、利用開始時65歳未満）の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。

（17） 就労継続支援Ｂ型 ㊊ ㊌ ㊎ ㊍

内容	一般就労が困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行います。

（18） 就労定着支援 ㊊ ㊌ ㊎ ㊍

内容	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

（19） 自立生活援助 ㊊ ㊌ ㊎ ㊍

内容	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

（20） 共同生活援助（グループホーム） ㊊ ㊌ ㊎ ㊍

内容	障がいのある方に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の支援を行います。

（21） 施設入所支援 ㊎ ㊏ ㊍ ㊐

内容	夜間に介護を必要とする障がいのある方に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。 「障がい者支援施設」とは、居住の場を提供するとともに主として夜間の支援を行う「施設入所支援」と日中活動の支援を行なう「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援B型」を組み合わせて行う施設のことを言います。

（22） 児童福祉施設等（障がい児関係）（資料編55ページ）

㊎ ㊏ ㊍ ㊐

内容	① 児童発達支援 ㊎ ㊏ ㊍ ㊐ 未就学児が家庭から通所しながら、身近な療育を受けることができます。 ② 放課後等デイサービス ㊎ ㊏ ㊍ ㊐ 就学児が放課後や夏休み等の長期休暇中に家庭や学校から通所しながら、生活能力向上のための支援等が受けられます。 ③ 居宅訪問型児童発達支援 ㊎ ㊏ ㊍ ㊐ 重度障がい児の居宅に支援員が訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等のための支援を行います。 ④ 保育所等訪問支援 ㊎ ㊏ ㊍ ㊐ 保育所等を利用する障がい児が保育所等での集団生活に適応できるように、支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。 ⑤ 障がい児入所施設 ㊎ ㊏ ㊍ ㊐ 障がい児が施設で生活しながら、日常生活に必要な知識や技能を身につけることができます。

(23) ガイドヘルパー（移動支援従事者）の派遣 ㊎ ㊍ ㊏ ㊐

内容	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的としてガイドヘルパー（移動支援従事者）を派遣します。
窓口	居住地の市町村障がい福祉担当課

(24) 手話通訳者の派遣 ㊎

内容	障害者総合支援法に基づき、手話通訳者を派遣します（特に専門性の高いものについては大阪府にて実施）。
対象者	聴覚障がい者及び言語障がい者
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 大阪聴力障害者協会（資料編43ページ）

(25) 要約筆記者の派遣 ㊎

内容	障害者総合支援法に基づき、要約筆記者を派遣します（特に専門性の高いものについては大阪府にて実施）。
対象者	聴覚障がい者及び言語障がい者
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 大阪府中途失聴・難聴者協会（資料編43ページ）

（26） 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 ㊎

内容	①派遣内容 盲ろう者通訳・介助者派遣事業では、大阪府内に居住する盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人・年齢を問わない）で身体障がい者手帳の1級又は2級の交付を受けた人を対象に、通訳・介助者の派遣を実施しています。 【派遣が認められない場合】 一　通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。 イ　総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの ロ　総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに係るもののうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び１日当たりの当該サービス利用時間のうち１時間に係る通訳 ハ　反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの 二　通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合 三　公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合 四　営利を目的とする場合 ②利用料 派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に関して発生する利用者と通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。 ③利用申込み あらかじめ利用登録を行い、原則として派遣を希望する10日前までに通訳・介助者派遣申請を行ってください。
対象者	大阪府内に居住する盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人・年齢を問わない）で身体障がい者手帳の１級又は２級の交付を受けた人
窓口	大阪障害者自立支援協会（資料編42ページ）

（27） 手話言語獲得支援者の派遣 ㊎

内容	手話言語条例に基づき、主に乳幼児期の難聴児の手話言語獲得のため、支援者を養成し、「こめっこ」や「BABYこめっこ」等へ派遣しています。
対象者	難聴児及びその家族
窓口	NPO法人　手話言語獲得習得支援研究機構（資料編44ページ）

（28） 市町村障がい者相談支援事業 ㊎ ㊍ ㊏ ㊐

内容	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、専門機関の紹介やピアカウンセリングを行います。
窓口	市町村相談支援事業所（資料編85ページ「相談支援事業所」で「「委託相談」の欄に○が記載された事業者。）

（29） 地域活動支援センター ㊎ ㊍ ㊏ ㊐

内容	利用者に対し相談支援、生活支援、地域交流、余暇支援及び機能訓練の提供等の支援を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
窓口	地域活動支援センター（資料編57ページ）

（30） 日中一時支援 ㊎ ㊍ ㊏ ㊐

内容	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。
窓口	日中一時支援事業所（資料編66ページ）

（31）福祉ホーム 身 知 精 難

内容	18歳以上の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、低額な料金で居室その他の設備を利用することができます。利用料算定方式に基づいた利用料が必要です。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（32）発達障がい者支援センター地域支援オフィス（発達支援拠点）精

内容	発達障がい児の支援のため、個別療育や保護者支援を行っています。また、圏域内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所、小・中学校など障がい児通所支援事業所等を対象とした機関支援を行っています。
対象者	発達障がい児とその家族、障がい児通所支援事業所等
窓口	①こども発達支援センター青空（そら） （所在地）箕面市稲6-15-26　あいあいプラザ内 TEL：072−729−0125 FAX：072−729−8100 ②こども発達支援センターｗｉｌｌ（ウィル） （所在地）高槻市城北町1-6-8　奥野ビル2F TEL：072−662−0100 FAX：072−662−0056 ③自閉症療育センターＬｉｎｋ（リンク） （所在地）枚方市岡東町24-10　アイエス枚方ビル3F TEL：072−841−2411 FAX：072−841−2412 ④発達障害支援センターPAL（パル） （所在地）東大阪市菱江5−2−34 東大阪市立障害児者支援センター内 TEL：072−975−5712 FAX：072−975−5718 ⑤こども発達支援センターSun（サン） （所在地）富田林市粟ヶ池町2969−5　レインボーホールB1F TEL：0721−26−7331 FAX：0721−26−7377 ⑥自閉症児支援センターWave（ウェーブ） （所在地）貝塚市東山2−1−1 TEL：072−421−3011 FAX：072−421−3011

9章　手当・年金・貸付等

※対象者や金額の詳細は該当ページを参照してください。

年金	主な対象		金額	ページ
⑴⑵障がい基礎年金	20歳以上で、国民年金法の障がい等級表1級	昭和31年4月2日以後生まれの方	1,059,125円/年	71 73
		昭和31年4月1日以前生まれの方	1,056,125円/年	
	20歳以上で、国民年金法の障がい等級表2級	昭和31年4月2日以後生まれの方	847,300円/年	
		昭和31年4月1日以前生まれの方	844,900円/年	
⑶特別障がい給付金	障がい基礎年金等を受給していない一定の条件を満たす者		1級:58,650円/月 2級:46,920円/月	74
⑷重度障がい者特例支援事業	障がい基礎年金等を受給していない在日外国人等		2万円/月	75
⑸障がい厚生年金・障がい手当金	厚生年金保険法の障がい等級表1～3級		厚生年金保険法の規定による	76
⑹障がい者扶養共済制度	制度に規定する障がい者		2万円/月（一口につき）	78

手当等	主な対象	金額	ページ
⑺特別障がい者手当	20歳以上で、在宅の重度障がい者	30,450円/月	79

⑻障がい児福祉手当	20 歳未満で、 在宅の重度障がい児	16,560 円/月	81
⑼特別児童扶養手当	20 歳未満で、 重度・中度障がい児の父母等	1級：58,450 円/月 2級：38,930 円/月	82
⑽児童扶養手当	ひとり親家庭の児童の父母等	11,340 ～ 48,050 円/月 （加算等あり）	84
⑾重度障がい者在宅生活応援制度（重度障がい者在宅介護支援給付金）	在宅の重度障がい者の介護者	1 万円/月	86
⑿自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料支給	自動車事故・バイク事故を原因として「脳」「脊髄」「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持った方	受給資格の種別ごとに異なる	87

貸付	主な対象	金額	ページ
⒀視覚障がい者施術所整備運営資金融資信用保証料交付事業	あんま等の施術所を経営する 視覚障がい者	融資額（限度額450 万円/件）に係る信用保証料相当額	88
⒁生活福祉資金	低所得世帯等	各種貸付資金により異なる	89

（1） 障がい基礎年金（国民年金） ㊎ ㊍

概要	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。（20歳未満の病気やけが等により障がい者となった場合は、20歳に達したときから受給可能となる制度もあります。）
対象者	① 国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日（※）のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月を経過した日あるいは1年6ヵ月以内に治った日（ともに障がい認定日といいます）に、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態に該当する場合、または障がい認定日に障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になかった人が、その後症状が悪化し、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳の誕生日の前々日までに本人が請求した場合（事後重症制度）で、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人 ⑺ 初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた月と保険料免除を受けた月を合わせて3分の2以上あること ⑴ 初診日が令和18年３月末日までのときは、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの直近1年間のうちに保険料の滞納期間がないこと（初診日において６５歳未満の人に限る） (※)初診日＝障がいの原因となる傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日 ② 20歳前の傷病により20歳に達したとき（障がい認定日が２０歳以後の場合はその障がい認定日）に障がい等級表の1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある人または20歳に達したときに障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になかった人が、その後症状が悪化し、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳の誕生日の前々日までに請求した人（事後重症制度）

年金額等	年金額は68ページの表のとおり、障がい等級表の級や生年月日により支給額が決定され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。） また、子の加算額は、第１子及び第２子については、１人につき年額243,800円で、第３子以降については、１人につき年額81,300円です。 （注） 1　対象者の②について、本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止されます。 2　子の加算については、受給権者によって生計を維持されている子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満で1級または2級の障がいの状態にある子）があるときに加算されます。 3　年金額等は、法律等により改定されます。 4　身体障がい者手帳は「身体障害者福祉法」及び精神障がい者保健福祉手帳は「精神保健福祉法」により、また、障がい基礎年金は「国民年金法」により定められている制度です。したがって、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳(以下、「障がい者手帳」という。)の等級と障がい基礎年金の等級とは異なります。障がい者手帳で1級または2級の場合でも、必ずしも障がい基礎年金が1級または2級とはなりません。 ※　障がい基礎年金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。
窓口	各市町村国民年金担当課または年金事務所（資料編29ページ）

(2)　障がい基礎年金（国民年金）　㊟

概要	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。
対象者	20歳前の傷病により20歳に達したとき（障がい認定日が20歳以後の場合はその障がい認定日）に障がい等級表の１級または２級に該当する程度の障がいの状態にある人または20歳に達したときに障がい等級表の１級または２級の障がいの状態になかった人が、その後症状が悪化し、障がい等級表の１級または２級の障がいの状態になり、65歳の誕生日の前々日までに請求した人（事後重症制度）
年金額等	年金額は69ページの表のとおり、障がい等級表の級や生年月日により支給額が決定され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。） また、子の加算額は、第１子及び第２子については、１人につき年額243,800円で、第３子以降については、１人につき年額81,300円です。 （注） １　対象者について本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止されます。 ２　子の加算については、受給権者によって生計を維持されている子（18歳に達した日以後の最初の３月31日までの間にある子か、20歳未満で１級または２級の障がいの状態にある子）があるときに加算されます。 ３　年金額等は、法律等により改定されます。 ※　障がい基礎年金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。
窓口	各市町村国民年金担当課または年金事務所（資料編29ページ）

(3)　特別障がい給付金　㊎ ㊍

概要	国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金等を受給していない障がい者の方について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付されます。
対象者	(1) 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (2) 昭和61年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 上記（1）または（2）の国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(※)があり、現在、障がい基礎年金１級、２級相当の障がいの状態に該当する方が対象。 ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当し、請求した方に限られます。 なお、障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができる方は対象になりません。 (※)初診日＝障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日
年金額等	障がい基礎年金１級相当に該当する方：月額58,650円（２級の1.25倍） 障がい基礎年金２級相当に該当する方：月額46,920円 （注） 1 支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。 2 ご本人の所得によっては、支給額が全額又は半額に制限される場合があります。 3 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給します。また、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。 4 特別障がい給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。 5 支払いは、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の６回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。） ※ 特別障がい給付金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。
窓口	各市町村国民年金担当課 または年金事務所（資料編29ページ）

(4)　重度障がい者特例支援事業　㊎ ㊍ ㊗

概要	重度の障がいがある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障がい基礎年金を受給できない障がい者に対し、手当を支給する制度です。
対象者	重度の障がいのある在日外国人などで、年金制度上の理由により障がい基礎年金を受給できない人で、次の①、②かつ③または④に該当している人 ①　府内に居住する外国人又は外国人であった人 ②　昭和57年1月1日前に外国人登録をしていた人 ③　昭和57年1月1日以前に満20歳に達しており、同日前に身体障がい者手帳１、２級、療育手帳Ａの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人 ④　昭和57年1月1日以前に満20歳に達しており、精神障がい者保健福祉手帳の等級が１級であり、障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人
手当額等	手当額は、月額20,000円で、毎年４月、10月の年２回に分けて支給されます。ただし、養護老人ホーム入所者の場合、一定額を減額することがあります。
支給制限	①生活保護を受けているとき ②公的年金を受けているとき ③社会福祉施設入所者で援護の実施者が府内市町村以外であるとき ④本人の前年所得が一定金額以上あるとき
必要書類	申請書、公的年金未受給状況等申立書、障がい者手帳の写し、外国人登録をされていたことを証する書類、診断書等
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(5)　障がい厚生年金・障がい手当金　㊎ ㊍

概要	厚生年金保険に加入されている人が病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。また、障がい手当金とは、障がい厚生年金を受給できる障がいの程度ではないが一定の障がいが残った場合に、一時金が支給される制度です。
対象者	**①　障がい厚生年金** 厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがなどにより、初診日から１年６ヵ月を経過した日あるいは１年６ヵ月以内に治った日(ともに障がい認定日といいます)に、障がい等級表の１級、２級または３級の障がいの状態である場合、または障がい認定日に障がい等級表の１級、２級または３級の障がいの状態になかった人が、その後症状が悪化し、障がい等級表の１級、２級または３級の障がいの状態になり、65歳の誕生日の前々日までに本人が請求した場合（事後重症制度）で障がい基礎年金の保険料納付要件を満たしている人 **②　障がい手当金** 厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがが初診日から５年以内に治った場合で、障がい厚生年金を受けられる状態ではないが一定の障がいの状態にあり、障がい基礎年金と同じ保険料納付要件を満たしている人
年金額等	**①　障がい厚生年金（年金額）** 障がい厚生年金額(年額)は、(1)及び(2)の計算式により得られた額の合計額となります。 (1)　平成15年３月までの厚生年金加入期間に係る年金額 平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 平成15年3月までの被保険者期間の月数【給付乗率：7.125/1000】 (2)　平成15年４月以降の厚生年金加入期間に係る年金額 平均標準報酬額 × 給付乗率 × 平成15年4月以降の被保険者期間の月数【給付乗率：5.481/1000】 （注） １　１級は、上記で得られた額に1.25を乗じます。 ２　１級及び２級については、配偶者加給年金額、障がい基礎年金額、子の加算額を加えた額となります。

	3　障がい厚生年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。 4　被保険者期間の月数が300月に満たない時は、それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算し、その年金額に、次の計算式で得た数を乗じて、全体を300月分に増額することとします。（300／全被保険者期間） 5　配偶者加給年金額については、受給権者によって生計を維持されている６５歳未満の配偶者があるとき加算されます（１、２級に限る）。また、配偶者が厚生年金保険や他の公的年金制度等から老齢（退職）年金または障がいについての年金を受けとる権利がある場合、その支給が停止されます。 6　障がい基礎年金が支給されない１級または２級の障がい厚生年金については、昭和31年4月２日以後生まれの方の年金額が635,500円に満たないときは、635,500円が保障され、昭和31年4月１日以前生まれの方の年金額が633,700円に満たないときは、633,700円が保障されます。
年金額等	**②　障がい手当金（一時金）** （平均標準報酬月額 × (ア)給付乗率 × 平成15年3月までの被保険者期間の月数 ＋ 平均標準報酬額 × (イ)給付乗率× 平成15年4月以後の被保険者期間の月数 ）× ２ 【（ア）給付乗率:7.125/1000(イ)給付乗率：5.481/1000】 (注) 1　被保険者期間の月数が300月に満たない時は、それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算し、その年金額に、次の計算式で得た数を乗じて、全体を300月分に増額することとします。（300／全被保険者期間） 2　障がい手当金では、昭和31年4月２日以後生まれの方の手当金の額が1,271,000円に満たないときは、1,271,000円が保障され、昭和31年4月1日以前生まれの方の手当金の額が1,267,400円に満たないときは、1,267,400円が保障されます。 3　年金額等は、法律等により改定されます。 ●障がい厚生年金・障がい手当金に関する詳しい内容は、次

	の窓口までお問い合わせください。
窓口	年金事務所（資料編29ページ）

(6)　障がい者扶養共済制度　㊎ ㊍ ㊌

概要	障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。
対象者	身体障がい者(身体障がい者手帳１～３級)、知的障がい者もしくは精神障がい者または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、次の要件を満たしている人 ① 政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること （政令市では各市で運営しています。） ② 65歳未満であること ③ 特別な病気がないこと
内容	障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。年金額は、1口あたり月額20,000円です。障がい者1人につき2口まで加入できます。 掛金額（加入するときの年齢により異なります）［1口あたりの月額］

	H20.3.31以前加入	H20.4.1以降加入
35歳未満	5,600円	9,300円
35～39歳	6,900円	11,400円
40～44歳	8,700円	14,300円
45～49歳	10,600円	17,300円
50～54歳	11,600円	18,800円
55～59歳	12,800円	20,700円
60～64歳	14,500円	23,300円

	掛金の減免 対象加入世帯 / 減免率（H20.11から） 生活保護世帯 / 全額免除 市町村民税非課税世帯 / 半額免除 市町村民税所得割非課税世帯 / ３割免除 ※ 減免は１口目のみ。
	（注） １　年齢は、４月１日における年齢で計算しています（同年度の３月１日付け承認分まで有効） ２　加入を希望する月（毎月１日承認）の前々月の月末まで（詳しくは各市町村窓口へおたずねください。）には各市町村窓口へ申請してください。（書類の不備等の場合は、加入希望月の翌月以降の承認となります。） ３　掛金は、毎月末日までに納めていただきます。納付については、銀行等の口座からの自動振替も利用できます。なお、３ヶ月以上掛金を納められない場合は、加入者の地位を喪失する恐れもあります。 ４　掛け金は掛け捨てで、途中で脱退されても、すでに払い込んだ掛金は返還されません。 ただし、加入期間が5年以上の場合、加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。
必要書類	加入等申込書、加入者及び被加入者の住民票、加入申込者告知書、被加入者の障がい証明書、年金管理者指定届書等
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(7)　特別障がい者手当　㊎ ㊍ ㊌ ㊏

概要	20歳以上であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者に対して手当を支給する制度です。
対象者のめやす	①　身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の異なる障がいが重複している人、またはこれらの障がいと日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とす

	る精神の障がい（最重度の知的障がい）が重複している人 ② ①の身体障がいまたは精神障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね３級程度の障がい、または日常生活での動作および行動が著しく困難な状態である知的障がいもしくは精神の障がいが重複している人 ③ 両上肢、両下肢または体幹機能の障がいで身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の障がいがあり、かつ、日常生活動作（両上肢、両下肢及び体幹におよぶ動作）を行うのに著しい困難がある人 ④ 内部機能の障がいで身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級程度の障がいもしくは身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を要する病状（慢性疾患等の内部疾患のある人も対象）があって、そのため絶対安静の状態である人 ⑤ 精神の障がいで日常生活において常時介護を要する程度以上の障がいまたは最重度の知的障がいであって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある人 ＊身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。
手当額等	手当額は、月額30,450円で、毎年２月、５月、８月、11月の年４回に分けて支給されます。（令和8年4月1日現在）
必要書類	特別障がい者手当認定請求書、診断書、所得状況届等
その他	①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき（受給資格者の所得には、非課税である障がい基礎年金等を含みます）は、支給が停止されます。 ② 施設（障がい者支援施設、養護老人ホーム等）に入所された場合、または病院、診療所（老人保健施設）に3か月を超えて入院された場合は、受給資格がなくなります。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(8)　障がい児福祉手当　㊎ ㊍ ㊏ ㊐

概要	20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児（者）に対して手当を支給する制度です。
対象者のめやす	①　身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の身体の機能の障がいのある人 ②　身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる人で日常生活において常時の介護を必要とする人 ③　最重度の知的障がいのある人または精神の障がいのある人で、日常生活において常時介護を要する程度以上の人 ④　身体機能の障がいもしくは病状または重度の知的障がいもしくは精神の障がいが重複する人で、その状態が①、②、③と同程度以上と認められる程度の人 ＊身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。
手当額等	手当額は、月額16,560円で、毎年2月、5月、8月、１１月の年4回に分けて支給されます。（令和8年4月1日現在）
必要書類	障がい児福祉手当認定請求書、診断書、所得状況届等
その他	①　受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、支給が停止されます。 ②　児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(9)　特別児童扶養手当　身 知 精

概要	精神又は身体に障がいのある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している方に対して手当を支給する制度です。
対象者	20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）又は父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する人。 ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、受給することができません。 ① 父、母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき ② 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき ③ 対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通所施設を除く）に入所しているとき • 児童福祉施設入所に伴い、監護又は養育しなくなったとみなされるため。 障がいの程度については、「特別児童扶養手当制度のしおり」かホームページを参照してください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090130/kateishien/teate/tokubetsujihu.html
手当額等	手当額は、１級：月額58,450円、２級：月額 38,930円で 毎年4月、8月、11月の年3回に分けて支給されます。 ※「物価スライド制」の適用により改定される場合があります。
支給制限	手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上あるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるときは、手当が支給されません。

必要書類	① 認定請求書 ② 請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本 ※外国籍の人は在留カードの写し ③ 診断書（指定様式） （身体障がい者手帳、療育手帳を取得している人は省略できる場合がありますので担当窓口でおたずねください） ③ その他必要な書類
窓口	市（区）町村特別児童扶養手当担当窓口

（10） 児童扶養手当 ㊐ ㊑ ㊒

概要	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該ひとり親家庭の父又は母若しくは父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給する制度です。
対象者	次のいずれかの条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）を監護している父又は母若しくは父母に代わって児童を養育している人（児童と同居し、監護し、生計を維持している人） 〇次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母又は母にかわって児童を養育している養育者 （1）父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童 （2）父が死亡した児童 （3）父が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 （4）父の生死が明らかでない児童 （5）父から引き続き１年以上遺棄されている児童 （6）父が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、裁判所からの保護命令（児童の母からの申立によるものに限る。）を受けた児童 （7）父が法令により１年以上拘禁されている児童 （8）母が婚姻（事実婚を含む）によらないで出産した児童 〇次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護し、かつ生計を同じくしている父又は父にかわって児童を養育している養育者 （1）父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童 （2）母が死亡した児童 （3）母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 （4）母の生死が明らかでない児童 （5）母から引き続き１年以上遺棄されている児童 （6）母が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、裁判所からの保護命令（児童の父からの申立によるものに限る。）を受けた児童 （7）母が法令により１年以上拘禁されている児童 （8）母が婚姻（事実婚を含む）によらないで出産した児童 〇父母がいない場合で父母にかわって児童を養育している養育者 （ただし、上記の場合であっても、母への手当については次の1

<table>
<tr><td></td><td>から4のいずれか、父に対する手当については次の1，2，5，6のいずれか、養育者に対する手当については次の1から2のいずれかにあてはまるときは、受給することができません。）
1　日本に住んでいないとき。
（児童が日本に住んでいないときを含みます。）
2　児童が里親に委託されているとき。
3　児童が父と生計を同じくしているとき。
（ただし父が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除きます。）
4　児童が母の配偶者に養育されているとき。（配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障がいの状態にある者を除きます。）
5　児童が母と生計を同じくしているとき。（ただし母が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除きます。）
6　児童が父の配偶者に養育されているとき。（配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障がいの状態にある母を除きます。）
※請求者又は対象児童（加算対象となっている場合を含む）が公的年金等を受給しているときは、公的年金給付額が児童扶養手当額よりも低い場合、その差額分が児童扶養手当として支給されます。
詳しくは市(区)町村の児童扶養手当担当窓口までご相談ください。
※令和3年3月より、受給資格者が障がい基礎年金等を受給できるときは、児童扶養手当の額と障がい年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように改正されました。
※対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通所施設を除く）に入所している場合などは、監護又は養育していることにならず手当は支給されません。</td></tr>
<tr><td>手当額</td><td>(1)手当の月額について
<table><tr><th>対　象
児童数</th><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr><tr><td>1人目</td><td>48,050円</td><td>11,340円～48,040円</td></tr><tr><td>2人目以降</td><td>11,350円を加算</td><td>5,680円～11,340円を加算</td></tr></table>※令和6年11月分から、第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加</td></tr>
</table>

	算額と同額になります。 ※手当は毎年奇数月の年6回に分けて支給されます。 ※手当の月額は、「物価スライド制」の適用により改定されることがあります。 ⑵一部支給の手当月額の計算方法について 一部支給は所得に応じて月額　48,040～11,340円（対象児童１人の場合）の間で、10円きざみの額となります。具体的には、次の計算式により計算します。 手当本体額＝　48,040円（受給者の所得額－全部支給停止所得制限限度額） ×　0.0264029（係数は改定されることがあります）
支給制限	手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるときは、手当の全部または一部が支給されません。
支給期間等による支給停止	児童扶養手当法では、所得額による支給制限の他に、手当の支給期間等による一部支給停止の制度があります。
必要書類	①　児童扶養手当認定請求書 ②　請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本　※外国籍の人は在留カードの写し ③　世帯全員の住民票 （住民票を省略することができる市等もありますので、お住まいの市（区）町村児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。） ④　その他必要な書類 （詳しくは、お住まいの市（区）町村児童扶養手当担当窓口でおたずねください。）
窓口	市（区）町村児童扶養手当担当窓口

（11）　重度障がい者在宅生活応援制度（重度障がい者在宅介護支援給付金）　身　知

概要	障がい者の自立と社会参加に向け、重度障がい者と介護する者へのさらなる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障がい者と同居している介護者への給付金を支給する制度です。

対象者	療育手帳の障がい程度が「A（重度）」で、かつ身体障がい者手帳１級または２級の交付を受けた人と同居している介護者
手当額等	手当額は、月額10,000円で、毎年1月、4月、7月、10月の年４回に分けて支給されます。
支給制限	① 施設に入所、グループホームへの入居、医療機関に入院(付き添いが必要な場合を除く。)しているとき ② 特別障がい者手当を受給した場合は受給資格がなくなります。 (障がい者が20歳未満の場合は除く)
必要書類	認定申請書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（12） 自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料の支給 (身)

内容	自動車事故・バイク事故等を原因として「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）」から介護料が支給されます。（支給額は、月額42,700円～226,330円。 詳しい内容は下記問い合わせ先にご確認ください。）
支給対象となる費用	介護用品の購入等・介護用消耗品の購入・在宅介護サービス
支給制限	①次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。 ・ナスバ療護施設等に入院している方 ・他法令に基づく施設に入所している方 ・介護保険法、労災保険法など他法令に基づく介護料相当の 給付を受けている方 等 ②主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1,000万円を超えると認められるときは支給の対象になりません。

窓口	独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所 ＴＥＬ　０６－６９４２－２８０４ https://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html

（13）　視覚障がい者施術所整備運営資金融資信用保証料交付事業 ㊎

内容	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術所を経営（開設後6ヶ月以上経過）する視覚障がい者を対象として、同施術所の構造設備ならびに衛生設備の整備改善と近代化をはかるために、小規模サポート資金の融資額（限度額450万円／件）に係る信用保証料を交付します。
窓口	大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課 ＴＥＬ　０６－６９４４－９１７０ ＦＡＸ　０６－６９４４－７５４６

（14） 生活福祉資金 ㊎ ㊍ ㊐

内容	低所得者、障がい者、または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員および関係機関による必要な生活支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。
窓口	市町村社会福祉協議会（資料編130ページ）大阪市内は各区社会福祉協議会（資料編130ページ）又は大阪府社会福祉協議会（資料編42ページ）

資金種類		限度額	利率
総合支援資金			連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 1・5％
	生活支援費 （貸付期間は3か月以内）	月15万円(単身世帯)	
		月20万円(複数人世帯)	
	住宅入居費	40万円	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 1・5％
	一時生活再建費	60万円	
福祉資金　福祉費			
	生業を営む経費	460万円	
	技能習得に係る経費	技能習得する期間が 6か月以内130万円	
		1年以内　220万円	
		2年以内　400万円	
		3年以内　580万円	

	日常生活で一時的に必要な経費	50万円	
	住宅の増改築等に係る経費	250万円	
	福祉用具等に係る経費	170万円	
	障がい者用自動車購入経費	250万円	
	中国残留邦人等国民年金追納費	513万6千円	
	療養・介護等に係る経費	170万円	
		1年超え1年6月以内	
		230万円	
	災害等により臨時に係る経費	150万円	
福祉資金　福祉費　生活復興支援資金 ※東日本大震災特例			連帯保証人あり　無利子 連帯保証人なし　1・5％
	一時生活支援費（貸付期間は6か月以内）	月15万円(単身世帯)	
		月20万円(複数人世帯)	
	生活再建費	80万円	
福祉資金　福祉費　災害援護費 ※令和6年能登半島地震特例、令和元年台風第15号及び第19号特例、平成30年7月豪雨特例、熊本地震特例		150万円	連帯保証人あり　無利子 連帯保証人なし　1・5％
福祉資金　緊急小口資金		10万円	無利子 連帯保証人なし
教育支援資金			無利子
	教育支援費	高校月3.5万円	

	※最短修業年限が貸付期間。 留年の期間等は対象外。	短大等月6万円	
		大学月6.5万円	
	就学支度費	50万円	
臨時特例つなぎ資金		10万円	無利子 連帯保証人なし

10章　減免・割引

（1）　税金の減免等

①　自動車税の減免　身　知　精

内容	次の表の障がい者に対して、自動車税が減免されます。
窓口	各府税事務所または自動車税事務所（資料編31・32ページ） ホームページ「府税あらかると」（自動車税の減免のしおり） https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html

＜減免の範囲＞

所有（取得）者	運転者	○年齢18歳以上の軽度の身体障がい者	○年齢18歳未満の軽度の身体障がい者 ○年齢18歳以上の軽度以外の身体障がい者 ○知的障がい者 ○精神障がい者（※）	備　　考
本人	本　人	自動車税	自動車税	1. 自家用自動車に限ります。 2. 構造変更の有無は問いません。 ただし、生計を一にする方等が運転する自動車については、車種・構造等が専ら障がい者のための利用に適したものに限ります。（例えば、キャンピング車等は、減免されない場合があります。） 3. 一人の障がい者について1台に限ります。 4. 総排気量2リットルを超える自家用乗用車に係る自動車税は、当該自動車総排気量が1．5リットルを超え2リットル以下とみなした場合に課すべき自動車税の額を限度として減免します。
本人	生計を一にする方			
本人	常時介護する方			
生計を一にする方	本　人			
生計を一にする方	生計を一にする方			

（※）精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、「障がいの程度が１級」かつ「自立支援医療受給者証」の交付を受けておられる方に限ります。

【改造車の減免】

特別の仕様により製造された自動車や一般の自動車に構造変更が加えられた自動車に係る減免制度です。

所有（取得）者	運転者	専用	備　　考
本人等問いません。	本　人	問いません。	専用とは、専ら身体障がい者等の利用に供される場合をいいます。身体障がい者等以外の利用にも併せて供される場合は減免対象外です。
	その他の方	専用	

（注）1．「特別の仕様」「構造変更」とは、例えば、車椅子を昇降させ、又は固定させる装置等を備えることをいいます。身体障がい者が運転する場合にあっては、手動アクセル、手動ブレーキ等を装着することをいいます。

2．現在、自動車を所有している方で、4月1日に減免要件に該当している場合は納期限までに、4月1日後に減免要件に該当することとなった場合は、該当することとなった日から60日以内に減免申請の手続きを行ってください。

3．申請期限を過ぎた場合、減免を受けることができる自動車税の税額は、申請のあった月の翌月から月割りで計算した額となります。

新たに自動車を取得する場合は、登録の際に減免申請の手続きを行ってください。

4．戦傷病者手帳の交付を受けている方についても、一定の条件を満たす場合は減免される場合があります。詳細は、各府税事務所または自動車税事務所までお問い合わせください。

5．社会福祉法人等が所有する自動車で、直接その本来の事業の用に供するものについて、一定の要件を満たす場合は、自動車税について他の軽減制度があります。

詳細は、各府税事務所または自動車税事務所までお問い合わせください。

＜減免申請書の押印が不要になりました。＞

大阪府では、申請、届出の負担軽減や手続きのオンライン化推進を目的として、大阪府に提出される申請書等への押印義務を廃止するため、「はんこレス」の取組を進めています。

府税に関する手続きについては、令和3年4月1日から原則、押印が不要となりました。

② 軽自動車税の減免 (身) (知) (精)

内容	軽自動車税については、府内の全市町村に減免の制度があります。
窓口	各市町村軽自動車税担当課

③ その他の税の軽減措置 (身) (知) (精)

種類	内　　容	金　額	窓　口
所得税	●障がい者控除（本人が障がい者の場合） イ．特別障がい者以外の場合	所得控除 27万円	管轄の税務署
	ロ．特別障がい者の場合	所得控除 40万円	
	●障がい者控除（障がい者である扶養親族又は同一生計配偶者を有する場合） イ．特別障がい者以外の場合	所得控除 27万円	
	ロ．特別障がい者で同居でない場合	所得控除 40万円	
	ハ．特別障がい者で同居の場合	所得控除 75万円	
	●小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金）	所得控除 （支払った掛金の全額）	

※・障がい者とは身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の発行を受けている人等をいいます。
・特別障がい者とは身体障がい者手帳に記載されている身体障がいの程度が1級または2級である人や精神障がい者保健福祉手帳に記載されている精神障がいの程度が1級である人等をいいます。

種類	内　　容	金　額	窓　口
住民税	●障がい者控除（本人が障がい者の場合） イ．特別障がい者以外の場合	所得控除26万円	各市町村住民税担当課
	ロ．特別障がい者の場合	所得控除30万円	
	●障がい者控除（障がい者である扶養親族又は同一生計配偶者を有する場合） イ．特別障がい者以外の場合	所得控除26万円	
	ロ．特別障がい者で下記以外の場合	所得控除30万円	
	ハ．特別障がい者で同居の場合（扶養親族又は同一生計配偶者が、納税者又はその配偶者もしくはその納税者と生計をーにするその他の親族と同居を常況とする特別障がい者である場合）	所得控除53万円	
	●小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 （支払った掛金の全額）	
	●前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非課税	

種類	内　　容	金額	備　　考	窓　口
関税及び消費税（貨物の輸入時のみ）	・身体障がい者用に特に製作された器具その他これに類する物品で、政令で定めるものの輸入 ・慈善または救じゅつのために寄贈された給与品及び救護施設または養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で、給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供すると認められるものの輸入	免税及び非課税	関税定率法第14条第16号(無条件免税) 消費税法第6条第2項別表第２－６(非課税) 関税定率法第15条第１項第３号（特定用途免税） 輸徴法第13条第１項第2号（免税）	大阪税関 業務部 税関相談官室 06-6576-3001
消費税	・健康保険法、国民健康保険法等公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養等を受けた場合 ・介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る上記サービス等を受けた場合 ・社会福祉法第２条に規定する一種と二種の社会福祉事業等のサービスを受けた場合 ・身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品を譲り受けた場合や借り受けた場合等	非課税	消費税法第6条第１項別表第２－６、７、10（非課税）	管轄の税務署

種類	内　　容	金　　額	備　　考	窓　口
相続税	・法定相続人である日本国内に住所を有する85歳未満の障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合	税額から満85歳に達するまでの年数1年（1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算）につき10万円（特別障がい者については20万円）控除	特別障がい者とは身体障がい者手帳に記載されている身体障がいの程度が1級または2級である人等をいいます。	管轄の税務署
	・心身障がい者扶養共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得した場合	非課税		

種類	内　　容	金　　額	備　　考	窓　口
贈与税	・心身障がい者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得した場合 ・特定障がい者が特定障がい者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額のうち、6,000万円まで（特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は3,000万円）の部分	非課税	・特別障がい者とは身体障がい者手帳に記載されている身体障がいの程度が１級または２級である人等をいいます。 ・特定障がい者扶養信託契約とは個人が信託会社などと結んだ信託契約で、特定障がい者を信託の利益の全部の受益者とするもののうち、一定の要件を満たすものをいいます。	管轄の税務署
個人事業税	・両眼の視力を喪失した方、両眼の視力が0.06以下の方が行うあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	課税対象外	地方税法第72条の２第10項第５号	各府税事務所（資料編31ページ）

法人事業税	• 大阪ハートフル税制 特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人、障がい者多数雇用中小法人を対象に法人事業税を軽減	現行税率の9/10を軽減（一部、軽減額に上限あり）	適用要件や手続きなど、詳しくはホームページ「大阪ハートフル税制」（URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/index.html）をご覧ください。	大阪府雇用推進室就業促進課 TEL：06-6360-9077 FAX：06-6360-9079
不動産取得税	• 心身障がい者を多数雇用する一定の事業所の事業主が一定の助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する一定の家屋を取得し、引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した場合	税額から価格の1／10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。	平成元年4月1日から令和5年3月31日までの取得に限ります。（一部の助成金については平成23年7月1日から平成31年3月31日までの取得に限ります。）	各府税事務所（資料編31ページ）

ゴルフ場利用税	・身体障がい者手帳等の交付を受けている方が、ゴルフ場を利用する場合	非　課　税	適用要件や手続きなど、詳しくはホームページ「ゴルフ場利用税の非課税申告」（URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o050040/0000762.html）をご覧ください。	大阪府なにわ北府税事務所宿泊諸税課 TEL:06-6362-8611
固定資産税	・心身障がい者を多数雇用する一定の事業所の事業主が一定の助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する家屋で一定のものを取得した場合	取得後５年間に限り、当該家屋の課税標準となるべき価格の６分の１に障がい者の雇用割合を乗じたものを減額。	平成２年１月２日から令和5年3月31日までの取得に限ります。（一部の助成金については平成23年７月１日から平成31年３月31日までの取得に限ります。）	各市町村固定資産税担当課

※特定障がい者とは、①精神障がい者②精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く状況にある人、または児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障がいと判定された人③精神保健福祉手帳の交付を受けている人等をいいます。

（2） 交通運賃の割引等

交通運賃の割引等については、事業者により割引の対象者、内容及び割引率が異なりますので、詳細は各社にお問合せください。

◎運賃割引の際の障がいの区分（第１種、第２種身体障がい者）

第１種 身体障がい者	• 視覚障がいの１級～３級及び４級の１ • 聴覚障がいの２級、３級 • 上肢不自由の１級、２級の１及び２級の２ • 下肢不自由の１級、２級及び３級の１ • 体幹不自由の１級～３級 • 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいで上肢機能障がい１級、２級または移動機能障がい１級～３級（１上肢または１下肢のみに運動機能障がいがある場合は除きます） • ぼうこうまたは直腸の機能障がいの４級を除く内部障がい • 肝臓機能障がいの１級～４級
第２種 身体障がい者	第１種身体障がい者以外の人

※第１種に該当しない障がいが２つ以上あり、それらの障がいを総合すると第１種に準ずる障がいの程度の人も第１種身体障がい者とされます。

◎運賃割引の際の障がいの区分（第１種、第２種知的障がい者）

第１種 知的障がい者	• 重度の知的障がい者
第２種 知的障がい者	• 第１種知的障がい者以外の人

◎運賃割引の際の障がいの区分（第１種、第２種精神障がい者）

第１種 精神障がい者	• 精神障害者保健福祉手帳の１級
第２種 精神障がい者	• 精神障害者保健福祉手帳の２級及び３級

①鉄道（Osaka Metroについては104・105ページ）　身　知　精

乗車の形態	割引の対象者	割　引　の　内　容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	• 身体障がい者 • 知的障がい者 • 精神障がい者	普通乗車券（片道100kmを超える利用の場合のみ）	5割
介護者とともに乗車する場合(介護者は１名まで)	• 第１種身体障がい者及びその介護者 • 第１種知的障がい者及びその介護者 • 第１種精神障がい者及びその介護者	• 普通乗車券、回数乗車券 • 急行券（特別急行券、座席指定券は除きます） • 定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ）	5割
	• 第２種身体障がい者の介護者 • 第２種知的障がい者の介護者 • 第２種精神障がい者の介護者 （障がい者本人が12歳未満の場合のみ）	定期券	5割 ※介護者のみ

※詳細につきましては、各鉄道事業者にご確認ください。

②バス（大阪シティバスについては104・105ページ）　㊎ ㊍ ㊕

乗車の形態	割引の対象者	割 引 の 内 容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者※	普通乗車券、 回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5割
		定期券	3割
介護者とともに乗車する場合(介護者は１名まで)	・第１種身体障がい者及びその介護者 ・第１種知的障がい者及びその介護者 ・第１種精神障がい者及びその介護者※	普通乗車券、 回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5割
		定期券	3割
	・第２種身体障がい者及びその介護者 ・第２種知的障がい者及びその介護者 ・第２種精神障がい者及びその介護者※	普通乗車券 回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5割
		定期券	3割

※バス会社によっては実施していない場合があります。詳細につきましては、各社にご確認ください。

③ Osaka Metro・大阪シティバス 身 知 精

			発売券種						適用交通機関	割引額	介護人の有無	
			回数カード	Osaka Metro・大阪シティバス連絡券	大阪シティバス		Osaka Metro					
				定期券	定期券	現金	定期券	普通券			大阪シティバス	Osaka Metro
身体障がい者手帳及び療育手帳をお持ちの方	第1種	大人	○	○	○	○	○	○	Osaka Metro 大阪シティバス	本人5割引 介護人5割引	介護人付可 本人単独可	必ず同乗
			○	○	○	○	○	○				
			○		○		○	○				
		小児	○		○		○	○				
			○	○	○	○	○	○				
			○		○		○	○				
			○		○		○	○				
	第2種	大人			○	○			大阪シティバス	本人5割引	本人単独	割引なし
		小児	○		○		○	○	Osaka Metro 大阪シティバス	本人5割引 介護人5割引	介護人付可 本人単独可	必ず同乗
			○	○	○	○	○	○				
			○		○		○	○				

			介護人の有無		割引額	適用交通機関	対象者			発売券種					
			大阪シティバス	Osaka Metro						回数カード	Osaka Metro・大阪シティバス連絡券	大阪シティバス		Osaka Metro	
											定期券	現金	定期券	定期券	普通券
精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	第1種（1級）	大人	介護人付可 本人単独可	必ず同乗	本人5割引 介護人5割引	OsakaMetro 大阪シティバス	本人			○	○	○	○	○	○
							介護人	大人		○	○	○	○	○	○
								小児		○		○	○	○	○
		小児	介護人付可 本人単独可	必ず同乗	本人5割引 介護人5割引	OsakaMetro 大阪シティバス	本人			○		○		○	○
							介護人	大人		○	○	○	○	○	○
								小児		○		○		○	○
	第2種（2級・3級）	大人	割引なし	割引なし											
		小児	介護人付可 本人単独可	必ず同乗	本人5割引 介護人5割引	OsakaMetro 大阪シティバス	本人			○		○		○	○
							介護人	大人		○	○	○	○	○	○
								小児		○		○		○	○
窓口	Osaka Metro・シティバスお客さまセンター（営業時間 8:00～20:00 年中無休） 電話 050−3355−8208　FAX 06−4792−0020														

※小児とは、障がい者本人が6歳以上12歳未満（12歳の小学校在学中の方を含む）の場合をいいます。
※乗車券販売窓口等において手帳の提示が必要です。大阪シティバスの場合は、降車時（一部路線は乗車時）に提示が必要です。
※介護人とともに乗車する場合は、介護人は１名まで割引。ただし、第1種身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、12歳未満の第2種身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者本人が車いすを使用する場合は、介護人２名まで割引。
※Osaka Metro・大阪シティバスで定める特別割引運賃を適用します。
※介護人の通学定期券は発売いたしません。
※Osaka Metro・大阪シティバスではスマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」のご提示により、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の提示に代えることができます。ただし、「ミライロID」をご提示する場合でも、身体障がい者手帳、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳は必ずお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。

④ タクシー 身 知 精

内容	乗車時に手帳を提示すれば運賃が１割引になります。

※精神障がい者の割引については、事業者によって適用が異なりますので、各社にお問合せください。

⑤ 航空機 身 知 精

割引の対象者	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているご本人と介護者１名

※会社によって、適用が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社にお問い合わせください。

⑥ 船舶 身 知 精

内容	手帳の提示により割引がされる場合があります。詳しくは各社にお問い合わせください。

※精神障がい者の割引については、事業者によって適用が異なりますので、各社にお問い合わせください。

⑦ 有料道路 (身) (知)

内容	身体障がい者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障がい者若しくは重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合に、本措置の適用を受けようとする自動車について通行料金が5割引になります。本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。 利用手続きについては、居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で受け付けております。また自家用車を事前登録のうえETCを利用申請される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるよう、有料道路事業者においてマイナンバーを活用したオンライン申請も受け付けております。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

（3） 各種利用料の割引等

① NHK受信料（衛星放送を含む）の減免 (身) (知) (精)

内容	障がい者（身体障がい者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方）のいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合に全額免除となります。また、視覚障がい者・聴覚障がい者（身体障がい者手帳をお持ちの方）が世帯主の場合、または、重度の障がい者（身体障がい者手帳〔1、2級〕、療育手帳（または判定書）〔「最重度」または「重度」に相当する記載〕、精神障がい者保健福祉手帳〔1級〕のいずれかをお持ちの方が世帯主の場合は半額免除となります。いずれも、福祉事務所長または市町村長の証明が必要です。 必要書類・証明書等があれば、NHK放送局・センターでも受付ています。 詳しくは、下記、ふれあいセンターまでお問い合わせください。
窓口	NHKふれあいセンター ＴＥＬ：０５７０－０７７－０７７（受付：午前9時～午後6時まで） 上記の番号がご利用になれない場合　０５０－３７８６－５００３ （受付：午前9時～午後6時まで） NHKホームページ（受信料の窓口） https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/

② ＮＴＴの無料番号案内（ふれあい案内） ㊊ ㊍ ㊎

内容	目や上肢等の不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方等、電話帳の利用が困難な方のための電話番号案内サービス（無料）です。ご利用には事前に申込・登録の手続きが必要となりますので、「ＮＴＴふれあい案内担当」までご連絡ください。 ※ふれあい案内はＮＴＴ西日本のお客様に提供する電話番号案内サービスです。
対象者	●身体障がい者手帳所持者 視覚障がい　1～6級 肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1・2級の方 聴覚障がい　2級、3級、4級、6級 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい　3級、4級 ●戦傷病者手帳所持者 視力の障がい　特別項症～第6項症 上肢の障がい　特別項症～第2項症 聴覚障がい　　第2項症、第4項症 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい　第1項症、第2項症、第4項症 ●療育手帳所持者 ●精神障がい者保健福祉手帳所持者
窓口	ＮＴＴふれあい案内担当 電話　０１２０－１０４１７４　ＦＡＸ　０１２０－１０４１３４ （受付：午前9時～午後5時・土日祝、年末年始を除く） ※FAXによるお問合せに関する注意事項 ・お客様のお名前、FAX番号を用紙に記載し、送信して下さい。

③　預貯金等の利子非課税制度　身 知 精

内容	郵便局や銀行の預貯金の利息、信託の収益金や国債、公募地方債の利子が非課税となる制度です。 （非課税限度額） ●預貯金等：郵便局（ゆうちょ銀行）と他の金融機関の預貯金等と共通枠で「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）」がご利用いただけます。非課税限度額は、郵便局（ゆうちょ銀行）及び他の金融機関に提出された非課税貯蓄申告書の金額の合計で元本350万円までです。 ●国債等：郵便局（ゆうちょ銀行）と他の金融機関と共通枠で「障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）」がご利用いただけます。非課税限度額は、マル優制度とは別枠で、国債等の元金350万円までの利子が非課税となります。 （申し込み方法） ●あらかじめ又は預貯金の預け入れ時、国債等の購入時に「（特別）非課税貯蓄申告書」「非課税預入（購入）申込書」等、各金融機関所定の用紙を提出し申し込みます。 ●併せて、住所・氏名・生年月日が記載されている預金者本人であることが確認できる公的な証明書類（運転免許証、マイナンバーカード等）及び利子非課税対象者であることを確認できる公的な証明書類（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等）、マイナンバーが記載されている書類を郵便局（ゆうちょ銀行）や金融機関の社員に提示していただきます。 ●詳しくは、各金融機関へお尋ねください。 （その他） ●各金融機関の取扱店舗に提出された「非課税貯蓄申告書」に記載された金額を超えて非課税で預入又は購入された場合、その店舗で預け入れられたすべての貯金、国債等の利子が課税扱いとなりますのでご注意ください。 ※ 郵便局（ゆうちょ銀行）の貯金につきましては、定期性貯金のご利用限度額（お一人様、1,300万円）の範囲内でのご利用となります。（財形定額貯金等を除きます。）
窓口	ゆうちょ銀行及び郵便局窓口 ゆうちょコールセンター（０１２０－１０８４２０）（通話料無料） 各金融機関

④ ニュー福祉定期貯金 (身) (知) (精)

内容	（預入限度額） ●郵便局（ゆうちょ銀行）の定期性貯金のご利用限度額（お一人様1,300万円）の範囲内で、お一人様300万円までご利用いただけます。 ●「ニュー福祉定期貯金」は、預入期間１年の定期貯金で、対象者の方は、一般の１年定期貯金の金利に0.10%を上乗せした金利が適用されます。預入期間経過後は通常貯金の金利を目安とした金利が適用されます。（自動継続のお取扱いはできません。） （申し込み方法） ●住所・氏名・生年月日が記載されている預金者本人であることが確認できる公的な証明書類（運転免許証、マイナンバーカード等）及びニュー福祉定期貯金の対象者であることを確認できる公的な証明書類（年金証書、各種手当受給者証明書等）を郵便局（ゆうちょ銀行）の社員に提示していただきます。 （その他） ●この商品をご利用いただける方は、対象の年金、手当等を実際に受け取られている方に限らせていただきます。
窓口	ゆうちょ銀行及び郵便局窓口 ゆうちょコールセンター（０１２０－１０８４２０）（通話料無料）

⑤ 携帯電話の割引 (身) (知) (精) (難)

内容	携帯電話の基本使用料等の割引制度や、割安な料金プランが利用できるなどのサービスを行っています。各携帯電話会社により割引制度が異なります。
窓口	お問い合わせは各携帯電話の取扱店舗又は下記のお客様センターへ ・㈱ＮＴＴドコモ ＴＥＬ：０１２０－８００－０００ （一部のＩＰ電話からは接続できない場合があります。） ※受付時間：午前９時～午後８時 ・ＫＤＤＩ（株） ＴＥＬ：００７７－７－１１１ ※オペレーター対応：午前９時～午後８時 ・ソフトバンクモバイル（株） ＴＥＬ：０８００－９１９－０１５７ ※受付時間：午前10時～午後７時

⑥ 映画館の割引 ㊎ ㊍ ㊕

内容	大阪興行協会加入の映画館において、割引を行っています。 券売場で手帳を提示してください。
窓口	生活衛生同業組合大阪興行協会 ＴＥＬ：０６－６６３２－３８１１ ＦＡＸ：０６－６６３２－３８１２

⑦　大阪府立の体育施設における使用料の減免　身　知　精

内容	下記の体育施設について、あらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額・免除申請書を施設に提出してください（個人利用者は事前の書類提出は不要。利用当日に窓口で手帳を提示してください）。 障がい者団体の利用は半額、個人利用者は全額免除されます。ただし、体育会館の個人利用者は団体登録が必要となり、利用料金は半額となります。 駐車場料金については、エディオンアリーナ大阪、東和薬品RACTABドーム及び臨海スポーツセンターは「手帳の提示で駐車場料金の全額免除」となります。詳細は各施設へお問い合わせください。
対象者	・障がい者団体：概ね半数以上が障がい者の団体 ・施設の個人利用者：障がい者及びその介護者（１名）

＜窓口＞

施設名	電話 ＦＡＸ	開館時間	休館日
エディオンアリーナ大阪（大阪府立体育会館）	TEL:06-6631-0121 FAX:06-6643-0339	午前9時～午後9時	第１火曜日※ 年末年始
臨海スポーツセンター	TEL:072-268-8351 FAX:072-266-8871	午前9時～午後9時 （スケート場は午前11時30分～午後5時30分）	年末年始 スケート場は毎週月曜日、木曜日※
東和薬品RACTABドーム（門真スポーツセンター）	TEL:072-881-3715 FAX:072-881-3964	午前9時～午後9時	第２火曜日※ 年末年始
漕艇センター	TEL:072-268-3690 FAX:072-268-3690	午前9時～ 午後5時30分	毎週月曜日※ 年末年始

※ ･･･ 祝日の場合は翌日

＜上記以外＞　身　知　精　難

●大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）
→187ページ参照

●大阪府立稲スポーツセンター　→187ページ参照

⑧ 大阪府立博物館等における入館料の減免 (身) (知) (精)

内容	下記の施設については、入館料が無料となります。ただし、弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館では、手帳の提示が必要です。
対象者	障がい者及びその介護者１名

＜窓口＞

施　設　名	電話 FAX	開館時間	休館日
弥生文化博物館	TEL：0725-46-2162 FAX：0725-46-2165	午前9時30分～ 午後5時 入館は午後4時30分まで	毎週月曜日※ 年末年始
近つ飛鳥博物館	TEL：0721-93-8321 FAX：0721-93-8325	午前9時45分～ 午後5時 展示室への入室は 午前10時～ 午後4時30分	毎週月曜日※ 年末年始
狭山池博物館	TEL：072-367-8891 FAX：072-367-8892	午前10時～午後5時 入館は午後4時30分まで	毎週月曜日※ 年末年始 工事による臨時休館：令和７年10月13日～令和８年８月末

※ ･･･ 祝・休日の場合は翌日

内容	下記の施設については、入館料が大人300円、小・中・高校生100円、幼児無料となります。【注】また、その介助者１名は無料です。ただし、手帳またはミライロID（スマホアプリ）の提示が必要です。服部緑地内駐車場の利用料金については、手帳を提示することにより、全額免除されます。
対象者	障がい者及びその介助者１名

【注】令和6年10月1日より入館料改定。

＜窓口＞

施　設　名	電話 FAX	開館時間	休館日
日本民家集落博物館	TEL：06-6862-3137 FAX：06-6862-3147	午前9時30分 ～午後5時 入館は午後4時30分まで	毎週月曜日※ 年末年始

※ ･･･ 祝・休日の場合は翌日

⑨　社会教育施設等における利用料金の減免　㊨ ㊥ ㊩

内容	下記の施設については、利用料等の減免があります。 各施設で取扱いが異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

＜窓口＞

施　設　名	電話・ＦＡＸ	休　館　日	備考
府立少年自然の家	TEL： 072-478-8331 FAX： 072-478-8335	原則第２・第４月曜日 （祝・休日の場合は翌日） 年末年始（12月28日～1月4日） ただし、学校利用がある場合には変更がありますので、お問合せください。	＜減免対象＞ ・施設利用料金 ＜対象者＞ ・障がいのある方及びその介助者が組織する団体等
府立中央図書館 （ホール、会議室、駐車場）	TEL： 06-6745-0170(代) FAX： 06-6745-0262	毎週月曜日 （祝・休日の場合は翌日） 毎月第２木曜日 （7・8月及び祝日は除く。なお、休館日でホールの利用があるときは、駐車場は開場） 年末年始（12月29日～1月4日）	＜減免対象＞ ・ホール・会議室の利用料金（①、②） ・駐車場利用料金（①） ＜対象者＞ ①　身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳もしくは療育手帳をお持ちの方 ②　障がいのある方の介護者等が主として組織する団体
府立男女共同参画・青少年センター （ドーンセンター） （ホール、会議室、駐車場）	TEL: 06-6910-8500(代) FAX: 06-6910-8775	毎週月曜日 （祝・休日を除く） 年末年始（12月29日～1月3日）	＜減免対象＞ ・施設利用者の駐車場料金 ＜対象者＞ ・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳もしくは療育手帳をお持ちの方

府立国際会議場 (ｸﾞﾗﾝｷｭｰﾌﾞ大阪) (ホール、会議室、駐車場)	TEL： 06-4803-5585 FAX： 06-4803-5620	年末年始（12月29日～1月3日）	＜減免対象＞ ・駐車場利用料金 ＜対象者＞ ・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳もしくは療育手帳をお持ちの方
府立労働センター (エル・おおさか) (会議室、駐車場)	TEL： 06-6942-0001 FAX： 06-6942-1933	年末年始（12月29日～1月3日）	＜減免対象＞ ・駐車場利用料金 ＜対象者＞ ・エル・おおさかご利用の方で身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けておられる方

⑩　大阪府営公園有料施設等における使用料の減免　身　知　精　難

内容	野球場、テニスコートなどの府営公園の有料施設を使用するとき、あるいは競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園を使用するとき、あらかじめ所定の使用料減額・免除申請書を下記の窓口に提出してください。利用者は全額免除されます。 なお、プール、交通遊園、都市緑化植物園、昆虫館、駐車場については、手帳やミライロIDを提示することにより、全額免除されます。
対象者	障がい者及びその付添人、特別支援学校、社会福祉法人、 被爆者健康手帳所持者、特定疾患医療受給者証所持者、小児慢性特定疾患医療受診券所持者及びその付添人

＜窓口＞

施　設　名	電話・FAX番号
服部緑地管理事務所	電話：06-6862-4945 FAX：06-6868-2016
箕面公園管理事務所	電話：072-721-3014 FAX：072-721-3140
山田池公園管理事務所	電話：072-851-4761 FAX：072-851-4762

寝屋川公園管理事務所	電話：072-824-8800 FAX：072-811-3867
深北緑地管理事務所	電話：072-877-7471 FAX：072-877-7423
枚岡公園管理事務所	電話：072-981-2516 FAX：072-982-8725
久宝寺緑地管理事務所	電話：072-992-2489 FAX：072-924-9664
長野公園管理事務所	電話：0721-62-2772 FAX：0721-62-2810
石川河川公園管理事務所	電話：072-956-1900 FAX：072-956-1901
錦織公園管理事務所	電話：0721-24-1506 FAX：0721-24-0240
住之江公園管理事務所	電話：06-6685-9521 FAX：06-6685-9522
住吉公園管理事務所	電話：06-6671-2292 FAX：06-6671-2294
大泉緑地管理事務所	電話：072-259-0316 FAX：072-253-4440
浜寺公園管理事務所	電話：072-261-0936 FAX：072-261-2263
蜻蛉池公園管理事務所	電話：072-443-9671 FAX：072-443-9672
二色の浜公園管理事務所	電話：072-422-0442 FAX：072-423-4442
りんくう公園管理事務所	電話：072-469-7717 FAX：072-469-7719
せんなん里海公園管理事務所	電話：072-494-2626 FAX：072-494-2688

⑪　府立花の文化園における入園料の免除　　身 知 精 難

内容	手帳等の提示により入園料が全額免除されます。
対象者	障がい者及びその介護者１名

＜窓口＞

施設名	電話・ＦＡＸ等	開園時間	休園日
花の文化園 with ワールドインテック	TEL:0721-63-8739 FAX:0721-63-8741 https://hanabun-osaka.witc-pm.jp/	午前9時30分～ 午後5時 (入園は午後4時まで) ただし、10月、11月、2月は午前10時～午後5時（入園は午後4時まで） 12～1月は午前10時～午後4時 (入園は午後3時まで)	・毎週月曜日(祝･休日の場合は翌平日) ・年末年始

※⑦～⑪においては、料金（駐車場利用等）の設定がない場合等については特段の記載をしておりません。ご不明な点は各施設へお問い合わせください。

⑫　日本万国博覧会記念公園における使用料の免除　　身 知 精 難

内容	手帳等の提示により、下記施設等の使用料が全額免除されます。 ・日本庭園・自然文化園 ・EXPO’70パビリオン ・大阪日本民芸館 ・駐車場（入庫時に受取られた駐車券については、出庫前に各入園ゲート窓口で手続きが必要です。） ・太陽の塔 ・運動施設
対象者	手帳等の交付を受けた者及びその付添者１名 ＜障がい者等以外の対象者＞ ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けた者及びその付添者1名 ・児童扶養手当、遺族年金等を現に受給しており、都道府県知事等が発

	行した証書等の交付を受けたひとり親家庭の世帯員（※駐車場、運動施設は除く。） ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者及びその付添者1名 ・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者及びその付添者1名

＜窓口＞

施設名	電話・ＦＡＸ等	開園時間	休園日
万博記念公園	ナビダイヤル： 0570-01-1970 ナビダイヤルをご利用いただけない場合、以下の電話番号へお願いいたします。 TEL:06-6877-7387 https://www.expo70-park.jp/	午前9時30分～ 午後5時 (入園は午後4時30分まで)	・毎週水曜日(祝日の場合は直後の平日) ・年末年始 ※臨時開園する場合があります ※4月1日から5月2日まで、10月・11月は無休 ※園内各施設の休業日は直接お問合せください

⑬ 大阪府民の森における利用料の減免　身 知 精 難

内容	宿泊棟及びキャンプ場等の利用にあたり利用料の減免があります。 詳細は下記窓口へお問い合わせください。
対象者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持されている方、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、被爆者健康手帳を所持されている方（及びその介護者１名）

＜窓口＞

施設名	電話・ＦＡＸ等	開園時間	休園日
くろんど園地	TEL: 072-891-4488 (午前9時30分～ 午後4時30分) https://o-wonderforest.com/kurondo/	午前9時～ 午後5時	火曜定休・年末年始 (12/29～1/3)

ちはや園地	TEL: 0721-74-0056 (午前10時～午後4時) https://osaka-midori.jp/mori/	4月～9月 (平日) 午前10時～ 午後4時30分 (土日祝) 午前10時～ 午後5時 10月～11月 (平日・土日祝) 午前10時～ 午後4時30分 12月～3月 (平日・土日祝) 午前10時～ 午後4時	年末年始 (12/29～1/4)
ほりご園地 (紀泉わいわい村)	TEL:072-485-0661 (午前10時～午後5時) https://funny-hearth.jp/	午前10時～ 午後5時	年中無休

内容	駐車場及びクライミングウォールの利用料が全額免除されます。 詳細は下記窓口へお問い合わせください。
対象者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持されている方、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、被爆者健康手帳を所持されている方及びその介護者１名

＜窓口＞

施設名	電話・ＦＡＸ等	開園時間	休園日
ほしだ園地	TEL: 072-891-0110 (午前9時30分～ 午後4時30分) https://o-wonderforest.com/hoshida/	午前9時～ 午後5時	年末年始 (12/29～1/3)

⑭ 大阪府立金剛登山道駐車場における利用料の免除 (身) (知) (精) (難)

内容	金剛登山道駐車場の利用にあたり利用料が全額免除されます。
対象者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持されている方、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、被爆者健康手帳を所持されている方

施設名	電話等	利用時間	備考
金剛登山道駐車場	TEL：06-6266-1038 (午前9時30分～午後4時30分) https://osaka-midori.jp/mori/parking.html	午前6時～ 午後9時	年中無休

⑮ 大阪府庁本庁舎駐車場における駐車料金の免除 (身) (知) (精)

内容	【指定駐車場（大阪府庁本館敷地内）】 ◆利用方法 ・本庁舎敷地内には、障がい者用駐車スペース（車いすマークの表示あり）を設置しています。また、「ゆずりあい駐車区画」は本館東側に１か所設置されております。 ※本館西側には「ゆずりあい駐車区画」は設置されておりません。 ・開庁日の午前８時３０分から午後６時３０分まで、先着順で利用できます。 ・ご利用の際は、警備員に障がい者手帳を提示のうえ、誘導に従ってください。また、「ゆずりあい駐車区画」をご利用の方は、「障がい者等用駐車区画利用証」のご提示をお願いいたします。 ◆入庫ルート ・本館西側スペース（２区画）は、谷町筋側から左折で入場してください。 ・本館東側スペース（２区画）は、上町筋から左折で入場 してください。 【指定駐車場（大阪府庁別館敷地内）】 ◆利用方法

	・別館敷地内には、障がい者用駐車スペース（車いすマークの表示あり）を設置しています。また、「ゆずりあい駐車区画」は１か所設置されております。 ・開庁日の午前８時３０分から午後６時３０分まで、先着順で利用できます。 ・ご利用の際は、警備員に障がい者手帳をご提示のうえ、誘導に従ってください。また、「ゆずりあい駐車区画」をご利用の方は、「障がい者等用駐車区画利用証」のご提示をお願いいたします。 ◆入庫ルート ・別館西側スペース（３区画）は、上町筋側から左折で入場してください。 【有料駐車場（大阪府庁本館と大阪府公館の間の民間経営駐車場）】 ◆利用方法 ・駐車場内入ってすぐ左側に、障がい者用駐車スペース （車いすマークの表示）を設置しています。 ・開庁日の午前７時００分から午後８時００分までの利用料金を 無料で駐車できます。 ・障がい者手帳は出庫時、精算機に提示してください。 ◆入庫ルート ・谷町筋側から左折で入場してください。
窓口	大阪府総務部庁舎室庁舎管理課 ＴＥＬ：０６－６９４４－６０７９ ＦＡＸ：０６－６９４４－６６０１
内容	【有料駐車場（大阪城前：大阪府庁分館６号館東側の民間経営駐車場）】 ◆利用方法 ・入口近くに、障がい者用駐車スペース（車いすマークの表示）を設置しています。 ・開庁日の午前７時００分から午後８時００分までの利用料金を無料で駐車できます。 ・障がい者手帳は出庫時、精算機に提示してください。 ◆入庫ルート ・上町筋から左折で入場してください。
窓口	大阪府総務部庁舎室庁舎整備課 ＴＥＬ：０６－６９４４－７５６０ ＦＡＸ：０６－６９４４－７５６９

⑯　大阪府庁咲洲庁舎駐車場における駐車料金の免除　㊨ ㊥ ㊩

内容	咲洲庁舎正面玄関前障がい者専用駐車場（最大６台まで、「車いす使用者用駐車区画」「ゆずりあい駐車区画」を含む） 　利用時間：毎日（年末年始を含む） 　9:00～24:00（入庫は21:00まで） ※咲洲庁舎に来庁される方のみ無料で利用できます。 ※障がい者が同乗する自動車の運転者も含まれます。 （障がい者手帳や障がい者等用駐車区画利用証の提示が必要です。） ※警備員の誘導または指示に従ってください。 ※地下有料駐車場に入庫された場合、咲洲庁舎を利用された方であっても駐車料金の免除ができません。また、地下駐車場は車イスのご利用に支障がありますので入庫しないようご注意ください。
窓口	大阪府総務部庁舎室庁舎管理課（咲洲分室） 　ＴＥＬ：０６－６２１０－９２９８ 　ＦＡＸ：０６－６６１５－６１２４

⑰　点字郵便物の料金免除　㊨

内容	点字のみを内容とするもので、開封とする郵便物については、料金が無料となります。（重量3kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑱　特定録音物等郵便物の料金免除　㊨

内容	盲人用の録音物（CD、カセットテープ、レコードなど）又は点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもので、開封とする郵便物については、料金が無料となります。（重量3kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑲　心身障がい者用ゆうメールの料金減額　㊎　㊍

内容	身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と図書館法に規定する図書館で日本郵便株式会社に届出のあった図書館との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメール（冊子とした印刷物）を安い運賃でご利用いただけます。（重量3kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑳　点字ゆうパックの料金減額　㊎

内容	点字のみを掲げたものを内容とするもので、内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されるゆうパックについては安い運賃でご利用いただけます。（重量30kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

㉑　聴覚障がい者用ゆうパックの料金減額　㊎

内容	日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープ、ＤＶＤなどの録画物を内容とするゆうパックについては安い運賃でご利用いただけます。（重量30kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

11章　移動

(1)　リフト付バス、超低床バス　身 知

内容	車いすのまま乗り降りできるリフト付きバス、スロープ付き超低床バスを運行しているバス事業者があります。出発地か降車地のいずれかが府内であることが必要です。 利用料金は、近畿運輸局長認可の大型貸切バスの料金と同じですが､次の割引があります。 なお、車いすを利用する人を含む団体については、土日祝を含む旅行日程に係るものは３か月前まで、平日の旅行行程に係るものは２か月前まで優先受付期間があります。この場合、車いすを利用する人、介護をする人の人員の確認があります。

※バス会社によって利用できるバスの種類が異なる場合がありますので、各社にお問合せください。

＜利用料金の割引＞

該　当　団　体	割引率
学校教育法第１条に規定する学校（大学、高等専門学校を除く）に通学・通園する人の所属する団体	２　割
・児童福祉法第７条に規定する施設利用者の団体 ・障害者総合支援法第5条に規定する施設利用者の団体 ・身体障害者福祉法第５条の規定による施設利用者団体	３　割

※ただし、いずれの場合も、当該団体責任者の引率と当該団体の長が発行する証明書が必要です。

(2)　駐車禁止除外指定車標章　身 知 精

内容	歩行困難な身体障がい者等（以下「歩行困難者等」といいます。）が現に使用中の車両については、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所（高齢運転者等専用駐車区間を含む。）又はパーキング・チケット発給設備の設置場所（時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間については、指定された駐車枠（白線）内に指定された方法により駐車する以外は、除外の対象となりません。）の駐車禁止規制の対象から除外

	されます。 ※　駐停車禁止場所、法定の駐車禁止場所及び駐車方法の違反等 は、除外の対象となりません。 また、歩行困難者等が車両を現に使用中でなければ、除外の対象となりません。 歩行困難者等本人の申請により、申請内容を審査のうえ駐車禁止除外指定車標章が交付されます。 ●交付申請に必要な書類等 ・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者等用） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証又は戦傷病者手帳等 〈代理人が申請される場合〉 上記に加え、 ・歩行困難者等の住民票の写し（3か月以内に作成された個人番号の記載がないもの。） ・歩行困難者等と申請者の続柄を確認できる書面等 ※　その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります。
対象者	●身体障がい者 ・視覚障がい：1級～3級及び4級の1 ・聴覚障がい：2級及び3級 ・平衡機能障がい：3級 ・上肢機能障がい：1級、2級の1及び2級の2 ・下肢機能障がい：1級～4級 ・体幹機能障がい：1級～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 上肢機能障がい：1級及び2級(一上肢のみに運動機能障がい がある場合を除く。） 移動機能障がい：1級～4級 ・心臓機能障がい：1級及び3級 ・じん臓機能障がい：1級及び3級 ・呼吸器機能障がい：1級及び3級 ・ぼうこう又は直腸機能障がい：1級及び3級 ・小腸機能障がい：1級及び3級 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい：1級～3級 ・肝臓機能障がい：１級～３級 ●知的障がい者：判定Ａ ●精神障がい者：1級 ●色素性乾皮症患者：等級指定なし ●戦傷病者：等級指定なし

窓口	・大阪府内の警察署（大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。）の交通課又は大阪府警察本部交通部交通規制課 ・受付は、月曜日から金曜日の9:00～17:45です。 （祝日、年始年末は受付を行っておりません。）

(3)　大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度　身 知 精 難

内容	「※ダブルスペース」が整備された公共施設や商業施設などにおいては、「大阪府障がい者等用駐車区画利用証」（以下「利用証」といいます。）が使用いただけます。 障がい者等本人の申請により、申請内容を審査の上利用証を交付します。（代筆可） ※「車いすを使用される方がスムーズに駐車・移動できるための幅の広い区画（車いす使用者用駐車区画）」と、「車いすは使用しないが移動に配慮が必要な方の負担を少なくするための駐車区画（ゆずりあい駐車区画 ）」の両方を施設の出入口付近に整備すること。 ●交付申請に必要な書類等 ・障がい者等用駐車区画利用証交付申請書 ・申請に必要な書類（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証等、介護保険被保険者証、母子健康手帳、医師の診断書・意見書等）の写し ・利用証を郵送するための切手（180円） ・利用証（更新申請の場合） ・その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります。
対象者	●身体障がい者 ・視覚障がい：４級以上 ・聴覚障がい：３級以上 ・平衡機能障がい：５級以上 ・肢体不自由 上肢：２級以上 下肢：６級以上 体幹：５級以上 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 上肢機能：２級以上 移動機能：６級以上 ・心臓機能障がい：４級以上 ・じん臓機能障がい：４級以上

	・呼吸器機能障がい：４級以上 ・ぼうこう又は直腸の機能障がい：４級以上 ・小腸機能障がい：４級以上 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい：４級以上 ・肝臓機能障がい：４級以上 ●知的障がい者 ・療育手帳の障がいの程度欄が「Ａ」の者 ●精神障がい者 ・精神障がい者保健福祉手帳の障がい区分が「１級」であること ●難病患者 ・障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者（特定医療費（指定難病）受給者等） ●要介護者 ・要介護状態区分が「要介護１～５」の者 ●妊産婦 ・単胎児：母子健康手帳取得時～産後2年 ・多胎児：母子健康手帳取得時～産後3年 ●けが人 ・けが等により一時的に移動の配慮が必要な者 ●その他 ・上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者
窓口	・大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ ・申請書に必要事項を記入し、必要書類の写し（氏名・住所・交付要件に該当する旨の記載があるところ）を添付して、切手（180円）と利用証（更新申請の場合）を同封し、上記窓口に郵送してください。 ・申請書は居住地の市町村障がい福祉担当課で入手若しくは大阪府のホームページからダウンロードすることが可能です。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/riyousyouseido/index.html

（4） 自動車運転免許の取得費の助成 ㊎ ㊍

内容	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成しています。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（市町村によっては実施していない場合があります。）（資料編1ページ）

(5)　自動車改造の助成　㊎ ㊍

内容	障がい者（一定の制限があります）を対象として、障がい者が使用する自動車の運転装置等を改造する費用の一部を助成しています。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（市町村によっては実施していない場合があります。）（資料編1ページ）

(6)　リフト付福祉タクシー　㊎ ㊍ ㊏

内容	タクシー会社や介護タクシー事業者では、車いすやストレッチャーのまま乗降できるリフト付きタクシー等を運行しています。 利用運賃は、車輌の種類や利用形態によって異なります。 乗車定員については、タクシー会社が保有する車輌によって異なりますが、乗務員等の他、大型車で車いす2台（2名）と介護者等の同乗者2名～5名（ストレッチャーの場合は1台（1名）と介護者等の同乗者2名～4名）、中型車で車いす1台（1名）と介護者等の同乗者2名～3名、小型車で車いす1台（1名）と介護者等の同乗者1名が同時に乗車できます。 また、福祉車輌によって、同乗者の乗車人数が異なる場合があります。 なお、一部市町村で重度身体障がい者等、一般の交通手段を利用することが困難な方に対し、利用運賃の一部を助成する制度があります。
窓口	各タクシー会社や介護タクシー事業者、または、居住地の福祉事務所もしくは市町村障がい福祉担当課（市町村によっては実施していない場合があります。）

12章　社会参加の促進

(1)　大阪府障がい者スポーツ大会の開催　㊎ ㊍ ㊌

内容	大阪府では、全国障害者スポーツ大会に出場する選手の選考会を兼ねて、毎年、大阪府障がい者スポーツ大会を実施しています。
窓口	大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） 大阪府障がい者スポーツ協会（ファインプラザ大阪内） http://www.fineplaza.jp/ ＴＥＬ　０７２－２９６－６３１１ ＦＡＸ　０７２－２９６－６３１３

(2)　障がい者文化芸術活動推進事業　㊎ ㊍ ㊌ ㊓

内容	芸術・文化に興味のある障がい者に対し、ダンス・演劇などを体験し、学ぶことができるカレッジを開催しています。 障がいのある人の創造力と芸術性のあふれるアート作品を府民に発信し、障がい者への理解や多様性を認める社会をめざして、企画展展示会やセミナー等を実施しています。
窓口	国際障害者交流センター（ビッグ･アイ） https://big-i.jp/ ＴＥＬ　０７２－２９０－０９６２ ＦＡＸ　０７２－２９０－０９７２

(3)　身体障がい者補助犬　㊎

内容	身体障がい者の日常生活を支援する身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する相談に応じるとともに、身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行っています。
窓口	大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42ページ） （補助犬同伴の相談窓口は34ページ）

（4） 郵便等による不在者投票 ㊐

対象者	(ｱ) 身体障がい者手帳をお持ちで、手帳に以下の内容が記載されている方 ・両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が、１級又は２級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、１級又は３級 ・免疫又は肝臓の障がいの程度が、１級から３級まで (ｲ) 戦傷病者手帳をお持ちで、手帳に以下の内容が記載されている方 ・両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第２項症まで ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が、特別項症から第３項症まで (ｳ) 介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が要介護５と記載されている方 (ｴ) 身体障がい者手帳をお持ちで、障がいの程度が上記（ｱ）の程度に該当することを大阪府内の各市町村長が証明した方 (ｵ) 戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの程度が上記（ｲ）の程度に該当することを大阪府知事が証明した方
内容	重度の障がいにより、投票所に行けない方には、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、自宅等で投票できる「郵便等による不在者投票」の制度があります。 また、上記対象者のうち、 ○ 身体障がい者手帳をお持ちで、上肢又は視覚の障がいの程度が１級と記載されている方 ○ 身体障がい者手帳をお持ちで、上記の障がいの程度がこれらの程度に該当することを、大阪府内の各市町村長が証明した方 ○ 戦傷病者手帳をお持ちで、上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第２項症までと記載されている方 ○ 戦傷病者手帳をお持ちで、上記の障がいの程度がこれらの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方 には、あらかじめ選挙人名簿登録地市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができる「郵便等による不在者投票における代理記載制度」があります。
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 ＴＥＬ　０６－６９４４－９１１８ ＦＡＸ　０６－６９４４－３５４８ ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。

	その際は、ＴＥＬ　０６－６９４１－０３５１（代表） をご利用ください。

（５）　点字による投票　　㊨

内容	視覚に障がいのある方で、点字での投票を希望される方は、受付の際に投票管理者に点字で投票したいことを申し出れば、点字で投票をすることができます。また、各投票所には、点字器や点字の候補者等の名簿も備え付けてあります。
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 ＴＥＬ　０６－６９４４－９１１８ ＦＡＸ　０６－６９４４－３５４８ ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。 その際は、ＴＥＬ　０６－６９４１－０３５１（代表） をご利用ください。

（６）　代理投票　　㊨

内容	病気やけがなどで文字の記載が困難な方は、係員が補助者として投票を記載する代理投票の制度があります。 代理投票を希望することを投票管理者に申し出ると、投票事務従事者の中から二人の補助者が指定され、そのうち一人が選挙人の指示する候補者等の氏名を書き、残りの一人がその立ち会いを行います。もちろん、投票の秘密は厳守されます。
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 ＴＥＬ　０６－６９４４－９１１８ ＦＡＸ　０６－６９４４－３５４８ ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。 その際は、ＴＥＬ　０６－６９４１－０３５１（代表） をご利用ください。

（7） 投票所における手話通訳者の派遣 ㊎

内容	聴覚に障がいのある方で、投票日当日に投票の際、手話通訳が必要な場合は、事前にお住まいの市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 ＴＥＬ　０６－６９４４－９１１８ ＦＡＸ　０６－６９４４－３５４８ ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。 その際は、ＴＥＬ　０６－６９４１－０３５１（代表） をご利用ください。

（8） 障がい者ＩＣＴサポーターの養成 ㊎ ㊍ ㊕ ㊔

→195 ページ参照

（9） 知的障がい者レクリエーション活動等支援事業 ㊍

内容	レクリエーション活動等を通じ、知的障がい者等の体力増強、交流、スポーツに触れる機会等を提供し、知的障がい者等の自立意欲を助長するため、各種レクリエーション教室を開催しています。
窓口	大阪手をつなぐ育成会（資料編 43 ページ）

（１０） 精神障がい者社会参加活動振興事業 ㊕

内容	精神障がい者スポーツや文化活動等を通じて交流することによって、精神障がいに対する理解や社会参加や社会復帰の促進を図るための事業です。
窓口	精神障害者社会復帰促進協会（資料編 44 ページ） 大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編 42 ページ）

（１１） 支援学校卒業後の「学びの場」の公表について

内容	大阪府では、支援学校卒業後の「学びの場」の情報提供を府ホームページ等を通じて行っております。 http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/manabinobakouhyou.html
窓口	大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42 ページ）

13章　IT・情報

(1) 大阪府のインターネットによる情報提供　身 知 精 難

内容	大阪府では、府政に関するさまざまな情報をインターネットで提供しています。また、大阪府障がい福祉室では、障害者総合支援法や障がい者計画、福祉のてびきなど障がい福祉に関する情報を提供しており、障がい者の就労支援に関する情報についても提供しています。
窓口	大阪府 https://www.pref.osaka.lg.jp/ 大阪府障がい福祉室 https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/s_shogaifukushi/

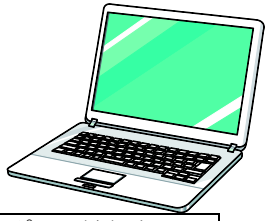
(2) 関係機関・団体等のインターネットによる情報提供　身 知 精

厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/
日本障害者リハビリテーション協会障害者情報ネットワーク「ノーマネット」	https://www.normanet.ne.jp/
府内市町村	大阪府のホームページからリンクしています https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/links/city.html
福祉医療機構(WAM　NET)	https://www.wam.go.jp/
大阪府社会福祉協議会 [大阪府ボランティア・市民活動センター、権利擁護推進室（あいあいねっと）、運営適正化委員会　等]	https://www.osakafusyakyo.or.jp/
大阪障害者自立支援協会	http://www.daisyokyo.or.jp/
大阪府身体障害者福祉協会	http://fushinkyo.or.jp/
大阪聴力障害者協会	https://daicyokyo.jp/
大阪府視覚障害者福祉協会	http://fushikyo.or.jp/

大阪府肢体不自由者協会	https://www.daishikyo.or.jp/
大阪手をつなぐ育成会	https://www.osaka-ikuseikai.or.jp/
大阪脊髄損傷者協会	https://sekison-osaka.sakura.ne.jp/
大阪府中途失聴・難聴者協会	https://osakafunancho.com/
阪喉会	http://www.hankoukai.jp/
大阪スタタリングプロジェクト	https://www.osaka-kitsuon.com/index.html
大阪府精神障害者家族会連合会	https://daikaren.org/
大阪精神科病院協会	https://www.daiseikyo.or.jp/
大阪精神科診療所協会	https://daiseishin.org/
精神障害者社会復帰促進協会	http://www.hukikyo.jp/
大阪府断酒会	https://fudanshu.com/
日本てんかん協会大阪府支部	https://jeaosaka.jimdofree.com/
手話言語獲得習得支援研究機構（通称：NPOこめっこ）	https://www.comekko.com/

(3) 障がい者スポーツに関する情報提供

㊎ ㊍ ㊕ ㊙



内容	大阪府障がい者スポーツ協会では、障がい者スポーツ情報をインターネットで提供しています。また、障がい者スポーツに関するお問い合わせも、電話・ＦＡＸ・電子メールでお答えしています。
窓口	大阪府障がい者スポーツ協会事務局　大阪府立障がい者交流促進センター内（ファインプラザ大阪） https://www.osad.jp/ ＴＥＬ　０７２－２９６－６３１１ ＦＡＸ　０７２－２９６－６３１３

(4) 点字図書・テープ図書の発行・貸出、対面朗読サービス等 身

内容	点字図書、テープ図書などの発行・貸出や、お持ちの資料・パンフレットを代読する対面朗読サービス、点訳または音訳するプライベートサービスなどを行っています。
対象者	視覚障がい者
窓口	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター視覚障がい者支援センター（点字図書館） 大阪府視覚障害者福祉協会（資料編43ページ） http://fushikyo.or.jp/ ＴＥＬ　06−6748−0611 ＦＡＸ　06−6748−0631

(5) 大阪府立中央図書館のサービス　身 知

内容	対面朗読や録音図書の貸出、パソコン利用等のサービスを提供しています。なお、Zoomを使ったオンラインによる対面朗読も実施しています。また、墨字図書の新着案内（点字版・録音版）を発行しています。 聴覚障がい者・言語障がい者にはファックスによるレファレンスサービスを、聴覚障がい者には字幕入りもしくは手話入りＤＶＤ、ビデオの郵送貸出を行っています。手話通訳が必要な方は、お問い合わせください。 このほか、障がい等により来館困難な方のために、墨字図書の郵送貸出を行っています。なお、郵送貸出は当館ホームページからも申込みできます。 障がい等のため来館困難な方は、代理人を通じての図書館の利用もできます。
対象者	身体・知的障がい者等
窓口	大阪府立中央図書館障がい者支援室 ＴＥＬ：06−6745−0170（代） ＦＡＸ：06−6745−0262 https://www.library.pref.osaka.jp

(6)「府政だより」点字版、拡大版及び音声版（デイジー版）の配布 ㊎

内容	府の広報紙「府政だより」の点字版、拡大版及び音声版（デイジー版）を希望者に無料で配布しています。
対象者	視覚障がい者
窓口	府民お問合せセンター（ピピっとライン） ＴＥＬ　０６－６９１０－８００１ ＦＡＸ　０６－６９１０－８００５

(7)「選挙のお知らせ」点字版、拡大版及び音声版の配付 ㊎

内容	視覚に障がいのある方に、府知事選挙、府議会議員選挙、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査において、「選挙のお知らせ」の点字版、拡大版及び音声版を希望者に無料で配付していますので、大阪府選挙管理委員会にお問い合わせください。(拡大版は一部選挙のみ) 市町村の選挙については、市町村によって実施の有無が異なりますので、市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。
対象者	視覚障がい者
窓口	居住地の市区町村選挙管理委員会 大阪府選挙管理委員会 ＴＥＬ　０６－６９４４－９１１８ ＦＡＸ　０６－６９４４－３５４８ ※選挙時等、上記電話番号が利用できないことがあります。 その際は、ＴＥＬ　０６－６９４１－０３５１（代表） をご利用ください。

(8) 点字情報ネットワーク事業（ＪＢニュース） ㊎

内容	視覚障がい者を対象として、毎日の新聞記事や視覚障がい者福祉に関する情報を点字により提供します。
対象者	視覚障がい者
窓口	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター視覚障がい者支援センター（点字図書館等） 大阪府視覚障害者福祉協会（資料編43ページ） http://fushikyo.or.jp/ ＴＥＬ　０６－６７４８－０６１１ ＦＡＸ　０６－６７４８－０６３１

(9) 消費者啓発資料の点字版の発行　㊎

内容	大阪府・大阪市で共同作成する消費生活に関する情報「くらしすと」に掲載したテーマ記事、相談事例などの点字版が閲覧できます。
対象者	視覚障がい者
窓口	大阪府消費生活センター https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/shouhi/index.html TEL　06−6612−7500 FAX　06−6612−0090

(10) 字幕入り映像ライブラリー　㊎

内容	一般公開された映像番組等に字幕や手話を挿入したビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。貸し出しには事前登録が必要です。
対象者	聴覚障がい者及び言語障がい者
窓口	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター聴覚障がい者支援センター（聴覚障がい者情報提供施設） 大阪聴力障害者協会（資料編43ページ） https://www.daicyokyo.jp/ TEL：06−6748−0380 FAX：06−6748−0383

(11) 大阪府ITステーション（ICT機器利用サポート等）

㊎ ㊍ ㊕ ㊔

内容	大阪府ITステーションでは、障がい者の方がICT機器（パソコン・タブレット等）を操作しやすくするための支援機器やソフトの相談・支援・展示・体験を行っております。 また、移動が困難でかつ支援機器等を利用することにより意思疎通が可能となる重度の障がいがある方には、必要に応じてICTサポーターを派遣して操作指導などを行っています。 （大阪府ITステーションについては156ページ） （ICTサポーターの養成については195ページ）
対象者	障がい特性を理由にICT機器の操作が難しい方、その家族、支援者

窓口	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター大阪府ＩＴステーション　ＩＴ支援室 大阪市天王寺区上汐４－４－１ 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校内（１階・113） 大阪メトロ谷町線、千日前線「谷町九丁目駅」下車 南へ約600m 大阪メトロ谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」下車 北へ約600m 近鉄線「大阪上本町駅」下車 南西へ約800m ＴＥＬ　06-6776-1238（ＩＴ支援室） ＦＡＸ　06-6776-1231 ホームページ　https://itshien.itsapoot.jp/ E-mail　itshien@itsapoot.jp

14章　教育

（1） 障がいのある子どもたちの学びの場　身 知 精 難

（資料編33～35ページ）

内容	障がいのある幼児・児童・生徒は、障がいの状況等に応じて様々な教育の場で学んでいます。 ○ 幼稚園、小・中・義務教育学校の通常の学級 ※ 通級による指導 小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を特別な場で受けることができる「通級による指導」もあります。 ○ 小・中・義務教育学校の支援学級 （弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉症・情緒障がい学級） ○ 府立支援学校 （視覚支援学校、聴覚支援学校、知的障がい支援学校、肢体不自由支援学校、病弱支援学校） ※ 学校ごとに異なりますが、幼稚部、小学部、中学部、高等部があります。 ※ 訪問教育 肢体不自由支援学校、病弱支援学校在籍者で障がいの状況が重度又は重複しており、通学による教育を受けることが困難な児童生徒には、支援学校の教員が家庭や児童福祉施設、医療機関等を訪問し指導する「訪問教育」があります。 ○ 高等学校 ※ 詳細は（6）（7）（8）を参照してください。

（2） 就学に関する相談　身 知 精 難

内容	就学に関する多様な情報を提供しながら教育相談を実施しています。
対象者	障がいのある子どもの保護者
窓口	市町村教育委員会

（3） 府立支援学校見学会　身 知 難

内容	6月頃より就学に関する学校見学会を実施しています。 また、随時、教育相談等を行っています。
対象者	障がいのある子ども及びその保護者等
窓口	支援学校（資料編33、34ページ）

（4） すこやか教育相談　　身　知

内容	児童・生徒及びその保護者や教職員からの学校生活に関わる電話・面接・電子メール・ＦＡＸ・LINEによる相談に、経験豊かな相談員等が応じ助言・支援を行っています。 なお、面接（来所）相談は学校を通じて事前に予約が必要です。 ＊府立視覚支援学校、聴覚支援学校では未就学児を対象とした早期教育相談を行っています。
窓口	大阪府教育センター（すこやか教育相談） 〒558-0011　大阪市住吉区苅田４－１３－２３ ①電話・電子メールによる相談 ○児童・生徒からの相談（すこやかホットライン） ＴＥＬ　０６－６６０７－７３６１ e-mail　sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp ○保護者からの相談（さわやかホットライン） ＴＥＬ　０６－６６０７－７３６２ e-mail　sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp ○教職員からの相談（しなやかホットライン） ＴＥＬ　０６－６６０７－７３６３ e-mail　sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp ○高校中退に関する相談（学びふたたびホットライン） ＴＥＬ　０６－６６０７－７３５３ ②ＦＡＸによる相談 ＦＡＸ　０６－６６０７－９８２６ ③面接による相談（学校を通じて事前に予約が必要です） ＴＥＬ　（代）０６－６６９２－１８８２（内線４０８） ④ＬＩＮＥによる相談（児童・生徒対象） 各学校に配付しているポスター・カードに掲載している「二次元コード」からアカウントを登録してください。 ＊電話・面接受付 月曜日～金曜日　9:30～17:30 （土・日・祝日、年末年始は休み） ＊電子メール・ＦＡＸ受付 24時間（回答は後日となります） ＊ＬＩＮＥ受付 毎週日・月・火・水・木曜日　19:00～22:00（受付は21:30まで） ※「すこやか教育相談」のホームページ https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm

（5） 特別支援教育就学奨励費の支給　㊐ ㊑ ㊒ ㊓

内容	世帯の収入等に応じて就学に必要な諸経費の負担軽減を行います。
対象者	下記に該当する幼児・児童・生徒の保護者等 ①支援学校等に在籍する幼児・児童・生徒 ②小・中・義務教育学校の支援学級に在籍する児童・生徒 ③小・中・義務教育学校の通級による指導を受けている児童・生徒 ④小・中・義務教育学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒
窓口	通学している学校

（6） 公立高等学校への入学　㊐ ㊑　㊒ ㊓

内容	障がい等の状況により配慮が必要な生徒を対象として、入学者選抜において、検査時間・休憩時間の延長、代筆解答、介助者の配置、点字による受験、別室受験、拡大した学力検査用紙による受験、パソコン等の機器の使用等の受験上の配慮を行っています。
窓口	大阪府教育庁教育振興室高等学校課学事グループ ＴＥＬ　０６－６９４４－６８８７ ＦＡＸ　０６－６９４４－６８８８

（7） 府立高等学校における通級による指導　㊒

内容	障がいのある生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、特別の教育課程を編成し、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を実施します。
設置校	柴島高校、松原高校、大手前高校（全日制の課程）、 岬高校、大阪府教育センター附属高校、野崎高校、 布施高校（全日制の課程）、富田林高校、箕面東高校、 和泉総合高校（全日制の課程）、中央高校
対象者	学校教育法施行規則第140条に定める特別の教育課程が編成できる障がい種別のうち、自閉症者、情緒障がい者、学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なものを対象とします。
窓口	大阪府教育庁教育振興室高校改革課共生・魅力発信グループ ＴＥＬ　０６－４３９７－３６０９ ＦＡＸ　０６－６９４４－６８８８

（8）府立高等学校等（自立支援推進校及び共生推進校）への入学 ㊟

（知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室）

内容	知的障がいのある生徒を対象として、知的障がい生徒自立支援コース（11校）と共生推進教室（10校）を設置しています。 知的障がい生徒自立支援コース設置校 ⇒ （資料編35ページ） ①高等学校に「知的障がい生徒自立支援コース」を設置しています。 ②生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。 共生推進教室設置校 ⇒ （資料編35ページ） ①職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校（たまがわ高等支援学校・とりかい高等支援学校・すながわ高等支援学校・むらの高等支援学校・なにわ高等支援学校、以下「本校」という。）の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携協力のもと、高等支援学校籍の生徒が府立高等学校に通い、高等学校の生徒とともに学んでいます。 また、週1回程度、本校で職業に関する専門教科を学んでいます。 ②生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するとともに、支援学校と高等学校が連携し就労支援を図ります。 【参考】 〇令和8年度入学者選抜（令和8年度入学者選抜方針より） ①主な応募資格は下記のとおりです。 ・令和8年3月に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者 ・療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者 ・自主的な通学が可能である者 ②選抜資料 ・調査書、推薦書及び面接を資料とします。 ③募集人員（令和7年度入学者選抜より） ・知的障がい生徒自立支援コース　各校　3人* ＊枚方なぎさ高校、松原高校、貝塚高校、園芸高校は4人 ・共生推進教室　各校　3人
窓口	大阪府教育庁教育振興室高校改革課共生・魅力発信グループ TEL：06−4397−3609 FAX：06−6944−6888

15章　就労

（1）　職業相談・職業紹介・職場適応相談等

①　ハローワーク（公共職業安定所）　身 知 精 難

内容	専門の職員、相談員等を配置し、職業相談、職業紹介から就職後の職場適応指導までを行っています。また、聴覚障がい者の職業相談等を行うため、手話協力員を配置しています。 （配置の日時については、各ハローワークにお問合せください。）
窓口	ハローワーク（資料編27ページ）

②　障害者職業センター　身 知 精 難

内容	障がいがある方の就職や職場に定着するための相談や、職業評価、職業準備支援(南大阪支所を除く)、ジョブコーチによる支援、また、メンタル不調で休職している方の職場復帰支援(南大阪支所を除く)等を行っています。ご利用は無料です。来所にあたっては予約をお取り下さい（障がい者手帳をお持ちでない方もご利用いただけます）。
窓口	大阪障害者職業センター ＴＥＬ　０６－６２６１－７００５ ＦＡＸ　０６－６２６１－７０６６ 同センター南大阪支所 ＴＥＬ　０７２－２５８－７１３７ ＦＡＸ　０７２－２５８－７１３９

③　地域就労支援センター　身 知 精 難

内容	障がい者、若年者、中高年齢者、ひとり親家庭の親など（就職困難者等）の雇用・就労に関する相談や能力開発講座などを実施しています。（事業内容等は、各市町村にお問い合わせください）

④　ＯＳＡＫＡしごとフィールド　身 知 精 難

内容	お仕事をお探しの方への就職活動の支援、採用をお考えの企業への支援を行う施設です。求職中の方への支援として、カウンセリングのほか、職場体験、就職活動のポイントが学べるセミナー等を実施しています。また、中小企業向けに採用や定着に役立つセミナー等も行っています。
窓口	ＯＳＡＫＡしごとフィールド http://shigotofield.jp/ ＴＥＬ　０６－４７９４－９１９８

	ＦＡＸ　06−6232−8581 企業向け連絡窓口 ＴＥＬ　06−6910−3765

（2）　大阪府による情報提供　身　知　精　難

内容	大阪府雇用推進室・障がい福祉室・保健医療室では、障がい者の雇用・就労に関する情報をインターネットで提供します。
窓口	＜大阪府雇用推進室就業促進課＞ 「障がい者雇用に関するホームページ」 （大阪府障がい者雇用促進センター） https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/index.html ＴＥＬ　06−6360−9077 ＦＡＸ　06−6360−9079 〈大阪府障がい福祉室自立支援課〉 https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/index.html ＴＥＬ　06−6944−9178 ＦＡＸ　06−6942−7215 ＜大阪府保健医療室地域保健課＞ https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/nanbyo/nanbyo_shigoto.html ＴＥＬ　06−6944−6697 ＦＡＸ　06−6941−6606

（3）　ハロートレーニング（職業訓練）　身　知　精　難

内容	大阪障害者職業能力開発校、北大阪高等職業技術専門校、夕陽丘高等職業技術専門校及び委託する社会福祉法人等において、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を対象とした訓練科目を設置して、職業訓練を行っています。入校を希望する能力開発校等の見学と相談が必要です。 また、１～６か月の短期の職業訓練も実施しています。

窓口	ハローワーク（資料編27ページ） 大阪障害者職業能力開発校 　ＴＥＬ　０７２－２９６－８３１１ 　ＦＡＸ　０７２－２９６－８３１３ 北大阪高等職業技術専門校 　ＴＥＬ　０７２－８０８－２１５１ 　ＦＡＸ　０７２－８０８－２１５２ 夕陽丘高等職業技術専門校 　ＴＥＬ　０６－６７７６－９９００ 　ＦＡＸ　０６－６７７６－９９０５ 大阪府雇用推進室人材育成課 　ＴＥＬ　０６－６２１０－９５３２ 　ＦＡＸ　０６－６２１０－９５２８

☆障がいのある方に関する職業訓練（障がいの種別を問いません）

身 知 精 難

●大阪障害者職業能力開発校
（TEL 072-296-8311　FAX 072-296-8313）

科目	定員	訓練期間	入校時期	備　考
・CAD技術 ・Webデザイン ・OAビジネス ・オフィス実践	15人 15人 20人 10人	1年 1年 1年 1年	4月	・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。 ・寮設備があります。 ・オフィス実践科は重度視覚障がいのある方も応募できる科目です。

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

施設名	科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
大阪市職業リハビリテーションセンター TEL：06-6704-7201 FAX：06-6704-7274	ICTテレワーク	5人	1年	10月	・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。

☆身体障がいのある方に関する職業訓練 ㊎

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

障がい種別	施設名	科目	定員	訓練期間	入校時期
視覚障がい者	日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター TEL：06-6961-5521 FAX：06-6961-6268	ビジネス科	各3人	1年	4・10月
		情報処理科	各5人	1年	4・10月
身体障がい者	大阪市職業リハビリテーションセンター TEL：06-6704-7201 FAX：06-6704-7274	オフィス実務科	10人	1年	4月
	摂津市障害者職業能力開発センター TEL：072-653-1212 FAX：072-653-0300	OA実務	10人	1年	4月

●在職者等を対象とした職業訓練（テクノ講座・大阪障害者職業能力開発校）
（TEL 072-296-8311　FAX 072-296-8313）

科目（コース名）	定員	訓練時間	実施日
表計算ソフト活用実践	7人	15時間	5/16・5/23・5/30
職場の人間関係構築法	5人	12時間	5/26・6/2
秒で仕事が片付く表計算自動化入門【1】	7人	15時間	6/13・6/20・6/27
3日で攻略！QC検定3級講座	5人	15時間	6/13・6/20・6/27
秒で仕事が片付く表計算自動化入門【2】	7人	15時間	7/11・7/18・7/25
実践！仕事に使える段取り術【1】	7人	12時間	7/28・8/4
ホームページ作成入門	7人	15時間	8/29・9/5・9/12
三次元CAD基礎と3Dプリンタ体験	5人	15時間	8/29・9/5・9/12
表計算ソフトマクロVBA基礎【1】	7人	15時間	9/26・10/3・10/10
パソコン情報セキュリティ入門【1】	7人	15時間	9/26・10/3・10/10
パソコン情報セキュリティ入門【2】	7人	15時間	10/31・11/7・11/14
機械CAD基礎	5人	15時間	10/31・11/7・11/14
実践！仕事に使える段取り術【2】	7人	12時間	11/28・12/5
表計算ソフトマクロVBA基礎【2】	7人	15時間	11/28・12/5・12/12
表計算ソフトマクロVBA応用【1】	7人	15時間	1/16・1/23・1/30
AIプログラミング基礎	5人	15時間	1/16・1/23・1/30
表計算ソフトマクロVBA応用【2】	7人	15時間	2/13・2/20・2/27

※　身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者ともに共通の訓練科目です。
※　すべての講座に手話通訳がつきます。

●短期の職業訓練（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）
大阪府雇用推進室人材育成課
（TEL 06-6210-9531　FAX 06-6210-9528）

障がい種別	科　目	備　考
身体障がい	①パソコン＋Ｗｅｂデザインスキル養成科（4か月） ②就職のための即戦力人材養成科（1か月） ③基礎から学ぶオフィスソフト＋Ｗｅｂスキル習得科（3か月） ④経理・パソコン実践科（3か月） ⑤支援学校等早期委託訓練科（1か月） ⑥在職者訓練（通所型コース）〈全種別型〉 ⑦在職者訓練（指導員派遣型コース）〈種別選択型〉 ⑧在職者訓練（通所型・指導員派遣型コース）〈全種別型〉	・受講料は無料です ・訓練期間は1～4か月です ・①は職場実習付き訓練です。 ・②⑤は職場実習のみの訓練です。 ・③④はe-ラーニング（スクーリングあり）です。 ・⑥～⑧、⑩⑪の訓練期間は個々に設定します。 ・申込（⑥～⑧、⑩⑪以外）は各ハローワークまで（資料編27ページ） ・⑥～⑧、⑩⑪は人材育成課までお問い合わせください。
視覚障がい	⑨視覚障がい者向けＰＣ活用科（3か月） ⑩在職者訓練（通所型・指導員派遣型コース）〈種別選択型〉	
聴覚障がい	⑪在職者訓練（通所型・指導員派遣型コース）〈種別選択型〉	

☆知的障がいのある方に関する職業訓練 ㊥

●大阪障害者職業能力開発校
（TEL 072-296-8311　FAX 072-296-8313）

科　目	定　員	訓練期間	入校時期	備　　考
ワークサービス	25人	1年	4月	・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。

●北大阪高等職業技術専門校
（TEL 072-808-2151　FAX 072-808-2152）

科　目	定　員	訓練期間	入校時期	備　　考
ワークトレーニング	15人	1年	4月	・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。

●夕陽丘高等職業技術専門校
（TEL 06-6776-9900　FAX 06-6776-9905）

科　目	定　員	訓練期間	入校時期	備　　考
ワークアシスト	20人	1年	10月	・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

施　設　名	科　目	定員	訓練期間	入校時期
摂津市障害者職業能力開発ｾﾝﾀｰ TEL 072-653-1212 FAX 072-653-0300	実務作業	10人	1年	4月
大阪市職業リハビリテーションセンター TEL：06-6704-7201 FAX：06-6704-7274	ワーキングスキル	15人	1年	4月
	ビジネスパートナー	10人	1年	4月
大阪ＩＮＡ職業支援センター TEL 072-729-7021 FAX 072-729-8041	（箕面）パン・菓子製造	15人	1年	4月
	（富田林）グリーンハーベスト	5人	1年	4月
大阪市職業指導センター TEL 06-6685-9075 FAX 06-6685-8064	総合流通	15人	1年	4月

●在職者等を対象とした職業訓練（テクノ講座・大阪障害者職業能力開発校）

☆身体障がいのある方に関する職業訓練欄（147ページ）参照

※　身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者ともに共通の訓練科目です。

●短期の職業訓練（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）

大阪府雇用推進室人材育成課

（TEL 06-6210-9531　FAX 06-6210-9528）

科　　目	備　　考
①総合実技科（3か月） ②作業習得科（3か月） ③介護職員初任者研修科(知的障がい者対象) （6か月） ④デジタルクリエイティブ・オフィス科（4か月） ⑤就職のための即戦力人材養成科（1か月） ⑥支援学校等早期委託訓練科（1か月） ⑦在職者訓練（通所型コース）〈全種別型〉 ⑧在職者訓練（通所型・指導員派遣型コース）〈全種別型〉	・受講料は無料です。 ・訓練期間は1～6か月です。 ・③④は職場実習付き訓練です。 ・⑤⑥は職場実習のみの訓練です。 ・⑦⑧の訓練期間は個々に設定します。 ・申込（⑦⑧以外）は各ハローワークまで（資料編27ページ） ・⑦⑧は人材育成課までお問い合わせください。

☆精神障がいのある方に関する職業訓練 (精)

●大阪障害者職業能力開発校
（TEL 072-296-8311　FAX 072-296-8313）

科　目	定　員	訓練期間	入校時期	備　　考
事務ステップアップ	各10人	6か月	4・10月	教科書代等の実費が必要です。

●夕陽丘高等職業技術専門校
（TEL 06-6776-9900　FAX 06-6776-9905）

科　目	定　員	訓練期間	入校時期	備　　考
ジョブスキルアップ	5人	1年	4月	教科書代等の実費が必要です。

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

施設名	科　目	定員	訓練期間	入校時期
大阪市職業リハビリテーションセンター TEL　06-6704-7201 FAX　06-6704-7274	ワークアドバンスト	7人	1年	4月

●在職者等を対象とした職業訓練（テクノ講座・大阪障害者職業能力開発校）
☆身体障がいのある方に関する職業訓練欄（147ページ）参照
※　身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者ともに共通の訓練科目です。

●短期の職業訓練（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）
大阪府雇用推進室人材育成課
（TEL 06-6210-9531　FAX 06-6210-9528）

科　　目	備　　考
①デジタルクリエイティブ・オフィス科（4か月） ②パソコン+Ｗｅｂデザインスキル養成科（4か月） ③就職のための即戦力人材養成科（1か月） ④基礎から学ぶオフィスソフト+Ｗｅｂスキル習得科（3か月） ⑤経理・パソコン実践科（3か月）	・受講料は無料です。 ・訓練期間は、1～4か月です。 ・①②は職場実習付き訓練です。 ・③⑥は職場実習のみの訓練です。 ・④⑤はe-ラーニング（スクーリングあり）です。

⑥支援学校等早期委託訓練科（1か月） ⑦在職者訓練（通所型コース）〈全種別型〉 ⑧在職者訓練（指導員派遣型コース） 〈種別選択型〉 ⑨在職者訓練（通所型・指導員派遣型コース） 〈全種別型〉	・⑦～⑨の訓練期間は個々に設定します。 ・申込（⑦～⑨以外）は各ハローワークまで（資料編27ページ） ・⑦～⑨は人材育成課までお問い合わせください。

☆発達障がいのある方に関する職業訓練 (精)

●大阪障害者職業能力開発校
（TEL 072-296-8311　FAX 072-296-8313）

科　目	定　員	訓練期間	入校時期	備　　考
Ｊｏｂチャレンジ	各5人	6か月	4・10月	教科書代等の実費が必要です。

●夕陽丘高等職業技術専門校
（TEL 06-6776-9900　FAX 06-6776-9905）

科　目	定　員	訓練期間	入校時期	備　　考
キャリアスキルアップ	5人	1年	4月	教科書代等の実費が必要です。

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

施設名	科　目	定員	訓練期間	入校時期
大阪市職業リハビリテーションセンター TEL　06-6704-7201 FAX　06-6704-7274	ジョブ・コミュニケーション	5人	1年	4月

●短期の職業訓練（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）
大阪府雇用推進室人材育成課
（TEL 06-6210-9531　FAX 06-6210-9528）

科　目	備　　考
①総合実技科（3か月） ②作業習得科（3か月） ③デジタルクリエイティブ・オフィス科（4か月） ④パソコン＋Ｗｅｂデザインスキル養成科（4か月） ⑤就職のための即戦力人材養成科（1か月） ⑥基礎から学ぶオフィスソフト＋Ｗｅｂスキル習得科（3か月） ⑦経理・パソコン実践科（3か月） ⑧支援学校等早期委託訓練科（1か月） ⑨在職者訓練（通所型コース）〈全種別型〉 ⑩在職者訓練（指導員派遣型コース）〈種別選択型〉 ⑪在職者訓練（通所型・指導員派遣型コース）〈全種別型〉	・受講料は無料です ・訓練期間は１～4か月です。 ・③④は職場実習付き訓練です。 ・⑤⑧は職場実習のみの訓練です。 ・⑥⑦はe-ラーニング（スクーリングあり）です。 ・⑨～⑪の訓練期間は個々に設定します。 ・申込（⑨～⑪以外）は各ハローワークまで（資料編27ページ） ・⑨～⑪は人材育成課までお問い合わせください。

（4）障害者就業・生活支援センター　身 知 精 難

内容	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、地域の福祉関係機関や雇用関係機関、企業などと連携をとりつつ、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により、一体的な相談支援を実施します。
窓口	障害者就業・生活支援センター（資料編38ページ） https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/syuurousien/shuupotsu.html

(5)　職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 ㊎㊍㊕㊙

内容	就職または職場に適応する上で課題のある障がいのある方に対して、職場にうまく適応できるようジョブコーチが事業所に出向き支援します。 ジョブコーチは、障がいのある方に対しては、作業の習得や円滑なコミュニケーションを図れるよう支援するとともに、事業所の担当者に対しては、障がい特性を踏まえた支援方法や接し方などを伝え、円滑な職場適応を図ります。
窓口	大阪障害者職業センター ＴＥＬ　０６－６２６１－７００５ ＦＡＸ　０６－６２６１－７０６６ 同センター南大阪支所 ＴＥＬ　０７２－２５８－７１３７ ＦＡＸ　０７２－２５８－７１３９

(6)　聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業 ㊎

内容	就職や働き続けるうえでの相談やトラブル解決に向けた支援を行います。
対象者	聴覚障がい者等
窓口	大阪聴力障害者協会（資料編43ページ）

(7)　大阪府ＩＴステーション　㊎ ㊍ ㊕ ㊙

内容	大阪府ＩＴステーションは、障がいのある方がＩＴを活用して就労できるよう就労支援相談やＩＴ技能習得のための講習を行っています。 また、大阪府ＩＴステーションや市町村等で実施しているＩＣＴ講習会等のボランティアとして活躍していただくＩＣＴサポーターを養成し、障がい者のデジタルデバイドを解消する取り組みも行っています。 （ＩＣＴ機器利用サポートについては138ページ） （ＩＣＴサポーターの養成については195ページ）
窓口	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター大阪府ＩＴステーション 大阪市天王寺区上汐４－４－１ 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校内（１階、２階） 大阪メトロ谷町線、千日前線「谷町九丁目駅」下車 南へ約６００m

	大阪メトロ谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」下車 北へ約600m 近鉄線「大阪上本町駅」下車 南西へ約800m ＴＥＬ　06-6776-1222 ＦＡＸ　06-6776-1281 ホームページ　http://www.itsapoot.jp/ E-mail　shien@itsapoot.jp

（8）　売店の設置の許可　㊨

内容	身体障がい者が国や地方公共団体が設置する公共施設内に売店の設置を希望するときは、優先的に扱われます。
窓口	居住地の福祉事務所もしくは町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） または施設の管理者

（9）　製造たばこの小売販売業の許可　㊨

内容	身体障がい者がたばこ事業法による製造たばこの小売販売業の許可を申請する場合、許可の基準が一部緩和されます。
窓口	近畿財務局理財第2課 ＴＥＬ：06－6949－6368 ＦＡＸ：06－6949－0204

（１０）　社会生活適応訓練事業　㊍

内容	精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業（協力事業所）などで就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした事業です。 訓練は、社会参加コースと就労準備コースから選択でき、期間はいずれも原則6か月間です。訓練期間を延長する場合は、その可否についての審査があります。両方のコースで訓練を行うと、最長２年間の訓練が可能です。 ※大阪市、堺市在住の方、就労継続支援Ａ型事業所に通われている方は訓練の対象外です。 ＜社会参加コース＞ ・訓練期間：原則6か月（最長１年） （※3か月からの申請も可能） ・訓練日数、時間：週１日、１日3時間から可能 ＜就労準備コース＞ ・訓練期間：原則6か月（最長１年） ・訓練日数、時間：週3日以上、１日4時間から可能
窓口	大阪府福祉部障がい福祉室　自立支援課　就労支援グループ TEL 06－6944－9177

（１１）　知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務　㊐　㊍

内容	大阪府では、府有施設等における清掃業務を就労訓練として活用し、知的障がい者等の就労支援に努めており、府有施設等でたくさんの方が訓練を受けています。 訓練を受けたい方は、下記まで直接お問い合わせください。
窓口	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 （愛称：エル・チャレンジ） TEL 06-6920-3521

（１２） 援護・助成制度等 ㊎ ㊍ ㊕ ㊗

※対象の障がいは制度によって異なります

① 障がい者に対する援護制度	160ページ
② 障がい者を雇用する事業主に対する助成制度	163ページ
③ 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金	164ページ
●障害者作業施設設置等助成金	164ページ
●障害者福祉施設設置等助成金	167ページ
●障害者介助等助成金	168ページ
●職場適応援助者助成金	174ページ
●重度障害者等通勤対策助成金	176ページ
●障害者雇用相談援助助成金	180ページ
④ 障害者雇用納付金制度に基づく納付金・調整金等	181ページ

① 障がい者に対する援護制度 ㊎ ㊍ ㊕

援護処置	内容	金額等	窓口
一般求職者給付 (基本手当)	離職日以前の2年間に11日以上働いた完全な月が通算12ケ月以上(倒産・解雇や期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと等による離職の場合は、離職日以前の1年間に11日以上働いた完全な月が通算6ヶ月以上でも可)ある雇用保険被保険者が失業した場合に支給する。（11日以上働いた完全な月が通算12ヶ月または通算6ヶ月（倒産・解雇等による離職の場合）ない場合は、８０時間以上働いた完全な月を1ヶ月として計算する。） また公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合等に給付日数の延長を行う処置もある。	基本手当 日額 2,562円 ～ 9,110円 （R8.8.1現在）所定給付日数： 1．離職時の年齢が満45歳未満の場合 ・被保険者であった期間が1年未満で 150日 ・被保険者であった期間が1年以上で 300日 2．離職時の年齢が満45歳以上65歳未満の場合 ・被保険者であった期間が1年未満で 150日 ・被保険者であった期間が1年以上で 360日	ハローワーク
技能習得手当	雇用保険受給資格者が公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合、基本手当に加えて支給する。	受講手当　日額　500円 （４０日を限度） 通所手当　月額上限42,500円 限度	ハローワーク

寄宿手当	雇用保険受給資格者が公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講するため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合、基本手当に加えて支給する。	月額　10,700円	ハローワーク
就業促進手当	雇用保険受給資格者が再就職し、一定の要件を満たした場合に支給する。	・再就職手当 所定給付日数を３分の１以上残し、安定した職業に就く等の支給要件を満たした場合に所定給付日数の支給残日数の60%または70%の日数に基本手当日額を乗じた額を支給	ハローワーク

就業促進手当	雇用保険受給資格者が再就職し、一定の要件を満たした場合に支給する。	・就業促進定着手当 再就職手当を受けた方が、引き続きその再就職先に雇用保険の被保険者として6ヶ月以上雇用され、かつ再就職先で6ヶ月の間に支払われた賃金の一日分あたりの額（A）が雇用保険の給付を受ける直前の賃金日額（B）に比べて低下している場合、(B-A)×再就職先の日から6ヶ月における賃金の支払いの基礎となった日数(基本手当日額×基本手当の支給残日数に相当する日数×20%(上限あり)を支給 ・常用就職支度手当 再就職手当の支給を受けられない場合に、支給残日数に応じて基本手当の36日分を限度に支給。 ※就業促進手当にかかる基本手当日額には「60歳未満：6,745円、60歳以上65歳未満： 5,454円（R8.8.1現在）」の上限額が定められています。	ハローワーク

② 障がい者を雇用する事業主に対する助成制度 (身) (知) (精) (難)

援護処置	内容	金額等	窓口
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	ハローワーク（公共職業安定所）もしくは地方運輸局、または職業安定局長の定める項目に同意し、都道府県労働局長に同意書の提出を行った職業紹介事業者等の紹介により障がい者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給する。	① 重度もしくは45歳以上の身体・知的障がい者、精神障がい者の場合、大企業は100万円（18ヶ月）、中小企業は240万円（36ヶ月） ② ①以外の身体・知的障がい者の場合、大企業は50万円（12ヶ月）、中小企業は120万円（24ヶ月） ③ ①②のうち短時間労働者の場合、大企業は30万円（12ヶ月）、中小企業は80万円（24ヶ月） ※（ ）内は助成対象期間	大阪労働局助成金センター 06（7669）8900
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	ハローワーク（公共職業安定所）もしくは地方運輸局、または職業安定局長の定める項目に同意し、都道府県労働局長に同意書の提出を行った職業紹介事業者等の紹介により、発達障害者支援法第2条に規定する発達障がい者、難病のある方（所定の疾患（３７６疾患）のある方）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、対象労働者の雇用管理事項を報告する事業主に対して支給する。	・大企業は50万円（12ヶ月）、中小企業は120万円（24ヶ月） ・短期間労働者の場合 大企業は30万円（12ヶ月）、中小企業は80万円（24ヶ月） ※（ ）内は助成対象期間	大阪労働局助成金センター

③ 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金 ㊎ ㊍ ㊏ ㊍

窓口	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/osaka/ ＴＥＬ　06−7664−0722 ＦＡＸ　06−7664−0364

この助成金における労働者（対象障がい者）の内訳は以下のとおりです。

・一般労働者：

対象期間における月ごとの所定労働時間が120時間以上の場合

・短時間労働者：

対象期間における月ごとの所定労働時間が80時間以上120時間未満の場合

・特定短時間労働者：

重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者であって、対象期間における月ごとの所定労働時間が４０時間以上８０時間未満の場合

●障害者作業施設設置等助成金　㊎ ㊍ ㊏

（作業施設・作業設備等の整備を行う事業主の方への助成金）

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がいを克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された施設、または設備（以下「作業施設等」といいます。）の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

また、３５歳以上で雇用後6か月を超える労働者であり、加齢による変化が生じることで、当該障がいに起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、継続雇用のために当該障がい者の障がい特性から生じる業務遂行上の課題を克服するために必要な措置を行う場合にも、その費用の一部を助成します。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
①第１種作業施設設置等助成金 ●作業施設等の工事または購入	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※在宅勤務者も含む	２／３	・障がい者１人450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障がい者１人150万円（中途障がい者は１人450万円） ・短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者、または精神障がい者を除く）または特定短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者、または精神障がい者に限る）である場合の限度額は上記の半額 （１事業所あたり一会計年度合計4,500万円）	―
②第２種作業施設設置等助成金 ●作業施設等の賃借			・障がい者１人月13万円 ※作業設備の場合 障がい者１人月５万円（中途障がい者は１人13万円） ・短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）または特定短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者、または精神障がい者に限る）である場合の限度額は上記の半額	３年間

③第１種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金 ●作業施設等の工事または購入	３５歳以上で雇用後６か月を超える期間が経過している以下の者 ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※在宅勤務者も含む	２／３	・障がい者１人450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障がい者１人150万円（中途障がい者は450万円） ・短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者、または精神障がい者を除く）または特定短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者、または精神障がい者に限る）である場合の限度額は上記の半額 （１事業所あたり一会計年度合計4,500万円）	ー
④第２種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金 ●作業施設等の賃借			・障がい者１人月13万円 ※作業設備の場合 障がい者１人月５万円（中途障がい者は１人13万円） ・短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）または特定短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者、または精神障がい者に限る）である場合の限度額は上記の半額	３年間

●障害者福祉施設設置等助成金　㊎ ㊍ ㊕

（福利厚生施設の整備を行う事業主の方への助成金）

障がい者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主の団体が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、障がい者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設（以下「福祉施設等」といいます。）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる障がい者	助成率	限度額
・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※在宅勤務者も含む	１／３	・障がい者１人225万円 ・短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）または特定短時間労働者（重度身体障がい者、重度知的障がい者、または精神障がい者に限る）である場合の限度額は上記の半額 （１事業所または事業主の団体１団体あたり一会計年度合計2,250万円）

●障害者介助等助成金　身 知 精 難

（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

また、一部の助成金では、３５歳以上で雇用後６か月を超える労働者であり、加齢による変化が生じることで、当該障がいに起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、継続雇用のために当該障がい者の障がい特性から生じる業務遂行上の課題を克服するために必要な措置を行う場合にも、その費用の一部を助成します。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置又は委嘱助成金 ●業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・２級以上の視覚障がい者 ・２級以上の両上肢機能障がい及び２級以上の両下肢機能障がいを重複する者 ・３級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい及び３級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいを重複する者 ※在宅勤務者も含む	3/4	・配置１人 月15万円 ・委嘱１人 １回１万円 年150万円	10年間
②職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 ●上記①の支給期間が終了する事業主で、職場介助者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合		2/3	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円	5年間

③職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 ●加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な職場介助者の配置または委嘱	３５歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下の者 ・２級以上の視覚障がい者 ・２級以上の両上肢機能障がい及び２級以上の両下肢機能障がいを重複する者 ・３級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい及び３級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいを重複する者 ※在宅勤務者も含む	2/3	・配置1人 月１３万円 （中小企業または調整金支給調整対象事業主は月１５万円） ・委嘱1人 1回9千円 年１３５万円 （中小企業または調整金支給調整対象事業主は１人1回1万円、年１５０万円）	10年間
④手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金 ●聴覚障がい者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱	・2、3、4級または6級の聴覚障がい者 ※在宅勤務者も含む	3/4	・配置1人 月１５万円 ・委嘱1人 1回1万円 年１５０万円	10年間
⑤手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 ●上記④の支給期間が終了する事業主で、手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合		2/3	・配置1人 月１３万円 ・委嘱1人 1回9千円 年１３５万円	5年間

⑥手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 ●加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している、2、3、4級または6級の聴覚障がい者 ※在宅勤務者も含む	2/3	・配置1人 月13万円 （中小企業または調整金支給調整象事業主は月15万円） ・委嘱1人 1回9千円 年135万円 （中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人1回1万円、年150万円）	10年間
⑦職場支援員の配置又は委嘱助成金 ●職場定着のための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ・発達障がい者 ・高次脳機能障がいのある者 ・難病等にかかっている者 ※在宅勤務者も含む	－	・配置 <短時間労働者及び特定短時間労働者以外> 月3万円（中小企業は月4万円） <短時間労働者> 月1万5千円（中小企業は月2万円） <特定短時間労働者> 月7千5百円（中小企業は月1万円） ・委嘱 1人1回1万円、月4万円	2年間（精神障害者は3年間）
⑧職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 ●加齢に伴う心身の変化	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下の者 ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ・発達障がい者 ・高次脳機能障がいのある者 ・難病等にかかっている者	－	・配置 <短時間労働者及び特定短時間労働者以外> 月3万円（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月4万	6年間

により生じる課題を解消するための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	※在宅勤務者も含む		円） <短時間労働者> 月1万5千円（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月2万円） <特定短時間労働者> 月7千5百円（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月1万円） ・委嘱 1人1回1万円 支給期間中2８8万円	
⑨職場復帰支援助成金 ●職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	・身体障がい者 ・精神障がい者（発達障がいのみ有する者を除く） ・高次脳機能障がいのある者 ・難病等にかかっている者 ※在宅勤務者も含む	―	障がい者1人月4万5千円（中小企業は月6万円）	1年間
⑩中途障害者等技能習得支援助成金 ●職場復帰にあたって職務転換後の業務に必要な知識・技能を習得させるための研修の実施		3/4	障がい者1人年20万円（中小企業は年30万円）	1年間

⑪中高年齢等障害者技能習得支援助成金 ●加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための知識・技能を習得するための研修の実施	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下の者 ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※在宅勤務者も含む	3/4	障がい者1人 年20万円 （中小企業または調整金支給調整対象事業主は年30万円）	1年間
⑫健康相談医の委嘱助成金 ●健康相談のために必要な健康相談医の委嘱	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※対象障がい者が5人以上であることが必要	3/4	・委嘱1人 1回2万5千円 年30万円	10年間
⑬職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金 ●職業生活に関する相談・支援の業務を専門に担当する者の配置または委嘱	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※対象障がい者が5人以上であることが必要 ※在宅勤務者も含む	3/4	・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円	10年間
⑭職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金 ●職業能力の開発・向上のために必要な業務を専門に担当する者の配置または委嘱	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※対象障がい者が5人以上であることが必要 ※在宅勤務者も含む	3/4	・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円	10年間

⑮介助者等資質向上措置に係る助成金 ●障害者の介助等の業務を行う者の資質の向上のための研修・講習の実施	－	3/4	1事業主 年100万円	－
⑯重度訪問介護サービス利用者等職場介助成金 ●重度訪問介護サービス等を受けている重度障がい者の業務遂行のために必要な支援をサービス事業者に委託	身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳のある者で、次のいずれにも該当する者 ・重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援を必要と認めた者 ※在宅勤務者も含む	4/5（中小企業は9/10）	障がい者１人月１３万３千円（中小企業は月１５万円） （注）事前に市町村等への事業実施の確認と相談が必要です。	年度ごとに委託した日から年度末まで

●職場適応援助者助成金　身 知 精 難

職場適応に課題を抱える障がい者に対して、訪問型・企業在籍型職場適応援助者による支援を実施する場合に、その費用の一部を、期間を定めて助成するものです。

また、３５歳以上で雇用後６か月を超える労働者であり、加齢による変化が生じることで、当該障がいに起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、継続雇用のために当該障がい者の障がい特性から生じる業務遂行上の課題を克服するために必要な措置を行う場合にも、その費用の一部を助成します。

<table>
<tr><th>助成金名</th><th>対象となる障がい者</th><th>限度額</th><th>支給期間</th></tr>
<tr><td>①訪問型職場適応援助者助成金
●支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援
（当該事業を行う法人に支給）</td><td rowspan="2">次のいずれかの者で地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画で支援が必要と判断された者
・身体障がい者
・知的障がい者
・精神障がい者
・発達障がい者
・高次脳機能障がいのある者
・難病等にかかっている者

※在宅勤務者も含む</td><td>①訪問型職場適応援助者による支援
・精神障がい者以外の場合
１回の支援4時間以上　1万8千円、4時間未満9千円
・精神障がい者の場合
１回の支援3時間以上　1万8千円、3時間未満9千円
※1日当たり3万6千円（支援ケースごとの合計）
②訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合
・研修受講料の2分の1の額</td><td>1年8か月
※精神障がい者の場合は、2年8か月</td></tr>
<tr><td>②企業在籍型職場適応援助者助成金
●支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による支援</td><td>①企業在籍型職場適応援助者による支援
・精神障がい者以外の場合
【一般労働者】月6万円（中小企業は8万円）
【短時間労働者】月3万円（中小企業は4万円）
【特定短時間労働者】月1万5千円（中小企業は2万円）
・精神障がい者の場合
【一般労働者】月9万円（中小企業は１２万円）
【短時間労働者】月5万円（中小企業は6万円）
【特定短時間労働者】月2万円（中小企業は3万円）
②企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合
・研修受講料の2分の1の額</td><td>6か月</td></tr>
</table>

③訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 ●加齢に対応した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援（当該事業を行う法人に支給）	３５歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している次のいずれかの者で地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画で支援が必要と判断された者 ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ・発達障がい者 ・高次脳機能障がいのある者 ・難病等にかかっている者 ※在宅勤務者も含む	①訪問型職場適応援助者による支援 ・精神障がい者以外の場合 １回の支援4時間以上　1万8千円、4時間未満9千円 ・精神障がい者の場合 １回の支援3時間以上　1万8千円、3時間未満9千円 ※1日当たり3万6千円（支援ケースごとの合計） ②訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・研修受講料の2分の1の額	1年8か月 ※精神障がい者の場合は、2年8か月
④企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 ●加齢に対応した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援		①企業在籍型職場適応援助者による支援 ・精神障がい者以外の場合 【一般労働者】月6万円（中小企業および調整金支給調整対象事業主は8万円） 【短時間労働者】月3万円（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月4万円） 【特定短時間労働者】月1万5千円（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円） ・精神障がい者の場合 【一般労働者】月9万円（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月１２万円） 【短時間労働者】月5万円（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月6万円） 【特定短時間労働者】月2万円（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月3万円） ②企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・研修受講料の2分の1の額	6か月

●重度障害者等通勤対策助成金　㊎ ㊍ ㊕

（通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または通勤が特に困難と認められる身体障がい者を労働者として雇用する事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入する事業主の団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行わなければ継続雇用が困難であると認められる場合にその費用の一部を助成するものです。

<table>
<tr><th>助成金名</th><th>対象となる障がい者</th><th>助成率</th><th>限度額</th><th>支給期間</th></tr>
<tr><td>①住宅の賃借助成金
●対象障がい者用の住宅の賃借</td><td rowspan="3">・重度身体障がい者
・３級の体幹機能障がい者
・３級の視覚障がい者
・３級または４級の下肢障がい者
・３級または４級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい者
・５級の下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのいずれか２つ以上重複する者
・知的障がい者
・精神障がい者</td><td rowspan="3">3/4</td><td>・世帯用
月10万円
・単身者用
月６万円</td><td rowspan="3">10年間</td></tr>
<tr><td>②指導員の配置助成金
●対象障がい者用住宅への指導員の配置</td><td>・配置１人
月15万円</td></tr>
<tr><td>③住宅手当の支払助成金
●対象障がい者への住宅手当の支払</td><td>・障がい者１人
月６万円</td></tr>
</table>

④通勤用バスの購入助成金 ●対象障がい者のための通勤用バスの購入	※「②指導員の配置」「④通勤用バスの購入」「⑤通勤用バス運転従事者の委嘱」は、対象障がい者が５人以上であることが必要		・バス１台 700万円	―
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ●対象障がい者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱			・委嘱１人 １回6千円	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ●対象障がい者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			・委嘱１人 １回2千円 ・交通費 １認定月3万円	3 か月間
⑦駐車場の賃借助成金 ●自ら運転する自動車で通勤することが必要な対象障がい者に使用させるための駐車場の賃借			・障がい者１人 月5万円	10年間

⑧通勤用自動車の購入助成金 ●自ら運転する自動車で通勤することが必要な対象障がい者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障がい者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい者 ・3級以上の体幹機能障がい者 ・3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障がいのある者 ・4級以上の下肢障がい者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい者 ・5級の下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのいずれか2つ以上重複する者	3/4	・購入 1台 150万円 （1級または2級の両上肢障がい者の場合は1台250万円）	―

⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ●重度訪問介護サービス等を受けている重度障がい者の通勤援助（公共交通機関の利用に必要な援助）をサービス事業者に委託	身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳のある者で、次のいずれにも該当する者 ・重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が通勤の支援を必要と認めた者	4/5（中小企業は9／10）（	障がい者１人 月７万４千円（中小企業は月８万円４千円） （注）事前に市町村等への事業実施の確認と相談が必要です。	年度ごとに委託した日から3か月まで

●障害者雇用相談援助助成金　㊎ ㊍ ㊌

一定の要件を満たす事業者として労働局から認定を受けた事業者（認定事業者）が労働局等による雇用指導と一体となって障がい者の雇入れや雇用管理に関する相談援助事業を利用事業主に実施した場合に助成するものです。（助成金は認定事業者に支給）

対象となる障がい者	限度額	支給回数
・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳のある者）	＜利用事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行った場合＞ ・６０万円（中小企業または除外率設定業種事業主は８０万円 ＜上記の事業を行った後、利用事業主が障がい者を雇い入れ、かつ、6か月以上の雇用継続を行った場合＞ ・障がい者1人7万5千円（中小企業または除外率設定業種事業主は１０万円、４人まで）	利用事業主 １社１回

④ 障害者雇用納付金制度に基づく納付金・調整金等 ㊎ ㊍ ㊕

内容	**1．障害者雇用納付金制度の概要** 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられており、事業主は、その「常時雇用している労働者数」の2.7%以上の障がい者を雇用しなければなりません。 障がい者を雇用するには、作業施設や設備の改善、特別の雇用管理等が必要となるなど障がいのない人の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うこともあり、「障害者雇用率制度」に基づく雇用義務を守っている企業とそうでない企業とでは、経済的負担のアンバランスが生じます。 障がい者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この経済的負担を調整するとともに、障がい者の雇用の促進等を図るため、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」が設けられています。 **2．障害者雇用納付金の徴収** 常時雇用している労働者数が100人を超える障がい者雇用率（2.7%）未達成の事業主は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて１人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。 **3．障害者雇用調整金・報奨金** ⑴障害者雇用調整金の支給 常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障害者雇用率（2.7%）を超えて障がい者を雇用している場合は、その超えて雇用している障がい者数に応じて１人につき月額29,000円の障害者雇用調整金が支給されます。ただし、支給対象人数が年120人を超える場合は、超過人数分の支給額が1人当たり月額23,000円となります。 ⑵報奨金の支給 常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障がい者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の４%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障がい者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障がい者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給されます。ただし、支給対象人数が年420人を超

える場合は、超過人数分の支給額が1人当たり月額16,000円となります。

4．在宅就業障害者特例調整金・報奨金

（1）在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者雇用納付金申告もしくは障害者雇用調整金申請事業主であって、前年度に在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額（21,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障がい者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例調整金が支給されます。

なお、法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額されます。

（2）在宅就業障害者特例報奨金の支給

報奨金申請事業主であって、前年度に在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「報奨額（17,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障がい者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。

5．障がい者の法定雇用率について

障がい者の法定雇用率は以下のとおりとなっています。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2．7%
国、地方公共団体等	3．0%
都道府県等の教育委員会	2．9%

16章　住宅

（1）　府営住宅の募集　㊎ ㊍ ㊐

※　共通申込資格の要件の他に、それぞれの募集に応じた要件を満たす必要があります。

共通申込資格	次の（1）～（4）のすべての要件を満たしている世帯 （1）収入基準に合うこと。（所定の計算方式で算出した月収額が158,000円以下であること。158,000円を超える方でも、身体障がい者手帳の交付を受けている人で、その障がいの程度が1級から4級までの人など「裁量世帯」に該当する方は、214,000円(子育て世帯は259,000円)以下であれば申し込むことができます。） （2）現に住宅に困っていること。 （3）申込者本人が大阪府内に居住しているか勤務している（勤務することが確実な場合を含む）こと。 ※　「勤務することが確実な場合」とは募集期間末日より起算して、2か月以内に府内の事業所に勤務することが確実と認められることが必要です。 （4）過去に府営住宅に入居していた人は、現に家賃の未納がなく、かつ、規則で定める不正な使用をしたことがないこと。 ※　申込者本人や同居しようとする方が暴力団員である場合、入居資格はありません。

募集内容	【総合募集】 府営住宅総合募集（新築・あき家）は、4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回募集しています。 ①福祉世帯向け募集区分 ㊎ ㊍ ㊏ 〇共通申込資格に加え、下記のいずれかの要件が必要です。 （1）申込者または同居しようとする親族が次のいずれかにあてはまる2人以上の世帯 ・身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人又は同程度の障がいを有すると認められる人 ・療育手帳の交付を受けている人又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センターまたは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された人　など （2）単身で以下のいずれかに該当する人 ・年齢が60歳以上の人 ・身体障がい者手帳の交付を受けている人で、その障がいの程度が1級～4級までの人 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人又は同程度の障がいを有すると認められる人 ・療育手帳の交付を受けている人又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された人など ②車いす常用者世帯向け募集区分 ㊎ 車いす常用者が住宅の中において、支障なく日常生活を送れるよう特別に設計された府営住宅（新築・あき家）です。 〇共通申込資格に加え、下記の要件が必要です。 身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、下肢または体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者のいる世帯（単身で申込みの場合は、単身者資格（上記①福祉世帯向け募集区分の（2）参照）を有すること）

窓口	○豊中市・池田市・吹田市・箕面市内（東三国２丁目住宅を含む）の府営住宅に申込みの方 大阪府営住宅千里管理センター（（株）東急コミュニティー） ＴＥＬ　06-6155-2782　ＦＡＸ　06-6155-2787 ○高槻市・茨木市・摂津市・島本町内の府営住宅に申込みの方 大阪府営住宅高槻管理センター（（株）東急コミュニティー） ＴＥＬ　072-685-1092　ＦＡＸ　072-685-1098 ○守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市内の府営住宅に申込みの方 大阪府営住宅守口管理センター（（株）東急コミュニティー） ＴＥＬ　06-6780-9115　ＦＡＸ　06-6780-9339 ○東大阪市内の府営住宅及び大東朋来住宅・ペア大東朋来住宅に申込みの方 大阪府営住宅布施管理センター（（株）穴吹ハウジングサービス） ＴＥＬ　06-6789-0321　ＦＡＸ　06-6789-0322 ○八尾市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市内の府営住宅に申込みの方 大阪府営住宅藤井寺管理センター（日本管財（株）） ＴＥＬ　072-930-1093　ＦＡＸ　072-930-1096 ○堺市（南区を除く）・泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町内の府営住宅に申込みの方 大阪府営住宅堺東管理センター（（株）東急コミュニティー） ＴＥＬ　072-221-1083　ＦＡＸ　072-221-1078 ○堺市南区（泉北ニュータウン）内の府営住宅に申込みの方 大阪府営住宅泉北管理センター（（株）東急コミュニティー） ＴＥＬ　072-290-6073　ＦＡＸ　072-290-6078 ○岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町内の府営住宅に申込みの方 大阪府営住宅岸和田管理センター（（株）東急コミュニティー） ＴＥＬ　072-447-9542　ＦＡＸ　072-447-9545 ＜申込用紙配付場所＞ 各市区町村、府民お問合せセンター情報プラザ（府税事務所内）、各管理センター、大阪府子ども家庭センター、府庁別館住宅相談室、府経営管理課、大阪市立住まい情報センター　など ※　詳しくは、大阪府住宅経営室経営管理課のホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/boshujigyo/index.htmlをご覧ください。

（2） 住宅改造の助成 ㊎ ㊍

内容	下記の世帯の方を対象として、障がいの状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに住宅を改造するための費用について100万円を限度に助成しています。 ①身体障がい者手帳１級、２級（体幹･下肢機能障がいは３級を含む）の交付を受けた人がいる世帯 ②重度の知的障がい者がいる世帯 なお、所得制限があります。また、市町村によって対象者や限度額が異なる場合があります。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編１ページ） ●実施主体：政令市・中核市、貝塚市、泉南市、能勢町を除く市町村（令和8年4月1日現在） （注）介護保険による住宅改修もあります。 ⇒「介護保険」（196ページ）

（3） 民間賃貸住宅の情報提供 ㊎ ㊍ ㊕ ㊓

内容	高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯などの方々の入居を拒まない賃貸住宅や、住まい探しの相談・支援を行う団体等の情報を、ホームページにより提供しています。 地図検索、条件検索の機能がありますので、ご希望の地域や条件をしぼって住宅を探すことができます。
窓口	「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」 https://sumai.osaka-anshin.com/ ○お問い合わせは、大阪府住宅相談室（TEL　06-6944-8269） または、大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課　住宅施策推進グループ（TEL　06-6210-9707）まで

17章　障がい者のための施設等

（1）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター盲ろう者等社会参加支援センター身 知 精 難

内容	障がい者の社会参加の促進を図るため会議室、研修室を備えており、障がい者の社会参加活動等に広く利用できます。 また、障がい者の相談支援や盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人）のコミュニケーションと移動の支援を行う、通訳・介助者の養成・派遣等を実施しています。
窓口	大阪障害者自立支援協会（資料編42ページ）

（2）国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）身 知 精 難

内容	障がい者の「完全参加と平等」を実現するための象徴的な施設として整備された国立施設 多目的ホール【約1500人収容〔車椅子利用の場合約1000人（内、車椅子席最大約300席）〕】、研修室、宿泊室（35室）、レストランがあり、全館バリアフリーとなっています。 ※障がいのない人も利用できます。
窓口	ビッグ・アイ（南海泉北線「泉ヶ丘」駅下車） https://big-i.jp/ ＴＥＬ：０７２－２９０－０９６２ ＦＡＸ：０７２－２９０－０９７２

（3）大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）大阪府立稲スポーツセンター　身 知 精 難

内容	府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）は、大阪府における障がい者スポーツの中核拠点施設として、専門性の高い指導員の養成等のほか、府内各地域における障がい者スポーツに係る活動を幅広く支援するなど、府内の障がい者スポーツの振興を図る施設です。 府立稲スポーツセンターは、障がい者のスポーツ及び文化芸術・レクレーション活動を支援し、障がい者の社会参加の促進に資する施設です。

窓口	大阪府立障がい者交流促進センター （南海泉北線「光明池」駅下車　無料送迎バス有り） http://www.fineplaza.jp/ ＴＥＬ：０７２－２９６－６３１１ ＦＡＸ：０７２－２９６－６３１３ 大阪府立稲スポーツセンター （北大阪急行･大阪モノレール「千里中央」駅下車　阪急バス「豊島高校前」すぐ） （北大阪急行「箕面船場阪大前」駅下車　徒歩10分） https://fitness21.or.jp/jigyo-shitei/osakafu-inaspo/ ＴＥＬ：０７２－７２８－４８２２ ＦＡＸ：０７２－７２８－４８７６

（4）「こさえたん」認証販売店　身 知 精 難

内容	府内の障がい者福祉施設で作られたお菓子や雑貨などの自主製品「こさえたん」を展示、販売しています。 「こさえたん」ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaetann/index.html

＜窓口＞

名　称	場　所	ＴＥＬ（上段） ＦＡＸ（下段）
福祉のコンビニ こさえたん	大阪府庁別館１階 大阪市中央区大手前３丁目２－１２	06－6949－3551 06－6920－3522
totute(トルテ)	地下鉄堺筋本町駅北改札前	06－6131－5988 06－6671－0360
パンと雑貨のお店 はぴすま	吹田市昭和町１０-２０	06－6317－1231 06－6317－1231
ふれ愛たかつき	阪急京都線高槻市駅 エミル高槻2F	072－675－0800 072－675－0707
とよのピア in 池田	阪急宝塚線池田駅内 マルシェ池田2号館2F	072－750－3773 072－750－3775
福祉の店「なかま」	豊中市本町1丁目１－１ 阪急宝塚線豊中駅北改札口前	06－6152－1011 FAXなし
えぇショップ いろどり	八尾市光町2丁目3 アリオ八尾2F	072－995－2908 072－995－2908

パレットひびき ひびきのおみせ	東大阪市荒川3丁目 ５－６ M・Mビル101号	06−6720−7774 06−6720−7764
SOCIAL GIFT SHOP PASSER （パッセ）	堺市堺区鉄砲町１番地 イオンモール堺鉄砲町１F	072−247−7544 FAXなし
森のキッチン	堺市堺区南瓦町３－１ 堺市役所本館Ｂ１Ｆ	072−228−3939 072−228−3938
いずみ障がい者 ふれあいプラザ オアシス	和泉市いぶき野5丁目1-7 エコール・いずみアムゼモール2F	0725−56−5743 0725−56−5743
パティスリーとっと 梅田スカイビル店	大阪市北区大淀中1-1-90　梅田スカイビル地下1階 滝見小路	06−6346−5755 FAXなし

※令和８年６月現在

（5）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター視覚障がい者支援センター・点字図書館 ㊎

内容	視覚に障がいのある方のために、点訳・朗読奉仕員の養成（中級）を実施しています。 また、視覚障がい者用録音テープ等を郵送で貸し出しています。
窓口	大阪府視覚障害者福祉協会（資料編43ページ）

（6）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター聴覚障がい者支援センター・聴覚障がい者情報提供施設 ㊎

内容	聴覚に障がいのある方の自立と社会参加を図るため、手話通訳者や要約筆記者、難聴児の言語獲得支援者の養成・派遣等を実施しています。 また、聴覚障がい者を対象に字幕または手話が挿入されたビデオ・DVDを貸し出しています。貸し出しには、事前登録が必要です。
窓口	大阪聴力障害者協会（資料編43ページ） NPO法人大阪府中途失聴・難聴者協会（資料編43ページ） NPO法人手話言語獲得習得支援研究機構（通称：NPOこめっこ）（資料編44ページ）

（7）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター大阪府ＩＴステーション　身 知 精 難

→156ページ参照

（8）障がい者に配慮した公園施設等　身

内容	高齢者や障がい者などを含む全ての人々の利用に配慮した府営公園とするため、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の取組みを推進しています。 具体的には、誰もが利用しやすいように、スロープ、出入口の改修、トイレの多目的ブースの設置や、誰もが楽しめる遊具広場の整備などを行っています。

＜窓口＞

公園名	最寄駅等	連絡先
服部緑地	北大阪急行緑地公園駅 阪急宝塚線曽根駅	服部緑地管理事務所 06−6862−4945
箕面公園	阪急箕面線箕面駅	箕面公園管理事務所 072−721−3014
寝屋川公園	ＪＲ学研都市線寝屋川公園駅	寝屋川公園管理事務所 072−824−8800
山田池公園	JR学研都市線藤阪駅 京阪本線枚方市駅から京阪バス	山田池公園管理事務所 072−851−4761
深北緑地	JR学研都市線野崎駅、四条畷駅	深北緑地管理事務所 072−877−7471
久宝寺緑地	JR関西本線(大和路線）久宝寺駅 近鉄大阪線久宝寺口駅	久宝寺緑地管理事務所 072−992−2489
枚岡公園	近鉄奈良線枚岡駅、額田駅	枚岡公園管理事務所 072−981−2516
錦織公園	南海高野線金剛駅、滝谷駅 近鉄長野線滝谷不動駅	錦織公園管理事務所 0721−24−1506
長野公園	南海高野線・近鉄長野線河内長野駅	長野公園管理事務所 0721−62−2772
石川河川公園	近鉄南大阪線古市駅、駒ヶ谷駅 長野線喜志駅、富田林駅、道明寺駅	石川河川公園管理事務所 072−956−1900
住之江公園	Osaka Metro四ツ橋線住之江公園駅 ニュートラム住之江公園駅	住之江公園管理事務所 06−6685−9521

住吉公園	南海本線住吉大社駅 阪堺電車住吉鳥居前駅	住吉公園管理事務所 06−6671−2292
大泉緑地	Osaka Metro御堂筋線新金岡駅	大泉緑地管理事務所 072−259−0316
浜寺公園	南海本線浜寺公園駅 阪堺電車浜寺駅前駅	浜寺公園管理事務所 072−261−0936
二色の浜公園	南海本線二色浜駅	二色の浜公園管理事務所 072−422−0442
蜻蛉池公園	JR阪和線下松駅から南海バス	蜻蛉池公園管理事務所 072−443−9671
りんくう公園	ＪR関西空港線、南海線（空港線） りんくうタウン駅	りんくう公園管理事務所 072−469−7717
せんなん里海公園	南海本線箱作駅 南海本線淡輪駅	せんなん里海公園管理事務所 072−494−2626

（9）公園利用サポートボランティア「ヒーリングガーデナークラブ」

身 知 精

内容	府営公園では、誰もが利用しやすく安らぐことのできる公園を目指し、障がい者・高齢者の方々と一緒に楽しみながら、公園を案内するボランティア「ヒーリングガーデナー」が活動しています。公園ガイドや自然観察、園芸やクラフトなど各公園の魅力を楽しんでいただけます。

＜窓口＞

公園名	名　　称	連絡先
住之江公園	住之江・住吉公園ヒーリングガーデナークラブ	住之江公園管理事務所 06-6685-9521
住吉公園		
大泉緑地	大泉緑地ヒーリングガーデナークラブ	大泉緑地管理事務所 072-259-0316
浜寺公園	浜寺公園ヒーリングガーデナークラブ	浜寺公園管理事務所 072-261-0936

18章　人材育成

（1）大阪福祉人材支援センター　身 知 精 難

内　容	福祉の仕事を希望される方と人材を求める社会福祉施設等を対象に、無料職業紹介の実施、民間社会福祉施設合同求人説明会や講習会等を開催しています。
窓　口	大阪福祉人材支援センター （中央区中寺1-1-54　大阪社会福祉指導センター内） ＴＥＬ　０６－６７６２－９０２０ ＦＡＸ　０６－６７６４－１５７４

（2）相談支援従事者研修　身 知 精 難

内　容	障がいのある方とご家族等の相談やサービス等利用計画等の作成、障がい福祉サービス事業所等との調整などの支援を行う相談支援専門員の養成と資質向上を図ることを目的に研修を行います。
窓　口	初任者研修・現任研修 大阪府知事が指定する研修事業者 大阪府障がい福祉室地域生活支援課（資料編42ページ） 専門コース別研修（主任研修等） 大阪府知事が指定する研修事業者 大阪府障がい福祉室地域生活支援課（資料編42ページ） 大阪府障がい者自立相談支援センター（資料編42ページ）

（3）サービス管理責任者等研修　身 知 精 難

内　容	障がい福祉サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成と資質向上を図ることを目的に研修を行います。
窓　口	大阪府知事が指定する研修事業者 大阪府障がい福祉室地域生活支援課（資料編42ページ）

（4）強度行動障がい支援者養成研修　㊟ ㊜

内　容	強度行動障がいの状態を示す方に対し、適切な支援を行う職員及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の養成を図ることを目的に研修を行います。
窓　口	基礎研修 大阪府障がい者自立相談支援センター（資料編42ページ） 実践研修 大阪府立砂川厚生福祉センター（資料編42ページ）

（5）行動援護従業者養成研修　㊟ ㊜

内　容	強度行動障がいの状態を示す方に対し、障がいの特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を有する職員の養成を図ることを目的に研修を行います。
窓　口	大阪府知事が指定する研修事業者 大阪府障がい福祉室地域生活支援課（資料編42ページ）

（6）点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成　㊞

内　容	ボランティア活動をしていただける人で、基礎的な技術力を既に習得された人を対象に、より高度な技術を習得していただくための点訳・朗読の講座を行います。
窓　口	大阪府視覚障害者福祉協会（資料編43ページ） 大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42ページ）

（7）手話通訳者の養成　㊞

内　容	手話を必要とする聴覚障がい者等のために、おおむね市町村の手話奉仕員と同等以上の手話力のある方を対象に、特に専門性の高いコミュニケーション支援を行う「手話通訳者」の養成講座を開催しています。
窓　口	大阪聴力障害者協会（資料編43ページ） 大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42ページ）

（8）要約筆記者の養成　㊎

内　容	聴覚障がいのある方のために、話の内容を文字にして伝える要約筆記者（特に専門性の高いコミュニケーション支援を行う要約筆記者）の養成研修を行います。
窓　口	NPO法人大阪府中途失聴・難聴者協会（資料編43ページ） 大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42ページ）

（9）盲ろう者通訳・介助者養成研修　㊎

内　容	視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援を行う通訳・介助者の養成研修を行います。
窓　口	大阪障害者自立支援協会（資料編42ページ） 大阪府障がい福祉室自立支援課（資料編42ページ）

（10）障がい者ホームヘルパー知識習得（居宅介護職員初任者）研修

㊎ ㊍ ㊗ ㊘

内　容	障がい者ホームヘルパーが行う業務に必要な知識・技術を習得していただくための講義・実技演習を行います。
対象者	介護職員初任者研修又は訪問介護員（2級）養成研修修了者及び障がい者ホームヘルパーとして活動を希望する人
窓　口	大阪障害者自立支援協会（資料編42ページ） 大阪府障がい福祉室地域生活支援課（資料編42ページ）

（11）介護員等養成研修　㊎ ㊍ ㊗ ㊘

内　容	移動支援、同行援護、居宅介護・難病患者等ホームヘルパーなど従事者を養成する研修を行います。
窓　口	下記ＨＰ掲載の各研修の実施事業者へ直接問い合わせてください ＵＲＬ https://www.pref.osaka.lg.jp/o090040/houjin/yousei/index.html

（12）障がい者ＩＣＴサポーターの養成　㊎ ㊍ ㊗ ㊘

内容	障がいのある方のＩＣＴ技能習得を、障がい特性に配慮してサポートするボランティアの養成研修を行います。 研修修了後、ＩＣＴサポーターとして登録された方は、大阪府ＩＴステーションや市町村等で実施している、障がい者向けのＩＣＴ講習会やＩＣＴ個人指導にて、サブ講師等として活動していただきます。

	（ＩＣＴ機器利用サポートについては138ページ） （大阪府ＩＴステーションについては156ページ）
対象者	大阪府内に在住・在職・在学している18歳以上の方で、大阪府ＩＴステーションの活動にボランティアとして協力可能な方。
窓口	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター大阪府ＩＴステーション 大阪市天王寺区上汐4-4-1 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校内（1階、2階） 大阪メトロ谷町線、千日前線「谷町九丁目」下車 南へ約６００m 大阪メトロ谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」下車 北へ６００m 近鉄線「大阪上本町駅」下車 南西へ約８００m ＴＥＬ　06-6776-1238（ＩＴサポーター養成） ＦＡＸ　06-6776-1281 ホームページ　http://www.itsapoot.jp/supporter/ E-mail　　sapoken@itsapoot.jp

（１３）医療的ケア児等コーディネーター養成研修等

㊭ ㊟ ㊮ ㊫

内　容	医療的ケア児等が地域において必要な支援を受けながら安心して生活し続けることができるよう総合的にコーディネートする者や支援する者の養成を図ることを目的に研修を行います。
窓　口	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課（資料編42ページ）

19章　介護保険・後期高齢者医療制度

(1) 介護保険　㊎ ㊍ ㊐ ㊓

対象者

○ 介護保険は65歳以上の方（「第１号被保険者」と言います。）と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者（「第２号被保険者」と言います。）が加入します。

○ 介護保険の介護給付・予防給付を受けられるのは、次の状態に該当し、保険者（市町村）から要介護または要支援と認定された方です。

- 第１号被保険者で、寝たきりや認知症などで常に介護が必要な方、常に介護が必要な状態の軽減・悪化予防のために支援が必要な方又は、常時の介護までは必要ないものの家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な方。
- 第２号被保険者で、老化が原因とされる病気（特定疾病）で介護や日常生活に支援が必要になった方。

【特定疾病の種類】

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

②関節リウマチ　③筋萎縮性側索硬化症　④後縦靱帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症　⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

⑧脊髄小脳変性症　⑨脊柱管狭窄症　⑩早老症　⑪多系統萎縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患　⑭閉塞性動脈硬化症　⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

対象者

○ 次に該当している方は、65歳以上の方や40歳以上65歳未満の医療保険加入者であっても当分の間、介護保険の被保険者にはなりません。
なお、必要な介護サービスは、従来どおり入所施設で提供されます。

介護保険法施行法第 11 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定めるもの等として、介護保険法施行規則第 170 条の

■ 第１項に該当している方
障害者総合支援法の規定により支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法に規定する指定障がい者支援施設に入所している身体障がい者の方、または身体障害者福祉法の規定により障害者総合支援法に規定する障がい者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所している身体障がい者の方

■ 第２項に該当している方
次に掲げる施設に入所又は入院している方
１．児童福祉法に定める医療型障がい児入所施設
２．児童福祉法に定める厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
３．独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
４．国立及び国立以外のハンセン病療養所
５．生活保護法に定める救護施設
６．労災特別介護施設（労働者災害補償保険法に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設で同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）
７．障がい者支援施設（知的障害者福祉法の規定により入所している知的障がい者に係るものに限る。）
８．指定障がい者支援施設（障害者総合支援法の規定による支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障がい者及び精神障がい者に係るものに限る。）
９．障害者総合支援法第29条第１項の指定障がい福祉サービス事業者であって、障害者総合支援法施行規則第２条の３に規定する施設（同法第５条第６項に規定する療養介護を行う場合に限る。）

《サービスの種類》

<table>
<tr><td rowspan="8">介護給付（要介護者向け）</td><td rowspan="5">居宅サービス</td><td>訪問</td><td>○訪問介護（ホームヘルプサービス）
○訪問入浴介護
○訪問看護
○訪問リハビリテーション
○居宅療養管理指導</td><td rowspan="8">地域密着型サービス</td><td rowspan="8">○定期巡回・随時対応型訪問介護看護
○夜間対応型訪問介護
○認知症対応型通所介護
○小規模多機能型居宅介護
○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
○地域密着型特定施設入居者生活介護
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
○看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
○地域密着型通所介護</td></tr>
<tr><td>通所</td><td>○通所介護（デイサービス）
○通所リハビリテーション（デイケア）</td></tr>
<tr><td>短期入所</td><td>○短期入所生活介護（ショートステイ）
○短期入所療養介護</td></tr>
<tr><td colspan="2">○特定施設入居者生活介護
○特定福祉用具販売
○福祉用具貸与</td></tr>
<tr><td colspan="3">○住宅改修
○居宅介護支援（ケアプランの作成）</td></tr>
<tr><td>施設サービス</td><td colspan="2">○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
○介護老人保健施設
○介護医療院</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予防給付（要支援者向け）</td><td>訪問</td><td>〇介護予防訪問入浴介護
〇介護予防訪問看護
〇介護予防訪問リハビリテーション
〇介護予防居宅療養管理指導</td><td rowspan="3">地域密着型サービス</td><td rowspan="3">〇介護予防認知症対応型通所介護
〇介護予防小規模多機能型居宅介護
○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</td></tr>
<tr><td>通所</td><td>〇介護予防通所リハビリテーション</td></tr>
<tr><td>短期入所</td><td>〇介護予防短期入所生活介護(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)
〇介護予防短期入所療養介護</td></tr>
<tr><td colspan="3">〇介護予防特定施設入居者生活介護
〇特定介護予防福祉用具販売
〇介護予防福祉用具貸与</td><td colspan="2">〇介護予防住宅改修
〇介護予防支援（ケアプランの作成）</td></tr>
</table>

障がい者施策との関係	○　障がい者についても、65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となります。（197ページの記載内容に該当している方を除く） ○　介護保険の被保険者である65歳以上の障がい者が要介護状態又は要支援状態となった場合には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができます。また、介護予防・日常生活支援総合事業等（認定不要のサービスあり）を利用することができます。 ○　サービス内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は介護予防・日常生活支援総合事業等を優先して受けることとなります。 ○　サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障がい福祉サービスに係る介護給付費等を支給します。 ○　申請に係る障がい福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができない、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難、などの場合は、障がい福祉サービスに係る介護給付費等を支給することが可能です。
利用手続き	○　介護保険サービスの利用は、まず市町村の窓口に申請し、要介護又は要支援の認定を受けることが必要です。 ○　市町村の窓口への申請には、「要介護（要支援）認定申請書」の提出と「介護保険被保険者証（保険証）」の提示が必要です。（第２号被保険者で被保険者証(保険証)の交付を受けていない場合は、要介護（要支援）認定申請書及び医療保険被保険者証の提示が必要です。） ○　要介護・要支援の認定がされると、ケアマネジャー（介護支援専門員）が作成（自己作成も可）するケアプラン（介護サービス計画）に基づき、介護保険サービスを利用できます。要支援の方については、地域包括支援センターまたは市町村の指定を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーが介護予防サービス計画を作成します。本人やご家族の希望をケアマネジャーに伝える等、十分な相談の上で計画が作成されることが重要です。 *要介護等認定の申請後、すぐに介護サービスの利用が必要な場合は、暫定ケアプランによることができます。 *施設入所者については、施設のケアマネジャーがケアプランを作

成します。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業等は、市町村で手続きが異なりますので、お住まいの市町村にお尋ねください。

費用負担

○ 被保険者の全員が保険料を負担します。

第１号被保険者の保険料は、市町村によって異なります。また、所得の状況に応じて、保険料の段階設定がされており、軽減や割り増しが行われます。

第２号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収されます。

保険料を滞納すると、サービス利用時に費用をいったん全額支払わなければならなくなったり、利用者負担が３割（現役並みの所得がある方は4割）に引き上げられることがあります。

○ サービスを利用したときは、サービスにかかる費用の１割から3割（食費、居住費等は全額自己負担。ただし、負担軽減の制度あり。201ページ「介護保険施設等における食費、居住費（滞在費）の自己負担」を参照）を負担してください。

この利用者負担が著しく高額にならないよう、所得の状況に応じて月々の負担限度額が所得段階別に設けられています。

【月々の利用者負担限度額の設定】

○ 介護保険サービスと各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）の両方に自己負担がある世帯で、1年間（毎年8月～翌年7月末）の自己負担額の世帯内の合算額が高額になるときは、申請により、介護保険からは高額医療合算介護（介護予防）サービス費として、各医療保険からは高額介護合算療養費として、自己負担限度額を超える額をそれぞれの自己負担額の比率に応じて按分した額が支給されます。

○ 介護保険サービスにおける利用者負担の合計額（月額）が利用者負担上限額を超えた分について、所得区分に応じて高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。市町村に高額介護（介護予防）サービス費支給の申請書を提出します。

区分		負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	年収約1,160万円以上	140,100円（世帯）
	年収約770万円～約1,160万円未満	93,000円（世帯）
	年収約383万円～約770万円未満	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市町村民税を課税されている方		44,400円（世帯）
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方		24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間８０．９万円以下の方等		24,600円（世帯） 15,000円（個人）*1
生活保護を受給している方等		15,000円（個人）

*1「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

【介護保険施設等における食費、居住費（滞在費）の自己負担】

次の費用が自己負担（保険給付の対象外）となります。

- 介護保険施設等（ショートステイを含む）の場合
  ･･･食費及び居住費（滞在費）
- 通所介護等（デイサービス等）の場合･･･食費

利用者負担額は、基本的に介護保険施設等と利用者の契約により定められます。

低所得の方（※）に対する配慮として、居住費（滞在費）や食費の負担について上限額が設けられています。

※ 対象者は、介護保険施設等に入所等をされている方で、一定の所得等要件（世帯全員が市町村民税非課税）に該当し、市町村（保険者）に申請を行い、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方です。

※ 配偶者が課税所得者の方、預貯金が一定以上ある方等は認定できませんので、詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

利用者負担段階	対象者	居住費(滞在費)の負担限度額(1日)				食費の負担限度額(1日)	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所者	ショートステイ利用者
第1段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80.9万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80.9万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

	金収入額の合計が年間120万円超の方						
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし					
(参考)基準費用額		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円) ※	1,445円	

（ ）は介護老人福祉施設、短期入所生活介護(介護予防含む)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※令和7年8月以降、「その他型」及び「療養型」介護老人保健施設の多床室並びに「Ⅱ型」の介護医療院の多床室を利用する場合は基準費用額（多床室の居住費部分）が437円から697円になります。

費用負担

○　障がい者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減

　障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が０円となっている障がい者で、平成１８年４月１日以降に次のいずれかに該当することとなった方は、訪問介護及び夜間対応型訪問介護の利用者負担の割合が０％（全額免除）に軽減されます。

詳しくは市町村の窓口にお問い合わせください。

ア　65歳到達以前１年間に障がい者施策のホームヘルプサービスを利用した人で、65歳に到達したことで介護保険の対象者となった方。

イ　特定疾病により要介護・要支援の状態となった40歳から64歳までの方。

○　高額障がい福祉サービス等給付費（高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減）

　平成30年度より、以下の要件を満たす方は、介護保険の自己負担について、高額障がい福祉サービス等給付費により償還されます。

・　介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス（居宅介護、生活介護等）に係る支給決定を65歳に達する前に５年間引き続き受けていた方
・　障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）を利用する方
・　障がい支援区分２以上であった方
・　市町村民税非課税者又は生活保護世帯の方
・　65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

窓

市町村の介護保険担当課（資料編12ページ）

なお、障がい者施策（高額障がい福祉サービス等給付費を含む）につい

	ては市町村の障がい者施策担当課へお問い合わせください。

（2） 後期高齢者医療制度 ㊎ ㊍ ㊕

内容	○　後期高齢者医療制度は、 急速な高齢化の進展に対応するため、国の医療制度改革の一環として、従来の老人保健制度にかわり、75歳以上（65歳以上で一定の障がいがあると認定された方を含む。）の方を対象とする新たな医療制度として、平成20年4月1日から始まりました。 ○　都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」（「広域連合」といいます。）が制度の運営を行いますが、保険料の納付や各種の届出はお住まいの市町村が窓口となります。
対象者	・75歳以上の方 ・65歳から74歳の方で、申請により、一定の障がい（※）があると、広域連合に認定された方 （※）認定を受けられる障がいの程度 ＊ 国民年金法等における障がい年金：１・２級 ＊ 身体障がい者手帳：１・２・３級及び４級の一部 ＊ 精神障がい者保健福祉手帳：１・２級 ＊ 療育手帳：Ａ （注） ① 生活保護受給者は、後期高齢者医療制度の被保険者にはなりません。（適用除外） ② 一定の障がいがあると認定された65歳から74歳の方については、認定後も75歳になるまでは、後期高齢者医療制度の障がい認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要ですので、お住まいの市町村担当窓口にご相談ください。 ※撤回届の提出により、障がい年金受給資格等や障がい者手帳等が無効になることはありません。 ③ 一定の障がいがあると認定された65歳から74歳の方について、認定後、認定された障がいに該当しなくなった場合は、後期高齢者医療制度の資格喪失の届出が必要ですので、お住まいの市町村担当窓口にご相談ください。 ④ 被保険者が他の都道府県に住所を移したときは、原則として、転入先の都道府県広域連合の被保険者となります。ただし、福祉施設入所や長期入院等により他の都道府県の福祉施設・病院等に住所を移した場合は、引き続き前住所地の広域連合の被保険者となります。（住所地特例）

	⑤　被用者保険（国民健康保険以外）に加入されていた方又はその被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合は、勤務先等を通じ資格喪失等の届出を行ってください。 　また、その方の扶養家族で75歳未満の方は、国民健康保険等に別途加入することになりますので、事前に加入される国民健康保険等の担当窓口（お住いの市町村等）に、手続方法（必要書類等）についてご確認の上、必要な手続きを行ってください。
費用負担	○　被保険者の全員が、保険料を負担します。 　保険料は、医療分保険料と子ども・子育て支援金分保険料の合計額となります。 　それぞれ、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」で構成され、被保険者一人ひとりに賦課されます。 保険料（年額）＝［被保険者均等割額（医療分）1人当たり64,931円（子ども分）1人当たり1,373円］＋［所得割額（医療分）所得金額×11.51%（子ども分）所得金額×0.24%］ ※　保険料の賦課限度額（上限）は、（医療分）85万円、（子ども分）2.1万円です。 ※　所得の低い方は、保険料の軽減措置が適用されます。 　詳細は、大阪府後期高齢者医療広域連合又はお住いの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口までお問合せください。 ○　医療機関の窓口での自己負担割合は、一般の方は１割、一定以上所得のある方は２割、現役並み所得の方は３割です。 ※　一定以上所得のある方の判定基準 　下記の「現役並み所得の方」に該当する世帯以外で、「地方税法上の各種所得控除後の所得（「課税標準額」といいます。）」が28万円以上ある被保険者がいる世帯で、その世帯に被保険者が１人だけの場合は、「年金収入＋その他の合計所得金額（事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額）」が200万円以上ある場合、その被保険者は、原則として一定以上所得のある方となり、また、その世帯に被保険者が

２人以上いる場合は、その世帯の被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が合計320万円以上ある場合、原則として、その世帯の全ての被保険者が一定以上所得のある方となります。

※　現役並み所得の方の判定基準：
「地方税法上の各種所得控除後の所得(課税標準額)」が145万円以上ある被保険者及びその方と同じ世帯に属する被保険者は、原則としてその世帯の全ての被保険者が現役並み所得の方となります。

○　１ヶ月の医療費が高額になったときは、所得区分に応じて自己負担限度額を超えた額が高額療養費として払い戻されます（入院の場合の自己負担限度額は、世帯単位の限度額となります）。

【1ヶ月の自己負担限度額（高額療養費）】

<table>
<tr><th colspan="3">所得区分</th><th>外来受診(個人単位)</th><th>外来受診(個人単位)＋
入院(世帯単位)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">現役並み所得の方</td><td colspan="2">課税所得690万円以上</td><td colspan="2">252,600円＋（医療費の総額−842,000円）×１%
※1〈140,100円〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">課税所得380万円以上690万円未満</td><td colspan="2">167,400円＋（医療費の総額−558,000円）×１%
※1〈93,000円〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">課税所得145万円以上380万円未満</td><td colspan="2">80,100円＋（医療費の総額−267,000円）×１%
※1〈44,400円〉</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般の方</td><td>18,000円
※2 年間上限額144,000円</td><td>57,600円
※1〈44,400円〉</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非課税世帯の方</td><td colspan="2">低所得Ⅱ</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得Ⅰ</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td></tr>
</table>

※1　〈　〉内の金額は、過去12ヵ月間に３回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額

※2　年間上限額は、８月から翌年７月までの累計額に対して適用

【1年間の自己負担限度額（高額介護合算療養費）】

所得区分			「後期高齢者医療制度＋介護保険」の自己負担限度額(年額)
現役並み所得の方	課税所得690万円以上		212万円
	課税所得380万円以上690万円未満		141万円
	課税所得145万円以上380万円未満		67万円
一般の方			56万円
非課税世帯の方		低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円

※　低所得Ⅱ：住民税非課税世帯に属する被保険者

※　低所得Ⅰ：・住民税非課税世帯のうち、すべての世帯員の各所得が0円となる被保険者（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算）

・住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者

窓口

大阪府後期高齢者医療広域連合

ホームページ http://www.kouikirengo-osaka.jp/

・資格確認書、保険料（徴収に関することを除く）等について
資格管理課（電話）06-4790-2028

・高額療養費、健康診査、医療費通知等について
給　付　課（電話）06-4790-2031

・予算、広報、議会等について
総務企画課（電話）06-4790-2029

又はお住いの市町村後期高齢者医療制度担当窓口（資料編16ページ）

※保険料の徴収に関することは、お住いの市町村へお問い合わせください

20章　障がい者の権利擁護の充実

（1）障害者虐待防止法　身　知　精　難

内容

虐待は障がい者の尊厳を傷つける許されない行為です。また障がい者の自立や社会参加をすすめるためにも虐待を防止することが非常に重要です。こうしたことから「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月１日に施行されました。この法律に基づき、大阪府と各市町村に窓口が設けられ、養護者（※）からの虐待や障がい福祉施設等、雇用先での虐待への相談・対応などを行っています。

※障がい者の介護、世話をする家族、親族、同居人など

＜こんな行為が虐待です＞

～虐待をしている側、障がい者本人の自覚は問いません～

区分	内容
身体的虐待	身体に外傷が生じるおそれのある暴力、正当な理由のない拘束
性的虐待	わいせつな行為をすること、させること
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動
介護・世話の放棄・放任	衰弱させるような減食、長時間の放置など養護を著しく怠ること
経済的虐待	不当な財産の処分、不当に障がい者から財産上の利益を得ること

窓口

◇虐待を見かけたら通報をお願いします。

●相談・対応の窓口　　（資料編5ページ）

- 【養護者からの虐待、障がい者福祉施設等での虐待】
  各市町村障がい者虐待防止センター
- 【障がい者の雇用先での虐待】
  各市町村障がい者虐待防止センターもしくは
  大阪府障がい者権利擁護センター
  （電話・FAX）06－6944－6615
  https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html

（2）障害者差別解消法　身 知 精 難

内容	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は平成28年4月に施行され、令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざすことを目的としています。 ＜障がいを理由とする差別とは？＞ 障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています。 ○　不当な差別的取扱い 障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害すること。 ○　合理的配慮の不提供 障がい者から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合に、負担が重過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な対応（合理的配慮）を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。 ※　意思の表明には、知的障がいや精神障がい等により障がい者本人の意思の表明が困難な場合に、障がい者の家族等コミュニケーションを支援する人が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。 ※　社会的障壁とは、障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で支障となることがらを指します。社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）だけでなく、慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化等）や観念（障がい者への偏見等）も含みます。 ＜大阪府障がい者差別解消条例＞ 障害者差別解消法の施行を受け、障害者差別解消法第14条の相談、紛争の防止又は解決のための体制整備並びに第15条の啓発活動の実施に関する必要な事項等を定めた条例を策定しました。また、令和3年4月の一部改正により、障害者差別解消法で当時はまだ努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を法的義務としました。

	障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例
	行政機関等・事業者
不当な差別的取扱い	禁止 （してはいけません）
合理的配慮の提供	法的義務 （しなければなりません）

※　行政機関等には、都道府県や市町村だけでなく、公立学校等も含まれます。ただし、公立病院など公営企業型の地方独立行政法人等は、事業者に含まれます。

※　事業者には、個人事業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人、自治会、ボランティアサークル等の非営利事業者も含まれます。

※　令和6年4月1日から施行された改正障害者差別解消法では、これまで努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が法的義務とされました。

＜大阪府障がい者差別解消ガイドライン＞

障がいを理由とする差別について府民の皆様の関心と理解を深めるため障害者差別解消法に基づき、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載したガイドラインです。

＜大阪府職員対応規程及び要綱＞

障害者差別解消法第10条の規定に基づき、障がいを理由とする差別の解消に関する事項について、職員が適切に対応するための要領として「大阪府障害を理由とする差別の解消に関する対応規程」と「同要綱」を策定しました。

大阪府のホームページでは、障がいを理由とする差別の解消に向けた府の取り組みについて紹介しています。
https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html

窓口	＜事業者による障がいを理由とする差別に関する相談窓口＞ 各市町村に相談窓口があります。まずは、お住まいの市町村にある相談窓口へご相談ください。なお、大阪府に配置した広域支援相談員への相談も可能ですが、基本的な相談窓口は市町村となります。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_soudan.html

	＜電話及びＦＡＸ番号は資料編8ページ＞ 広域支援相談員へのメールでのご連絡は sabetsu-soudan@gbox.pref.osaka.lg.jp　まで ※ 行政機関による障がいを理由とする差別に関する相談については、当該行政機関にご相談ください。

（3） 成年後見制度 ㊟ ㊞

内容

＜成年後見制度とは＞

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（以下「本人」といいます。）を保護し、支えるための民法上の制度です。

例えば、預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うために援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者（「成年後見人」等）を選び（この手続を「審判」といいます。）、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

内容

＜成年後見制度の種類＞

成年後見制度には、本人の判断能力の状態によって、三つの区分があります。なお、必要に応じて、援助者として複数の人や法人（団体）が選任されることもあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人	それぞれの監督人が選任されることがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	

利用方法

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見等監督人、市町村長 ※、検察官です。

（※）身寄りがないなど、申立てを行う人がいない場合で、福祉上の援助が必要な方については、本人のお住まいの市町村の長が申し立てることができます。

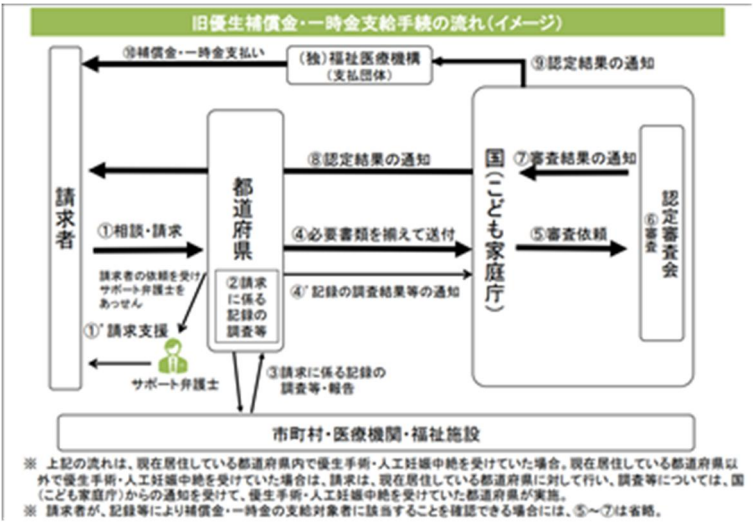
窓口	◇家庭裁判所 ・大阪家庭裁判所　TEL：06−6943−5872 （管轄区域）大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町 ・大阪家庭裁判所堺支部　TEL：072−223−8949 （管轄区域）　堺市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 ・大阪家庭裁判所岸和田支部　TEL：072−441−6804 （管轄区域）　岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 裁判所ウェブサイト　https://www.courts.go.jp/ ◇法制度情報や適切な窓口の案内など ・日本司法支援センター（法テラス） TEL：0570−078374（おなやみなし） https://www.houterasu.or.jp/ ◇成年後見制度の市町村長申立てについて ・本人のお住まいの市町村の高齢者福祉・障がい者福祉の担当窓口など

（4）旧優生保護法補償金等支給法　身 知 精 難

内容	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（旧優生保護法補償金等支給法）」が令和7年1月17日に施行されました。この法律は、旧優生保護法の下、優生手術や人工妊娠中絶等を受けた方に対し、補償金を支給するものです。 ＜旧優生保護法とは？＞ 昭和23年に成立した法律であり、遺伝性疾患を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について定めていました。この法律に基づき、多くの方が、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に、平成8年に優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられていました。 ＜旧優生保護法補償金等について＞ 詳しくは「窓口（213ページ）」に記載のURLよりご確認ください。

種類	対象者	支給額
補償金	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた**本人及びその配偶者**（死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪））	本人1,500万円 配偶者500万円 ※事実婚などを含む
優生手術等一時金	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた**本人で生存**している方	本人320万円 ※補償金を受給した場合も支給する
人工妊娠中絶一時金	旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた**本人で生存**している方	本人200万円 ※優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

請求手続	○請求期限は令和7年1月17日から5年以内 ○大阪府健康医療部保健医療室地域保健課（窓口（213ページ））に提出（郵送可）

	 ※　補償金等受給権の認定は、請求に基づいて内閣総理大臣が行います。 ※　都道府県知事・内閣総理大臣は認定に必要な調査を行います。
窓口	各種様式のダウンロード、相談窓口は以下のとおりです。 ●大阪府「旧優生保護法に関する取り組みについて」 https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/kyuyuseihogohou/index.html ●こども家庭庁「旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページ」 https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin ●大阪府旧優生保護法補償金等受付・相談窓口 所在地：〒540-8570　大阪市中央区大手前2-1-22 大阪府庁本館６階健康医療部保健医療室地域保健課内 電話番号：06-6944-8196（専用電話） FAX番号：06-6910-6610（専用FAX） メールアドレス：　ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp

21章　障がい者医療・リハビリテーションセンター

３つの力をあわせて

障がい者医療の充実とリハビリテーションの推進　身 知 精 難

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、障がい者が地域での生活や社会参加することのできる最大限の力を身につけるための支援、いわゆる「社会リハ」を推進するため、医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地生活が継続できるためのリハビリテーションを実施します。

また、当センターは市町村の障がい福祉サービス実施機関等との連携の要として、地域におけるリハビリテーションが円滑に行われるための技術支援、専門的相談支援体制の構築、情報の受発信を行い、障がい者医療とリハビリテーション推進のための拠点をめざします。

平成19年４月１日に、大阪急性期・総合医療センター敷地内に、障がい者医療・リハビリテーションセンターを開設しました。

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、3つの部門で構成されています。

◆障がい者医療・リハビリテーション医療部門

（大阪急性期・総合医療センター）

多様な医療ニーズに対応する大阪急性期・総合医療センターの一部として
リハビリテーション医療、障がい者医療、障がい者歯科により構成されています。

◆大阪府立障がい者自立センター

医療機関による医療リハビリテーションを終えられた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための支援を行います。

◆大阪府障がい者自立相談支援センター

地域における相談支援体制充実のための研修や障がい特性に応じた総合的な支援を行い、障がい者の自立を支援します。

治療の当初から地域生活への移行までの一貫した
リハビリテーションの実施

■障がい者医療・リハビリテーション医療部門

（大阪急性期・総合医療センター）　℡０６－６６９２－１２０１（代表）

リハビリテーション科

リハビリテーション（以下「リハビリ」という。）科では、高度急性期から回復期まで継ぎ目のないリハビリを行っています。救急搬送された重症患者の方にも、出来るだけ早期からリハビリを行う他、各診療科での急性期治療が終了した患者の方に必要に応じリハビリ科病棟での集中的なリハビリを実施することで、より円滑に地域生活に戻れるよう支援しています。

また、高次脳機能障がいの診断、脳性まひや脊髄損傷に伴う合併症や二次障がいの治療にも取り組んでいます。

【リハビリ科で治療を行っている方の主要な疾患】

脳血管障がい、脊髄損傷、頭部外傷、高次脳機能障がい、下肢切断、
脳性まひ、整形外科疾患、心臓血管障がい、四肢血管疾患　など

障がい者歯科

障がい者歯科では、自閉症スペクトラム症などの発達障がい、知的能力障がい、ダウン症、脳性まひ、脳血管障がい後遺症、脊髄損傷や頭部外傷の後遺症、パーキンソン病、筋ジストロフィー、高次脳機能障がい、認知症などによる障がいのために一般の歯科診療機関では治療の難しい以下の方の歯科治療を専門に行っています。

●治療困難のため他の医療機関（医科、歯科）より紹介された方
●身体障がい者手帳 1 級、2 級または療育手帳Ａを交付されている方
　＊これよりも軽度の障がいであっても、てんかん、心臓疾患、人工透析等
　　重度な合併症を有する方は対象になります。
●就学前の通園施設等に通う障がいのある子ども

障がいのある方の歯科診療には、特別な配慮が必要です。治療が苦手な方には心理的なアプローチを用いたトレーニングを行ったり、絵カード・写真カードを用いた視覚的支援などを行っています。

治療時には、安全に治療を行うために当科考案のデンタル・セーフティ・シートを用いたり、不安や恐怖をやわらげたり、脳性まひに伴う不随意運動を減らすために笑気吸入鎮静法や静脈内鎮静法、あるいは全身麻酔法などを用いることもあります。全身麻酔で治療する場合は、患者にとって最適な専用病棟に入院して行います。治療に際し、どの方法を選ぶかについては、患者や保護者の方とよく相談して決めさせていただきます。

むし歯や歯周病は進行するにつれて治療が難しくなりますが、これらの病気は、口の中の衛生状態を改善し、適切な予防処置を行うことによって、発生や進行を抑えることが可能です。むし歯が見つかる前から歯科を受診して歯みがきなどの衛生指導を受けられることをお勧めします。むし歯にもなりにくいですし、歯科診療に慣れていただきやすくなります。まずは、電話でご相談ください。

障がい者外来

脳性まひや脊髄損傷等のために身体障がいを有する方や、知的障がい等のためにコミュニケーションを取るのに支援を要する方が、事故や他の疾病を突然に併発して診療を要する状態になった時に、かかりつけ医や、お近くの医療機関での診療が難しい場合に利用いただく専用の外来です。

総合医療センター全体として対応、疾患に応じた専門診療科が診療に当たります。

■大阪府立障がい者自立センター　TEL06−6692−2971

脳血管障がいや頭部外傷、脊髄損傷等で身体障がい（肢体）や高次脳機能がいとなった方で機能訓練や生活訓練を必要とする方等に対して、日常生活動作や外出、健康管理等の生活能力の改善を目指す支援プログラムを提供する障がい者支援施設です。

《利用対象者》（主たる対象）

日中活動支援

◆自立訓練（機能訓練）：定員 70 名、標準利用期間 12 か月
身体障がい（肢体）の方、もしくは医師による高次脳機能障がいの診断を受けられた方

◆自立訓練（生活訓練）：定員 20 名、標準利用期間 12 か月
医師による高次脳機能障がいの診断を受けられた方

夜間支援

◆施設入所支援：定員 80 名
入所により、上記の自立訓練を受ける必要のある方

《利用基準》

〇自立に向けた地域生活や社会参加のため、訓練に対する意欲をお持ちの方
〇当センターにおける機能訓練、生活訓練のプログラムで日常生活動作や生活能力の改善が期待でき、集団生活に適応できる方

大阪府立障がい者自立センターのリハビリテーション

病気やけがにより、病院の治療やリハビリテーションを終了した後に、地域での自立生活や社会参加の実現を目標に、生活リハビリを実施しています。

生活の土台づくり

生活リズムを整え、一日動ける体づくりをめざす

- 時間割方式で生活を**習慣化**
- １日の**スケジュール管理力**
- 家庭生活を想定した**生活実習**
- 外出泊で**実生活での実践**的リハビリ

・歩行・車いす走行（基礎体力）、グルトレ（目標設定）
・脳リハ（机上の認知リハ）
・メモリーノート（代替手段）
・ＳＴプログラム（コミュニケーションの練習）

仕事の土台づくり

障がいを正しく理解できることが再就労の一歩です

- **グループワーク**で症状と対処方法、利用できる制度について学ぶ
- **模擬的な就労課題**を通して仕事への影響度を把握する

・グループワーク（障がいや目的に応じたグループ活動）
・Ｓトレ（共同作業を通じた作業活動）
・Ｊトレ（就労をイメージした課題）
・職能評価（職業能力の評価）　など

暮らしたい場所：単身生活、家庭、グループホーム　など
やりたいこと：仕事（復職、新規就労）、復学、福祉的就労（就Ａ・Ｂ）、スポーツ、ボランティア　など

■大阪府障がい者自立相談支援センター

障がい者支援のため、３つの課が連携し、総合的な相談支援を実施します

○地域支援課

業務内容

地域における障がい者の相談支援体制等を充実するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進します。

また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行っています。

℡０６－６６９２－５２６１（地域支援課）

℡０６－６６９２－５２６４（手帳発行関係）

身体障がい者支援課

業務内容

身体障がい者更生相談所業務及び高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業（都道府県地域生活支援事業）を実施しています。

（身体障がい者更生相談所の業務概要）〔身体障害者福祉法１１条による設置〕

専門的相談・指導及び判定（医学的・心理学的及び職能的判定、自立支援医療判定、補装具判定）、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、市町村相互間の連絡調整、関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施

℡０６－６６９２－５２６２（身体障がい者支援課）

○知的障がい者支援課

業務内容

知的障がい者更生相談所業務及び発達障がいを伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。

（知的障がい者更生相談所の業務概要）〔知的障害者福祉法12条による設置〕

専門的相談・指導及び判定（医学的・心理学的及び職能的判定、療育手帳、生活相談、進路相談等）、出張判定、市町村職員研修、市町村相互間の連絡調整、関係機関（施設、支援学校等）との連携・支援、広報・啓発等を実施

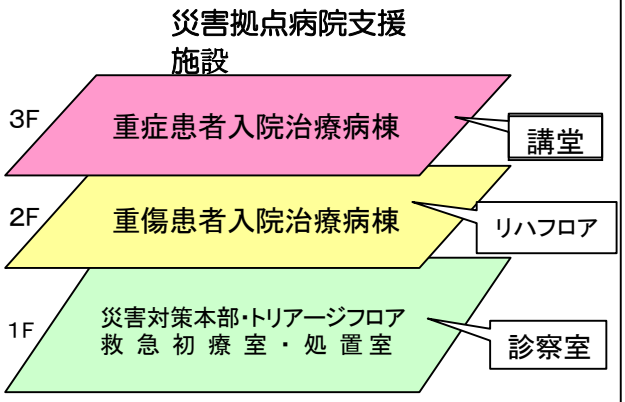
℡０６－６６９２－５２６３（知的障がい者支援課）

■大規模災害への備え

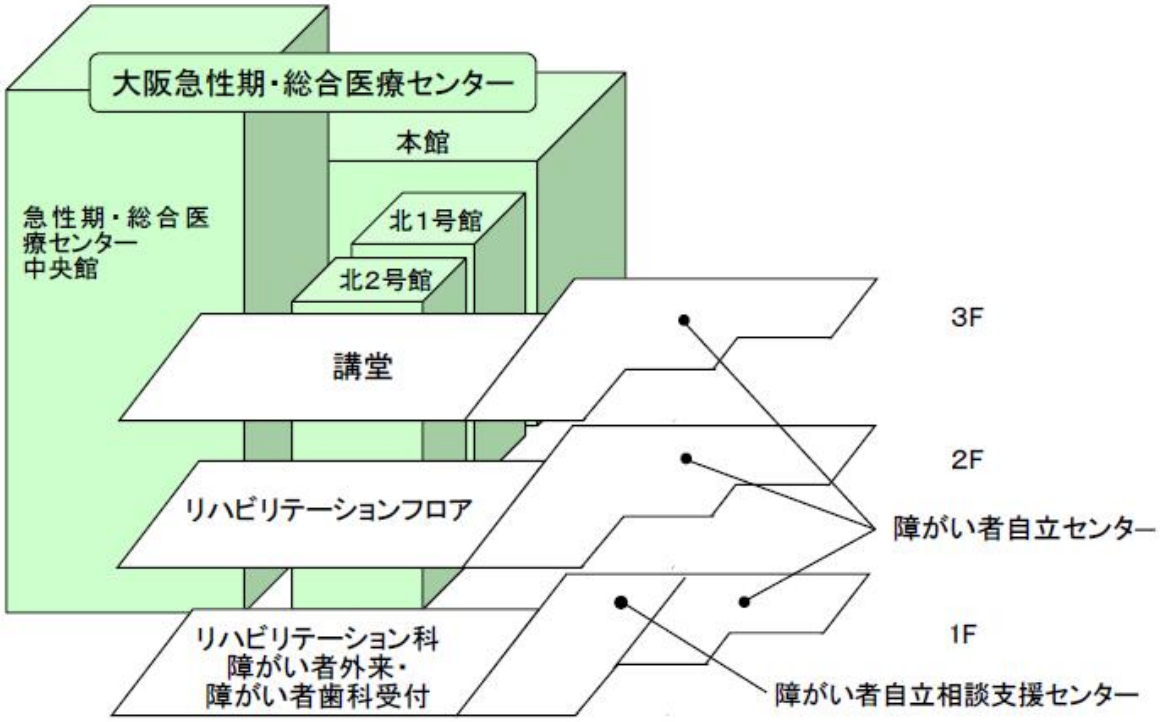
災害拠点病院支援施設としての機能

障がい者医療・リハビリテーションセンターは大規模災害発生時にはリハビリテーションフロアや障がい者外来等のフロアを使用して、大阪府地域防災計画により基幹災害拠点病院に位置づけられている大阪急性期・総合医療センターの病院支援施設として、被災者の受入れや初期治療を行います。

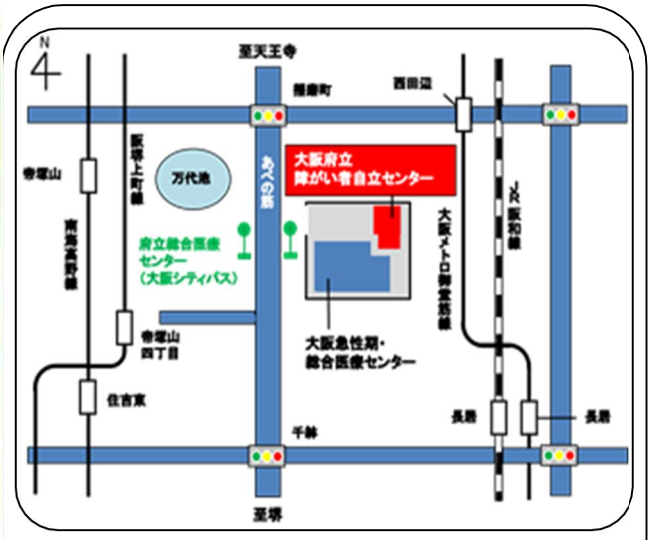
平常時に外来診療を行う１階部分は災害対策本部やトリアージゾーン、縫合処置など簡単な外科的処置を行う緊急処置室として使用し、２階のリハビリテーションフロア、３階の講堂は約 400 床の仮設ベッドを展開し、医療ガスや救命医療機器を用い被災者の受入や初期治療を行う災害時医療の拠点として機能します。



■配置図







■電車・バスでお越しの方
①大阪シティバス「府立総合医療センター」下車すぐ
＊天王寺駅前「あべの橋」バス停から
系統６２、６７「住吉車庫」行き
系統６３「浅香」行き 系統６４「おりおの橋」行き
②阪堺上町線「帝塚山四丁目」下車　約0.8Km
③南海高野線「帝塚山」下車　約1.1Km
④ＪＲ阪和線「長居」下車　約1.7Km
⑤大阪メトロ御堂筋線「長居」下車　約 2.0Km

障がい者医療・リハビリテーションセンターお問合せ先

〇診療に関するお問合せやご相談

障がい者医療・リハビリテーション医療部門
（大阪急性期・総合医療センター）
TEL：０６－６６９２－１２０１
FAX：０６－６６９３－４１４３

〇身体障がい者手帳・療育手帳や、身体障がい・知的障がいに関するご相談

大阪府障がい者自立相談支援センター
TEL：０６－６６９２－５２６１（地域支援課）
TEL：０６－６６９２－５２６２（身体障がい者支援課）
TEL：０６－６６９２－５２６３（知的障がい者支援課）
TEL：０６－６６９２－５２６４（手帳発行関係）
FAX：０６－６６９２－３９８１・０６－６６９２－５３４０

〇障がい者自立センター利用に関するお問合せ

大阪府立障がい者自立センター
TEL：０６－６６９２－２９７１
FAX：０６－６６９２－２９７４
http://www.pref.osaka.lg.jp/shogaishajiritsu/jiritsu01/

■所在地
〒５５８－０００１
大阪市住吉区大領３丁目２番 36 号

もくじ （資料編）

ページ

- 福祉事務所・町村障がい福祉担当課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 各市町村障がい者虐待防止センター相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 市町村介護保険担当窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 市町村後期高齢者医療制度担当窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 市町村ハンセン病回復者等相談支援窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 子ども家庭センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 大阪府保健所等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ハローワーク（公共職業安定所） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 年金事務所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 府の税務機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 支援学校 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 知的障がい生徒自立支援コース設置校 及び 共生推進教室設置校（知的障がい関係） 35
- 障がい者歯科診療施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 障害者就業・生活支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 地域就労支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 大阪府障がい福祉室・関係機関・団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 身体障がい者障がい程度等級一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 障がい福祉サービスの対象となる疾病名一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 市町村別 身体障がい者手帳 所持者数一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 市町村別 療育手帳 所持者数一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 市町村別 精神障がい者保健福祉手帳 所持者数一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 巡回相談実施会場一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 日常生活用具一覧（小児慢性特定疾病児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 児童福祉施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 事業所（日中活動・居住支援） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 地域活動支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 日中一時支援を行う事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 相談支援事業所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- 基幹相談支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
- 認知症疾患医療センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
- 障がい児等療育支援実施機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
- 市町村社会福祉協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130

福祉事務所・町村障がい福祉担当課（障がい福祉サービス等）

福祉事務所等名称（A）	担当課名（B）	所在地（C）	電話番号（D）	FAX番号（E）
岸和田市　福祉事務所	福祉部障害者支援課サービス担当	〒596-8510 岸和田市岸城町7-1	072-423-9469	072-431-0580
池田市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒563-8666 池田市城南1-1-1	072-754-6255	072-752-5234
泉大津市　社会福祉事務所	保険福祉部障がい福祉課	〒595-8686 泉大津市東雲町9-12	0725-33-9115	0725-33-7780
貝塚市　福祉事務所	健康福祉部障害福祉課	〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1	072-433-7012	072-433-1082
守口市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5	06-6992-1630 06-6992-1635	06-6991-2494
茨木市　福祉事務所	福祉部障害福祉課	〒567-8505 茨木市駅前3-8-13	072-620-1636 072-655-2758	072-627-1692
泉佐野市　福祉事務所	健康福祉部地域共生推進課	〒598-8550 泉佐野市市場東1-1-1	072-493-2191	072-463-8600
富田林市　福祉事務所	福祉部障がい福祉課	〒584-8511 富田林市常盤町1-1	0721-25-1000	0721-25-3123
河内長野市　福祉事務所	まちインクルーシ部くらしサポート第２課	〒586-8501 河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111	0721-52-4920
松原市　福祉事務所	福祉部障害福祉課	〒580-8501 松原市阿保1-1-1	072-337-3115	072-337-3007
大東市　福祉事務所	福祉・子ども部障害福祉課	〒574-8555 大東市谷川1-1-1	072-870-9630	072-873-3838
和泉市　福祉事務所	福祉部障がい福祉課	〒594-8501 和泉市府中町2-7-5	0725-99-8133	0725-44-0111
箕面市　福祉事務所	福祉部障害福祉課 福祉部共生社会福祉課	〒562-0014 箕面市萱野5-8-1	072-727-9506 072-727-9501	072-727-3539
柏原市　福祉事務所	福祉こども部障害福祉課	〒582-8555 柏原市安堂町1-55	072-972-1508	072-972-2200
羽曳野市　福祉事務所	保健福祉部障害福祉課	〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111	072-957-1238
門真市　福祉事務所	保健福祉部障がい福祉課	〒571-8585 門真市中町1-1	06-6902-6154 06-6902-6054	06-6905-9510
摂津市　福祉事務所	保健福祉部障害福祉課	〒566-8555 摂津市三島1-1-1	06-6383-1374	06-6383-9031
高石市　福祉事務所	保健福祉部高齢・障がい福祉課	〒592-8585 高石市加茂4-1-1	072-275-6294	072-265-3100
藤井寺市　福祉事務所	健康福祉部福祉総務課	〒583-8583 藤井寺市岡1-1-1	072-939-1106	072-939-0399
泉南市　福祉事務所	福祉保険部障害福祉課	〒590-0592 泉南市樽井1-1-1	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒575-8501 四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-2596
交野市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1	072-893-6403	072-895-6065
大阪狭山市　福祉事務所	健康福祉部福祉政策グループ	〒589-8501 大阪狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011	072-366-9696

福祉事務所等名称（A）	担当課名（B）	所在地（C）	電話番号（D）	FAX番号（E）
阪南市　福祉事務所	健康福祉部市民福祉課	〒599-0292 阪南市尾崎町35-1	072-489-4521 072-489-4520	072-473-3504
島本町　福祉事務所	健康福祉部福祉推進課	〒618-8570 島本町桜井2-1-1	075-962-7460	075-962-5652
豊能町　生活福祉部	福祉課福祉相談支援室	〒563-0103 豊能町東ときわ台1-2-3	072-738-7770	072-738-3407
能勢町　福祉部	福祉部福祉課	〒563-0351 能勢町栗栖82-1	072-731-2150	072-731-2151
忠岡町　福祉課	健康福祉部福祉課	〒595-0805 忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122	0725-22-1129
熊取町　障がい福祉課	健康福祉部障がい福祉課	〒590-0495 熊取町野田1-1-1	072-452-6289	072-453-7196
田尻町　民生部高齢障害支援課	民生部高齢障害支援課	〒598-0091 田尻町嘉祥寺883-1	072-466-8813	072-466-8841
岬町　地域福祉課	しあわせ創造部地域福祉課	〒599-0392 岬町深日2000-1	072-492-2700	072-492-5814
太子町　健康福祉部福祉介護課	健康福祉部福祉介護課	〒583-8580 太子町大字山田88	0721-98-5519	0721-98-2773
河南町　高齢障がい福祉課	すこやか生活部高齢障がい福祉課	〒585-8585 河南町大字白木1359-6	0721-93-2500	0721-93-4691
千早赤阪村　民生部福祉課	民生部福祉課	〒585-8501 千早赤阪村大字水分180	0721-26-7269	0721-70-2021

参考

大阪市　障がい福祉課 障がい支援課 運営指導課	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8071 06-6208-7986	06-6202-6962
	福祉局障がい者施策部障がい支援課			
	福祉局障がい者施策部運営指導課	〒541-0055 大阪市中央区船場中央3-1-7-331	06-6241-6527	06-6241-6608
堺市　障害施策推進課 障害支援課 障害福祉サービス課	健康福祉局障害福祉部障害施策推進課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町３-１	072-228-7818	072-228-8918
	健康福祉局障害福祉部障害支援課		072-228-7411	
	健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課		072-228-7510	
高槻市　障がい福祉課	健康福祉部福祉事務所障がい福祉課	〒569-0067 高槻市桃園町2-1	072-674-7164	072-674-7188
東大阪市　障害者支援室	福祉部障害者支援室障害施策推進課	〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3183	06-4309-3815
	福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課		06-4309-3184	06-4309-3813
指導監査室	福祉部指導監査室障害福祉事業者課		06-4309-3187	06-4309-3848
豊中市　障害福祉課	福祉部障害福祉課	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2224	06-6858-1122
枚方市　健康福祉部福祉事務所	健康福祉部福祉事務所障害企画課	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1152 072-841-1457	072-841-5123
	健康福祉部福祉事務所障害支援課			
八尾市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒581-0003 八尾市本町1-1-1	072-924-3838	072-922-4900
寝屋川市　福祉事務所	福祉部障害福祉課	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22	072-838-0382	072-812-2118
吹田市　福祉事務所	福祉部障がい福祉室	〒564-8550 吹田市泉町1-3-40	06-6384-1348	06-6385-1031

福祉事務所・町村障がい福祉担当課（障がい児通所支援）

福祉事務所等名称（A）	担当課名（B）	所在地（C）	電話番号（D）	FAX番号（E）
岸和田市　福祉事務所	こども家庭応援部子育て支援課	〒596-8510 岸和田市岸城町7-1	072-423-9623	072-423-3523
池田市　こども未来部発達支援課	こども未来部発達支援課	〒563-8666 池田市城南1-1-1	072-754-6102	072-752-9785
泉大津市　社会福祉事務所	保険福祉部障がい福祉課	〒595-8686 泉大津市東雲町9-12	0725-33-9115	0725-33-7780
貝塚市　子ども部子ども相談課	子ども部子ども相談課	〒597-0072 貝塚市畠中1-18-8	072-433-7071	072-433-7087
守口市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5	06-6692-1635	06-6991-2494
茨木市　こども育成部発達支援課	こども育成部発達支援課	〒567-8505 茨木市駅前3-8-13	072-620-1633	072-622-8722
泉佐野市　福祉事務所	こども部子育て支援課	〒598-8550 泉佐野市市場東1-1-1	072-463-1212	072-469-3363
富田林市　福祉事務所	福祉部障がい福祉課	〒584-8511 富田林市常盤町1-1	0721-25-1000	0721-25-3123
河内長野市　福祉事務所	まちインクルーシ部くらしサポート第２課	〒586-8501 河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111	0721-52-4920
松原市　福祉事務所	福祉部子ども未来室子育て支援課	〒580-8501 松原市阿保1-1-1	072-337-3118 072-337-3115	072-337-3007
大東市　福祉事務所	福祉・子ども部こども家庭室	〒574-8555 大東市谷川1-1-1	072-870-0474	072-872-2189
和泉市　こども・健康部	子育て支援室こども支援担当	〒594-8501 和泉市府中町2-7-5	0725-99-8136	0725-44-3844
箕面市　子ども未来部	子ども未来部子どもすこやか課 児童発達支援センター	〒562-0036 箕面市船場西3-8-22	072-727-9520	072-727-9522
柏原市　福祉事務所	福祉こども部障害福祉課	〒582-8555 柏原市安堂町1-55	072-972-1508	072-972-2200
羽曳野市　こどもえがお部	こどもえがお部こども家庭支援課	〒583-0857 羽曳野市誉田4-2-3	072-956-1000	072-956-1011
門真市　福祉事務所	保健福祉部障がい福祉課	〒571-8585 門真市中町1-1	06-6902-6154 06-6902-6054	06-6905-9510
摂津市　教育委員会事務局	こども家庭部こども政策課	〒566-8555 摂津市三島1-1-1	06-6383-1980	06-6319-1930
高石市　福祉事務所	保健福祉部高齢・障がい福祉課	〒592-8585 高石市加茂4-1-1	072-275-6294	072-265-3100
藤井寺市　福祉事務所	健康福祉部福祉総務課 こども未来部子育て支援課 健康福祉部健康・医療連携課	〒583-8583 藤井寺市岡1-1-1	072-939-1111 （代表）	072-939-0399 072-939-1128 072-939-9099
泉南市　福祉事務所	福祉保険部障害福祉課	〒590-0592 泉南市樽井1-1-1	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒575-8501 四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-2596
交野市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1	072-893-6403	072-895-6065
大阪狭山市　福祉事務所	健康福祉部福祉政策グループ	〒589-8501 大阪狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011	072-366-9696
阪南市　福祉事務所	健康福祉部市民福祉課	〒599-0292 阪南市尾崎町35-1	072-489-4520 072-489-4521	072-473-3504

福祉事務所等名称（A）	担当課名（B）	所在地（C）	電話番号（D）	FAX番号（E）
島本町　福祉事務所	健康福祉部福祉推進課	〒618-8570 島本町桜井2-1-1	075-962-7460	075-962-5652
豊能町　生活福祉部	福祉課福祉相談支援室	〒563-0103 豊能町東ときわ台1-2-3	072-738-7770	072-738-3407
能勢町　福祉部	福祉部福祉課	〒563-0351 能勢町栗栖82-1	072-731-2150	072-731-2151
忠岡町　こども課	健康福祉部こども課	〒595-0805 忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122	0725-22-1126
熊取町　健康福祉部	健康福祉部こども育成課	〒590-0495 熊取町野田1-1-1	072-452-6194	072-453-7196
田尻町　民生部子育て・地域福祉課	民生部子育て・地域福祉課	〒598-0091 田尻町嘉祥寺883-1	072-466-5013	072-466-8841
岬町　子育て支援課	しあわせ創造部子育て支援課	〒599-0392 岬町深日2000-1	072-492-2709	072-492-5814
太子町　健康福祉部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	〒583-8580 太子町大字山田88	0721-98-5596	0721-98-2773
河南町　こども１ばん課	教・育部こども１ばん課 すこやか生活部高齢障がい福祉課	〒585-8585 河南町大字白木1359-6	0721-93-2500	0721-93-7560
千早赤阪村　民生部こども課	民生部こども課	〒585-8501 千早赤阪村大字水分180	0721-72-0084	0721-70-2021

参考

大阪市　障がい支援課	福祉局障がい者施策部障がい支援課	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8076	06-6202-6962
堺市　障害福祉部	障害福祉部障害福祉サービス課 障害福祉部障害支援課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町３-１	072-228-7510 072-228-7411	072-228-8918
高槻市　子ども未来部	子育て支援課	〒569-0802 高槻市北園町6-30 子育て総合支援センター	072-686-3032	072-686-3531
東大阪市　障害児サービス課 障害福祉事業者課	福祉部　障害者支援室　障害児サービス課 福祉部　指導監査室　障害福祉事業者課	〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3248 06-4309-3187	06-4309-3813 06-4309-3848
豊中市　こども未来部	おやこ保健課	〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15	06-6858-2285	06-6846-6080
枚方市　健康福祉部福祉事務所	健康福祉部福祉事務所障害企画課 健康福祉部福祉事務所障害支援課	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1152 072-841-1457	072-841-5123
八尾市　福祉事務所	健康福祉部障がい福祉課	〒581-0003 八尾市本町1-1-1	072-924-3838	072-922-4900
寝屋川市　福祉事務所	福祉部障害福祉課	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22	072-838-0382	072-812-2118
吹田市　すこやか親子室	児童部すこやか親子室	〒564-0072 吹田市出口町19-2	06-6170-7224	06-6384-1175

各市町村障がい者虐待防止センター相談窓口

○養護者・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待

市町村名	名　称	電　話	ファックス	休日・夜間の連絡先
池田市	池田市障害者虐待防止センター （池田市基幹相談支援センター福祉相談くすのき）	072-734-6556	072-737-8868	072-734-6556
豊能町	豊能町障害者虐待防止センター （豊能町生活福祉部福祉課福祉相談支援室）	072-738-7770	072-738-3407	TEL・FAX 072-739-3200 （取次対応）
能勢町	虐待防止センター （能勢町福祉部福祉課）	072-734-1080	072-731-2151	072-734-1080
箕面市	箕面市障害者虐待防止センター （箕面市福祉部共生社会福祉課）	072-727-9501	072-727-3539	072-727-9500 （取次対応）
豊中市	豊中市障害者虐待防止センター （豊中市福祉部障害福祉課障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係）	06-6863-7060	06-6866-0811	06-6863-7060
吹田市	吹田市障がい者虐待防止センター （吹田市障がい福祉室）	06-6384-1348	06-6385-1031	06-6384-1231 （市役所代表）
茨木市	茨木市障害者虐待防止センター （茨木市障害福祉課）	072-655-2758	072-627-1692	072-622-5585
摂津市	摂津市障害者虐待防止センター （摂津市障害福祉課）	06-6383-1374	06-6383-9031	06-6383-1111
島本町	島本町健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652	075-961-5151
高槻市	高槻市障がい者虐待防止センター （高槻市福祉相談支援課）	072-674-7171	072-674-5135	072-674-7000 （取次対応）
枚方市	枚方市障害者虐待防止センター （枚方市健康福祉部福祉事務所障害支援課）	072-841-5301	072-841-5123	072-841-5301
寝屋川市	寝屋川市障害者虐待防止センター （寝屋川市福祉部障害福祉課）	072-838-0382	072-812-2118	072-824-1181 （取次対応）
守口市	守口市障がい者虐待防止センター （守口市健康福祉部障がい福祉課）	06-6992-1635	06-6991-2494	06-6992-1221 （市役所代表）
門真市	門真市障がい者虐待防止センター （門真市障がい者基幹相談支援センターえーる）	06-6901-0202	06-4967-5554	TEL 06-6902-1231 FAX 06-6905-9510 （休日・夜間は市役所代表）
大東市	大東市障害者虐待防止センター （大東市基幹相談支援センター）	072-806-1332	072-806-1333	072-806-1332 （取次対応）
四條畷市	四條畷市障がい者虐待防止センター （四條畷市健康福祉部障がい福祉課）	072-877-2121	072-879-2596	TEL 072-877-2121 FAX 072-879-2596
交野市	交野市障がい者虐待防止センター （交野市健康福祉部障がい福祉課内）	072-893-6403	072-895-6065	072―892-0121 （市役所代表）
八尾市	八尾市障がい者虐待防止センター	072-925-1197	072-925-1224	TEL 072-925-1197 FAX 072-925-1224
柏原市	柏原市権利擁護サポートセンター	072-971-2039	072-971-6801	072-971-2039
東大阪市	東大阪市障害者虐待防止センター	072-976-4300	072-976-4300	072-976-4300
松原市	松原市福祉部障害福祉課	072-334-1550	072-337-3007	072-334-1550 （取次対応）

市町村名	名　称	電　話	ファックス	休日・夜間の連絡先
羽曳野市	羽曳野市保健福祉部障害福祉課	072-958-1111	072-957-1238	072-958-1111 （取次対応）
藤井寺市	藤井寺市健康福祉部福祉総務課	072-939-1106	072-939-0399	072-939-1111 （取次対応）
富田林市	富田林市障がい者虐待防止センター （富田林市福祉部障がい福祉課）	0721-25-1000 （内線434・435）	0721-25-3123	0721-25-1000
河内長野市	河内長野市障がい者虐待防止センター （河内長野市まちインクルーシ部くらしサポート第2課）	0721-53-1111 （内線131）	0721-52-4920	0721-53-1111
大阪狭山市	大阪狭山市健康福祉部福祉政策グループ	072-366-0011	072-366-9696	072-366-0011
河南町	河南町障がい者虐待防止センター （科長の郷　生活支援相談室しなが）	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
太子町	太子町障がい者虐待防止センター （科長の郷　生活支援相談室しなが）	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
千早赤阪村	千早赤阪村障がい者虐待防止センター （科長の郷　生活支援相談室しなが）	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
泉大津市	泉大津市保険福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780	0725-33-1131
和泉市	和泉市障がい者虐待防止センター （和泉市障がい者基幹相談支援センター）	0725-99-8030	0725-41-3191	0725-99-8030
高石市	高石市保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100	072-265-1001
忠岡町	忠岡町健康福祉部福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129	0725-22-1122
岸和田市	岸和田市障害者虐待防止センター （岸和田市福祉部障害者支援課）	072-447-7081	072-431-0580	TEL 072-423-2121 FAX 072-423-2727 （取次対応）
貝塚市	貝塚市障害者虐待防止センター （貝塚市健康福祉部障害福祉課）	072-433-7012	072-433-1082	TEL 072-423-2151 FAX 072-433-1082 （市役所代表）
泉佐野市	泉佐野市障害者虐待防止センター （基幹包括支援センターいずみさの）	072-464-2977	072-462-5400	TEL 072-463-1212 FAX 072-463-8600
泉南市	泉南市福祉保険部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134	072-483-8252 （取次対応）
阪南市	阪南市障がい者虐待防止センター （阪南市健康福祉部市民福祉課）	072-489-4520	072-473-3504	072-471-5678
熊取町	熊取町健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196	072-452-1001 （取次対応）
田尻町	田尻町民生部高齢障害支援課	072-466-8813	072-466-8841	TEL 072-466-1000 （役場代表）
岬町	岬町しあわせ創造部地域福祉課	072-492-2700	072-492-5814	072-492-2001

大阪市：養護者による虐待の対応窓口（平日9時～17時30分）

区名	各区役所保健福祉課		各区障がい者基幹相談支援センター	
	電話	ファックス	電話	ファックス
北	06-6313-9857	06-6313-9905	06-6450-8856	06-6374-7889
都島	06-6882-9857	06-6352-4584	06-6355-3701	06-6355-3702
福島	06-6464-9857	06-6462-4854	06-6456-4107	06-6131-7730
此花	06-6466-9857	06-6462-2942	06-6461-5055	06-6461-5056
中央	06-6267-9857	06-6264-8285	06-6940-4185	06-6943-4666
西	06-6532-9857	06-6538-7319	06-6585-2550	06-6585-2550
港	06-6576-9857	06-6572-9514	06-6585-2211	06-6585-2212
大正	06-4394-9857	06-6553-1986	06-6599-9161	06-6555-3520
天王寺	06-6774-9857	06-6772-4906	06-4302-5203	06-4302-5243
浪速	06-6647-9859	06-6644-1937	06-6563-9230	06-6562-0330
西淀川	06-6478-9954	06-6478-9989	06-4808-3080	06-4808-3082
淀川	06-6308-9857	06-6885-0537	06-6101-5031	06-6101-5032
東淀川	06-4809-9857	06-6327-2840	06-6325-9992	06-4307-3673
東成	06-6977-9857	06-6972-2781	06-6981-0770	06-6981-0780
生野	06-6715-9857	06-6715-9967	06-6758-2050	06-6756-0801
旭	06-6957-9857	06-6954-9183	06-4254-2339	06-6180-6901
城東	06-6930-9857	050-3535-8688	06-6934-5858	06-6934-5850
鶴見	06-6915-9857	06-6913-6237	06-6961-4631	06-6961-5525
阿倍野	06-6622-9857	06-6629-1349	06-6621-3830	06-6621-3830
住之江	06-6682-9859	06-6686-2039	06-6657-7556	06-4702-4738
住吉	06-6694-9859	06-6694-9692	06-6609-3133	06-6609-3210
東住吉	06-4399-9857	06-6629-4580	06-6760-2671	06-6760-2672
平野	06-4302-9857	06-4302-9943	06-6797-6691	06-6797-6691
西成	06-6659-9857	06-6659-9468	06-6599-8122	06-6562-6677

大阪市：障がい者福祉施設従事者等による虐待の対応窓口（平日9時～17時30分）

名称	電話	ファックス
大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課	06-6241-6527	06-6241-6608

大阪市：使用者による虐待の対応窓口（平日9時～17時30分）

名称	電話	ファックス
大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ	06-6208-8086	06-6202-0990

大阪市：休日・夜間帯における障がい者虐待の通報窓口

名称	電話	ファックス
大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン	06-6206-3725	06-6206-3706

堺市：養護者・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待　　平日9時～17時30分

専用電話	ファックス
072-280-6262	072-280-6262（内容確認は開庁日）

上記時間外　電話（市役所当直窓口）：072-233-2800

大阪府：相談窓口（使用者による虐待）

名称	電話	ファックス
大阪府障がい者 権利擁護センター	06-6944-6615 （開庁日：平日9時から18時）	06-6944-6615 （内容確認は開庁日）

障がいを理由とする差別に関する相談窓口（大阪市）

（事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口）

区名	担当（課） 障がい者基幹相談支援センター	連絡先	ＦＡＸ
北区	子育て・教育課（教育担当）	06-6313-9743	06-6313-9988
	障がい者基幹相談支援センター	06-6450-8856	06-6374-7889
都島区	保健福祉課（障がい者相談）	06-6882-9857	06-6352-4584
	市民協働課（人権相談）	06-6882-9734	06-6352-4558
	総務課（広聴相談）	06-6882-9683	06-6882-9787
	障がい者基幹相談支援センター	06-6355-3701	06-6355-3702
福島区	企画総務課（企画推進）	06-6464-9683	06-6462-0792
	市民協働課（地域活動支援）	06-6464-9743	06-6464-9987
	障がい者基幹相談支援センター	06-6456-4107	06-6131-7730
此花区	地域サポート課（安全サポート）	06-6466-9743	06-6462-0942
	障がい者基幹相談支援センター	06-6461-5055	06-6461-5056
中央区	福祉課（福祉）	06-6267-9857	06-6264-8285
	障がい者基幹相談支援センター	06-6940-4185	06-6943-4666
西区	総務課（教育）	06-6532-9743	06-6538-7316
	障がい者基幹相談支援センター	06-6585-2550	06-6585-2550
港区	協働まちづくり推進課 （教育・人権啓発）	06-6576-9975	06-6572-9512
	障がい者基幹相談支援センター	06-6585-2211	06-6585-2212
大正区	保健福祉課（福祉）	06-4394-9857	06-6553-1986
	障がい者基幹相談支援センター	06-6599-9161	06-6555-3520
天王寺区	市民協働課（教育文化）	06-6774-9743	06-6774-9692
	障がい者基幹相談支援センター	06-4302-5203	06-4302-5243
浪速区	市民協働課（教育・学習支援）	06-6647-9743	06-6633-8270
	障がい者基幹相談支援センター	06-6563-9230	06-6562-0330
西淀川区	地域支援課（地域支援）	06-6478-9743	06-6478-5979
	障がい者基幹相談支援センター	06-4808-3080	06-4808-3082
淀川区	政策企画課（広聴）	06-6308-9683	06-6885-0534
	障がい者基幹相談支援センター	06-6101-5031	06-6101-5032
東淀川区	企画総務課(総合企画)	06-4809-9683	06-6327-1920
	障がい者基幹相談支援センター	06-6325-9992	06-4307-3673
東成区	保健福祉課（障がい者福祉）	06-6977-9857	06-6972-2781
	市民協働課（人権）	06-6977-9005	06-6972-2738
	障がい者基幹相談支援センター	06-6981-0770	06-6981-0780
生野区	総務課（広聴）	06-6715-9683	06-6717-1160
	地域まちづくり課（人権）	06-6715-9920	06-6717-1163
	保健福祉課（保健福祉）	06-6715-9857	06-6715-9967
	障がい者基幹相談支援センター	06-6758-2050	06-6756-0801

旭区	福祉課	06-6957-9857	06-6954-9183
	地域課	06-6957-9734	06-6952-3248
	障がい者基幹相談支援センター	06-4254-2339	06-6180-6901
城東区	保健福祉課（保健福祉）	06-6930-9857	050-3535-8688
	市民協働課（市民活動支援）	06-6930-9743	050-3535-8685
	障がい者基幹相談支援センター	06-6934-5858	06-6934-5850
鶴見区	市民協働課（教育担当）	06-6915-9734	06-6913-6235
	障がい者基幹相談支援センター	06-6961-4631	06-6961-5525
阿倍野区	総務課（区政企画）	06-6622-9683	06-6621-1412
	保健福祉課（福祉）	06-6622-9857	06-6629-1349
	障がい者基幹相談支援センター	06-6621-3830	06-6621-3830
住之江区	保健福祉課（福祉）	06-6682-9857	06-6686-2039
	障がい者基幹相談支援センター	06-6657-7556	06-4702-4738
住吉区	教育文化課（人権）	06-6694-9989	06-6692-5535
	福祉課（障がい者福祉）	06-6694-9857	06-6694-9692
	障がい者基幹相談支援センター	06-6609-3133	06-6609-3210
東住吉区	総務課	06-4399-9683	06-6629-4533
	障がい者基幹相談支援センター	06-6760-2671	06-6760-2672
平野区	政策推進課	06-4302-9683	06-4302-9880
	障がい者基幹相談支援センター	06-6797-6691	06-6797-6691
西成区	保健福祉課（地域福祉）	06-6659-9857	06-6659-9468
	障がい者基幹相談支援センター	06-6599-8122	06-6562-6677

相談窓口	連絡先	ＦＡＸ
精神障害者地域生活支援センター すいすい（東成区）	06-6977-0114	06-6975-9955
地域生活支援センター サワサワ（西成区）	06-4392-8720	06-4392-3331
ふれあいの里（西成区）	06-6659-2672	06-6659-2673
地域活動支援センター こころの相談室リーフ（東淀川区）	06-6815-8975	06-6815-8976
地域生活支援センター ふらっとめいじ（西区）	06-6541-6668	06-6541-6658
地域活動支援センター もくれん（東住吉区）	06-6609-8500	06-6608-1922
地域活動支援センター こころの相談ネット　ふうが（住吉区）	06-6678-9205	06-6678-7573
“ＣＯＣＯＬＯ”相談支援センター（淀川区）	06-6308-7209	06-6308-7220
地域活動支援センター アクセス（阿倍野区）	06-6629-2165	06-6629-2063

相談窓口	連絡先	ＦＡＸ
大阪市人権啓発・相談センター （人権相談専用電話番号）	06-6532-7830	06-6531-0666

この一覧に関するお問い合わせ先
大阪市福祉局障がい福祉課 電話:06-6208-8071 FAX:06-6202-6962

障がいを理由とする差別に関する相談窓口（大阪市以外）

（事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口）

市町村名	担当（課）	連絡先	ＦＡＸ	相談時間
堺市役所	健康福祉局障害福祉部 障害施策推進課 （権利擁護係）	072-280-2001	072-228-8918	月～金 9時～17時30分
岸和田市役所	市民健康部人権・ 男女共同参画課	072-429-9833	072-441-2536	火～土 9時～17時30分
	福祉部障害者支援課	072-423-9526	072-431-0580	月～金 9時～17時30分
豊中市役所	福祉部障害福祉課	06-6858-3354	06-6858-1122	月～金 8時45分～17時15分
池田市役所	健康福祉部障がい福祉課	072-754-6255	072-752-5234	月～金 8時45分～17時15分
吹田市役所	福祉部障がい福祉室	06-6384-1348	06-6385-1031	月～金 ９時～17時30分
泉大津市役所	保険福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780	月～金 8時45分～17時15分
高槻市役所	健康福祉部福祉相談支援課	072-674-7171	072-674-5135	月～金 8時45分～17時15分
貝塚市役所	市民生活部人権政策課	072-433- 7160	072-433-7511	月～金 8時45分～17時15分
守口市役所	健康福祉部障がい福祉課	06-6992-1630		月～金 9時～17時30分
		06-6992-1635	06-6991-2494	
枚方市役所	健康福祉部福祉事務所 障害支援課	072-841-1457	072-841-5123	月～金 9時～17時30分
茨木市役所	福祉部障害福祉課	072-620-1636	072-627-1692	月～金 8時45分～17時15分
八尾市役所	健康福祉部障がい福祉課	072-924-3838	072-922-4900	月～金 8時45分～17時15分
泉佐野市役所	健康福祉部地域共生推進 課	072-463-1212	072-463-8600	月～金 8時45分～17時15分
富田林市役所	福祉部障がい福祉課	0721-25-1000	0721-25-3123	月～金 9時～17時
寝屋川市役所	福祉部障害福祉課	072-838-0382	072-812-2118	月～金 9時～17時30分
河内長野市役所	まちインクルーシ部 くらしサポート第２課	0721-53-1111	0721-52-4920	月～金 ９時～16時30分
松原市役所	福祉部障害福祉課	072-334-1550	072-337-3007	月～金 9時～17時30分
大東市役所	福祉・子ども部障害福祉課	072-870-9630	072-873-3838	月～金 9時～17時30分
和泉市役所	福祉部障がい福祉課	0725-99-8133	0725-44-0111	月～金 8時45分～17時15分
箕面市役所	福祉部障害福祉課	072-727-9506	072-727-3539	月～金 ９時～17時
柏原市役所	福祉こども部障害福祉課	072-972-1508	072-972-2200	月～金 9時～16時30分
羽曳野市役所	保健福祉部障害福祉課	072-958-1111	072-957-1238	月～金 9時～17時30分

市町村名	担当（課）	連絡先	ＦＡＸ	相談時間
門真市役所	保健福祉部障がい福祉課	06-6902-6054	06-6905-9510	月～金 9時～17時30分
	市民文化部人権市民相談課	06-6902-6079		月～金 9時30分～17時30分
摂津市役所	保健福祉部障害福祉課	06-6383-1374	06-6383-9031	月～金 8時45分～17時15分
高石市役所	保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100	月～金 9時～17時30分
藤井寺市役所	健康福祉部福祉総務課	072-939-1106	072-939-0399	月～金 9時～17時30分
東大阪市役所	福祉部障害者支援室 障害施策推進課	06-4309-3183	06-4309-3815	月～金 9時～17時30分
泉南市役所	福祉保険部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134	月～金 9時～17時30分
	行政経営部人権推進課	072-480-2855	072-482-0075	
四條畷市役所	健康福祉部障がい福祉課	072-877-2121	072-879-2596	月～金 9時～16時30分
交野市役所	健康福祉部障がい福祉課	072-893-6403	072-895-6065	月～金 9時～17時
大阪狭山市役所	健康福祉部福祉政策グループ	072-366-0011	072-366-9696	月～金 9時～17時30分
阪南市役所	健康福祉部市民福祉課	072-471-5678	072-473-3504	月～金 9時～16時30分
	総務部人権推進課			
島本町役場	健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652	月～金 9時～17時
豊能町役場	生活福祉部福祉課 福祉相談支援室	072-738-7770	072-738-3407	月～金 9時～17時30分
能勢町役場	総合相談センター （福祉部福祉課内）	072-731-3001	072-731-2151	月～金 8時30分～17時
忠岡町役場	福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129	月～金 9時～17時
	住民人権課		0725-22-1127	
熊取町役場	総務部人権・ 女性活躍推進課	072-452-1004	072-452-7103	月～金 9時～17時30分
	健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196	
田尻町役場	民生部高齢障害支援課	072-466-8813	072-466-8841	月～金 8時45分～17時15分
岬町役場	まちづくり戦略室 町長公室担当	072-492-2728	072-492-5814	月～金 9時～17時30分
	総務部人権推進課	072-492-2773		
太子町役場	健康福祉部福祉介護課	0721-98-5519	0721-98-2773	月～金 9時～17時30分
河南町役場	すこやか生活部 高齢障がい福祉課	0721-93-2500	0721-93-4691	月～金 ９時～17時30分
千早赤阪村役場	民生部福祉課	0721-26-7269	0721-70-2021	月～金 9時～17時30分
大阪府	大阪府広域支援相談室	06-6944-0721	06-6942-7215	月～金 10時～17時

市町村介護保険担当窓口

圏域※	団体名	部　課　名	電話番号 （代表又は直通） FAX番号	所　　在　　地
大阪府		福祉部高齢介護室介護支援課	06-6944-6668 06-6941-0513	〒540-0008 中央区大手前3-2-12
大阪市		福祉局高齢者施策部 介護保険課	06-6208-8028 06-6202-6964	〒530-8201 北区中之島1-3-20
豊能	豊中市	福祉部長寿安心課	06-6858-2235 06-6858-3611	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
	池田市	健康福祉部介護保険課	072-752-1111 072-751-8505	〒563-8666 池田市城南1-1-1
	吹田市	福祉部高齢福祉室	06-6384-1231 06-6368-7348	〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
	箕面市	市民部介護医療課	072-724-6860 072-724-6040	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1
	豊能町	生活福祉部保険課 （介護グループ）	072-739-0001 072-739-1980	〒563-0292 豊能町余野414-1
	能勢町	福祉部福祉課	072-731-2160 072-731-2151	〒563-0351 能勢町栗栖82-1
三島	高槻市	健康福祉部長寿介護課	072-674-7166 072-674-7183	〒569-0067 高槻市桃園町2-1
	茨木市	福祉部介護保険課	072-620-1639 072-622-5950	〒567-8505 茨木市駅前3-8-13
	摂津市	保健福祉部高齢介護課	06-6383-1111 06-6383-9031	〒566-8555 摂津市三島1-1-1
	島本町	健康福祉部高齢介護課	075-962-2864 075-962-5652	〒618-8570 島本町桜井2-1-1

圏域※	団体名	部　課　名	電話番号 （代表又は直通） FAX番号	所　　在　　地
	守口市	健康福祉部高齢介護課	06-6992-1613 06-6991-2551	〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5
	門真市	保健福祉部高齢福祉課 総務グループ	06-6902- 6301 06-6905-3264	〒571-8585 門真市中町1-19
	四條畷市	健康福祉部高齢福祉課	072-877-2121 072-863-6601	〒575-8501 四條畷市中野本町1-1
	枚方市	市民生活部保険年金課	072-841-1403 072-841-3716	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20
	寝屋川市	福祉部高齢介護室	072-838-0518 072-838-0102	〒572-8566 寝屋川市池田西町24-5 池の里市民交流センター内
	大東市	保健医療部高齢介護室 介護保険グループ	072-872-2181 072-872-8080	〒574-8555 大東市谷川1-1-1
	交野市	健康福祉部高齢介護課	072-893-6409 072-895-6065	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1
中河内	八尾市	健康福祉部高齢介護課	072-924-9360 072-924-1005	〒581-0003 八尾市本町1-1-1
	柏原市	健康部高齢介護課	072-972-1501 072-970-3081	〒582-8555 柏原市安堂町1-55
	東大阪市	福祉部高齢介護室 高齢介護課	06-4309-3185 06-4309-3814	〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1

圏域※	団体名	部　課　名	電話番号 （代表又は直通） FAX番号	所　　在　　地
南河内	富田林市	健康推進部高齢介護課	0721-25-1000 0721-20-2113	〒584-8511 富田林市常盤町1-1
	河内長野市	総合健康部介護保険課	0721-53-1111 0721-50-1088	〒586-8501 河内長野市原町1-1-1
	松原市	健康部高齢介護課	072-334-1550 072-337-3052	〒580-8501 松原市阿保1-1-1
	羽曳野市	保健福祉部 高齢福祉介護課 （介護保険担当）	072-958-1111 072-950-2536	〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1
	藤井寺市	健康福祉部高齢介護課	072-939-1164 072-939-0399	〒583-8583 藤井寺市岡1-1-1
	大阪狭山市	健康福祉部 高齢者福祉グループ	072-366-0011 072-366-9696	〒589-8501 大阪狭山市狭山1-2384-1
	太子町	健康福祉部福祉介護課	0721-98-5519 0721-98-2773	〒583-8580 太子町山田88
	河南町	すこやか生活部 高齢障がい福祉課	0721-93-2500 0721-93-4691	〒585-8585 河南町大字白木1359-6
	千早赤阪村	民生部福祉課	0721-26-7269 0721-70-2021	〒585-8501 千早赤阪村大字水分180
堺市		健康福祉局長寿社会部 介護保険課	072-228-7513 072-228-7853	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

圏域※	団体名	部　課　名	電話番号 （代表又は直通） FAX番号	所　　在　　地
泉州	岸和田市	福祉部介護保険課	072-423-2121 072-423-6927	〒596-8510 岸和田市岸城町7-1
	泉大津市	保険福祉部高齢介護課	0725-33-1131 0725-20-3129	〒595-8686 泉大津市東雲町9-12
	貝塚市	健康福祉部高齢介護課	072-423-2151 072-433-7404	〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1
	泉佐野市	健康福祉部介護保険課	072-463-1212 072-458-1120	〒598-8550 泉佐野市市場東1-1-1
	和泉市	福祉部高齢介護室 介護保険担当	0725-99-8131 0725-40-3441	〒594-8501 和泉市府中町2-7-5
	高石市	保健福祉部介護保険課	072-275-6329 072-265-3100	〒592-8585 高石市加茂4-1-1
	泉南市	福祉保険部長寿社会推進課 （介護保険係）	072-483-8251 072-483-6477	〒590-0592 泉南市樽井1-1-1
	阪南市	健康福祉部介護保険課	072-471-5678 072-473-3504	〒599-0292 阪南市尾崎町35-1
	忠岡町	健康福祉部福祉課	0725-22-1122 0725-22-1129	〒595-0805 忠岡町忠岡東1-34-1
	熊取町	健康福祉部介護保険課	072-452-6297 072-453-7196	〒590-0451 熊取町野田1-1-8
	田尻町	民生部高齢障害支援課	072-466-8813 072-466-8841	〒598-0091 田尻町嘉祥寺883-1
	岬町	しあわせ創造部高齢福祉課	072-492-2703 072-492-5814	〒599-0392 岬町深日2000-1

※「圏域」とは、大阪府高齢者福祉圏のことです。

市町村後期高齢者医療制度担当窓口

市町村名	部　課（室）名	電話番号 FAX番号
大阪市	福祉局　生活福祉部　保険年金課	06-6208-7961 06-6202-4156
堺市	健康福祉局　長寿社会部 医療年金課	072-228-7375 072-222-1452
岸和田市	市民健康部　健康保険課	072-423-9468 072-423-6933
豊中市	健康医療部　保険相談課	06-6858-2301 06-6858-4002
池田市	福祉部　保険医療課	072-754-6258 072-751-9011
吹田市	健康医療部　国民健康保険課	050-1807-2183 06-6368-7347
泉大津市	保険福祉部　保険年金課	0725-33-1131 0725-20-3129
高槻市	健康福祉部　国民健康保険課	072-674-7079 072-674-7779
貝塚市	健康福祉部　保険年金課	072-433-7271 072-433-7276
守口市	健康福祉部　保険課	06-6992-1545 06-6992-1541
枚方市	市民生活部　保険年金課	072-841-1403 072-841-3716
茨木市	健康医療部　保険年金課	072-620-1630 072-624-2109
八尾市	健康福祉部　健康保険課	072-924-3997 072-923-2935
泉佐野市	健康福祉部　国保年金課	072-463-1212 072-464-9314
富田林市	健康推進部　保険年金課	0721-25-1000 0721-25-1343
寝屋川市	市民サービス部 （後期高齢者医療担当）	050-1724-2735 072-800-7146
河内長野市	こどもの未来とウェルビーイング推進 局　総合健康部　保険医療課	0721-53-1111 0721-55-1435

市町村名	部　課（室）名	電話番号 FAX番号
松原市	健康部　医療支援課	072-334-1550 072-337-3052
大東市	保健医療部　保険年金課	072-870-9629 072-870-9261
和泉市	市民生活部　保険年金室 （年金・高齢者医療担当）	0725-99-8127 0725-45-9352
箕面市	市民部　介護医療課	072-724-6739 072-724-6040
柏原市	健康部　保険年金課	072-972-1580 072-972-1789
羽曳野市	保健福祉部　保険年金課	072-958-1111 072-958-9010
門真市	保健福祉部　健康保険課	06-6902-5697 06-6905-3264
摂津市	保健福祉部　国保年金課	06-6383-1387 06-6318-1350
高石市	保健福祉部　健幸増進課	072-275-6392 072-263-6116
藤井寺市	健康福祉部　保険年金課	072-939-1186 072-939-0399
東大阪市	市民生活部　医療保険室 保険管理課	06-4309-3051 06-4309-3806
泉南市	福祉保険部　保険年金課	072-483-3455 072-483-0325
四條畷市	健康福祉部　保険年金課	072-877-2121 072-877-2074
交野市	市民部　医療保険課	072-892-0121 072-895-2102
大阪狭山市	健康福祉部　保険年金グループ	072-349-9472 072-367-1254
阪南市	健康福祉部　保険年金課	072-489-4529 072-473-3504
島本町	健康福祉部　保険年金課	075-962-7462 075-962-5652

市町村名	部　課（室）名	電話番号 FAX番号
豊能町	生活福祉部　保険課	072-739-3422 072-739-1980
能勢町	総務部　住民課	072-731-3202 072-734-1100
忠岡町	健康福祉部　保険課	0725-22-1122 0725-22-1129
熊取町	健康福祉部　保険年金課	072-452-6195 072-452-7103
田尻町	住民部　住民課	072-466-5004 072-465-3794
岬町	しあわせ創造部　保険年金課	072-492-2705 072-492-5814
太子町	健康福祉部　保険医療課	0721-98-5516 0721-98-2773
河南町	すこやか生活部　保険年金課	0721-93-2500 0721-93-4691
千早赤阪村	民生部　住民課	0721-26-7116 0721-72-1880

市町村ハンセン病回復者等相談支援窓口一覧表

（令和8年3月1日現在）

	市町村名	所　属　名	TEL	FAX
1	池田市	子ども・健康部　健康増進課	072-754-6031	072-754-6050
		市民活動部　人権・文化国際課	072-754-6231	072-752-6680
2	箕面市	健康福祉部　地域保健室	072-727-9507	072-727-3539
		人権文化部　人権施策室	072-724-6720	072-725-8360
3	豊能町	生活福祉部　健康増進課	072-738-3813	072-738-6855
4	能勢町	総務部　総務課	072-734-0479	072-734-2064
		福祉部　健康づくり課	072-731-3201	072-731-2151
5	豊中市	健康医療部　健康危機対策課	06-6152-7316	06-6152-7328
		市民協働部　人権政策課　人権平和センター豊中	06-6841-1313	06-6841-1310
6	吹田市	市民部　人権政策室	06-6384-1513	06-6368-7345
7	高槻市	健康福祉部　保健所　健康医療政策課	072-661-9330	072-674-8850
		市民生活環境部　人権・男女共同参画課	072-674-7575	072-674-7577
8	茨木市	市民文化部　人権・男女共生課	072-622-6613	072-622-6868
9	摂津市	市長公室　人権女性政策課	06-6383-1324	06-6319-5970
10	島本町	健康福祉部　福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652
11	枚方市	健康福祉部　健康福祉政策課	072-841-1461	072-841-2470
12	寝屋川市	危機管理部　人権・男女共同参画課	072-825-2168	072-825-2638
13	四條畷市	市民生活部　人権・市民相談課	072-877-2121	072-879-5955
14	大東市	市民生活部　人権室	072-870-0441	072-872-2268
15	交野市	総務部　総務課	072-892-0121	072-891-5046
16	守口市	市民生活部　人権市民相談課	06-6992-1512	06-6998-3603
17	門真市	市民文化部　人権市民相談課	06-6902-6079	06-6905-3264
18	大阪市	健康局　保健所　感染症対策課　感染症グループ	06-6647-0656	06-6647-1029
19	八尾市	人権政策課	072-924-3830	072-924-0175
		健康推進課	072-993-8600	072-996-1598
20	柏原市	健康部　健康づくり課	072-920-7381	072-920-7036
		市民部　人権推進課	072-972-1544	072-972-2131
21	東大阪市	人権文化部　人権室　人権啓発課	06-4309-3156	06-4309-3823
		健康部　保健所　健康づくり課	072-960-3802	072-970-5821
22	松原市	健康部　地域保健課	072-334-1550	072-334-7870
		市民協働部　人権交流室	072-334-1550	072-337-3003
23	羽曳野市	市民生活部　人権推進課	072-947-3607	072-957-3922
		保健福祉部　健康増進課	072-947-3660	072-958-0397
24	藤井寺市	市民生活部　協働人権課	072-939-1059	072-952-8981
		健康福祉部　健康・医療連携課	072-939-1112	072-939-9099

25	富田林市	健康推進部　健康づくり推進課	0721-28-5520	0721-29-7760
		市民人権部　人権・市民協働課	0721-25-1000	0721-20-2072
26	河内長野市	まちインクルーシ部　地域福祉高齢課	0721-53-1111	0721-53-1613
		市民に寄り添う部　人権推進課	0721-53-1111	0721-55-1435
27	大阪狭山市	市民生活部　広報広聴・人権啓発グループ	072-360-4287	072-367-1254
		健康福祉部　健康推進グループ	072-367-1300	072-367-1359
28	太子町	健康福祉部　福祉介護課	0721-98-5519	0721-98-2773
		政策総務部　住民人権課	0721-98-5515	0721-98-2773
29	河南町	すこやか生活部　人権男女共同社会室	0721-93-2500	0721-93-4691
		すこやか生活部　健康づくり推進課	0721-93-2500	0721-90-3288
30	千早赤阪村	民生部　住民課	0721-72-0081	0721-72-1880
		民生部　健康課	0721-72-0069	0721-70-2021
31	堺市	保健所　感染症対策課	072-222-9933	072-222-9876
32	泉大津市	健康こども部　健康づくり課	0725-33-8181	0725-33-4543
		市民生活部　人権くらしの相談課	0725-33-1131	0725-21-0412
33	和泉市	総務部　人権・男女参画室	0725-99-8115	0725-45-3128
		子育て健康部　健康づくり推進室	0725-57-6620	0725-57-6623
34	高石市	保健福祉部 健幸増進課　健幸増進係	072-275-6381	072-265-3100
		総務部　人権・生活相談課	072-275-6279	072-263-6116
35	忠岡町	健康福祉部　福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129
36	岸和田市	市民健康部 健康推進課	072-423-8811	072-423-8833
		市民健康部　人権・男女共同参画課	072-429-9833	072-441-2536
37	貝塚市	健康福祉部　健康推進課	072-433-7091	072-433-7005
		市民生活部　人権政策課	072-433-7160	072-433-7511
38	泉佐野市	市民協働部　人権推進課	072-463-1212	072-464-9314
39	泉南市	健康子ども部　保健推進課	072-482-7615	072-485-1621
40	阪南市	総務部　人権推進課	072-489-4505	072-473-3504
41	熊取町	健康福祉部　健康・いきいき高齢課	072-452-6285	072-453-7196
		総務部　人権・女性活躍推進課	072-452-1004	072-452-7103
42	田尻町	総務部　企画人権課	072-466-5019	072-466-8725
43	岬町	しあわせ創造部　保健センター	072-492-2424	072-492-2433

子ども家庭センター

名　　称	所　　在　　地 （所管区域）	電話番号	ＦＡＸ番号
大阪府中央 子ども家庭ｾﾝﾀｰ	〒572-0838 寝屋川市八坂町28-5 （守口市、寝屋川市、枚方市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市）	072-828-0161	072-828-5319
大阪府箕面 子ども家庭ｾﾝﾀｰ	〒562-0036 箕面市船場西3-8-22 （池田市、箕面市、豊能町、 能勢町）	072-739-6170	072-739-6172
大阪府吹田 子ども家庭ｾﾝﾀｰ	〒564-0072 吹田市出口町19-3 （吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、 島本町）	06-6389-3526	06-6369-1736
大阪府東大阪 子ども家庭ｾﾝﾀｰ	〒577-0809 東大阪市永和1-7-4 （東大阪市、八尾市、柏原市）	06-6721-1966	06-6720-3411
大阪府富田林 子ども家庭ｾﾝﾀｰ	〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 南河内府民ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ内 （富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村）	（代表） 0721-25-1131	0721-25-1173
大阪府貝塚 子ども家庭ｾﾝﾀｰ	〒592-0072 貝塚市畠中1-17-2 （岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、 和泉市、高石市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）	072-430-6300	072-430-6301

参考

大阪市中央 こども相談ｾﾝﾀｰ	〒556-0025 大阪市浪速区難波東1-1-90 （此花区、中央区、西区、港区、 大正区、天王寺区、浪速区、 住之江区、住吉区、西成区）	06-4301-3100	06-4301-3978
大阪市中央 こども相談ｾﾝﾀｰ 東部分室	〒540-0003 大阪市中央区森之宮中央1-17-5 中央こども相談センター分館内 （東成区、生野区、城東区、鶴見区）	06-6926-4600	06-6944-2060
大阪市北部 こども相談ｾﾝﾀｰ	〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-13-36 （北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区）	06-6195-4114	06-6195-2314
大阪市南部 こども相談ｾﾝﾀｰ	〒540-0003 大阪市中央区森之宮中央1-17-5 中央こども相談センター分館内 （阿倍野区、東住吉区、平野区）	06-6718-5050	06-6944-2061
堺市 こども相談所	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	072-245-9197	072-241-0088
豊中市 児童相談所	〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ２階	06-6868-9230	06-6868-9215

大阪府保健所

名　　称	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
池田保健所	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	072-751-2990	072-751-3234
茨木保健所	〒567-8585 茨木市大住町8-11	072-624-4668	072-623-6856
守口保健所	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 （守口市庁舎８階）	06-6993-3131	06-6993-3136
四條畷保健所	〒575-0034 四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021	072-876-4484
藤井寺保健所	〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	072-939-6479
富田林保健所	〒584-0031 富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681	0721-24-7940
和泉保健所	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342	0725-43-9136
岸和田保健所	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	072-422-5681	072-422-7501
泉佐野保健所	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7701	072-462-5426

大阪市保健所

名　　称	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
大阪市保健所	(前)〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 ※(後)〒541-0052 大阪市中央区安土町3-1-3	※06-6647-0641	※06-6647-0803
北区保健福祉センター	〒530-8401 大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9882	06-6362-1099
都島区保健福祉センター	〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21	06-6882-9882	06-6925-3972
福島区保健福祉センター	〒553 -8501 大阪市福島区大開1-8-1	06-6464-9882	06-6462-4854
此花区保健福祉センター	〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9882	06-6462-0942
中央区保健福祉センター	〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9882	06-6267-0998
西区保健福祉センター	〒550-8501 大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9882	06-6532-6246
港区保健福祉センター	〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9882	06-6572-9514
大正区保健福祉センター	〒551-8501 大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9882	06-6554-7153

天王寺区保健福祉センター	〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9882	06-6774-9866
浪速区保健福祉センター	〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9882	06-6644-1937
西淀川区保健福祉センター	〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9882	06-6477-1649
淀川区保健福祉センター	〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6308-9882	06-6303-6745
東淀川区保健福祉センター	〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9882	06-6327-3462
東成区保健福祉センター	〒537-8501 大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9882	06-6972-2781
生野区保健福祉センター	〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6715-9882	06-6712-0652
旭区保健福祉センター	〒535-8501 大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9882	06-6952-3247
城東区保健福祉センター	〒536-8510 大阪市城東区中央3-5-45	06-6930-9882	050-3535-8689
鶴見区保健福祉センター	〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9882	06-6913-6235
阿倍野区保健福祉センター	〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9882	06-6629-1349
住之江区保健福祉センター	〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9882	06-6673-0220
住吉区保健福祉センター	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6694-9882	06-6694-6125
東住吉区保健福祉センター	〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9882	06-6629-1265
平野区保健福祉センター	〒547-8580 大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9882	06-6702-4315
西成区保健福祉センター	〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9882	06-6659-9085

※大阪市保健所は令和８年９月24日に移転します。電話番号及びFAX番号は移転後も変更なし

堺市保健所

名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
堺市保健所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7582	072-222-1406
堺市堺保健センター	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1	072-238-0123	072-227-1593
堺市中保健センター	〒599-8236 堺市中区深井沢町2470-7	072-270-8100	072-270-8104

	（中区役所内）		
堺市東保健センター	〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町195-1 （東区役所内）	072-287-8120	072-287-8130
堺市西保健センター	〒593-8324 堺市西区鳳東町6-600 （西区役所内）	072-271-2012	072-273-3646
堺市南保健センター	〒590-0141 堺市南区桃山台1-1-1 （南区役所内）	072-293-1222	072-296-2822
堺市北保健センター	〒591-8021 堺市北区新金岡町5-1-4 （北区役所内）	072-258-6600	072-258-6614
堺市美原保健センター	〒587-0002 堺市美原区黒山782-11	072-362-8681	072-362-8676

高槻市保健所

名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
高槻市保健所	〒569-0052 高槻市城東町5-7	072-661-9333	072-661-1800
高槻市保健センター	〒569-0052 高槻市城東町5-1	072-674-8800	072-674-1551
高槻市立子ども保健センター	〒569-0096 高槻市八丁畷町12-5	072-648-3272	072-648-3274

東大阪市保健所

名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
東大阪市保健所	〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22	072-960-3800	072-960-3806
東大阪市東保健センター	〒579-8048 東大阪市旭町1-1	072-982-2603	072-986-2135
東大阪市中保健センター	〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22	072-965-6411	072-966-6527
東大阪市西保健センター	〒577-0054 東大阪市高井田元町2-8-27	06-6788-0085	06-6788-2916

豊中市保健所

名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
豊中市保健所	〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7307	06-6152-7328
豊中市立中部保健センター	〒560-0023 豊中市岡上の町2-1- 15	06-6858-2293	06-6846-6080
豊中市立千里保健センター	〒560-0082 豊中市新千里東町1-2-2	06-6873-2721	06-6873-2738

豊中市立庄内保健センター	〒561-0833 豊中市庄内幸町4-29-1	06-6332-8555	06-6332-5588

枚方市保健所

名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
枚方市保健所	〒 573-1197 枚方市禁野本町2-13-13	072-807-7623	072-845-0685
まるっとこどもセンター	〒573-0032 枚方市岡東町19-1 OFFICE　A　6階	072-840-7221	072-846-7952

八尾市保健所

名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
八尾市保健所	〒581-0006 八尾市清水町1-2-5	072-994-0661	072-922-4965
八尾市保健センター	〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16	072-993-8600	072-996-1598

寝屋川市保健所

名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
寝屋川市保健所	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22 （保健福祉センター内）	072-829-7771	072-838-1152
保健所すこやかステーション	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22 （保健福祉センター内）	072-812-2361	072-829-1247

吹田市保健所

名　　称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
吹田市保健所	〒564-0072 吹田市出口町19-3	06-6339-2225	06-6339-2058
吹田市立保健センター	〒564-0072 吹田市出口町19-2 （保健センター３階）	06-6339-1214	06-6384-1175
吹田市立保健センター （南千里分館）	〒565-0862 吹田市津雲台1-2-1 （千里ニュータウンプラザ４階）	06-6155-2812	06-6831-5705

ハローワーク（公共職業安定所）

名称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
梅田	〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16Ｆ （管轄区域：北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、旭区）	06-6344-8609	06-6344-0840
大阪東	〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1～3Ｆ （管轄区域：中央区(ﾊﾛｰﾜｰｸ大阪西の管轄区域を除く)、天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区）	06-6942-4771	06-6942-4784
大阪西	〒552-0011 大阪市港区南市岡1-2-34 （管轄区域：西区、港区、大正区、浪速区、中央区（安堂寺町、上本町西、東平、上汐、中寺、松屋町、瓦屋町、高津、南船場、島之内、道頓堀、千日前、難波千日前、難波、日本橋、東心斎橋、心斎橋筋、西心斎橋、宗右衛門町、谷町６～９丁目）	06-6582-5271	06-4393-0577
阿倍野	〒545-0004 大阪市阿倍野区文の里１－４－２ （管轄区域：阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、住之江区、平野区）	06-4399-6007	06-7711-6021
淀川	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11 （管轄区域：淀川区、東淀川区、吹田市）	06-6302-4771	06-6886-3868
堺	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1～3F （管轄区域：堺市）	072-238-8301	072-238-8311
布施	〒577-0056 東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店４Ｆ （管轄区域：東大阪市、八尾市）	06-6782-4221	06-6783-6768

名称	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
岸和田	〒596-0826 岸和田市作才町1264 （管轄区域：岸和田市、貝塚市）	072-431-5541	072-423-8609
池田	〒563-0058 池田市栄本町12-9 （管轄区域：池田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町）	072-751-2595	072-751-5848
泉大津	〒595-0025 泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪2F （管轄区域：泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）	0725-32-5181	0725-22-2226
藤井寺	〒583-0027 藤井寺市岡2丁目10-18 DH藤井寺駅前ビル3F （管轄区域：藤井寺市、松原市、柏原市、羽曳野市）	072-955-2570	072-955-3770
枚方	〒573-0031 枚方市岡本町７－１ 枚方ビオルネ6F （管轄区域：枚方市、寝屋川市、交野市）	072-841-3363	072-841-1101
泉佐野	〒598-0007 泉佐野市上町2-1-20 （管轄区域：泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）	072-463-0565	072-462-8689
茨木	〒567-0885 茨木市東中条町1-12 （管轄区域：茨木市、高槻市、摂津市、島本町）	072-623-2551	072-623-2896
河内長野	〒586-0025 河内長野市昭栄町７－２ （管轄区域：河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）	0721-53-3081	0721-53-3194
門真	〒571-0045 門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F （管轄区域：門真市、守口市、大東市、四條畷市）	06-6906-6831	06-6908-8943

年金事務所

窓口での年金相談・お手続きをご希望の際は、予約相談をご利用ください。
予約の申込みは、予約受付専用電話　0570-05-4890までお電話ください。
電話がつながらない場合は、相談等を希望される年金事務所に直接お電話ください。

名称	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号	管轄区域	
			健康保険 ・厚生年金保険	国民年金
大手前	〒541-0053 中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10・11階	06-6271-7301 06-6261-8738	中央区、浪速区、東成区、生野区、城東区、都島区、旭区、鶴見区	中央区、都島区
今里	〒537-0014 東成区大今里西2-1-8	06-6972-0161 06-6971-4138	―	東成区、生野区
天満	〒530-0041 北区天神橋4-1-15	06-6356-5511 06-6356-5538	北区の一部 （旧北区）	北区
淀川	〒532-8540 淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	06-6305-1881 06-6305-4838	北区の一部 (旧大淀区)、 東淀川区、 淀川区	東淀川区、 淀川区
福島	〒553-8585 福島区福島8-12-6	06-6458-1855 06-6458-3838	福島区、 西淀川区	福島区、 西淀川区
堀江	〒550-0014 西区北堀江3-10-1	06-6531-5241 06-6531-0838	西区	西区、 大正区
天王寺	〒543-8588 天王寺区悲田院町7-6	06-6772-7531 06-6772-3338	天王寺区、 阿倍野区、 富田林市、 河内長野市、 松原市、 羽曳野市、 藤井寺市、 大阪狭山市、 南河内郡	天王寺区、 阿倍野区、 富田林市、 河内長野市、 松原市、 羽曳野市、 藤井寺市、 大阪狭山市、 南河内郡
貝塚	〒597-8686 貝塚市海塚2-8-3	072-431-1122 072-431-3038	貝塚市、 岸和田市、 泉佐野市、 泉南市、 阪南市、 泉南郡	貝塚市、 岸和田市、 泉佐野市、 泉南市、 阪南市、 泉南郡
難波	〒556-8585 浪速区敷津東1-6-16	06-6633-1231 06-6633-0638	―	浪速区
城東	〒536-8511 城東区中央1-8-19	06-6932-1161 06-6931-4738	―	城東区、旭区、 鶴見区

名称	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号	管轄区域	
			健康保険 ・厚生年金保険	国民年金
東大阪	〒577-8554 東大阪市永和1-15-14	06-6722-6001 06-6725-0838	東大阪市	東大阪市
吹田	〒564-8564 吹田市片山町2-1-18	06-6821-2401 06-6821-3838	吹田市、 高槻市、 茨木市、 摂津市、 三島郡	吹田市、 高槻市、 茨木市、 摂津市、 三島郡
守口	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	06-6992-3031 06-6992-6038	守口市、 大東市、 門真市	守口市、 大東市、 門真市
市岡	〒552-0003 港区磯路3-25-17	06-6571-5031 06-6571-6238	港区、大正区、 此花区	港区、 此花区
玉出	〒559-8560 住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階	06-6682-3311 06-6682-4638	西成区、 住吉区、 住之江区	西成区、 住吉区、 住之江区
平野	〒547-8588 平野区喜連西6-2-78	06-6705-0331 06-6797-6638	東住吉区、 平野区	東住吉区、 平野区
八尾	〒581-8501 八尾市桜ケ丘1-65	072-996-7711 072-996-7838	八尾市、 柏原市	八尾市、 柏原市
豊中	〒560-8560 豊中市岡上の町4-3-40	06-6848-6831 06-6854-3638	豊中市、 池田市、 箕面市、 豊能郡	豊中市、 池田市、 箕面市、 豊能郡
枚方	〒573-1191 枚方市新町2-2-8	072-846-5011 072-846-2638	枚方市、 寝屋川市、 四條畷市、 交野市	枚方市、 寝屋川市、 四條畷市、 交野市
堺東	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101 072-221-1238	堺市の堺区、 中区、東区、 南区、北区、 美原区	堺市
堺西	〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西 4-2-18	072-243-7900 072-280-6901	堺市の西区、 泉大津市、 和泉市、 高石市、 泉北郡	泉大津市、 和泉市、 高石市、 泉北郡

府の税務機関

課所名		所在地（担当区域）	電話番号 ＦＡＸ番号
府税事務所	中　央	〒540-0008　中央区大手前3-1-43 （都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区）	06-6941-7951 06-6942-6151
	なにわ北	〒530-8502　北区西天満3-5-24 （北区、淀川区、東淀川区）	06-6362-8611 06-6362-6760
	なにわ南	〒543-8533　天王寺区伶人町2-7 （天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区）	06-6775-1414 06-6775-1362
	三　島	〒567-8515　茨木市中穂積1-3-43 （吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町）	072-627-1121 072-623-6344
	豊　能	〒563-8588　池田市城南1-1-1 （豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）	072-752-4111 072-753-5882
	泉　北	〒590-8558　堺市堺区中安井町3-4-1 （堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）	072-238-7221 072-222-6536
	泉　南	〒596-8520　岸和田市野田町3-13-2 （岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）	072-439-3601 072-423-1962
	南河内	〒584-8531　富田林市寿町2-6-1 （富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）	0721-25-1131 0721-25-2192
	中河内	〒577-8509　東大阪市御厨栄町4-1-16 （八尾市、松原市、柏原市、東大阪市）	06-6789-1221 06-6789-7442
	北河内	〒573-8501　枚方市岡東町19-1 ステーションヒル枚方オフィスB 9階 （守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市）	072-844-1331 072-846-2883
本庁	税務局	〒559-8555　住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー） 18階	06-6941-0351 06-6210-9932

※　軽油引取税、利子等に係る府民税、特定配当等に係る府民税、特定株式等譲渡所得金額に係る府民税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税及び宿泊税に関する事務については、なにわ北府税事務所において取り扱います。

※　大阪市内全域の法人府民税、法人事業税に関する事務については、中央府税事務所において取り扱います。

自動車税に関する制度や各種手続については、

自動車税コールセンター　０５７０―０２０１５６　までお問い合わせください。

一部のＩＰ電話等でつながらない場合は０６－６７７６－７０２１にお願いします。

○自動車税AIチャットボット

自動車税に関するよくあるご質問にAIチャットボットがお答えします。

24時間365日、いつでも気軽にご利用ください！

右記の二次元コードを読み取るか、「大阪府　自動車税AIチャットボット」で検索してください。

課 所 名			所在地（担当区域）	電話番号 ＦＡＸ番号
大阪自動車税事務所	本所		〒543-8511　天王寺区伶人町2-7 （大阪府内全域） ［毎年５月に課税する自動車税］	06-6775-1361 06-6775-1365
	分室	寝屋川	〒572-0846　寝屋川市高宮栄町13-2 （豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町） ［登録（取得）時の自動車税］	072-823-1801 072-820-1143
		和泉	〒594-0011　和泉市上代町 （堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村） ［登録（取得）時の自動車税］	0725-41-1327 0725-43-4541
		なにわ	〒559-0031　住之江区南港東3-1-14 （大阪市） ［登録（取得）時の自動車税］	06-6612-7251 06-6613-6077

支援学校【知的障がい関係】

	名　　称	所　在　地	電話番号 FAX番号	設置学部
知的障がい	大阪府立高槻支援学校	〒569-0814 高槻市富田町1-33-17	072-696-2836 072-693-4363	小・中 高
	大阪府立八尾支援学校	〒581-0846 八尾市上之島町南7-6	072-923-4485 072-923-6734	小・中 高
	大阪府立富田林支援学校	〒584-0054 富田林市大字甘南備216	0721-34-1675 0721-34-1677	小・中 高
	大阪府立佐野支援学校	〒598-0021 泉佐野市日根野375	072-467-2252 072-467-1749	小・中 高
	大阪府立豊中支援学校	〒560-0001 豊中市北緑丘2-7-1	06-6840-1801 06-6840-0787	小・中 高
	大阪府立寝屋川支援学校	〒572-0854 寝屋川市寝屋川公園2100	072-824-1024 072-824-3709	小・中 高
	大阪府立和泉支援学校	〒594-0083 和泉市池上町2-4-6	0725-45-9555 0725-45-8949	小・中 高
	大阪府立守口支援学校	〒570-0043 守口市南寺方東通5-2-2	06-6993-2810 06-6993-2830	小・中 高
	大阪府立吹田支援学校	〒564-0054 吹田市芳野町13-120	06-6389-9520 06-6389-9521	小・中 高
	大阪府立泉北高等支援学校	〒590-0132 堺市南区原山台2-6	072-298-2111 072-291-7953	高
	大阪府立摂津支援学校	〒566-0062 摂津市鳥飼上1-1-15	072-654-8911 072-654-8912	小・中 高
	大阪府立泉南支援学校	〒590-0522 泉南市信達牧野40-1	072-485-3801 072-485-3813	小・中 高
	大阪府立枚方支援学校	〒573-0042 枚方市村野西町60-1	072-805-2731 072-805-2733	小・中 高
	大阪府立西浦支援学校	〒583-0861 羽曳野市西浦2-1797	072-957-0617 072-957-0623	小・中 高
	大阪府立思斉支援学校	〒535-0002 大阪市旭区大宮5-11-7	06-6951-4063 06-6951-4715	小・中 高
	大阪府立難波支援学校	〒556-0027 大阪市浪速区木津川2-3-30	06-6562-2251 06-6562-0194	小・中 高
	大阪府立生野支援学校	〒544-0014 大阪市生野区巽東4-2-47	06-6758-3784 06-6758-5607	小・中 高
	大阪府立住之江支援学校	〒559-0022 大阪市住之江区緑木1-4-167	06-6683-2622 06-6686-1709	小・中 高
	大阪府立東淀川支援学校	〒533-0033 大阪市東淀川区東中島3-5-22	06-6325-9011 06-6325-9021	小・中 高
	大阪府立出来島支援学校	〒555-0031 大阪市西淀川区出来島3-3-6	06-6474-1351 06-6474-1356	小・中 高
	大阪府立東住吉支援学校　*1	〒546-0023 大阪市東住吉区矢田5-1-22	06-6608-9100 06-6608-9500	小・中 高
	大阪府立たまがわ高等支援学校	〒578-0925 東大阪市稲葉2-3-25	072-961-4730 072-961-4788	高
	大阪府立とりかい高等支援学校	〒566-0062 摂津市鳥飼上1-1-15	072-654-9235 072-654-9237	高
	大阪府立すながわ高等支援学校	〒590-0522 泉南市信達牧野40-1	072-485-3810 072-485-3816	高
	大阪府立むらの高等支援学校	〒573-0042 枚方市村野西町60-1	072-805-2327 072-805-2733	高
	大阪府立なにわ高等支援学校	〒556-0027 大阪市浪速区木津川2-3-30	06-6561-7361 06-6561-7300	高
	大阪府立堺支援学校　*2	〒590-0803 堺市堺区東上野芝町1-71	072-241-0288 072-241-6140	高
	大阪府立茨木支援学校　*2	〒567-0067 茨木市西福井4-5-5	072-643-6951 072-643-2776	高
	大阪府立東大阪支援学校　*2	〒579-8014 東大阪市中石切町3-11-27	072-984-8141 072-984-9606	高
	大阪府立交野支援学校 四條畷校	〒575-0001 四條畷市砂3-13-6	072-879-8315 072-879-8316	中 高
	大阪府立箕面支援学校　*2	〒562-0035 箕面市船場東3-15-1	072-728-1245 072-728-5694	高
	堺市立百舌鳥支援学校	〒591-8033 堺市北区百舌鳥西之町1-124	072-252-3081 072-252-8440	小 中
	堺市立上神谷支援学校	〒590-0134 堺市南区御池台4-24-1	072-298-2859 072-298-2861	小 中
	大阪教育大学附属特別支援学校	〒547-0027 大阪市平野区喜連4-8-71	06-6708-2580 06-6708-2380	小・中 高

*1については、肢体不自由児の児童生徒を対象とする課程と知的障がいのある児童生徒を対象とする課程を設置している。

*2については、肢体不自由児の児童生徒を対象とする学校であるが、高等部に知的障がいのある生徒を対象とする課程を設置している。

支援学校【身体障がい関係】

	名　　称	所　在　地	電話番号 FAX番号	設置学部
視覚障がい	大阪府立大阪南視覚支援学校	〒558-0023 大阪市住吉区山之内1-10-12	06-6693-3471 06-6693-1504	幼・小 中・高
	大阪府立大阪北視覚支援学校	〒533-0013 大阪市東淀川区豊里7-5-26	06-6328-7000 06-6328-5896	幼・小 中・高
聴覚障がい	大阪府立生野聴覚支援学校	〒544-0034 大阪市生野区桃谷1-2-1	06-6717-3366 06-6717-5865	幼・小 中
	大阪府立堺聴覚支援学校	〒591-8034 堺市北区百舌鳥陵南町1	072-257-5471 072-257-3310	幼・小 中
	大阪府立だいせん聴覚高等支援学校	〒590-0035 堺市堺区大仙町1-1	072-232-6761 072-232-6762	高
	大阪府立中央聴覚支援学校	〒540-0005 大阪市中央区上町1-19-31	06-6761-1419 06-6762-1800	幼・小 中・高
肢体不自由	大阪府立堺支援学校	〒590-0803 堺市堺区東上野芝町1-71	072-241-0288 072-241-6140	小・中 高
	大阪府立堺支援学校　大手前分校	〒543-8555 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30 （大阪赤十字病院附属大手前整肢学園内）	06-6776-5306 06-6776-5307	小・中
	大阪府立茨木支援学校	〒567-0067 茨木市西福井4-5-5	072-643-6951 072-643-2776	小・中 高
	大阪府立東大阪支援学校	〒579-8014 東大阪市中石切町3-11-27	072-984-8141 072-984-9606	小・中 高
	大阪府立岸和田支援学校	〒596-0825 岸和田市土生町5-9-1	072-426-3033 072-426-5310	小・中 高
	大阪府立藤井寺支援学校	〒583-0001 藤井寺市川北2-5-23	072-973-1313 072-973-2853	小・中 高
	大阪府立交野支援学校	〒576-0063 交野市寺4-831	072-893-2445 072-892-0049	小・中 高
	大阪府立箕面支援学校	〒562-0035 箕面市船場東3-15-1	072-728-1245 072-728-5694	小・中 高
	大阪府立中津支援学校	〒531-0071 大阪市北区中津2-2-22	06-6372-8256 06-6372-4134	小・中 高
	大阪府立光陽支援学校 *1	〒535-0022 大阪市旭区新森6-8-21	06-6953-4022 06-6953-6932	小・中 高
	大阪府立西淀川支援学校	〒555-0032 大阪市西淀川区大和田2-5-77	06-6475-2560 06-6475-9628	小・中 高
	大阪府立平野支援学校	〒547-0014 大阪市平野区長吉川辺3-4-115	06-6707-6731 06-6709-2339	小・中 高
	大阪府立東住吉支援学校　*2	〒546-0023 大阪市東住吉区矢田5-1-22	06-6608-9800 06-6608-9500	小・中 高
	堺市立百舌鳥支援学校分校	〒590-0801 堺市堺区大仙中町11-2	072-244-5940 072-243-0619	小 中
病弱	大阪府立刀根山支援学校	〒560-0045 豊中市刀根山5-1-1	06-6853-0200 06-6853-0602	小・中 高
	大阪府立羽曳野支援学校	〒583-0872 羽曳野市はびきの3-7-1 （大阪はびきの医療センター内）	072-958-5000 072-958-7890	小・中
	大阪府立光陽支援学校 *1	〒535-0022 大阪市旭区新森6-8-21	06-6953-4022 06-6953-6932	小・中

*1については、肢体不自由児の児童生徒を対象とする課程と病気やけがのために入院している児童生徒を対象とする課程を設置している。

*2については、肢体不自由児の児童生徒を対象とする課程と知的障がいのある児童生徒を対象とする課程を設置している。

知的障がい生徒自立支援コース設置校　及び
共生推進教室設置校　　【知的障がい関係】

○知的障がい生徒自立支援コース設置校

名　　称	所　在　地	電話番号 FAX番号
大阪府立園芸高等学校	〒563-0037 池田市八王寺2-5-1	072-761-8830 072-761-9295
大阪府立阿武野高等学校	〒569-1141 高槻市氷室町3-38-1	072-693-4670 072-693-2448
大阪府立柴島高等学校	〒533-0024 大阪市東淀川区柴島1-7-106	06-6323-8351 06-6323-8237
大阪府立枚方なぎさ高等学校	〒573-1187 枚方市磯島元町20-1	072-847-1001 072-847-0440
大阪府立八尾翠翔高等学校	〒581-0885 八尾市神宮寺3-107	072-943-8107 072-943-6751
大阪府立西成高等学校	〒557-0062 大阪市西成区津守1-13-10	06-6562-5751 06-6561-3028
大阪府立松原高等学校	〒580-0041 松原市三宅東3-4-1	072-334-8008 072-334-8142
大阪府立堺東高等学校	〒590-0113 堺市南区晴美台1-1-2	072-291-5510 072-291-6097
大阪府立貝塚高等学校	〒597-0072 貝塚市畠中1-1-1	072-423-1401 072-432-5271
大阪府立桜宮高等学校	〒534-0001 大阪市都島区毛馬町5-22-28	06-6921-5231 06-6925-3971
大阪府立東淀工業高等学校	〒532-0031 大阪市淀川区加島1-52-81	06-6302-1035 06-6302-7099

○共生推進教室設置校

本校	名　　称	所　在　地	電話番号 FAX番号
とりかい高等支援学校	大阪府立千里青雲高等学校	〒560-0084 豊中市新千里南町1-5-1	06-6831-3045 06-6831-2381
	大阪府立北摂つばさ高等学校	〒567-0848 茨木市玉島台2-15	072-633-2000 072-633-0526
むらの高等支援学校	大阪府立芦間高等学校	〒570-0096 守口市外島町1-43	06-6993-7687 06-6997-1054
	大阪府立緑風冠高等学校	〒574-0072 大東市深野4-12-1	072-871-5473 072-875-6319
たまがわ高等支援学校	大阪府立枚岡樟風高等学校	〒579-8036 東大阪市鷹殿町18-1	072-982-5437 072-982-5411
	大阪府立金剛高等学校	〒584-0071 富田林市藤沢台2-1-1	0721-28-3811 0721-28-5450
すながわ高等支援学校	大阪府立信太高等学校	〒594-0081 和泉市葛の葉町3-6-8	0725-23-3631 0725-22-8619
	大阪府立久米田高等学校	〒596-0822 岸和田市額原町1100	072-443-6651 072-443-0307
なにわ高等支援学校	大阪府立東住吉高等学校	〒547-0033 大阪市平野区平野西2-3-77	06-6702-3838 06-6700-5131
	大阪府立今宮高等学校	〒556-0013 大阪市浪速区戎本町2-7-39	06-6641-2612 06-6645-7608

＊大阪府公立高校の通学区域は平成26年度から府内全域となっています。

障がい者歯科診療施設

施　設　名	所　在　地	電話番号 ＦＡＸ番号	診療日
大阪急性期・総合医療センター	〒558-8558 住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201 06-6606-7000	月～金
大阪府歯科医師会附属 歯科診療所障がい者診療	〒543-0033 天王寺区堂ケ芝1-3-27	06-6772-8887 06-6774-0488	火・木 土
子供の城療育クリニック	〒532-0011 淀川区西中島5-6-6 公文教育会館６階	06-6304-5663 06-6304-5664	月・火 木・金
大阪赤十字病院 【口腔外科に限る】	〒543-8555 天王寺区筆ケ崎町5-30	06-6774-5111 06-6774-5131	月～水・金
南大阪小児リハビリテーション病院 【18歳未満に限る】	〒546-0035 東住吉区山坂5-11-21	06-6699-8735 06-6699-8134	月～金
一般財団法人豊中市医療 保健センター本部診療所	〒560-0012 豊中市上野坂2-6-1	06-6848-1661 06-6852-6635	火・木
一般財団法人豊中市医療 保健センター南部診療所	〒561-0826 豊中市島江町1-3-14-101	06-6332-8555 06-6332-8800	水
市立吹田市民病院	〒564-0082 吹田市片山町2-13-20	06-6387-3311 06-6380-5825	月～金 (午後)
北大阪ほうせんか病院	〒567-0052 茨木市室山1-2-2	072-643-6921 072-641-4604	月～木
茨木市障害者歯科検診 （茨木市保健医療センター 付属急病診療所）	〒567-0031 茨木市春日3-13-5 茨木市保健医療センター	072-646-6340 072-625-6979	水曜午後
高槻市立口腔保健センター	〒569-0052 高槻市城東町5-1	072-661-9105 072-661-9288	火～木
社会福祉法人枚方療育園	〒573-0122 枚方市津田東町2-1-1	072-858-0373 072-858-9521	月～金
枚方休日歯科急病診療所 障がい者（児）歯科部	〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13 枚方市保健ｾﾝﾀｰ内	072-848-0851 072-848-0851	木（午後） 土（午後） （土は月３回）
寝屋川市立保健福祉センター診療所	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22	072-838-1638 072-812-2116	木 第1・３火

施　設　名	所　在　地	電話番号 ＦＡＸ番号	診療日
一般社団法人守口市歯科医師会あおば歯科診療所	〒570-0033 守口市大宮通1-13-7 守口市市民保健ｾﾝﾀｰ内	06-6992-2223 06-6998-3762	水・木 土
門真市保健福祉センター診療所	〒571-0064 門真市御堂町14-1	06-6903-3110 ―	水
東大阪市立障害児者支援センター　レピラ （東大阪市立障害児者支援センター内診療所）	〒578-0984 東大阪市菱江5-2-34	072-975-5703 072-975-5715	火(午前) 水・木(午後)
社会福祉法人四天王寺福祉事業団四天王寺和らぎ苑	〒584-0082 富田林市向陽台1-3-21	0721-29-0836 0721-29-3916	月・火・水・金・土 （土は、第1・3・5のみ受付）
南河内圏域障がい児（者）歯科診療（河内長野市立保健センター（休日急病診療所））	〒586-0008 河内長野市木戸東町2-1 河内長野市立保健センター（休日急病診療所）	0721-55-0301 0721-55-0394	木(午後)
堺市口腔保健センター附属障害者歯科診療所	〒590-0801 堺市堺区大仙中町18-3	072-243-1904 072-243-3088	火・木
堺市重度障害者歯科診療所	〒590-0801 堺市堺区大仙中町18-3	072-243-4488 072-243-8502	月～金
貝塚市立休日急患診療所	〒597-0072 貝塚市畠中1-18-8	072-432-1453 ―	日
光生会診療所	〒596-0815 岸和田市三ヶ山町214-4	072-443-1500 072-443-7997	木（午後）

※受診前に必ず電話等で相談・確認し、予約をお願いいたします。

※施設によっては、紹介状が必ず必要なところがありますので、電話等でよく確認してください。

障害者就業・生活支援センター

●最新情報は、下記URLをご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/keikakusuishin/syuuroushien/shuupotsu.html

（大阪府内障害者就業・生活支援センター一覧）

地域就労支援センター

市町村名	所在地		電話番号
大阪市	大阪市浪速区木津川２－３－８	A’ワーク創造館内	06-6567-6890 0120-939-783
堺市	堺市堺区大仙西町２－６９－９	公益財団法人堺市就労支援協会内 ジョブシップさかい	0120-0109-08
岸和田市	岸和田市岸城町７－１	岸和田市魅力創造部産業政策課内	072-423-9621
豊中市	豊中市庄内幸町４－29－１	庄内コラボセンター３階	06-6398-7463
	豊中市北桜塚２－２－１	豊中市立生活情報センターくらしかん内	06-6858-6861
池田市	池田市新町１－８	市民活動交流センター４階	072-751-0574
吹田市	吹田市昭和町１２－１	吹田市立勤労者会館（アスワーク吹田）３階	06-6170-6125
	吹田市岸部中１－２２－２	吹田市交流活動館内	06-6388-5791
泉大津市	泉大津市東雲町９－１２	市役所４階　人権くらしの相談課窓口	0725-33-1131
高槻市	高槻市桃園町２－１	高槻市健康福祉部福祉事務所福祉相談支援課内 くらしごとセンター	072-674-7767
貝塚市	貝塚市畠中１－１７－１	貝塚市健康福祉部市民相談室内	072-433-7086
守口市	守口市京阪本通２－５－５	守口市役所６階 くらしサポートセンター守口	06-6998-4510
枚方市	枚方市岡東町１２－１－502	ひらかたサンプラザ1号館5階 NPO法人枚方人権まちづくり協会内	072-844-8788
茨木市	茨木市駅前３－８－１３	茨木市くらし産業環境部産業振興課内	072-620-1620
八尾市	八尾市光町２－６０	八尾市ワークサポートセンター内	072-929-0040
	八尾市桂町２－３７	桂人権コミュニティセンター内	072-922-1827
	八尾市安中町８－５－３０	安中人権コミュニティセンター内	072-922-1892
	八尾市南太子堂２－１－４５	龍華コミュニティセンター内	072-922-2911
	八尾市山本町１－８－１１	山本コミュニティセンター内	072-922-3661
泉佐野市	泉佐野市上町３－１１－４８	泉佐野市生活産業部まちの活性課内	072-469-3131
	泉佐野市下瓦屋２２２－１	泉佐野市立北部市民交流センター内	072-464-5725
	泉佐野市南中樫井４７６－２	泉佐野市立南部市民交流センター内	072-466-6464

市町村名	所在地		電話番号
富田林市	富田林市若松町１－７－１	多文化共生・人権プラザ（TONPALとんぱる）内	0721-24-3700
寝屋川市	寝屋川市早子町１６－１１－１０１	京阪寝屋川市駅南口１階 寝屋川市パスポートセンター内	072-828-0751
河内長野市	河内長野市原町１－１－１	成長戦略局活力創造戦略部産業観光課内	0721-53-1111
松原市	松原市阿保１－１－１	松原市市民生活部産業振興課内	072-334-1550
大東市	大東市野崎１－２４－１	野崎人権文化センター内	072-879-1818
	大東市北条３－１０－５	北条人権文化センター内	072-877-5050
和泉市	和泉市府中町２－７－５	和泉市市民生活部くらしサポート課内	0725-99-8124
	和泉市伯太町６－１－２０	和泉市立人権文化センター（ゆう・ゆうプラザ）内	0725-99-8124
	和泉市いぶき野５－４－７	和泉シティプラザ南棟２階	0725-99-8124
	和泉市太町５５２	和泉市北部リージョンセンター内	0725-99-8124
	和泉市仏並町３９８－１	和泉市南部リージョンセンター内	0725-99-8124
箕面市	箕面市西小路４－６－１	箕面市企画部商工労働課内	072-724-6727
	箕面市萱野１－１９－４	萱野中央人権文化センター（らいとぴあ２１）内	072-722-7400
	箕面市桜ヶ丘４－１９－３	桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）内	072-721-4800
柏原市	柏原市大正２－１０－１	柏原市地域福祉センター内1階	072-972-5573 072-972-5586
羽曳野市	羽曳野市向野２－５－２２	羽曳野市立人権文化センター内	072-937-0860
	羽曳野市誉田４－１－１	羽曳野市役所２階経済労働課内	072-947-3714
門真市	門真市中町１－１	門真市人権協会内	06-6902-6079
摂津市	摂津市三島１－１－１	摂津市生活環境部産業振興課内	06-6383-1362
高石市	高石市加茂４－１－１	高石市総合政策部まち未来戦略室産業共創課内	072-275-6189
藤井寺市	藤井寺市岡１－１－１	藤井寺市市民生活部産業労働課内	072-939-1337

市町村名	所在地		電話番号
東大阪市	東大阪市長堂１－８－３７	ヴェル・ノール布施 ４階	06-4306-5475
泉南市	泉南市樽井９－１６－２	泉南市立市民交流センター内	072-485-1401
四條畷市	四條畷市中野本町１－１	四條畷市無料職業紹介所	072-877-2121
交野市	交野市私部1-1-1	交野市役所　総務課内	072-892-0121
大阪狭山市	大阪狭山市狭山１－２３８４－１	大阪狭山市市民生活部産業 にぎわいづくりグループ内	072-366-6789
阪南市	阪南市尾崎町３５－１	阪南市市民部生活環境課内	072-472-6111
島本町	三島郡島本町桜井二丁目１番１号	島本町都市創造部にぎわい創造課	075-962-2846
豊能町	豊能郡豊能町余野４１４－１	豊能町都市建設部農林商工課内	072-739-3424
能勢町	豊能郡能勢町宿野30	能勢町まちづくり推進部魅力創造課内	072-734-3241
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東１－３４－１	忠岡町役場４階	0725-22-1122
熊取町	泉南郡熊取町野田１－１－１	熊取町住民部産業振興課内	072-452-6085
田尻町	泉南郡田尻町嘉祥寺８８３－１	田尻町総合保健福祉センター内	072-466-5018
岬町	泉南郡岬町多奈川谷川１９０５－２２	岬町文化センター内	072-492-3270
	泉南郡岬町淡輪３４３－１２	岬町交流センター内	072-492-1508
太子町	南河内郡太子町大字山田８８	太子町まちづくり推進部観光産業課内	0721-98-5521
河南町	南河内郡河南町大字白木１３５９－６	河南町まち創造部農林商工観光課内	0721-93-2500
千早赤阪村	南河内郡千早赤阪村大字水分１８０	千早赤阪村産業建設部農林環境課内	0721-26-7128

大阪府障がい福祉室・関係機関・団体

名　　称	所　在　地		電　話 ＦＡＸ
大阪府障がい福祉室	〒540-8570 中央区大手前3丁目2-12　別館１階	電話	06-6941-0351
障がい福祉企画課・自立支援課		FAX	06-6942-7215
地域生活支援課			06-6944-2237
生活基盤推進課			06-6944-6674
大阪府保健医療室 地域保健課	〒540-8570 中央区大手前2丁目−1−22 本館6階		06-6941-0351 06-4792-1722
大阪府立障がい者自立センター			
企画調整課		電話	06-6692-3921
自立支援課			06-6692-2971
		FAX	06-6692-5115
大阪府障がい者自立相談支援センター	〒558-0001　住吉区大領3-2-36 大阪府障がい者医療・ リハビリテーションセンター内		06-6692-5264
地域支援課		電話	06-6692-5261
身体障がい者支援課			06-6692-5262
知的障がい者支援課			06-6692-5263
手帳発行関係			06-6692-5264
		FAX	06-6692-3981
			06-6692-5340
大阪府立砂川厚生福祉センター	〒590-0525　泉南市馬場3-1566		072-482-2881 072-483-3312
大阪府こころの健康総合センター	〒558-0056　住吉区万代東3-1-46		06-6691-2811 06-6691-2814
大阪府地域生活定着支援センター	〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階		06-6762-8644 06-6762-8645
（社福）大阪府社会福祉協議会	〒542-0065　中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内		06-6762-9471 06-6764-5374
運営適正化委員会	〒542-0065　中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター１階		06-6191-3130 06-6191-5660
権利擁護推進室 （あいあいねっと）	〒542-0065　中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター３階		06-6191-9500 06-6764-7811
（社福）大阪障害者自立支援協会	〒537-0025 東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーション センター内 ※法人本部 〒594-0031 和泉市伏屋町5丁目10-11		06-6748-0588 06-6748-0589

名　　称	所　在　地	電　話 ＦＡＸ
（一財）大阪府身体障害者福祉協会	〒537-0025 東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 ※法人本部 〒581-0074　八尾市栄町1-2-2	06-6748-0312 06-6748-0316
（一財）大阪府視覚障害者福祉協会	〒537-0025 東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 ※法人本部 〒542-0081 中央区南船場３丁目２番22号 おおきに南船場ビル205	06-6748-0615 06-6748-0616
（公社）大阪聴力障害者協会	〒537-0025 東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 ※法人本部 〒540-0004　中央区玉造2丁目16番8号　玉造井上ビル４階	06-6748-0380 06-6748-0383
（社福）大阪府肢体不自由者協会	〒540-0006 中央区法円坂1-1-18 大阪市教育会館内	06-6940-4181 06-6943-4661
（一社）大阪脊髄損傷者協会	〒530-0015 北区中崎西2丁目3番36号 猿木唯資税理士事務所内	06-6371-3831 06-6371-4854
ＮＰＯ法人 大阪府中途失聴・難聴者協会	〒537-0025 東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 ※法人本部 〒562-0013 箕面市坊島３－６－９	06-6748-0183 （ＦＡＸのみ）
（公財）阪喉会	〒550-0002 西区江戸堀1丁目22番38号三洋ビル203	06-6444-1321 06-6444-1432
NPO法人　大阪スタタリングプロジェクト	〒583-0012 藤井寺市道明寺5－2－5	072-820-8244
ＮＰＯ法人　大阪難病連	〒558-0056 住吉区万代東3-1-46 大阪府こころの健康総合センター３階	06-6654-3005 06-6654-3005
大阪府重症心身障害児・者を支える会	〒545-0021 阿倍野区阪南町5-15-28 育徳コミュニティーセンター2F	06-6624-2555 06-6654-6462
（社福）大阪手をつなぐ育成会	〒574-0036　大東市末広町15-6	072-869-6555 072-889-2365

名　　称	所　在　地	電　話 ＦＡＸ
㈱大阪府精神障害者家族会連合会	〒540-0006 中央区法円坂1-1-18 大阪市教育会館	06-6941-5797 06-6945-6135
（社福）精神障害者社会復帰促進協会	〒552-0001 港区波除5-7-6 ハイツニッセイ201	06-6567-8071 06-6567-8089
（公社）日本オストミー協会大阪府支部	〒542-0066 中央区瓦屋町2-14-1	080-9470-8690 06-6763-1260
NPO法人 手話言語獲得習得支援研究機構 （通称：NPOこめっこ）	〒537-0025 東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 ※法人本部 〒540-0012 中央区谷町1-7-4　MF天満橋ビル７階B号室	06-6748-0084 06-6748-0089
（一社）大阪精神科病院協会	〒591-8003　堺市北区船堂町2丁8-7	072-253-3223 072-251-6488
（公社）大阪精神科診療所協会	〒543-0018　天王寺区空清町8-33 大阪府医師協同組合東館3F	06-6763-5912 06-6763-5913
（一社）大阪府断酒会	〒581-0038　八尾市若林町1-70-1 八尾南樋口ビル1号館203号	072-949-1229 072-933-1220
（公社）日本てんかん協会大阪府支部	〒540-0012 中央区谷町2丁目2-20　2F 市民活動スクエア「CANVAS谷町」CO3	06-4397-4564 06-4397-4564

身体障がい者障がい程度等級一覧（1/3）

▨ の部分が概ね旅客鉄道株式会社等旅客運賃割引の第１種障がい者です。

級別	視覚障がい		聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障がい
			聴覚障がい	平衡機能障がい	
1級	良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				
2級	１．良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ２．良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	３．周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下のもの ４．両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3級	１．良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の２に該当するものを除く。） ２．良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	３．周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ４．両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	１．良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の２に該当するものを除く。）	２．周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ３．両眼開放視認点数が70点以下のもの	１．両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ２．両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい
5級	１．良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	２．両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ３．両眼中心視野角度が56度以下のもの ４．両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ５．両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい	
6級	良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		１．両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) ２．一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

身体障がい者障がい程度等級一覧（2/3）

■ の部分が概ね旅客鉄道株式会社等旅客運賃割引の第１種障がい者です。

級別	肢体不自由						
	上肢機能障がい		下肢機能障がい		体幹機能障がい	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
						上肢機能障がい	移動機能障がい
１級	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの		体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
２級	1.両上肢の機能の著しい障がい 2.両上肢のすべての指を欠くもの	3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障がい 2.両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの		1.体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
３級	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障がい 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの		1.両下肢をショパー関節以上で欠くもの	2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
４級	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい		1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障がい 5.一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して、10センチメートル以上又は健側の長さの10分の１以上短いもの			不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
５級	1.両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい		1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して５センチメートル以上又は健側の長さの15分の１以上短いもの		体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
６級	1.一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの		1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障がい			不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
７級	1.一上肢の機能の軽度の障がい 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3.一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの		1.両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2.一下肢の機能の軽度の障がい 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の１以上短いもの			上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

身体障がい者障がい程度等級一覧（3/3）

□ の部分が概ね旅客鉄道株式会社等旅客運賃割引の第１種障がい者です。

級別	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障がい						
	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1級	心臓の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫の不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

（※7級単独の身体障がい者手帳は交付されません。）

備考

1 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1級うえの級とする。
ただし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由においては、7級に該当する障がいが2以上重複する場合は、6級とする。

3 異なる等級について2以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障がい」とは、中手指骨節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって 計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

令和7年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（７疾病）　△ 表記が変更された疾病（２疾病）　○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	ＩｇＡ腎症
4	ＩｇＧ４関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	１ｐ36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膵炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1関連脳小血管病
33	HTLV－１関連脊髄症
34	ＡＴＲ－Ｘ症候群
35	ＡＤＨ分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2重複症候群
41	LMNB１関連大脳白質脳症 ※
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜 ○
44	黄色靭帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性 ○
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
64	環状20番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症 ○
71	急性網膜壊死 ○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）
77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター１欠損症
88	グルタル酸血症1型
89	グルタル酸血症2型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
99	原発性局所多汗症 ○
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎 ○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高ＩｇＤ症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靭帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症1型
116	高チロシン血症2型
117	高チロシン血症3型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群 ○
127	骨髄線維症 ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	ゴナドトロピン分泌亢進症
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血 ○
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※１）
147	自己免疫性溶血性貧血 ○
148	四肢形成不全
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症 ※
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経線維腫症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクローヌスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 △
173	睡眠時棘除波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群 ○
177	スモン
178	脆弱X症候群
179	脆弱Ｘ症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺

令和7年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（７疾病）　△ 表記が変更された疾病（２疾病）　○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症 ※
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV４異常症
240	TSH分泌亢進症
241	TNF受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャッスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性門脈圧亢進症
253	突発性難聴 ○

番号	疾病名
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2欠失症候群
260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳腱黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症（※２）
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	ＰＣＤＨ19関連症候群
283	ＰＵＲＡ関連神経発達異常症 ※
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜症
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
291	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
300	VATER症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症

番号	疾病名
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症 △
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	４p欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症/ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群 ○
375	ロスムンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

※一覧には代表的な疾病名が記載されており、内包する疾病名までは記載されておりません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（https://www.nanbyou.or.jp/）等を参照ください。

市町村別　身体障がい者手帳　所持者数一覧

（令和8年3月31日現在）

市町村	合計		
	１８歳未満	１８歳以上	計
岸和田市	143	7,291	7,434
池田市	51	2,930	2,981
泉大津市	35	3,271	3,306
貝塚市	41	3,188	3,229
守口市	86	7,839	7,925
茨木市	199	8,508	8,707
泉佐野市	66	3,940	4,006
富田林市	53	4,187	4,240
河内長野市	55	3,815	3,870
松原市	62	4,602	4,664
大東市	56	4,450	4,506
和泉市	134	6,609	6,743
箕面市	137	3,607	3,744
柏原市	33	2,508	2,541
羽曳野市	60	4,356	4,416
門真市	44	4,859	4,903
摂津市	69	2,930	2,999
高石市	34	1,880	1,914
藤井寺市	36	2,242	2,278
泉南市	36	2,453	2,489
四條畷市	27	2,227	2,254
交野市	45	2,712	2,757
大阪狭山市	46	2,135	2,181
阪南市	28	2,147	2,175
島本町	21	1,047	1,068
豊能町	6	796	802
能勢町	4	447	451
忠岡町	6	596	602
熊取町	18	1,566	1,584
田尻町	4	299	303
岬町	3	683	686
太子町	10	498	508
河南町	8	1,018	1,026
千早赤阪村	3	267	270
府計	1,659	101,903	103,562
大阪市	1,627	134,079	135,706
堺市	496	33,388	33,884
高槻市	178	12,550	12,728
東大阪市	271	22,316	22,587
豊中市	271	14,171	14,442
枚方市	246	17,023	17,269
八尾市	133	9,481	9,614
寝屋川市	117	9,096	9,213
吹田市	282	11,659	11,941
政令・中核市計	3,621	263,763	267,384
合計	5,280	365,666	370,946

市町村別　療育手帳　所持者数一覧

（令和8年3月31日現在）

市町村	合計		
	１８歳未満	１８歳以上	計
岸和田市	655	1,772	2,427
豊中市	2,263	1,958	4,221
池田市	295	587	882
吹田市	1,133	2,525	3,658
泉大津市	256	735	991
高槻市	1,139	3,098	4,237
貝塚市	321	733	1,054
守口市	551	1,504	2,055
枚方市	1,271	3,330	4,601
茨木市	961	1,983	2,944
八尾市	1,608	1,903	3,511
泉佐野市	363	1,000	1,363
富田林市	323	1,027	1,350
寝屋川市	711	2,287	2,998
河内長野市	291	777	1,068
松原市	545	1,309	1,854
大東市	486	1,261	1,747
和泉市	680	1,498	2,178
箕面市	405	882	1,287
柏原市	160	609	769
羽曳野市	394	1,099	1,493
門真市	392	1,205	1,597
摂津市	339	713	1,052
高石市	195	481	676
藤井寺市	235	531	766
東大阪市	1,538	5,530	7,068
泉南市	257	734	991
四條畷市	230	604	834
交野市	227	545	772
大阪狭山市	220	468	688
阪南市	164	503	667
島本町	135	221	356
豊能町	38	112	150
能勢町	20	181	201
忠岡町	62	147	209
熊取町	138	296	434
田尻町	30	58	88
岬町	35	133	168
太子町	70	141	211
河南町	46	159	205
千早赤阪村	23	36	59
府計	19,205	44,675	63,880
大阪市	15,122	24,464	39,586
堺市	2,930	7,221	10,151
合計	37,257	76,360	113,617

市町村別　精神障がい者保健福祉手帳　所持者数一覧

（令和8年3月31日現在）

市町村	手帳所持者数
岸和田市	2,747
豊中市	5,468
池田市	1,502
吹田市	5,014
泉大津市	958
高槻市	5,175
貝塚市	1,219
守口市	2,228
枚方市	5,383
茨木市	3,293
八尾市	4,346
泉佐野市	1,330
富田林市	1,624
寝屋川市	3,362
河内長野市	1,519
松原市	1,767
大東市	1,546
和泉市	2,486
箕面市	1,526
柏原市	948
羽曳野市	1,474
門真市	2,731
摂津市	945
高石市	810
藤井寺市	674
東大阪市	7,224
泉南市	751
四條畷市	679
交野市	910
大阪狭山市	704
阪南市	669
島本町	441
豊能町	176
能勢町	98
忠岡町	285
熊取町	449
田尻町	100
岬町	169
太子町	135
河南町	161
千早赤阪村	51
府計	73,077
大阪市	59,335
堺市	13,721
合計	146,133

巡回相談実施会場一覧

（令和８年度）

曜日	月	週	実　施　場　所	最寄り駅
月	毎月	第2週	豊中市立障害福祉センター（ひまわり）　2階	阪急宝塚線 庄内駅（徒歩15分） 服部天神駅（徒歩15分）
	毎月	第3週	くすのきプラザ（若江岩田駅前市民プラザ） 5階会議室A・B（７・８・９月：５階料理教室）	近鉄奈良線 若江岩田駅北側すぐ
	奇数月	第4週	池田市中央公民館 ３階大ホール（9月：２階会議室A・B）	阪急宝塚線 池田駅（徒歩5分）
火	奇数月	第1週	八尾市立障害者総合福祉センター ２階	JR関西本線 （大和路線） 八尾駅（徒歩15分）
	奇数月	第2週	opsol(おぷそる)福祉総合センター （岸和田市立福祉総合センター）３階	南海本線 岸和田駅（徒歩５分）
	偶数月	第2週	阪南市立保健センター　2階　機能訓練室・第1会議室	南海本線 尾崎駅（徒歩15分） 鳥取ノ荘駅（徒歩12分）
	偶数月	第3週	富田林市立総合福祉会館 ２階	近鉄長野線 川西駅（徒歩５分）
	1/3ヶ月	第4週	松原市総合福祉会館 ３階	近鉄南大阪線 河内松原駅（徒歩10分）
水	偶数月	第1週	茨木市立障害福祉センター ハートフル　　3階 交流室　創作活動室	阪急京都線 茨木市駅（徒歩10分） JR京都線 茨木駅（徒歩15分）
	奇数月	第2週	守口市役所　地下１階 中部エリアコミュニティーセンター 会議室2	京阪本線 守口市駅（徒歩５分） 大阪メトロ谷町線 守口駅（徒歩５分）
	偶数月	第3週	枚方市立総合福祉会館 （ラポールひらかた） ３階研修室１・研修室２	京阪本線 枚方市駅（徒歩３分）
木	偶数月	第2週	①（4月・6月・10月・12月） 大東市立保健医療福祉センター ２階 ②（8月・2月）大東市立市民会館 ２階　202会議室	JR片町線（学研都市線） 住道駅 （①徒歩10分　②徒歩15分）
	奇数月	第4週	吹田市立 総合福祉会館 2階第３会議室（１月２階第１会議室） （９月：開催中止）	阪急千里線 豊津駅（徒歩８分） 吹田駅（徒歩10分）
金	偶数月	第3週	高槻市立 障がい者福祉センター ４階　研修室　第１・２会議室	阪急京都線 高槻市駅（徒歩15分）

具体的な日程等詳しくは、「大阪府障がい者自立相談支援センター　身体障がい者支援課」
電話　06-6692-5262　fax 06-6692-5340　にお尋ねください。

日常生活用具一覧

＜小児慢性特定疾病児＞

区分	種　目	性能	限度額	対　象　者
給付	便器	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができるもの）	4,900円	常時介助を必要とする者
	特殊マット	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円	寝たきりの状態にある者
	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	上肢機能に障がいのある者
	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	寝たきりの状態にある者
	歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア．小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ．転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円	下肢が不自由な者
	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴そうへの入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円	入浴に介助を要する者
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円	自力で排尿できない者
	体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円	寝たきりの状態にある者
	車いす	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440円	下肢が不自由な者
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)
	電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円	呼吸器機能に障がいのある者
	クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。	22,000円	体温調節が著しく難しい者
	紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの。	41,580円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者
	ネブライザー（吸入器）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円	呼吸器機能に障害のある者
	パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	173,250円	人工呼吸器の装着が必要な者
	ストーマ装具（消化器系）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520円	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)
	ストーマ装具（尿路系）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160円	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)
	人工鼻	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者
	チューブ型包帯	外力から皮膚を保護できるもの。	170,500円	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者

児童福祉施設

①福祉型障がい児入所施設　　令和８年４月１日現在

施設名称	郵便番号	所在地	電話番号	定員
月の輪学院	572-0076	大阪府寝屋川市仁和寺本町２丁目３番３号	072-826-0619	50
愛の家「きぼう」	599-0301	大阪府泉南郡岬町淡輪１６００	072-494-0123	20
社会福祉法人　四天王寺福祉事業団　四天王寺太子学園	583-0992	大阪府南河内郡太子町山田３５５２	0721-98-2030	50
大阪府立こんごう福祉センター　さわやか	584-0054	大阪府富田林市甘南備２１６	0721-26-8590	65
桃花塾（児童部）	584-0008	大阪府富田林市喜志２０６７	0721-23-2076	36
向陽学園	577-0824	大阪府東大阪市大蓮東４－４－３	06-6721-2618	55

②医療型障がい児入所施設

施設名称	郵便番号	所在地	電話番号	定員
大阪精神医療センターたんぽぽ	573-0022	大阪府枚方市宮之阪三丁目１６番２１号	072-847-3261	25
枚方総合発達医療センター	573-0122	大阪府枚方市津田東町２丁目１番１号	072-858-0373	400
四天王寺和らぎ苑	584-0082	大阪府富田林市向陽台一丁目３番２１号	0721-29-0836	100
すくよか	584-0054	大阪府富田林市大字甘南備２１６番地	0721-34-2201	105

③福祉型児童発達支援センター

施設名称	郵便番号	所在地	電話番号	定員
池田市立やまばと学園	563-0022	大阪府池田市旭丘１－１－１０	072-762-3218	40
守口市立児童発達支援センター	570-0048	大阪府守口市寺方本通３丁目１番２０号	06-6996-0050	30
茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園	567-0073	大阪府茨木市西穂積町８番１１号	072-627-6010	64
大東市立子ども発達支援センターたんぽぽ園	574-0011	大阪府大東市北条一丁目16番16号	072-812-7791	40
門真市立こども発達支援センター	571-0025	大阪府門真市大字北島５４６番地	072-883-1680	85
摂津市立つくし園	566-0071	大阪府摂津市鳥飼下二丁目１番４号	072-654-9200	30
高石市立児童発達支援センター松の実園	592-0003	大阪府高石市東羽衣五丁目６番13号	072-264-6774	30
第1しょうとく園	586-0052	大阪府河内長野市河合寺４２３番５	0721-65-1877	50
第2しょうとく園	586-0052	大阪府河内長野市河合寺４２３番５	0721-65-1877	30
四天王寺悲田院児童発達支援センター	583-0868	大阪府羽曳野市学園前６丁目１番１号	072-957-7516	100
こどもデイケアいずみ	597-0046	大阪府貝塚市東山二丁目１番１号	072-421-3000	30
泉南市子ども総合支援センター	590-0522	大阪府泉南市信達牧野436番地の１	072-482-4168	50
児童発達支援センター和泉はつがの園	594-1106	大阪府和泉市はつが野一丁目51番３号	0725-90-7028	40
四條畷市立児童発達支援センター	575-0035	大阪府四條畷市雁屋北町６番21号	072-877-7373	30
阪南市立たんぽぽ園	599-0203	大阪府阪南市黒田468番地の１	072-473-2816	28
岸和田市立総合通園センター（パピークラス）	596-0076	大阪府岸和田市野田町一丁目５番５号	072-423-0033	35
泉佐野市立児童発達支援センター	598-0033	大阪府泉佐野市南中安松1548番地	072-465-2800	50
交野市立児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）	576-0034	大阪府交野市天野が原町五丁目５番１号	072-892-3077	30
泉大津市立児童発達支援センター	595-0042	大阪府泉大津市高津町３番19号	0725-51-7002	30
箕面市立児童発達支援センターあいあい園	562-0036	箕面市船場西三丁目８番22号	072-727-9520	35

④医療型児童発達支援センター

施設名称	郵便番号	所在地	電話番号	定員
岸和田市立総合通園センター（いながわクラス）	596-0076	大阪府岸和田市野田町一丁目５番５号	072-423-0033	25
大東市立子ども発達支援センターすみれ園	574-0011	大阪府大東市北条一丁目16番16号	072-812-7791	20
藍野療育園	567-0012	大阪府茨木市東太田１丁目４－３９	072-627-8471	30

事業所（日中活動・居住支援）

●各事業所の最新情報は、「福祉・保健・医療情報－WAM NET（ワムネット）」でご確認ください。

https://www.wam.go.jp/

地域活動支援センター

令和8年４月１日現在

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる					○ 無料 ◆実費負担あり								
箕面市	パオみのお	562-0036	箕面市船場西1-11-35 総合保健福祉センター分館2階	072-726-7800 072-726-7800	月～土	9:00~17:30 土・祝9:00~13:45		△	△	○	△	△	○	◆	◆					○	Ⅰ型
	光明の郷ケアセンター	562-0024	箕面市粟生新家3-12-5	072-729-5089 072-729-5571	月～金	9:00～17:00		○	○	○	△	△		◆	◆					○	Ⅲ型
池田市	精神障害者地域活動支援センター　咲笑	563-0042	池田市宇保町8-30 ジェムトレンド101号 ※令和８年６月頃転居予定	072-750-3230 072-750-3239	月・水～土	10:00～20:00 祝10:00～19:00	携帯電話にて対応	△	△	○	△	△	○	◆	◆	◆				基本していない	Ⅰ型
能勢町	精神障害者地域活動支援センター　咲笑	563-0042	池田市宇保町8-30 ジェムトレンド101号 ※令和8年6月頃転居予定	072-750-3230 072-750-3239	月・水～土	10:00～20:00 祝10:00～19:00	携帯電話にて対応	△	△	○	△	△	○	◆	◆	◆				基本していない	Ⅰ型
豊能町	精神障害者地域活動支援センター　咲笑	563-0042	池田市宇保町8-30 ジェムトレンド101号 ※令和8年6月頃転居予定	072-750-3230 072-750-3239	月・水～土	10:00～20:00 祝10:00～19:00	携帯電話にて対応	△	△	○	△	△	○	◆	◆	◆				基本していない	Ⅰ型
茨木市	地域活動支援センター 菜の花	567-0801	茨木市総持寺一丁目2番20号	072-621-0018	月～金 第２・４土	9:00～17:00		△	△	○		△	○		◆	◆					Ⅰ型
	茨木市立障害福祉センター　ハートフル	567-0819	茨木市片桐町4番26号	072-620-9818 072-620-9812	火～土	9:30～15:30		○	○	△	△						○	○		○	Ⅱ型
摂津市	特定非営利活動法人　あしすと	566-0022	摂津市三島3丁目1-29 第3セントラルハイツ101	06-6383-5246	月～金	9:00～17:00	留守番電話	△	△	○	△		○		◆						Ⅰ型
枚方市	パーソナルサポートひらかた	573-0011	枚方市中宮山戸町10-12-105	072-848-8825 072-848-7920	月～土金 土日は不定期	10:00～16:00	地域活動支援センターではなし相談の場合は一部あり	○	○	○	○		○	◆	◆						Ⅰ型
	地域支援センター　ゆい	573-1126	枚方市上島東町14-1上島御浜ビル2階	072-894-7470 072-894-7471	月～金	10:00～17:30	平日（月曜～金曜）のみの対応で平日夜間、土曜・日曜・祝日緊急時は対応していない	○	○	○	○	○	○		◆						Ⅰ型
	地域生活支援センター にじ	573-0066	枚方市伊加賀西町52-12	090-8216-4911 (FAX兼用 072-845-1451)	月～金	9:30～17:00	留守番電話・メールを使い翌日に対応	○	○	○	○	○	○	◆	◆	◆					Ⅰ型

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる					○ 無料 ◆実費負担あり								
枚方市	地域活動支援センター陽だまり	573-1161	枚方市交北2-7-15	072-809-0015 072-809-0015	月～土	月～金9:00～18:00 ~~土・日~~13:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○		○	◆	◆			○			Ⅰ型
	地域活動支援センターランチショップ陽だまり	573-1162	枚方市田口1-3-2	072-847-1541	月～金	9:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○			◆	◆	◆		○			Ⅱ型
	クロスロード	573-0028	枚方市川原町9-4 第二浜田ビル2階	072-843-4100 072-843-4100	火～土	10:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○		○		◆						Ⅰ型
	ひまわり七宝	573-1152	枚方市招提中町１丁目28-31	072-867-0251 072-867-0251	火～土	9:00～15:00	留守番電話	○	○	○					◆						Ⅲ型
	地域活動支援センターののはな	573-0163	枚方市長尾元町5-10-6村田ビル1階	072-845-6883 072-845-6883	火～土	10:00～17:30	留守番電話	○	○	○	△		○	◆	◆						Ⅰ型
交野市	地域活動支援センターみのり	576-0034	交野市天野が原町５丁目３２－１	072-893-9511 072-893-0056	月～金 日	9:00～18:00 日10:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○	○	○		◆						Ⅰ型
大東市	精神障害者地域生活支援センターあーす	574-0027	大東市三住町2-1	072-874-9900 072-803-6201	月～金	9:15～17:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	Ⅱ型
	大東市障害者生活支援センターみすみ	574-0027	大東市三住町2-7（シティワース1Ｆ）	072-806-1331 072-806-1333	月～金	9:00～16:30		○	△	△	△	△	○		○		○	○			Ⅱ型
寝屋川市	寝屋川市立身体障害者福祉センター	572-0036	寝屋川市池田西町28-22	072-838-0382 072-812-2118	月～金	9:00～17:30		○	△	△	△						○	材料費◆			Ⅱ型
	寝屋川市立東障害福祉センター	572-0863	寝屋川市明和1-13-23	072-823-8525 072-822-3314	月～金	9:00～17:30		○	○	△	△						○	○			Ⅱ型
	寝屋川市障害者地域生活支援センター　あおぞら	572-0832	寝屋川市本町5-37	072-823-2505 072-823-2506	月、水～土、祝（年末年始休）	10:00～17:00 木・金10:00～18:00	留守番電話	△	△	○	△		○	木･金夕食サービス◆	◆						Ⅰ型
	社会参加活動センターぽちぽちはうす	572-0061	寝屋川市長栄寺町5-1	072-826-4655 072-838-8032	月～金	9:30～16:30	留守番電話	○	○	○	△		○							○ 一部あり	Ⅱ型
四條畷市	地域活動支援センター・クレヨン・リンク	575-0023	四條畷市楠公1丁目11-44	072-812-7376 072-813-4024	月～日 （火休） 祝日は開所	原則 月　9:00～12:00 水～金9:00～12:00 14:00～17:00 土・日・祝９：00～17：00		○	○	○	○	○		△	◆						Ⅲ型
門真市	地域活動支援センターあん	571-0062	門真市宮野町2-20 2･3F	072-885-1144 072-885-1140	月･木～日 （火・水・祝日休）	平日9:00～17:30 土日祝10:00～16:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○	◆	○						Ⅰ型
	ふろんてぃあ	571-0048	門真市新橋町17-8 ライズビル2階南	06-6780-6730 06-6780-6730	月～金	10：00～17：00	留守番電話			○			○	◆	◆						Ⅱ型

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる					○ 無料 ◆実費負担あり								
守口市	地域生活支援センター シュポール	570-0005	守口市八雲中町3-13-17	06-6780-1190 06-6780-1191	月～日 (水・土休) (行事時は水・土あり)	10:00～17:00	留守番電話	△	△	○	△		○	料理教室◆	◆						Ⅰ型
八尾市	地域活動支援センター ちのくらぶ	581-0025	八尾市天王寺屋3-6	072-949-5740 072-920-1338	月・火・木・金・第1,3,5土・第2,4日	10:00～17:00 土･日 11:00～18:00	不可 （翌日対応）	△	△	○	△		○	◆	◆	◆					Ⅰ型
	サポートやお	581-0018	八尾市青山町4-4-18	072-925-1176 072-925-1223	月～土	9:00～17:00	本体施設にて対応	知的と重複	○	知的と重複				◆	○	○				○	Ⅱ型
	八尾市立障害者総合福祉センター	581-0081	八尾市南本町8-4-5	072-993-0294 072-993-0334	土・日	9:00～16:00	本体施設にて対応	○	○		○			○	○	○				○	Ⅱ型
	地域活動支援センター「ひばり」	581-0852	八尾市西高安町3-18-3	072-998-7650 072-998-7751	第3第4土曜	10:15～14:45	本体施設にて対応		○					○	○	○				○	Ⅱ型
	ホーム太子堂	581-0063	八尾市太子堂4-1-32	072-996-0026 072-996-5867	土	10:00～17:00	本体施設にて対応	○					○	○	○	○				○	Ⅱ型
	地域支援センター 「ともだち」	581-0865	八尾市服部川1-48	072-941-0606 072-941-0607	火・木・日	9：00～17：00	不可 （翌日対応）	○							○						Ⅱ型
柏原市	地域生活支援センター かしわら「くまのいえ」	582-0026	柏原市旭ケ丘4-8-3	072-978-6073 072-959-2228	月～水、金・土 (木・日祝休)	9:00～17:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○	◆	◆						Ⅰ型
松原市	生活支援センター そうそう	580-0021	松原市高見の里5-513	072-331-4081 072-331-8008	月～金	10:00～18:00	携帯電話にて対応	○	○	○		○	○	◆	◆			○			Ⅰ型
	地域活動支援センター まつばら	580-0044	松原市田井城5-14-13	072-333-7168 072-333-7168	月～金	9:30～16:00	携帯電話にて対応	△	△	○		△		◆	◆	○	○	○			Ⅱ型
藤井寺市	障害者地域生活支援センター わっと	583-0027	藤井寺市岡2-12-6 進和ビル3階	072-930-0733 072-930-0733	月～金	10:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○	○	○	◆	◆						Ⅰ型
	ディサービスセンター つどうホール	583-0033	藤井寺市小山3-151-1	072-953-0248 072-953-0128	月～金	9:00～17:00	本体施設にて対応	○	○	○	△		○	○	○	○	○			○	Ⅱ型
	地域活動支援センターのぎく作業所	583-0033	藤井寺市小山7丁目1004番地の1	072-952-6366	月～金	9:00～16:00		○	○	○	△		○	◆	○		○	○	○		Ⅲ型
羽曳野市	地域活動支援センター フレンドハウス	583-0886	羽曳野市恵我之荘4-4-18 松本ビル	072-953-0519 072-953-0519	月～金	10:00～17:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○		○						Ⅰ型
	地域活動支援センター 四天王寺悲田院埴生苑	583-0868	羽曳野市学園前6-1-1	072-957-7516 072-950-1531	月～金 土（月2回）	月～金10:30～17:30 土 9:30～16:00		○	○	○	△		○	◆	○			○			Ⅲ型
富田林市	地域活動支援センター ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町2-2-6	0721-25-1050 0721-25-1095	月～金	9:00～17:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○								Ⅰ型
	地域活動支援センター 紙ひこうき	584-0071	富田林市藤沢台5-4-14フローラルハイツ101	0721-51-3407 0721-81-7676	月～金 第1・3日	月～金10:00～16：00 第1・3日10:00～	留守番電話	○	○	○	△	△									Ⅲ型

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○　相談に応じることができる △　専門支援機関につなぐことができる					○　無料　◆実費負担あり								
河内長野市	こころっと	586-0015	河内長野市本町26-29 福田ビル５階	0721-87-0350 0721-87-0350	月～金	10：00～15：00		△	△	○	△	△	○		◆						Ⅰ型
	地域活動支援センターキタバあかみね	586-0094	河内長野市小山田町379-16	0721-56-1590 0721-56-1592	月～土	10：00～15：00		○	○	○	○	△	○		◆						Ⅰ型
大阪狭山市	精神障害者地域活動支援センター　いーず	589-0005	大阪狭山市狭山1-2382-1-203	072-367-3990 072-367-0033	月～土 (祝日を除く)	月～金(第1・3土曜) 9:30～17:00 ※ただし第1・第3水曜は閉所		△	△	○	△	△	○	◆	◆						Ⅰ型
	大阪狭山市障害者地域活動支援センターさつき	589-0021	大阪狭山市今熊1-82	072-366-2022 072-366-0880	月～金 (祝日を除く)	10:00～16:00		○	○	○	○				◆			◆		◆	Ⅱ型
高石市	高石市障がい者ふれあいプラザ	592-0014	高石市綾園4-5-28 ふれあいゾーン複合ｾﾝﾀｰ内	072-261-3831 072-261-3912	月～土	9:00～17:30		○	○	○	○	○			各種講座		○				Ⅱ型
和泉市	和泉市社会福祉協議会	594-0005	和泉市幸二丁目5番16号	0725-90-5756 0725-41-3191	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15		○	○	○				◆	◆		○	○			Ⅱ型
泉大津市	デイサービスセンター覚寿園	595-0011	泉大津市曽根町2-2-38	0725-33-1000 0725-33-7517	月～土	9:10～16:15		○	○	○			○	◆	◆	◆	◆			◆	Ⅱ型
	地域活動支援センターほのか	595-0046	泉大津市上之町3-27	0725-90-6882 0725-90-6822	月～金	10:00～15:00	留守番電話			○					◆			◆			Ⅲ型
忠岡町	地域活動支援センターほのか	595-0046	泉大津市上之町3-27	0725-90-6882 0725-90-6822	月～金	10:00～15:00				○					◆			◆			Ⅲ型
岸和田市	地域活動支援センターかけはし	596-0831	岸和田市畑町4丁目1番14号	072-426-3870 072-426-3872	月・火・木・金・土	10:00～18:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○	◆	◆			○			Ⅰ型
	地域活動支援センターきぼうの輪	596-0805	岸和田市田治米町415-9	072-441-6080 072-447-6050	火～土	10：00～16：00		○	○	○	○	△	専門支援機関につなぐ		◆			○			Ⅲ型
貝塚市	障害者地域生活支援センター　みずま	597-0041	貝塚市清児553-1	072-446-6510 072-446-5777	月～土	9:30～18:00 第2日曜開所　9:30～18:00	18:00以降留守電対応	○	○	○	○	△	○	◆	一部◆	○シャワーのみ利用可能					Ⅰ型
泉佐野市	地域活動支援センタールリエ	598-0058	泉佐野市春日町1-25	050-1559-0531 050-1559-0531	月～金	9:30～17:00		○	○	○	○		○	◆	◆						Ⅰ型
田尻町	地域活動支援センタールリエ	598-0058	泉佐野市春日町1-25	050-1559-0531 050-1559-0531	月～金	9:30～17:00		○	○	○	○		○	◆	◆						Ⅰ型
泉南市	精神障害者等地域活動支援センター　泉南フレンド	590-0522	泉南市信達牧野977-1　奥ビル4Ｆ	072-485-1553 072-485-1553	月～金	9：30～17：00		△	△	○	○		○	◆	◆			◆	○		Ⅰ型
阪南市	まつのき園	599-0211	阪南市鳥取中9-1	072-471-6863 072-471-6866	月～金	9:00～17:00 第3土曜開所 13：00～17：00	本体施設にて対応	○	○	○	○	△	○	◆	◆		○	○			Ⅰ型

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる					○ 無料 ◆実費負担あり								
岬町	まつのき園	599-0211	阪南市鳥取中9-1	072-471-6863 072-471-6866	月～金	9:00～17:00 第3土曜開所 13：00～17：00	本体施設にて対応	○	○	○	○	△	○	◆	◆		○	○			Ⅰ型
熊取町	地域活動支援センタールリエ	598-0058	泉佐野市春日町1-25	050-1559-0531 050-1559-0531	月～金	9:30～17:00		○	○	○	○		○	◆	◆						Ⅰ型
東大阪市	地域生活支援センターふう	577-0809	東大阪市永和2-6-33	06-6722-5531 06-6722-5532	月･火･木･金･土	10:00～18:00	留守番電話	△	△	○	○	△	○		○	◆					Ⅰ型
	花園生活支援センター	578-0941	東大阪市岩田町2-1-33 アルカディア弐番館	072-966-8014 072-960-3019	月～金	10:00～18:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○	◆	◆	◆					Ⅰ型
	東大阪市立荒本障害者センター	577-0023	東大阪市荒本2-6-6	06-6788-7577 06-6782-3709	月～土	9:00～17:00		○			○		○			◆	◆	◆		○	Ⅱ型
	東大阪市立長瀬障害者センター	577-0832	東大阪市長瀬町3-4-3	06-6720-5382 06-6720-5700	月～土	9:00～17:00		○	○		○		○			○	○	○		○	Ⅱ型
	手づくり工房リズム	577-0809	東大阪市永和2-14-10	06-7897-5357 06-7897-5357	月～土	9:00～16:00	携帯電話	○	○	○	○	○		◆	◆		なし				Ⅲ型
	蛇草障害者作業所「パオ」	577-0832	東大阪市長瀬町3-6-8	06-6729-2820 06-6729-9346	月～土	9:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○	○	○	◆	○					○	Ⅲ型
	障害者福祉作業所　ＰＬＳ＋（プラス）（休止）	578-0903	東大阪市今米2-9-25	072-960-3039 072-960-3039	月～金	10:00～15:00	携帯電話	○	○		○	○		○						○	Ⅲ型
	ほたる	577-0849	東大阪市三ノ瀬1-9-2 サングリーン布施102号	06-7173-2457 06-7173-2457	月～金	9:00～16:00	留守番電話	○	○	○	○	○		○	なし		なし	なし	なし	○	Ⅲ型
	地域活動支援センター「ラン」	578-0935	東大阪市若江東町２－１－６	06-6725-0567 06-6722-7761	月～金	10:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○	○		なし	○	なし				○	Ⅲ型
	菱屋西ふれあいの場ゆめ	577-0807	東大阪市菱屋西1-11-32	06-6725-1757 06-6725-1757	月～金 隔週土	9:00～15:00 隔週土9:00～13:00	留守番電話 施設長携帯	○	○	○	○	○	○	◆	○			なし		○	Ⅲ型
	一日一歩の会　福祉作業所ドルフィン	577-0826	東大阪市大蓮北3-7-12	06-6728-3503 06-6728-3503	月～土	9:00～16:00	留守番電話 施設長携帯	○	○	○	○	○	なし	◆	○			なし		○	Ⅲ型
	福祉作業所　りゅう	577-0028	東大阪市新家西町11番20号	06-6224-3888 06-6224-3888	月～金 第1・3土	9:00～16:00	留守番電話		○	○			なし	◆				なし	なし	なし	Ⅲ型
高槻市	高槻市立障がい者福祉センター	569-0075	高槻市城内町1-11	072-672-0267 072-661-3508	月～金	10:00～15:00他		○	○	○	○				材料費◆		○	材料費◆		○	Ⅱ型
	高槻地域生活支援センター　オアシス	569-0023	高槻市松川町25-5	072-662-8130 072-662-8131	月～金 土・日・祝除く	月～金9:00～18:00	留守番電話	○	○	○	○	△	○	◆	○	◆					Ⅰ型
	高槻西部地域活動支援センター　ステップ	569-0814	高槻市富田町五丁目17番5号	072-694-9898 072-694-9899	月～金 土・日・祝除く	月～金9:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○	△	○	◆ 火金	◆						Ⅰ型
	障がい者自立フォーラム	569-0082	高槻市明野町10番15号 ぷりんせす明野1階1号	072-672-8532 072-672-8532	月～金 土・日・祝除く	10:00～17:00	留守番電話	○	○	○	○	○	○	◆						○	Ⅲ型

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる					○ 無料 ◆実費負担あり								
高槻市	きらきら	569-0036	高槻市辻子2-16-18	072-671-0491 072-671-0491	月～金 （土は月1～2回）	月、火、木、金 9:30～16:00 水9:30～15:00 土9:30～13:00			○	○	○	○	○		○		○	○		○	Ⅲ型
	サンシャインけやき	569-0063	高槻市南庄所町17-25 アーバンハイム101号	072-674-2566 072-674-2566	月～金 第3土曜 日・祝除く	9:30～16:00 第3土曜9:30～13:00	留守番電話	○	○	○				○	○			○		○	Ⅲ型
	ひろがりはうす	569-0051	高槻市八幡町6-4	072-675-2678 072-675-2678	月～金 祝除く	10:00～16:00	留守番電話	○	○	○	○			◆			○	○		○	Ⅲ型
	どれみ倶楽部	569-0814	高槻市富田町1-17-5-103	072-696-6660 072-696-6660	月～土 日・祝除く	月～金9:30～15:30 隔週土9:30～15:30		○	○	○	○			◆ 月3回	○						Ⅲ型
吹田市	地域活動支援センターりあん	564-0032	吹田市内本町1-2-17	06-7182-4050 06-7182-4050	月～金 (祝日除く)	9:00～17:30		○	○	○	○	○	○	◆	◆						Ⅰ型
	地域活動支援センターすももクラブ	532-0023	大阪市淀川区十三東3-11-15	06-6305-3969 06-6305-3969	月～金	10:00~15:00	留守番電話	○		○			○	◆	◆						Ⅱ型
	大阪ろうあ会館	540-0004	大阪市中央区玉造2-16-8 玉造井上ビル４階	06-6796-8306 06-6762-5879	月～金 月1回土 (祝日除く)	10:00～15:00		○	○	○	○	○	○	◆	◆						Ⅱ型
	地域活動支援センター赤レンガ	565-0847	吹田市千里山月が丘6-8	06-6319-9894 06-6319-9894	月～金 (祝日除く)	9:00～17:30		○	○	○	○	△	○		◆				○		Ⅲ型
	地域活動支援センタールピア	564-0001	吹田市岸部北2-30-3	06-7503-1166 FAXなし	月～金 (祝日除く)	9:00～17:30		○	○	○	○	△	○		◆				○		Ⅲ型
豊中市	地域活動支援センタークム	561-0881	豊中市中桜塚3丁目12-24 アメニティ桜塚101	06-6853-5113 06-6853-5113	月～日	9:00～17:00 (サロン10:00～15:00)		○	○	○	○	○	○		◆			○			Ⅰ型
	サポートセンターる～ぷ	561-0814	豊中市豊南町東2-6-14	06-6332-8866 06-6332-8867	月～土 (祝日を除く)	9:00～17:15		○	○	○	○	△	○		◆	◆		○			Ⅰ型
大阪市	精神障害者地域生活支援センター　すいすい	537-0024	大阪市東成区東小橋1-8-12	06-6977-0114 06-6975-9955	火～土	10:00～17:00	留守番電話	△	△	○	△		○	◆	◆	◆					Ⅰ型
	地域生活支援センターサワサワ	557-0025	大阪市西成区長橋３－７－２８　ブランコート201号	06-4392-8720 06-4392-3331	月～金	10:00～17:00	法人内で対応	△	△	○	△	○	○	◆	◆						Ⅰ型
	ふれあいの里　地域活動支援センター	557-0063	大阪市西成区南津守1-4-46	06-6659-2672 06-6659-2673	日～木	10:00～17:00	館内で対応	△	△	○	△		○	◆	◆	◆					Ⅰ型
	地域活動支援センターこころの相談室リーフ	533-0031	大阪市東淀川区西淡路2-8-15　きずな館	06-6815-8975 06-6815-8976	火～土	9:30～17:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○	◆	◆						Ⅰ型
	地域生活支援センターふらっとめいじ	550-0012	大阪市西区立売堀1-12-8	06-6541-6668 06-6541-6658	月～金	10:00～15:00	留守番電話	△	△	○	△		○	◆	◆	◆					Ⅰ型
	地域活動支援センターもくれん	546-0023	大阪市東住吉区矢田6-8-7	06-6609-8500 06-6608-1922	月、火、木～土	10:00～17:00	携帯電話にて対応	△	△	○	△		○	◆	◆			○			Ⅰ型

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる					○ 無料 ◆実費負担あり								
大阪市	地域活動支援センター こころの相談ネットふうが	558-0054	大阪市住吉区帝塚山東5-8-3 住吉総合福祉センター１階	06-6678-9205 06-6678-7573	火～土	10:00～16:00	留守番電話	△	△	○	△	△	○	◆	◆						Ⅰ型
	“COCOLO”相談支援センター	532-0031	大阪市淀川区加島1-60-46	06-6308-7209 06-6308-7220	月～水・金・土	9:00～17:00	法人内で対応	△	△	○	△	△	○	◆	◆	◆					Ⅰ型
	地域活動支援センター アクセス	545-0003	大阪市阿倍野区美章園3-7-2	06-6629-2165 06-6629-2063	月～金	9:30～16:30 水曜のみ11:30～16:30	館内で対応	△	△	○	△		○	◆	◆	◆					Ⅰ型
	KITA工房	530-0022	大阪市北区浪花町2-7 ヴィラ天満１Ｆ	06-6375-1880 06-6375-1892	月～金	9:00～16:00		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	地域活動支援センター働楽	554-0013	大阪市此花区梅香2-15-5	06-6460-3126 06-6460-3126	月～金	10:00～16:00		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	ふれあい作業所	550-0002	大阪市西区江戸堀1-25-35 近商ビル2F	06-6444-0133 06-6444-0133	水・金	12:00～17:00		○	○	○	○		○		◆			○			Ⅱ型
	港ひかり作業所（ふれあい作業所の従たる事業所）	552-0014	大阪市港区八幡屋3-7-4	06-6444-0133 06-6444-0133	火・木・土	12:00～17:00		○	○	○	○		○		◆			○	○		Ⅱ型
	障害者作業所ひまわり	551-0002	大阪市大正区三軒家東6-19-7	06-6555-4614 06-6555-4614	水～日	10:00～16:00		○	○	○	○		○		◆				○	○	Ⅱ型
	ワークステーションチャレンジ	556-0014	大阪市浪速区大国3-9-16	06-6964-8812 06-6964-8813	月～金	10:00～15:00		○	○	○	○		○		◆				○	○	Ⅱ型
	地域活動支援センターつくし共同作業所	555-0013	大阪市西淀川区千舟3-9-31	06-6474-2279 06-6474-2279	月～金	9:00～15:30		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	淀川リバー	532-0023	大阪市淀川区十三東4-2-9 高田店舗1F	06-6308-0766 06-6308-0766	月～金	9:15～15:15		○	○	○	○		○		◆			○	○		Ⅱ型
	地域活動支援センター大阪ＤＡＲＣ	533-0021	大阪市東淀川区下新庄4-21-A102・A103	06-6323-8910 06-6323-8910	月～土	10:00～17:00		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	生野障害者福祉作業センター	544-0002	大阪市生野区小路3-19-22	06-6758-2684 06-6758-2684	月～金	9:30～16:00		○	○	○	○		○		◆				○	○	Ⅱ型
	和作業所	535-0004	大阪市旭区生江1-10-58	06-6922-0505 06-6922-0505	月火 木～土	10:00～15:00		○	○	○	○		○		◆				○	○	Ⅱ型
	あゆみハウス	535-0012	大阪市旭区千林2-16-8-310	06-6953-7808 06-6953-7808	月～金	9:30～15:00		○	○	○	○		○		◆	◆			○		Ⅱ型
	STS　GALLERY	536-0007	大阪市城東区成育3-5-19-1F	06-6930-5540 06-6930-5540	月～金	9:30～17:00		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	FOREVER～いつまでも～	537-0013	大阪市東成区大今里南2-7-17	06-6975-7066 06-6975-7088	月～金	10:00～16:00		○	○	○	○		○		◆			○		○	Ⅱ型
	みどり作業所	538-0052	大阪市鶴見区横堤4-24-8	06-6914-2799 06-6914-2799	月～金	10:00～15:00		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	地域活動支援センター 大阪マック	556-0006	大阪市浪速区日本橋東1-3-5	06-6648-1717 06-6648-1300	月～日	9:00～17:00 （日・祝 12:00～16:30）		○	○	○	○		○	◆	◆			○	○		Ⅱ型

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○　相談に応じることができる △　専門支援機関につなぐことができる					○　無料　◆実費負担あり								
大阪市	茶来	545-0021	大阪市阿倍野区阪南町4-8-3　三和ビル1F	06-6628-7713 06-6628-7713	月～金	9:00～17:00		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	さくら	559-0006	大阪市住之江区浜口西2-4-14	06-4701-0039 06-4701-0038	月～金	9:30～15:30		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	特定非営利活動法人　さわやか作業所	559-0016	大阪市住之江区西加賀屋3-16-14	06-6681-3012 06-6681-3012	月～金	9:30～15:30		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	地域活動支援センター大阪ハンディキャップセンターT・ハウス東粉浜店	558-0051	大阪市住吉区東粉浜3-24-8ビーズコート東粉浜1F	06-6673-0578 06-6673-0578	月～金	10:30～17:00		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	地域活動支援センター大阪ハンディキャップセンターT・ハウス安立店（大阪ハンディキャップセンターT・ハウス東粉浜店の従たる事業所）	559-0003	大阪市住之江区安立2-11-11	090-5123-1268	月～金	10:15～15:15		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	住吉野菊の会作業所	558-0055	大阪市住吉区万代5-18-3	06-6672-0906 06-6672-0904	月～金	10:00～15:30		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	福祉まどか作業所	547-0027	大阪市平野区喜連2-4-28	06-6705-5387 06-6705-5387	月～金	9:00～15:00		○	○	○	○		○		◆				○	○	Ⅱ型
	地域活動支援センターコムニタス工房	547-0032	大阪市平野区流町4-2-6	06-6703-0584 06-6703-0364	月～金	10:00～15:00		○	○	○	○		○	◆	◆				○		Ⅱ型
	フレンド作業所	547-0033	大阪市平野区平野西5-9-2グランドハイツ東側店舗	06-6760-5886 06-6760-6136	火水 金～日	10:00～15:00		○	○	○	○		○		◆				○	○	Ⅱ型
	地域活動支援センターオリーブ	547-0044	大阪市平野区平野本町4-14-20	06-6792-0092 06-6792-0092	月～金	9:00～16:00		○	○	○	○		○		◆	◆			○		Ⅱ型
	のぞみ作業所	557-0004	大阪市西成区萩之茶屋2-11-15	06-6647-6576 06-6647-6585	月～金	9:00～17:00		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	西成さつき会作業所	557-0034	大阪市西成区松2-1-5	06-6652-6789 06-6652-6789	月～金	9:30～17:30		○	○	○	○		○		◆				○		Ⅱ型
	大阪ろうあ会館	540-0004	大阪市中央区玉造2-16-8玉造井上ビル４階	06-6796-8306 06-6762-5879	月～土	10:00～15:00		○	○	○	○		○		◆						Ⅲ型
	地域活動支援センターボランチ	551-0001	大阪市大正区三軒家西1-25-24	06-6554-2324 06-6554-2314	月～日	9:00～15:30		○	○	○	○		○		◆	◆				○	Ⅲ型
	地域活動支援センターすももクラブ	532-0023	大阪市淀川区十三東3-11-15	06-6305-3969 06-6305-3969	月～金	9:30～16:00		○	○	○	○		○	◆	◆						Ⅲ型
	生江障害者会館光生園	535-0005	大阪市旭区赤川4-1-30	06-6921-6603	月・水 木～日	9:00～17:00		○	○	○	○		○	◆	◆						Ⅲ型
	地域活動支援センターくらすメイト	590-0078	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館3階	072-223-1433 072-223-1320	月～金 (祝日除く)	11:00～17:00		○	○	○	△	△			◆						Ⅱ型

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号 ＦＡＸ	利用日	利用時間	休日・時間外の対応	対象となる方					提供しているサービス								類型
								身体	知的	精神	難病等	子ども	相談支援	食事の提供	余暇支援	入浴	機能訓練	社会適応訓練	就労訓練	送迎	
								○ 相談に応じることができる △ 専門支援機関につなぐことができる					○ 無料 ◆実費負担あり								
堺市	地域活動支援センターKeepじゃんぼりぃ～	592-8335	堺市西区浜寺石津町東4-5-39	072-320-9091 072-320-9092	月～金 (祝日除く)	10:00～16:00		○	○	○		△		◆	◆						Ⅱ型
	サポートセンターいんくる	590-0141	堺市南区桃山台3-1-12	072-205-8692 072-205-8693	月～金 (祝日除く)	9:30～16:00	留守番電話	○	○	○	△	○		◆	◆						Ⅱ型
	サポートセンターむ～ぶ	591-8032	堺市北区百舌鳥梅町3-27-2	072-323-6611 072-323-6622	日･月･水･木･金（祝日除く）	9:00～17:00	留守番電話	○	○	○	△	△		◆	◆						Ⅱ型
	サニーハウス	587-0053	堺市美原区北余部53-3	072-363-7120 072-363-7120	火～土 (祝日除く)	火～金 11:30～18:00 土　10:00～17:00	留守番電話	○	○	○	△	△		◆	◆						Ⅱ型
	地域活動支援センターしののめハウス	590-0013	堺市堺区東雲西町4-6-20	072-222-5131 072-222-5202	月～土 (祝日除く)	月～土　12:00～20:00 土（隔週）　10:00～18:00	留守番電話	○	○	○	△	△		◆	◆	◆			○		Ⅲ型
	地域活動支援センターぜるこば	590-0025	堺市堺区向陵東町1丁3－4 三国ヶ丘四季ビル2階3階	072-252-6121 072-252-6121	月～金 (祝日除く)	月～木 11:30～18:00 金　12:30～19:00	留守番電話	○	○	○	△	△		◆	◆						Ⅲ型
	地域活動支援センター「ふらっとほーむ」	599-8236	堺市中区深井沢町3315 グランパス深井303号	072-247-7360 072-247-7360	日・月・水・金・土・祝日	10:00～18:00	併設相談センターで対応	○	○	○	△	○		◆	◆						Ⅲ型
	支援センターしらさぎ・ネスト	599-8107	堺市東区白鷺町2丁9-32	072-288-2237 072-288-2026	月～金・第2日曜日 (祝日除く)	月～木・第2日曜日 12:00～18:00 金　12:00～19:00	留守番電話	○	○	○	△	△			◆						Ⅲ型
	地域活動支援センター夢のおもちゃ箱	593-8311	堺市西区上405－2	072-289-5275 072-289-5276	火～土 (祝日除く)	10:00～16:00		○	○	○					◆						Ⅲ型
	地域活動支援センターわかば	590-0103	堺市南区深阪南119 ダイヤモンドビル202号	072-242-6605 072-237-0900	火～金・日 (祝日除く)	火～金 12:00～18:00 日　10:00～17:00		○	○	○	△	△			◆						Ⅲ型
	地域活動支援センターぱれっと	591-8032	堺市北区百舌鳥梅町3-39-32	072-250-9022 072-250-9061	火～土 (祝日除く)	10:30～16:30	留守番電話	○	○	○	△	○			◆						Ⅲ型
	地域活動支援センターリング・リング	591-8042	堺市北区大豆塚町1-22-16	072-253-5550 072-253-6270	月～金 (祝日除く)	月・火・木・金　11:00～17:00 水　12:00～19:00		○	○	○		△			◆						Ⅲ型
	地域活動支援センターおおはま	590-0829	堺市堺区東湊町5-276	072-241-1900 072-241-1901	月～金 (祝日除く)	14:00～18:00		○	○	△				◆	◆	◆				◆	Ⅲ型
	地域活動支援センターかたくら	590-0121	堺市南区片蔵165	072-291-5679 072-290-5300	月～金 (祝日除く)	14:30～19:00		○	○	△		△		◆	◆	◆				◆	Ⅲ型

日中一時支援を行う事業所

令和8年４月現在

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
大阪市	光徳寺善隣館　中津学園	531-0071	大阪市北区中津２丁目5番4号	06-6371-3000 06-6376-1267
	港育成園	552-0001	大阪市港区波除6丁目4番5号	06-6584-9241 06-6584-9274
	港第二育成園	552-0001	大阪市港区波除6丁目4番5号	06-6584-8452 06-6584-4630
	障害者支援施設　知恩寮	543-0017	大阪市天王寺区城南寺町1番10号	06-6761-1663 06-6768-1653
	障害児入所施設　法然寮	543-0017	大阪市天王寺区城南寺町1番10号	06-6761-1664 06-6768-1653
	アンダンテ加島	532-0031	大阪市淀川区加島1丁目36番46号	06-4806-6780 06-4806-6781
	淀川暖気の苑	532-0013	大阪市淀川区木川西4丁目5番40号	06-6885-7811 06-6885-7813
	障がい者センター　翔館　（休止）	533-0031	大阪市東淀川区西淡路1丁目13番25号	06-6321-3671 06-6321-3672
	東成育成園	537-0014	大阪市東成区大今里西1丁目1番15号	06-6981-0262 06-6981-0703
	ひかりショートステイ	544-0011	大阪市生野区田島5丁目11番26号	06-6758-3943 06-6757-5499
	いわき生野学園	544-0002	大阪市生野区小路3丁目19番19号	06-6753-1121 06-6753-1123
	あさひ希望の里	535-0001	大阪市旭区太子橋1丁目16番22号	06-6954-0971 06-6954-0972
	豊里学園	535-0001	大阪市旭区太子橋1丁目16番24号	06-6951-2066 06-6951-2541
	すみれ共同作業所	536-0001	大阪市城東区古市1丁目21番38号	06-6934-4607 06-6934-8698
	すみれ愛育館	536-0001	大阪市城東区古市1丁目19番15号	06-6931-3872 06-6931-5081
	クレヨン	538-0032	大阪市鶴見区安田４－１－46	06-6912-4110 06-6912-8582
	福祉型障害児入所施設　平和寮	545-0021	大阪市阿倍野区阪南町3丁目27番2号	06-6621-4583 06-6622-2156
	住之江木の実園	559-0013	大阪市住之江区御崎3丁目2番2号	06-6685-6611 06-6685-6622
	大阪市立敷津浦学園	559-0015	大阪市住之江区南加賀屋3丁目10番27号	06-6683-3300 06-6686-4035
	住吉総合福祉センター	558-0054	大阪市住吉区帝塚山東5丁目8番3号	06-6678-7572 06-6678-7573
	キンダーハイム　（休止）	546-0023	大阪市東住吉区矢田6-8-29	06-6609-6300 06-6609-7300
	第一博愛	557-0063	大阪市西成区南津守1丁目4番7号	06-6656-7001 06-6656-7006
	障害者支援施設　いまみや	557-0003	大阪市西成区天下茶屋北1丁目3番19号	06-6632-6403 06-6632-6404
	自立センター　前穂　（休止）	569-1022	高槻市日吉台1-21-18	072-689-8600 072-689-8900

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
大阪市	支援センターさくら	574-0036	大東市末広町15−6	072-871-0030 072-889-2365
	かうり・がむ	550-0023	大阪市西区千代崎1-23-5	06-6585-2227 06-6585-2228
	支援センター中	537-0023	大阪市東成区玉津２−１１−２６	06-6975-3380 06-6748-0336
	サポートセンターあるす	557-0043	大阪市西成区玉出東2-2-29	06-4398-0073 06-4398-0072
	育み	552-0001	大阪市港区波除1−1−97−2F	06-6584-0700 06-6584-0702
	支援センターあまみ・ピカイチ	580-0032	松原市天美東1丁目55番1号	072-331-9200 072-338-3456
	なわて更生園	575-0022	四條畷市大字南野2463	072-876-3334 072-876-6006
	ほっと。する	534-0022	大阪市都島区都島中通3-17-6-502号	06-6929-1081 06-6929-1082
	ばあばのおうち（休止）	591-8044	堺市北区中長尾町4丁3番29号	072-258-6028 072-258-6028
	ケアセンターにし	552-0007	大阪市港区弁天4丁目13番10号201	06-6568-9851 06-6568-9852
	泉嶺ホーム	599-8251	堺市中区平井４８２番地	072-277-0374 072-277-0325
	ケアサービス　ダンデライオン	530-0041	大阪市北区天神橋５丁目７番１０号７Ｆ	06-4801-8300 06-4801-8301
	ショートステイセンター　ぷれす	569-1054	高槻市大字萩谷14番地1	072-699-0844 072-699-0199
	サテライト・オフィス平野	547-0026	大阪市平野区喜連西４丁目7-16　石光ビル	06-4302-8977 06-4302-8980
	児童発達支援・放課後等デイサービス フロル	532-0033	大阪市淀川区新高2丁目19番2号	06-6397-9995 06-6397-9995
	西成障害者会館	557-0025	大阪市西成区長橋３丁目2-27	06-6562-5800 06-6562-6677
	放課後等デイサービス　あすなろわかば	534-0022	大阪市都島区都島中通２丁目18-4	06-6167-7417 06-6167-7418
	日中一時支援あすたー	573-0093	枚方市東中振1丁目19-25	072-813-7123 072-813-7122
	こどもたちの窓Solana（ソラナ：ひだまり）	537-0014	大阪市東成区大今里西1丁目24番19号	06-6971-3767 06-6971-3820
	かぼちゃ	558-0003	大阪市住吉区長居1丁目14-2長居第３ハイツ102号室	06-6654-8105 06-6654-8106
	お預かりパークれいじゅ	536-0014	大阪市城東区鴫野西２丁目10-12　レイジュビル４階	06-4258-0888 06-4258-0222
	TCエンタメアカデミーLBV	574-0046	大東市赤井１丁目３番22号　住道はりまやビル３階	090-6559-2558 072-813-7237
	みっきぃ	573-0037	枚方市枚方上之町１１−２９　１Ｆ	072-808-8035 072-808-8036
	トラストｕｎｉ	580-0003	松原市一津屋二丁目５番２２号	072-338-2212 072-338-2213
	ノーサイドCLUB	581-0882	八尾市恩智北町1丁目188番地1	072-983-6886 072-983-6889
	日中一時支援　フリースタイル難波元町	556-0016	大阪市浪速区元町３丁目3-20堀賢ビル２階	06-7652-0688 06-7652-0688
	日中一時支援　フリールーム新今宮	556-0013	大阪市浪速区戎本町２丁目4-3プライムハイツ105号	06-7410-8920 06-7410-8920

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
大阪市	スペースＮＡＮＡＩＲＯ	537-0003	大阪市東成区神路１－７－４－２０１	06-6975-8277 06-6975-8278
堺市	社会福祉法人南湖会　泉嶺ホーム	599-8251	堺市中区平井482	072-277-0374 072-277-0325
	コスモス地域福祉活動センター　えると	599-8116	堺市東区野尻町8-4	072-288-1050 072-288-1717
	堺福泉療護園	593-8312	堺市西区草部341	072-271-0008 072-271-0082
	ピュアあすなろ	590-0156	堺市南区稲葉3-1581	072-260-5570 072-260-5580
	パル・茅渟の里	590-0122	堺市南区釜室995-1	072-290-6880 072-290-6881
	陵東館長曽根	591-8025	堺市北区長曽根町713-2	072-259-0010 072-259-2941
	ショートステイ堺あけぼの	590-0134	堺市南区御池台5-2-6	072-292-8818 072-292-7387
	福祉型障害児入所施設　平和寮	545-0021	大阪市阿倍野区阪南町3-27-2	06-6621-4583 06-6622-2156
	四天王寺太子学園	583-0992	南河内郡太子町山田3552	0721-98-2030 0721-98-2031
	ショートステイ　ぴーす	594-0054	和泉市一条院町１２番地	0725-58-7245 0725-58-7246
	キャン・スティ	599-8234	堺市中区土塔町２４８４番地	072-284-7161 ― 072-284-7162
	ショートステイ　あかね	599-8114	堺市東区日置荘西町８丁１番１号	072-286-2260 072-286-2268
	ショートステイはなのいえ	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町三丁１４７番地１	072-252-0087 072-253-6561
	総合生活支援センターそら/ショートステイそら	590-0131	堺市南区槇２０２－９	072-291-2628 072-291-2629
	ふれあいホーム　ヴァンサンクつつじ ショートステイ１	587-0022	堺市美原区平尾３５－１	072-369-2248 072-369-2249
	ふれあいホーム　ヴァンサンクつつじ ショートステイ２	587-0022	堺市美原区平尾３５－１	072-369-2248 072-369-2249
	短期入所センターほりでい	594-0003	和泉市太町５７６－３	0725-24-7670 0725-24-8322
	社会福祉法人和歌山つくし会 つくし医療・福祉センター	649-6215	和歌山県岩出市中迫６６５	0736-62-4121 0736-62-8185
	すむすむ	594-0042	和泉市箕形町４丁目１番１８号	0725-53-2242 0725-53-2211
	輝の日中一時支援	599-8272	堺市中区深井中町1211番地３	072-275-7439 072-275-7485
	でぃあはーつ２	594-0013	和泉市鶴山台１丁目１８番１０号	0725-24-3265 0725-24-3361
	ほんまちショートあるたいる	583-0885	羽曳野市南恵我之荘5丁目24番15号	072-937-6610 072-937-6610
	ショートステイ　あっぷ	599-8101	堺市東区八下町3丁74番地1	072-275-9681 072-275-9682

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
岸和田市	一般社団法人やまなみ福祉会　生活介護事業所きずな	599-0236	阪南市桃の木台１丁目７－１	072-476-0717 072-476-0717
	株式会社キャン　キャン・スティ	599-8234	堺市中区土塔町２４８４	072-284-7161 072-284-7162
	公益社団法人大阪聴力障害者協会　大阪ろうあ会館	540-0004	大阪市中央区玉造２丁目１６番８号　玉造井上ビル４階	06-6796-8306 06-6762-5879
	合同会社スマイルサポート　生活介護事業ねがい	598-0035	泉佐野市南中樫井５９８番地の１	072-457-3006 072-457-4006
	社会福祉法人光生会　岸和田光が丘学園	596-0815	岸和田市三ケ山町379	072-443-0678 072-443-0311
	社会福祉法人大阪福祉事業財団　せんごくの里	597-0051	貝塚市王子１１８３－３	072-437-1075 072-437-1076
	社会福祉法人大阪福祉事業団　貝塚こすもすの里	597-0042	貝塚市名越１０８７－５	072-421-3838 072-421-3837
	社会福祉法人日本ヘレンケラー財団　ＩＬ伯太	594-0023	和泉市伯太町３丁目１３－５７	0725-41-8191 0725-41-8190
	社会福祉法人あすなろ会　堺福泉療護園	593-8312	堺市西区草部３４１番地	072-271-0008 072-271-0082
	社会福祉法人いずみ野福祉会　山直ホーム	596-0102	岸和田市山直中町８４０番地	072-441-1343 072-441-1344
	社会福祉法人光生会　岸和田光生療護園　新館	596-0815	岸和田市三ヶ山町４２０５番	072-448-5900 072-448-5901
	社会福祉法人光生会　岸和田採光学園	596-0815	岸和田市三ケ山町２１１番地	072-443-0492 072-443-0205
	社会福祉法人光生会　ピープルライティングスクール泉北	595-0801	泉北郡忠岡町高月北１丁目１２番２号	0725-46-3683 0725-46-3784
	社会福祉法人コスモス　総合生活支援センターそら／ショートステイそら	590-0131	堺市南区栂２０２－９	072-291-2628 072-291-2629
	社会福祉法人堺あすなろ会　ピュアあすなろ	590-0156	堺市南区稲葉３丁1581番地	072-260-5570 072-260-5580
	社会福祉法人日本ヘレンケラー財団　太平	594-0023	和泉市伯太町３丁目１３番６８号	0725-45-2760 0725-45-2766
	社会福祉法人ぬくもり　障がい者デイサービスかえで	586-0023	河内長野市作町１番２０号	0721-55-4886 0721-55-4887
	社会福祉法人野のはな　ガマダシモン	597-0053	貝塚市地蔵堂３７６番地３	072-432-4055 072-432-4066
	特定非営利活動法人いずみの会フレンズ　ショートステイWぴーす	594-0031	和泉市伏屋町２丁目３番３９号	0725-58-7777 0725-58-7778
	特定非営利活動法人いずみの会フレンズ　ショートステイぴーす	594-0054	和泉市一条院町１２番地	0725-58-7245 0725-58-7246
	特定非営利活動法人福幸　フレンドリーⅡ	596-0003	岸和田市中井町２－６－３６－１０８	072-493-3098 072-493-3098
	社会福祉法人野のはな　ウィンディ・ウィローズ	590-0525	泉南市馬場１丁目１２番８号	072-482-8282 072-482-8288
	株式会社サニーリリーフ　リリーフ	592-0005	高石市千代田３丁目２番１号	0725-92-6092 0725-92-6099
	社会福祉法人和歌山つくし会　つくし医療・福祉センター	649-6215	和歌山県岩出市中迫665	0736-62-4121 0736-62-8185
	社会福祉法人堺あけぼの福祉会　ショートステイ堺あけぼの	590-0134	堺市南区御池台5丁2番6号	072-292-8818 072-292-7387
	社会福祉法人清光会　ゆかりの里	598-0023	泉佐野市大木10番地	072-459-7814 072-459-7260

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
岸和田市	社会福祉法人清光会　和泉の里	598-0023	泉佐野市大木2247番地の1	072-459-7613 072-459-7250
	社会福祉法人野のはな　マジックブルーム	599-0202	阪南市下出289番地	072-470-1811 072-470-1822
	愛の家「かがやき」	599-0301	泉南郡岬町淡輪1600番地	072-494-0123 072-494-0102
	社会福祉法人泉大津みなと会　あこや	595-0044	泉大津市河原町２番１３号	0725-20-3710 0725-23-2349
	社会福祉法人野のはな　森の小径	597-0053	貝塚市地蔵堂４６０番	072-488-7802 072-488-7805
	一般社団法人じゆう　らっき～♪すまいる	598-0024	泉佐野市上之郷１３２５-６	072-429-9087 ―
	めばえnicoすまいる♪	590-0503	泉南市新家1099－1	072-493-3065
	すぷらうと	598-0005	泉佐野市市場東二丁目13番18号関西ホームビル4階	072-462-3910
	輝の日中一時支援	599-8272	堺市中区深井中町1211番地３	072-275-7439
	えばぁ♪すまいる	598-0037	泉佐野市羽倉崎上町３丁目７番８号	080-7049-5576
	笑夢	596-0825	岸和田市土生町２丁目８番40号	080-8417-2446
	生活介護ぬくもりの郷	590-0521	泉南市樽井5丁目17番1号	072-475-9355
	ハレレアなっつ	596-0073	岸和田市岸城町28番36号	072-438-4165
	いっぽ	597-0022	貝塚市新井１０７	072-432-8603 072-432-8603
	La fika ginnan	598-0021	泉佐野市日根野３５３２番地	072-467-2765 072-467-2764
	あゆシェアハウス熊取	590-0422	泉南郡熊取町希望が丘一丁目１０番２３号	072-453-5100 072-453-5110
	多機能型事業所aiwaen	597-0015	貝塚市堀一丁目２６番７号	072-448-5900 072-448-5901
	ほっこりの里	597-0105	貝塚市三ツ松1708番１	072-421-2222
豊中市	日中一時支援事業あすなろ	561-0872	豊中市寺内一丁目1番10号	06-6866-4830 06-6866-4830
	みずほおおぞら日中一時支援事業所	561-0891	豊中市走井三丁目5番35号	06-6848-3644 06-6848-3666
池田市	三恵園	563-0013	池田市中川原町13番地の1	072-753-4401 072-753-8750
	有限会社でっちさん	563-0043	池田市神田2丁目21番7号	072-753-0846 072-753-9220
	ウエルカム	563-0047	池田市室町2番10号	072-752-6660 072-752-7690
	Gootela	563-0031	池田市天神1丁目10番19号	072-737-5381 072-737-5382
	Aina	563-0028	池田市渋谷2丁目1番20号　1階	072-768-8827 072-768-8828

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
池田市	明日香	563-0043	池田市神田1丁目2番21号　セントラルコート5号館-102	072-735-7586 072-735-7586
	ほっとすぺーすあおば	563-0044	池田市呉服町2-20　クレハ220　403号	072-751-3858 072-754-5815
	あんあん	563-0022	池田市旭丘1丁目11番19号 東光ビル１階	072-751-2236 072-751-2238
吹田市	わかば	565-0862	吹田市津雲台4丁目1番9号	06-4860-6417 06-4860-6418
	常照園短期入所センター	564-0063	吹田市江坂町３丁目４０番２３号	06-6386-9722 —
	あおぞらクラブ２	565-0861	吹田市高野台1丁目6番13号　2階	06-6319-9270 06-6319-9271
	あおぞらクラブ３	564-0031	吹田市元町19番8号　ビッグワンビル2階	06-6170-4103 06-6170-4104
	YY　PLACE	564-0012	吹田市南正雀1丁目１９番４号	06-6734-5518 —
泉大津市	社会福祉法人 光生会　ピープルライティングスクール泉北	595-0801	泉北郡忠岡町高月北１－１２－２	0725-46-3683 0725-46-3784
	ＩＬ伯太	594-0023	和泉市伯太町３－１３－５７	0725-41-8191 0725-41-8190
	知的障害者総合福祉施設　愛の家	599-0301	泉南郡岬町淡輪１６００	072-494-0123 072-494-0120
	あこや	595-0054	泉大津市汐見町８５－１	0725-20-3710 0725-23-2349
	社会福祉法人　南湖会　泉嶺ホーム	599-8251	堺市中区平井４８２	072-277-0374 072-279-2650
	社会福祉法人 日本ヘレンケラー財団 太平	594-0023	和泉市伯太町３－１３－６８	0725-45-2760 0725-45-2766
	なにわ学園	583-0857	羽曳野市誉田１７７２－１	072-957-0470 072-957-0469
	コスモス地域福祉活動センターえると	599-8116	堺市東区野尻町８－４	072-288-1050 072-288-1717
	四天王寺太子学園	583-0992	南河内郡太子町山田3552	0721-98-2030 0721-98-2031
	大阪ワークセンター	594-0031	和泉市伏屋町５丁目１０番１１号	0725-57-0883 0725-57-0884
	ショートステイ　ぴーす	594-0054	和泉市一条院町12番地	0725-58-7245 0725-58-7246
	あまの園	586-0094	河内長野市小山田町６７－８	0721-56-7837 0721-56-7850
	ガマダシモン	597-0053	貝塚市地蔵堂３７６番地３	072-432-4055 072-432-4066
	ウィンディ・ウィローズ	590-0525	泉南市馬場１丁目１２番８号	072-482-8282 072-482-8288
	マジックブルーム	599-0202	阪南市下出２８９	072-470-1811 072-470-1822
	ショートステイWぴーす	594-0031	和泉市伏屋町２丁目３番３９号	0725-58-7777 0725-58-7778
	ショートステイ堺あけぼの	590-0134	堺市南区御池台５丁目２番６号	072-292-8818 072-292-7387
	短期入所センターほりでい	594-0003	和泉市太町５７６番地の３	0725-24-7670 0725-24-8322
	総合生活支援センターそら／ショートステイそら	590-0131	堺市南区栂２０２－９	072-291-2628 072-291-2629
	すむすむ	594-0042	和泉市箕形町４丁目１番１８号	0725-53-2242 0725-53-2211

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
	森の小径	597-0053	貝塚市地蔵堂４６０番	072-488-7802 072-488-7805

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
泉大津市	リリーフ	592-0005	高石市千代田３丁目２番１号	072-260-7805 072-260-4636
	らっき～♪すまいる	598-0024	泉佐野市上之郷1325-6	072-429-9087 072-429-9087
	えばぁ♪すまいる	598-0037	泉佐野市羽倉崎上町3丁目7番8号	072-447-6790 072-447-6791
	aid	590-0521	泉南市樽井2丁目21-3	072-468-7566 072-468-7567
	あゆシェアハウス熊取	590-0422	大阪府泉南郡熊取町希望が丘1丁目10番23号	072-453-5100 072-453-5110
	ふらっと	594-0053	和泉市芦部町81番地の1	0725-38-0770 0725-26-0778
高槻市	自立センター前穂	569-1022	高槻市日吉台１丁目２１番１８号	072-689-8600 072-689-8900
	日中一時グラミー	569-1131	高槻市郡家本町１４番５号	072-686-1136 072-686-1138
	地域生活支援センター光	569-1032	高槻市宮之川原２丁目９番１号	072-680-1110 072-691-8300
	花の会短期入所事業部	569-1042	高槻市南平台３丁目２９番１０号	072-697-7031 072-697-7031
	ショートステイセンターぶれす	569-1054	高槻市大字萩谷１４番地１	072-699-0844 072-699-0199
	株式会社生活支援センターすまいる短期入所	569-0031	高槻市大冠町２丁目５番８号	072-674-0334 072-672-6903
	高槻地域生活総合支援センターぷれいすＢｅ	569-1131	高槻市郡家本町５番２号	072-681-4720 072-681-4900
	ＣｏＣｏはうす	569-0832	高槻市唐崎中３丁目１５番１７号	072-678-5666 072-678-5666
	日中一時支援ソレイユ	569-0826	高槻市寿町３丁目２番２３号	072-648-4775 072-648-4776
貝塚市	貝塚こすもすの里	597-0042	貝塚市名越1087-5	072-421-3838 072-421-3837
	せんごくの里	597-0051	貝塚市王子1183-3	072-437-1075 072-437-1076
	ほっこりの里	597-0105	貝塚市三ツ松1708番1	072-421-2222 072-421-2221
	ガマダシモン	597-0053	貝塚市地蔵堂376番地3	072-432-4055 072-432-4066
	森の小径	597-0053	貝塚市地蔵堂450番	072-488-7802 072-488-7805
	いっぽ	597-0022	貝塚市新井107	072-432-8603 072-432-8602
	多機能型事業所aiwaen	597-0015	貝塚市堀1丁目26-7	072-433-3819 072-433-3833
守口市	わかたけ園	570-0047	守口市寺方元町４丁目７－１３	06-6997-4747 06-6997-4745
	守口障害者支援センター　ひだまり	570-0002	守口市佐太中町７丁目５－５	06-6136-6751 06-6136-6753
枚方市	南海香里のさと	573-0094	枚方市南中振1丁目20－48	072-832-8576 072-831-3231
	ワークショップ虹	573-1187	枚方市磯島元町21－10	072-848-8924 072-848-8911
	カルテット	573-0047	枚方市山之上1－19－10	072-804-4588 072-841-1130

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
	かけはし	573-0082	枚方市茄子作東町36－1	072-854-8688 072-380-6738

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
枚方市	清水園	573-0123	枚方市大字津田873−2	072-896-1600 072-896-0610
	障がい者複合施設いそしまカーム	573-1188	枚方市磯島北町29−15	072-849-1000 072-849-1010
	日中一時あすなろ	573-1182	枚方市御殿山町6−19	072-840-2740 072-840-2840
	日中一時支援おりーぶ	573-0027	枚方市大垣内町３丁目１１−１４サングレイス泉１階	072-804-3045 072-804-3045
	とくふうホーム	573-0112	枚方市尊延寺４５９２−２４	072-858-4058 072-856-4061
	ミント	573-0165	枚方市山田池東町２１−２　フロリアートB棟１階	072-808-6401 072-808-6401
	ぴっころ	573-0084	枚方市香里ヶ丘１２丁目２２番２２号	072-852-8175 072-852-1123
	TeToTe	573-1164	枚方市須山町３８−２３−101	072-845-6129 072-845-6179
	わお	573-1142	枚方市西船橋2丁目47番8号ファーストFK21-102号	072-845-4360 072-845-4360
	ばずる	573-0036	枚方市伊加賀北町2番30号102号室	072-894-9776 072-894-9751
	ひなたぼっこ	573-0163	枚方市長尾元町6丁目39番15号	072-851-8907 072-851-8907
	こどもテラス（日中一時）	573-0081	枚方市釈尊寺町25-31-102	072-852-0102 072-853-2280
	彩　Sai Kids ひので	573-0046	枚方市宮之下町24番1号	072-800-1225 072-800-1226
	日中一時支援事業所ふわり	573-0047	枚方市山之上1丁目19-15	072-845-5952 072-845-5952
茨木市	障がい者サポートセンターしみず	567-0059	茨木市清水一丁目28番15号	072-641-4512 072-641-3173
	茨木学園	568-0097	茨木市大字泉原37番地１	072-649-4900 072-649-2111
	第２茨木学園	568-0097	茨木市大字泉原70番地	072-649-2800 072-649-3332
	とんぼ作業所	567-0837	茨木市南目垣一丁目11番６号	072-633-2400 072-638-1170
	茨木市立障害者生活支援センターともしび園	567-0073	茨木市西穂積町８番２号	072-646-8428
	生活介護事業所あいの	567-0012	茨木市東太田一丁目４番39号	072-627-1919 072-627-1940
	茨木療護園	568-0084	茨木市大字安元27番地	072-649-3284 072-649-3665
	あい・あい塾	567-0001	茨木市安威二丁目４番１号	072-640-5335 072-641-1761
	日帰りショートステイ事業所ブラウンハウス	567-0046	茨木市南春日丘一丁目15-4	072-697-8562 072-697-8563
	リール　ぷらす	567-0831	茨木市鮎川四丁目27番25号ウイングビュー鮎川１階	072-635-1135 072-635-1136
八尾市	八尾市立障害者総合福祉センター	581-0081	八尾市南本町８−４−５	072-993-0294 072-993-0334
	障害者・児総合生活支援センター	581-0853	八尾市楽音寺１丁目８５−１	072-940-1215 072-943-0294
	四季の森	581-0853	八尾市楽音寺６０９番地	072-940-5500 072-940-5501
	いっぽ　一歩	581-0831	八尾市山本町北７丁目１番３２号	072-997-5015 072-997-3787

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
	ライフサポートなにわ	583-0857	羽曳野市誉田1772-1	072-957-0470 072-957-0469

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
八尾市	大阪ろうあ会館　玉造センター	540-0004	大阪市中央区玉造２丁目16番8号　玉造井上ビル４階	06-6796-8306 06-6762-5879
	四天王寺　太子学園	583-0992	南河内郡太子町山田3552	0721-98-2030 0721-98-2031
	どんぐりショートステイ事業所	639-0265	奈良県香芝市上中１２６３番地の２６	0745-78-5599 0745-78-6182
	ライフサポートおいばら	581-0092	八尾市老原８丁目５２番地－１	072-991-5800 072-991-1101
	介護支援「おさるとかごや」	581-0004	八尾市東本町3−3−10−101	072-924-5252 072-998-9979
	日中一時支援事業　風	581-0028	八尾市八尾木東３丁目９番地	072-990-6644 072-990-6645
	地域支援センターともだち	581-0865	八尾市服部川１丁目４８番地	072-941-0606 072-941-0607
	生活介護ノーサイドＬＡＢＯ	581-0882	八尾市恩智北町１－１８６－１	072-983-6886 072-983-6889
	ノーサイドCLUB	581-0882	八尾市恩智北町１－１８６－１	072-983-6886 072-983-6889
	ピュアプラネット	577-0034	東大阪市御厨南二丁目6番22号	06-6781-1197 06-6784-3390
	若草工房	578-0904	東大阪市吉原2−3−12	072-960-5400 072-960-6300
	支援センター中	537-0023	大阪市東成区玉津2丁目１１－２６	06-6975-3380 06-6748-0336
	くじらかん	581-0851	八尾市上尾町1丁目１－４	072-923-4173 072-923-1173
	なないろ	581-0852	八尾市西高安町三丁目11番地	072-996-0008 072-996-0009
	日中一時支援事業ころちゃん	581-0075	八尾市渋川町6−3−32エクセルハイツⅡ202号室	072-976-4692 072-976-4693
	スターラボ	574-0046	大東市赤井１－３－２２　住道はりまやビル３階	072-813-7236 072-813-7237
	日中一時支援事業所えいか	581-0081	八尾市南本町２－２－２０	072-923-8120
	高井田苑	582-0015	柏原市大字高井田1020-58	072-975-3931 072-978-1781
	里の風	581-0856	八尾市水越２－８１	072-940-3321 072-940-3322
	ノーサイド八尾SPA	581-0882	八尾市恩智北町1-186-1	072-983-6886 072-983-6889
	ノーサイド柏原	582-0009	柏原市大正1-8-12　マンション明和1Ｆ	072-983-6886 072-983-6889
	日中一時支援またた	581-0022	八尾市柏村町4丁目27番地	072-990-5855
	日中一時支援たたう	581-0016	八尾市八尾木北1丁目39番地	072-990-5855
泉佐野市	和泉の里	598-0023	泉佐野市大木2247-1	072-459-7613 072-459-7250
	泉ヶ丘療護園	598-0071	泉佐野市鶴原935-3	072-458-6030 072-458-6080
	La fika ginnan	598-0021	泉佐野市日根野3532	072-467-2765 072-467-2764

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
泉佐野市	チャレンジド生活支援センターホライズン	598-0071	泉佐野市鶴原1071-1	072-460-0112 072-468-6805
	生活介護事業所ねがい	598-0035	泉佐野市南中樫井598-1	072-457-3006 072-457-4006
	ゆかりの里	598-0023	泉佐野市大木10	072-459-7814 072-459-7260
	さらなプラス	598-0002	泉佐野市中庄1081-90	072-424-3377 072-424-3388
	恵誠の里	598-0024	泉佐野市上之郷2007-1	072-467-1181 072-467-2281
	ワークさらな	598-0071	泉佐野市鶴原398-3	072-463-6011 072-463-6022
	すぷらうと	598-0005	泉佐野市市場東２丁目13-18 関西ホームビル４階	072-462-3910 072-462-3911
富田林市	桃花塾（児童部）	584-0008	富田林市大字喜志２０６７番地	0721-23-2076 0721-23-2206
	ハッピーまどか	584-0024	富田林市若松町５丁目１２番３７号 サンビレッジ杉山Ａ１０２	090-6758-3637 0721-98-3263
	こんごう	584-0054	富田林市大字甘南備２１６番地	0721-69-5036 0721-69-5037
	日中一時すずらん	584-0042	富田林市北大伴町３丁目６－１６	0721-25-0031 0721-25-0032
	梅の里ホーム	584-0081	富田林市大字廿山２０番地の８	0721-40-1511 0721-40-1512
	すぷらうと	584-0082	富田林市向陽台五丁目７番１１号	0721-21-7657 0721-21-8162
	あまの園	586-0094	河内長野市小山田町６７番８号	0721-56-7837 0721-56-7850
	四天王寺 太子学園	583-0992	南河内郡太子町大字山田3552番地	0721-98-2030 0721-98-2031
	社会福祉法人　佳松会　科長の郷	583-0993	南河内郡太子町大字畑100番地の1	0721-98-5000 0721-98-5678
	社会福祉法人マイウェイ福祉の会　草笛の家	585-0014	南河内郡河南町白木1033－４	0721-90-3500 0721-90-3501
	コスモス地域福祉活動センターえると	599-8116	堺市東区野尻町８番地４	072-288-1050 072-288-1717
	なにわ学園	583-0857	羽曳野市誉田１７７２番地の１	072-957-0470 072-957-0469
	重度身体障害児（者）短期入所施設 ばあばのおうち	591-8044	堺市北区中長尾町4丁3－29	072-258-6028 072-258-6028
	ショートステイ堺あけぼの	590-0134	堺市南区御池台5丁２番６号	072-292-8818 072-292-7387
	障がい者デイサービスかえで	586-0032	河内長野市栄町30-46	0721-55-4886 0721-55-4887
	訪問介護あゆみ	586-0024	河内長野市西之山町４－３１	0721-69-6508 ー
	さらホーム日中一時支援事業	584-0069	富田林市錦織東三丁目１番２１号	0721-26-8881 0721-26-8882
	生活介護ノーサイドＬＡＢＯ	581-0882	八尾市恩智北町１丁目１８６番地１	072-983-6886 072-983-6889
	マザーズステイ	585-0053	南河内郡千早赤阪村小吹６８番地の４９８	0721-21-6698 0721-21-6626
	ふれあいホームヴァンサンクつつじ ショートステイ１	587-0022	堺市美原区平尾３５－１	072-369-2248
	ふれあいホームヴァンサンクつつじ ショートステイ２	587-0022	堺市美原区平尾３５－１	072-369-2249

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
	ピースフルケアおりひめ	576-0053	交野市郡津４丁目４０番５号	072-800-1212 072-800-1213

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
寝屋川市	おはな	572-0051	寝屋川市高柳２丁目２１番１号	072-813-0873 072-813-0877
	かけはし	573-0082	枚方市茄子作東町36番1号	072-854-8688 072-380-6738
	社会福祉法人　光輝会　隆光学園　輝きステーション	572-0018	寝屋川市境橋町２７番６号	072-837-0101 072-837-0102
	社会福祉法人　光輝会　隆光学園	572-0855	寝屋川市寝屋南2丁目15番1号	072-822-0123 072-822-0034
	障害者生活介護さん・すまいる	572-0059	寝屋川市黒原新町1番3号	072-839-0400 072-839-0400
	小路北町作業所	572-0865	寝屋川市小路北町18番30号	072-824-5075 072-824-5075
	すばる・北斗福祉作業所	572-0853	寝屋川市大谷町7番1号	072-824-4664 072-824-4767
	社会福祉法人 月の輪学院	572-0076	寝屋川市仁和寺本町2丁目3番3号	072-826-0619 072-839-3382
	南海香里のさと	573-0094	枚方市南中振１丁目20番48号	072-832-8576 072-834-3231
	なわて更生園	575-0022	四條畷市南野2463	072-876-3334 072-876-6006
	株式会社のぞみ　のぞみののんちゃん	575-0033	四條畷市美田町11番14号	072-877-5077 072-877-5077
	日中一時支援事業所ひまわり	575-0055	四條畷市西中野1丁目9番34号 シティライフ柳本102号室	072-863-1014 072-863-1013
	ふたば	572-0073	寝屋川市池田北町２３番９号	072-838-7309 072-380-7175
	ひだまり	572-0844	寝屋川市太秦緑が丘22番15号	072-811-3343 072-811-3346
	マハロ	574-0077	大東市三箇6丁目5番5号	072-803-8763 072-803-8764
	らぶねす	575-0013	四條畷市田原台４丁目19番９号	0743-87-9998 0743-87-9998
	株式会社のぞみ　やどかりのんちゃん	575-0002	四條畷市岡山１丁目16番14号	072-863-2211 072-863-2212
	日中一時支援事業「Largo」（ラルゴ）	572-0061	寝屋川市長栄寺町5番1号	072-826-4655 072-838-8032
	さくらの作業所	572-0838	寝屋川市八坂町27番２号	072-813-3006 072-813-3007
	就労支援センター　アクア	572-0867	寝屋川市高宮あさひ丘25番13号	072-800-5513 072-800-5514
	スターラボ	574-0046	大東市赤井１丁目３番２２号住道はりまやビル３階	072-813-7236 072-813-7237
	第２つばさ児童デイサービスセンター	572-0073	寝屋川市池田北町22番10号	072-830-7656 072-830-7655
	ＬＩＢｉ　ＨＯＭＥ	572-0835	寝屋川市日之出町10番34号	072-813-8444 072-813-8788
	こどもテラス	573-0081	枚方市釈尊寺町25番31棟102号	072-853-2280 072-853-2280
	こどもテラス香里ケ丘	573-0084	枚方市香里が丘12－22－22	072-845-5897 072-845-5897
	グラッチェ株式会社 ぴっころ	573-0084	枚方市香里が丘12－22－22	072-852-8175 072-852-1123
	日中一時りんの	572-0811	寝屋川市楠根南町２２番１号	072-813-9180 072-821-9403
	生活介護センターダイヤ	572-0867	寝屋川市高宮あさひ丘2-29-3	072-812-5792 072-812-5793

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
寝屋川市	つばさ福祉作業所	572-0073	寝屋川市池田北町15番9号	072-839-2234 072-839-2236
河内長野市	あまの園	586-0094	河内長野市小山田町67-8	0721-56-7837 0721-56-7850
	障がい者デイサービスかえで	586-0032	河内長野市栄町30-46	0721-55-4886 0721-55-4887
	つぼみ	586-0024	河内長野市西之山町4-31	0721-69-6508 0721-69-6508
松原市	支援センターあまみ・ピカイチ	580-0032	松原市天美東１丁目５５番１号	072-331-9200 072-338-3456
	ひまわり作業所	580-0033	松原市天美南二丁目190番地	072-335-5120 072-335-5120
	えるで	580-0044	松原市田井城6-328-2	072-332-0987 072-331-8200
	大阪ろうあ会館	537-0025	大阪市東成区中道1-3-59	06-6748-0380 06-6748-0383
	トラストuni	580-0003	松原市一津屋2-5-22	072-338-2212 072-338-2213
	四天王寺太子学園	583-0992	南河内郡太子町山田3552	0721-98-2030 0721-98-2031
	科長の郷	583-0993	南河内郡太子町畑100－1	0721-98-5000 0721-98-5678
	桃花塾　児童部	584-0008	富田林市喜志2067	0721-23-2076 0721-23-2016
	総合生活支援センターそら	590-0131	堺市南区栂202-9	072-291-2628 072-291-2629
	ほんまちショートあるたいる	583-0885	羽曳野市南恵我之荘５－２４－１５	072-937-6610 072-937-6610
	ノーサイドCLUB	581-0882	大阪府八尾市恩智北町１－１８８－１	072-983-6886 072-983-6889
大東市	大阪手をつなぐ育成会　支援センターさくら	574-0036	大東市末広町15番6号	072-871-0030 072-889-2365
	コスモス住道	574-0026	大東市住道１丁目１番９号	072-870-7410 072-870-7410
	マハロ	574-0077	大東市三箇６丁目５番５号	072-803-8763 072-803-8764
	津の辺	574-0016	大東市南津の辺町１番４３号	072-878-1118 072-878-1195
	グローリーワーク大東	574-0004	大東市南楠の里町１６番６号	072-862-0417 072-886-3099
	ポラリス日中day	574-0046	大東市赤井１丁目１５番１号大東ビル１２階	072-871-2726 072-871-2727
	TCエンタメアカデミーLBV	574-0046	大東市赤井１丁目３番２２号住道はりまやビル３階	072-813-7236 072-813-7237
	日中一時支援事業所ひまわり	575-0055	四條畷市西中野1丁目9−番34号シティライフ柳本102号	072-863-1014 072-863-1013
	なわて更生園	575-0022	四條畷市大字南野2463番地	072-876-3334 072-876-6006
	らぶねす	575-0013	四條畷市田原台4丁目19番9号	0743-87-9998 0743-87-9998
	株式会社のぞみ　のぞみののんちゃん	575-0033	四條畷市美田町11番14号	072-863-2211 072-863-2212
	株式会社のぞみ　やどかりのんちゃん	575-0002	四條畷市岡山１丁目16番14号	072-863-2211 072-863-2212
	若草工房	578-0904	東大阪市吉原２丁目３番１２号	072-965-0300 072-965-0400

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
大東市	あおば	578-0973	東大阪市東鴻池町２丁目４番３３号	072-965-0300 072-965-0400
	ショートステイとぅはーと	575-0021	四條畷市南野２丁目5番18号	090-8164-0619 ー
	就労支援センターアクア	572-0867	寝屋川市高宮あさひ丘25番13号	072-877-7666 072-877-7666
和泉市	社会福祉法人　和歌山つくし会　医療型障害児入所施設・療養介護施設　つくし医療・福祉センター	649-6215	和歌山県岩出市中迫６６５	0736-62-4121 0736-62-8185
	社会福祉法人　南湖会 泉嶺ホーム	599-8251	堺市中区平井４８２番地	072-277-0374 072-277-0325
	輝のショートステイ	599-8272	堺市中区深井中町1211番地3	072-275-7439 072-275-7485
	ゆかりの里	598-0023	泉佐野市大木10番地	072-459-7814 072-459-7260
	和泉の里	598-0023	泉佐野市大木2247番地の1	072-459-7613 072-459-7250
	社会福祉法人光生会ピープルライティングスクール泉北	595-0801	泉北郡忠岡町高月北１丁目１２番２号	0725-46-3683 0725-46-3784
	ショートステイ凪	595-0035	泉大津市式内町7番4号	0725-58-9009 0725-58-9010
	ショートステイぴーす	594-0054	和泉市一条院町１２番地	0725-58-7245 0725-58-7246
	すむすむ	594-0042	和泉市箕形町四丁目１番１８号	0725-53-2242 0725-53-2211
	さらの郷	594-0032	和泉市池田下町１３９７番地１	0725-41-7251 0725-41-7252
	ＩＬ伯太	594-0023	和泉市伯太町三丁目１３番５７号	0725-41-8191 0725-41-8190
	太平	594-0023	和泉市伯太町三丁目１３番６８号	0725-45-2760 0725-45-2766
	でぃあはーつ2	594-0021	和泉市山荘町３丁目3-33	0725-24-3265 0725-24-3361
	短期入所センター　ほりでい	594-0003	和泉市太町576-3	0725-24-7670 0725-24-8322
	障害者支援事業　ふくろう	590-0531	泉南市岡田２丁目２６０番地	072-468-7676 072-468-7679
	ピュアあすなろ	590-0156	堺市南区稲葉三丁１５８１番地	072-260-5570 072-260-5580
	総合生活支援センターそら／ショートステイそら	590-0131	堺市南区栂202-9	072-349-8621 072-349-8622
	パル・茅渟の里	590-0122	堺市南区釜室995番1	072-290-6880 072-290-6881
	ピュアプラネット	577-0034	東大阪市御厨南2-6-22	06-6781-1197 06-6784-3390
	グループホーム　パプリカ	640-8128	和歌山県和歌山市広瀬中ノ丁２丁目８８番地内	073-488-7788 073-488-7798
	ハレレアなっつ	596-0073	岸和田市岸城町28番36号	072-438-4165 072-415-4884
	あゆシェアハウス熊取	590-0422	泉南郡熊取町希望が丘１丁目10番23号	072-453-5100 072-453-5110
箕面市	ホームズみのお	562-0015	箕面市稲六丁目１５番２６号	072-727-3458 072-727-6933
柏原市	高井田苑	582-0015	柏原市大字高井田1020-58	072-975-3931 072-978-1781

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
羽曳野市	ほんまちショートあるたいる	583-0885	羽曳野市南恵我之荘5丁目24番15号	072-288-6900 —
	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園	583-0992	南河内郡太子町大字山田3552番地	0721-98-2030 0721-98-2031
	社会福祉法人　桃花塾	584-0008	富田林市喜志2067番地	0721-23-2076 —
	四季の森	581-0853	八尾市楽音寺６０９番地	072-940-5500 072-940-5501
	社会福祉法人マイウェイ福祉の会 草笛の家	585-0014	南河内郡河南町白木1033－４	0721-90-3500 —
	社会福祉法人 こごせ福祉会 すずらんホーム	584-0042	富田林市北大伴町3-6-16	0721-25-0031 —
	社会福祉法人　佳松会　科長の郷	583-0993	南河内郡太子町大字畑100番地の1	0721-98-5000 0721-98-5678
	あまの園	586-0094	河内長野市小山田町67-8	0721-56-7837 0721-56-7850
	なかまの里	590-0441	泉南郡熊取町大字久保2329	072-453-7545 —
	梅の里ホーム	584-0081	富田林市大字廿山２０番地の８	0721-40-1511 0721-40-1512
	高井田苑	582-0015	柏原市大字高井田1020-59	072-975-3931 072-978-1781
門真市	ジェイ・エス　ステージ	571-0043 571-0009 571-0013	門真市桑才新町24-1 門真市下馬伏19-9 門真市千石東町2-5-7	06-6905-1397 06-6905-8158
	なわて更生園	575-0022	四條畷市南野2463	072-876-3334 072-876-6006
	月の輪学院	572-0076	寝屋川市仁和寺本町2-3-3	072-826-0619 072-839-3382
	津の辺	574-0016	大東市南津の辺町1-43	072-878-1118 072-878-1195
	マハロ	574-0077	大東市三箇6-5-5	072-803-8763 072-803-8764
	大阪ろうあ会館	540-0004	大阪市中央区玉造2-16-8-4F	06-6796-8306 06-6762-5879
	おはなの作業所	572-0051	寝屋川市高柳2-21-1	072-813-0876 072-813-0877
	ふたば	572-0073	寝屋川市池田北町23-9	072-838-7309 072-380-7175
	就労支援センターアクア	572-0867	寝屋川市高宮あさひ丘25-13	072-800-5513 072-800-5514
	日中一時支援事業所ひまわり	575-0055	四條畷市西中野1-9-34-102	072-863-1014 072-863-1013
摂津市	摂津市立みきの路	566-0032	摂津市桜町２－１－７	072-632-2203 072-632-2668
	摂津市立児童発達支援センター	566-0071	摂津市鳥飼下２－１－４	072-654-9200 072-654-9200
高石市	いずみ通所センター	592-0013	高石市取石５－１０－３５	072-271-5588 072-273-0093
	コラール明日架	592-0014	高石市綾園４－５－２８	072-268-8702 072-261-2743
	きのすら	592-0011	高石市加茂１丁目２０－１２	072-320-7749 072-320-7749
藤井寺市	桃花塾（児童部）	584-0008	富田林市大字喜志2067番地	0721-23-2076 0721-23-2206
	四天王寺太子学園	583-0992	南河内郡太子町山田3552	0721-98-2030 0721-98-2031

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
藤井寺市	科長の郷	583-0993	南河内郡太子町大字畑100-1	0721-98-5000 0721-98-5678
	ライフサポートなにわ	583-0857	羽曳野市誉田1772-1	072-957-0470 072-957-0469
	若草工房	578-0904	東大阪市吉原2-3-12	072-960-5400 072-960-6300
	輝く	577-0824	東大阪市大蓮東4-4-3	06-6730-4980 06-6721-2731
	高井田苑	582-0015	柏原市大字高井田1020-58	072-975-3931 072-978-1781
	支援センターさくら	574-0036	大東市末広町15-6	072-871-0030 072-889-2365
	草笛の家	585-0014	南河内郡河南町白木1033-4	0721-90-3500 0721-90-3501
	支援センターあまみ・ピカイチ	580-0032	松原市天美東1-55-1	072-331-9200 072-338-3456
	あまの園	586-0094	河内長野市小山田町67-8	0721-56-7837 0721-56-7850
東大阪市	ショートステイひびき	577-0804	東大阪市中小阪五丁目１４番１２号	06-6727-5067 06-6727-5068
	若江障害者センター	578-0947	東大阪市西岩田一丁目２番１４号	072-961-0009 072-961-0006
	若草工房	578-0904	東大阪市吉原二丁目３番１２号	072-960-5400 072-960-6300
	クリエイティブハウス「パンジー」	578-0973	東大阪市東鴻池町二丁目４番８号	072-963-8818 072-963-8825
	とらい	579-8046	東大阪市昭和町５番１０号	072-984-2435 072-984-2436
	障がい児者総合福祉施設ノーサイド	577-0843	東大阪市荒川二丁目８番２６号	06-6736-1515 06-6736-1516
	ピュアプラネット	577-0034	東大阪市御厨南二丁目６番２２号	06-6781-1197 06-6784-3390
	夢のいえ	579-8053	東大阪市四条町９番８号	072-982-6060 072-982-6061
	東大阪市立障害児者支援センター　日中短期入所	578-0984	東大阪市菱江五丁目２番３４号	072-975-5725 072-975-5715
	あおば	578-0973	東大阪市東鴻池町二丁目４番３３号	072-976-4065 072-976-4240
	とらいⅢ	579-8056	東大阪市若草町９番２１号	072-968-7920 072-968-7921
泉南市	ウィンディ・ウィローズ	590-0525	泉南市馬場1丁目12番8号	072-482-8282 072-482-8288
	社会福祉法人桜花会サクラッコ	590-0503	泉南市新家1495番地の1	072-415-4879 072-415-2686
	株式会社Feeling 生活介護ぬくもりの郷	590-0521	泉南市樽井五丁目17番1号	072-475-9355 072-475-9355
	株式会社そわか21 aid	590-0521	泉南市樽井2丁目21-3	072-457-4131 072-477-8534
	株式会社元 就労継続支援B型事業所ベルタ	590-0521	泉南市樽井五丁目28番34号	072-468-7010 072-468-7020
	一般社団法人じゆう めばえnicoすまいる♪	590-0503	泉南市新家1099-1	072-493-3065 072-447-5727
	合同会社歩 障がい福祉サービス事業所スタート	590-0505	泉南市信達大苗代62-44-213	072-496-5765 072-496-5765
	一般社団法人じゆう やすらぎ♪すまいる	590-0503	泉南市新家559	072-468-7124 072-468-7125

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
	有限会社ケアーオフィス泉佐野シニア ＵＲＡＲＡＫＡぷちトマト	590-0503	泉南市新家3746-1	072-483-1400 072-483-1401

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
泉南市	一般社団法人ＷａｉＷａｉ ＷａｉＷａｉ　Ｓｃｈｏｏｌ	590-0503	泉南市新家７９４－４	072-425-5635 072-425-5635
四條畷市	なわて更生園	575-0022	四條畷市大字南野2463	072-876-3334 072-876-6006
	らぶねす	575-0013	四條畷市田原台4丁目19-9	0743-87-9998 0743-87-9998
	清滝らくらく苑	575-0061	四條畷市清滝中町1-3	072-876-3611 072-876-3610
	ジョイフルるうてる	575-0002	四條畷市岡山5-19-20	072-878-2277 072-878-5293
	のぞみののんちゃん	575-0033	四條畷市美田町11-14	072-877-5077 072-877-5077
	やどかりのんちゃん	575-0002	四條畷市岡山1-16-14	072-863-2211 072-863-2212
	キャンパス	575-0013	四條畷市田原台5丁目3-5	0743-87-9399
	ひまわり	575-0055	四條畷市西中野1丁目9-34-102	072-863-1014 072-863-1013
	津の辺	574-0016	大東市南津の辺町１－４３	072-878-1118 072-878-1195
	小路北町作業所	572-0865	寝屋川市小路北町18-30	072-824-5075 072-824-5075
	支援センターさくら	574-0036	大東市末広町１５－６	072-871-0030 072-889-2365
	社会福祉法人 月の輪学院	572-0076	寝屋川市仁和寺本町２－３－３	072-826-0619 072-839-3382
	マハロ	574-0077	大東市三箇6丁目5-5	072-803-8763 072-803-8764
	放課後ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽいこまのいえ	630-0134	生駒市あすか野北2丁目1-4　1階	0743-79-0065 0743-79-0080
	ショートステイとぅはーと	575-0021	四條畷市南野2丁目5-18	090-8164-0619
	ふたば	572-0073	寝屋川市池田北町23-9	072-838-7309 072-380-7175
	隆光学園	572-0855	寝屋川市寝屋南2丁目15-1	072-822-0123 072-822-0034
	LIBi　HOME	572-0835	寝屋川市日乃出町10-34	072-813-8444 072-813-8788
	スターラボ	574-0046	大東市赤井1-3-22　3階	072-813-7236 072-813-7237
	就労支援センターアクア	572-0867	寝屋川市高宮あさひ丘25-13	072-800-5513 072-800-5514
	奈良県立藤の木学園	631-0043	奈良市菅野台2-43	0742-45-0691 0742-45-0692
	ショートステイるうてる	575-0002	四條畷市岡山五丁目１９番２０号	072-878-9373
	生活介護センターダイヤ	572-0867	寝屋川市高宮あさひ丘2-29-3	072-812-5792
	しとみやの家	575-0042	四條畷市蔀屋本町6-34	072-862-0020
	このは	575-0052	四條畷市中野一丁目１番２０号	072-879-7458
交野市	なわて更生園	575-0022	四條畷市南野２４６３	072-876-3334 072-876-6006
	津の辺	574-0016	大東市南津の辺町１－４３	072-878-1118 072-878-1195

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
	特別養護老人ホーム天の川明星	576-0022	交野市藤が尾２－５－２２	072-894-3029 072-894-3028

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
交野市	ハートフルステーションいわふね	576-0033	交野市私市２－１４－１４	072-893-8604 072-893-8604
	月の輪学院	572-0076	寝屋川市仁和寺本町２－３－３	072-826-0619 072-839-3382
	ライフサポートなにわ	583-0857	羽曳野市誉田１７７２－１	072-957-0470 072-957-0469
	てらサポートセンター	576-0063	交野市寺４丁目５９０番地１	072-810-6668 072-810-8878
	日中一時あすなろ	573-1182	枚方市御殿山町６番１９号　１階	072-840-2740 072-840-2840
	ピースフルケアおりひめ	576-0053	交野市郡津４－４０－５	072-800-1212 072-800-1213
	かけはし	573-0082	枚方市茄子作東町３６－１	072-854-8688 072-380-6738
	日中一時支援おりーぶ	573-0027	枚方市大垣内町３丁目１１－４１サングレイス泉１階	072-804-3045 072-804-3045
	らぶねす	575-0013	四條畷市田原台４－１９－９	0743-87-9998
	清水園	573-0123	枚方市大字津田８７３番地２	072-896-1600 072-896-0610
	千手庵	576-0016	交野市星田５－１４－４	072-807-4755 072-807-8456
	日中一時支援事業所　Te To Te	573-1164	枚方市須山町３８-２３-１０１	072-845-6129 072-845-6179
	ゆるり	576-0052	交野市私部６丁目２０番３号２階	072-808-7015 072-808-7015
	ワークハウスやわらぎ	576-0063	交野市寺４丁目５９０番地の１	072-892-6671 072-892-6620
	くらじワークセンター	576-0061	交野市東倉治１丁目１２－１２	072-894-0437 072-894-0437
	LIBi　HOME	572-0835	寝屋川市日之出町１０－３４	072-813-8444 072-813-8788
	ぱずる	573-0036	枚方市伊加賀北町2番30号102号室	072-894-9776 072-894-9751
	就労継続支援B型　さくらの工房	576-0042	交野市梅が枝４３－３３コスモセンタービル２階	072-808-7241 072-808-7243
	日中一時支援あみーご	576-0042	交野市梅が枝５５－７　福井ビル２０１号	072-300-2075 072-300-2065
	ふたば	572-0073	寝屋川市池田北町２３－９	072-838-7309 072-380-7175
	こどもテラス	573-0081	枚方市釈尊寺町２５－３１－１０２	072-853-2280 072-853-2280
	こどもテラス香里ヶ丘	573-0084	枚方市香里ヶ丘１２－２２－２２	072-845-5897 072-845-5897
	どんぐり	576-0051	交野市倉治４－３５－２３	090-2281-4040 072-865-3457
	彩 Sai Kids ひので	573-0046	枚方市宮之下町２４－１	072-800-1225 072-800-1226
大阪狭山市	たんぽぽの丘	589-0034	大阪狭山市山本中1358番地	072-289-7503 072-290-7153
阪南市	(福）舞福祉会　舞グリーンフレンズ	599-0224	阪南市舞３－４１－１	072-471-9595 072-471-7758
	(福）ぽけっと福祉会 ワークセンターぽけっと	599-0214	阪南市山中渓４５８	072-472-9977 072-468-9778
	(福）野のはな　マジックブルーム	599-0202	阪南市下出２８９	072-470-1811 072-470-1822

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
	(社）やまなみ福祉会　生活介護事業所きずな	599-0236	阪南市桃の木台１－７－１	072-476-0717 072-476-0717

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
阪南市	レインボー	599-0232	阪南市箱作１１０３番地	072-474-4887 072-474-4888
	ハートワークひだまり	599-0232	阪南市箱作３５５番地の３	072-476-0539 072-476-0539
	(社）やまなみ福祉会　生活介護事業所2号館きずな	599-0201	阪南市尾崎町150-1	072-471-8000 072-471-8000
	工房　りんか	599-0202	阪南市下出75番地の４	050-8888-4444 －
	（社福）ぽけっと福祉会 ぽけっと学園	599-0212	阪南市自然田９９０番地	072-473-4577 072-473-4577
島本町	自立センター前穂	569-1022	高槻市日吉台一番町21番18号	072-689-8600 072-689-8900
	クローバーしまもと	618-0011	三島郡島本町広瀬三丁目3番24号	075-334-5968 075-334-5968
	生活介護事業所あいの	567-0012	茨木市東太田一丁目4番39号	072-627-1919 072-627-1940
	障害者自立支援拠点レモンテラス	618-0011	三島郡島本町広瀬二丁目7番4号	075-963-6981 075-963-6982
	ショートステイセンターぷれす	569-1054	高槻市大字萩谷14番地１	072-699-0844 072-699-0199
	高槻地域生活総合支援センターぷれいすＢｅ	569-1131	高槻市郡家本町5－2	072-681-4700 072-681-4900
	デイセンターふらっぷ	618-0022	三島郡島本町桜井三丁目4番2号	075-925-5223 075-925-5301
能勢町	第2三恵園	563-0352	豊能郡能勢町大里222-5	072-734-3405 072-734-3406
	おおざとの赤いやね	563-0352	豊能郡能勢町大里122-1	072-731-2700 072-731-2701
	かたやまの赤いやね	563-0354	豊能郡能勢町片山1-1	072-731-3030 072-731-3035
	ともがき	563-0113	豊能郡能勢町倉垣60	072-737-2133 072-737-2134
忠岡町	社会福祉法人 光生会　ピープルライティングスクール　泉北	595-0801	泉北郡忠岡町高月北1丁目12番2号	0725-46-3683 0725-46-3784
熊取町	くまとり弥栄園	590-0405	泉南郡熊取町大久保南三丁目１３８０番地の３	072-452-7030 072-452-7264
	風・福祉会	590-0451	泉南郡熊取町野田１丁目２番１２号ネゴロビル２階B号室	072-415-2294 072-496-2294
	児童デイサービスそら	590-0450	泉南郡熊取町大宮３丁目７０５番地の４	072-424-2881 072-424-6703
	あゆシェアハウス熊取	590-0422	大阪府泉南郡熊取町希望が丘一丁目１０番２３号	072-453-5100 072-453-5100
田尻町	フィオーレ南海身体障害者短期入所事業所	598-0092	泉南郡田尻町吉見326番地の1	072-465-3388 —
	グループホーム　かりん	598-0092	泉南郡田尻町吉見507番地6	072-466-0173 072-466-0174
岬町	愛の家「かがやき」	599-0301	泉南郡岬町淡輪１６００番地	072-494-0123 —
太子町	社会福祉法人　佳松会　科長の郷	583-0993	南河内郡太子町大字畑100番地の1	0721-98-5000 0721-98-5678
	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団　四天王寺太子学園	583-0992	南河内郡太子町大字山田3552番地	0721-98-2030 0721-98-2031
	社会福祉法人　桃花塾	584-0008	富田林市喜志2067番地	0721-24-8626 —
	社会福祉法人 こごせ福祉会　日中一時すずらん	584-0042	富田林市北大伴町3-6-16	0721-25-0031 —

市町村名	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号 FAX
河南町	社会福祉法人　桃花塾	584-0008	富田林市喜志2067番地	0721-24-8626 —
	社会福祉法人　科長の郷	583-0993	南河内郡太子町畑100－１	0721-98-5000 —
	社会福祉法人マイウェイ福祉の会　草笛の家	585-0014	南河内郡河南町白木1033－４	0721-90-3500 —
	社会福祉法人四天王寺福祉事業団　四天王寺太子学園	583-0992	南河内郡太子町山田3552	0721-98-2030 —
	社会福祉法人こごせ福祉会　すずらんホーム	584-0042	富田林市北大伴町3-6-16	0721-25-0031 —
千早赤阪村	社会福祉法人　桃花塾	584-0008	富田林市喜志2067番地	0721-23-2076 —
	社会福祉法人佳松会　科長の郷	583-0993	南河内郡太子町畑100－１	0721-98-5000 —
	社会福祉法人マイウェイ福祉の会　草笛の家	585-0014	南河内郡河南町白木1033－４	0721-90-3500 —
	社会福祉法人四天王寺福祉事業団　四天王寺太子学園	583-0992	南河内郡太子町山田3552	0721-98-2030 —
	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会支援センターあまみ	580-0032	松原市天美東１丁目５５番の１号	072-331-9200 —

※各市町村欄に掲載されている事業所を、当該市町村にお住まいの方がご利用いただけます。

※豊能町については、該当施設がありません。

相談支援事業所

※令和8年6月1日現在の情報を掲載しています。
※最新の情報及びご利用に関しては、各市町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。

(R8.6.1時点)

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
													視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由				直営	委託				
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要											
池田市	あおぞら	563-0025	池田市城南３-１-４０ 池田市保健福祉総合センター内	072-754-6003	072-754-6004	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	精神障害者地域活動支援センター咲笑	563-0042	池田市宇保町８-３０ ジェムトレンド１０１号	072-750-3230	072-750-3239	月・水～土	10:00～20:00 土・祝10:00～19:00			○		○									○	○	○	○
	福祉相談「くすのき」	563-0013	池田市中川原町１３-１	072-752-1831	072-737-8868	月～金	9:00～17:15	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△		○	○	○	○	○
	障がい者地域生活支援センターひだまり	563-0025	池田市城南３-１-４０ 池田市保健福祉総合センター内	072-754-6530	072-754-6076	月～金	8:45～17:15	○	○	○	○	○									○	○	○	
	相談支援センターSunはーと	563-0033	池田市住吉１丁目１４-２５-２０３	072-734-7145	072-734-7146	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○									○	○	○	
	やわら相談支援センター	563-0032	池田市石橋2丁目14番11号	072-760-4306	072-760-4301	月～金	11:00~13:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター貴陽	563-0056	池田市栄町3番5号　NK　HOUSE１０１号室	072-737-8451	072-737-8471	月～日	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	あん相談支援事業所　池田	563-0022	池田市旭丘2丁目4-11-203	072-796-6587	072-702-0195	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所MOMB	563-0043	池田市神田1丁目32番17号 ベリーノ1A	072-737-8661	072-753-0808	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	池田市立児童発達支援センターやまばと学園	563-0022	大阪府池田市旭丘1丁目1番10号	080-7932-7786	027-762-3218	月～金	9:00～16:30					○											○	
豊能町	とよの障害者支援センター「まーぶる」	563-0217	豊能町川尻７２-５	072-739-0456	072-739-0457	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	福祉相談「くすのき」	563-0013	池田市中川原町１３-１	072-752-1831	072-737-8868	月～金	9:00～17:15	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△			○	○	○	○
	精神障害者地域活動支援センター咲笑	563-0041	池田市満寿美町10-13	072-750-3230	072-750-3239	月・水～日	10:00～20:00			○		○									○	○	○	○
	豊能町障害者基幹相談支援センター	563-0103	豊能町東ときわ台１-２-３	072-738-7770	072-738-3407	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○							○					
	相談支援センター　ここりんく	563-0101	豊能町吉川１８７番地の１	072-733-2370	072-733-2303	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
能勢町	福祉相談「くすのき」	563-0013	池田市中川原町１３-１	072-752-1831	072-737-8868	月～金	9:00～17:15	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△		○	○	○	○	○
	精神障害者地域活動支援センター咲笑	563-0041	池田市満寿美町10-13	072-750-3230	072-750-3239	月・水～土	10:00～20:00			○											○	○		○
	福祉相談With	563-0123	能勢町下田尻２０番地	072-735-2212	072-735-2213	月～金	9:00～16:00		○			○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要							直営	委託				
箕面市	箕面市基幹相談支援センター（共生社会福祉課）	562-0014	箕面市萱野5-8-1 総合保健福祉センター内	072-727-9501	072-727-3539	月～金	9:00~17:00	○	○	○	○	○								○					
	パオみのお	562-0036	箕面市船場西一丁目１１番３５号　総合保健福祉センター分館２階	072-726-7800	072-726-7800	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	△										○	○		○
	ウイズ	562-0045	箕面市瀬川三丁目３番２１号	072-725-2179	072-724-5300	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	△										○	○		
	特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会ライフタイムミント	562-0001	箕面市箕面四丁目８番３０号 箕面市障害者の生活と労働推進協議会内	072-720-6806	072-723-6506	月～金	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	支援センターい～な	562-0015	箕面市稲６丁目１５番２６号	072-734-6064	072-734-6933	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○											○	○	○
	光明の郷相談支援センター「はくしま」	562-0024	箕面市粟生新家三丁目１２番５号	072-726-9160	072-729-5571	月～金	9:15～18:00	○	○	○	○	○											○	○	
	相談るうぶ	562-0015	箕面市稲１丁目１１番２号　ふれあい就労支援センター３階	072-724-3382	072-723-8803	月～金	9:15～17:00	○	○	○		○											○	○	
	あじさい箕面ケアセンター	562-0041	箕面市桜五丁目10番１２号	072-720-7617	072-720-5506	月～金	11:00~16:00	○	○	○	○	○											○	○	
	相談支援エールライン	562-0015	箕面市稲二丁目１０－１６	072-747-5905	072-746-8835	月～金	9:00～13:00	○	○	○	○	○											○	○	
	相談支援事業所心の灯	562-0041	箕面市桜2-7-23　めぞんどすてら１０５	072-747-7738	072-747-7738	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○											○	○	
	はつかぜ	562-0001	箕面市箕面六丁目７番４３号マグノリア箕面１０２号室	072-734-7922	072-734-7923	月・火・水・木・土	10:00～12：00	○	○	○	○	○											○	○	
	相談支援事業くるみ	562-0004	箕面市牧落三丁目１５番３５号 シャトー・ル・マン１０２号室	072-724-6603	072-724-6604	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	
	あん相談支援事業所	562-0041	箕面市桜一丁目2番50号	072-747-7818	072-746-9692	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	
	相談支援いっぽ	562-0046	箕面市桜ヶ丘四丁目１２番１３号	072-734-6746		月～金	9：00～18：00	○	○	○	○	○											○	○	
	のん	562-0034	箕面市西宿１丁目８番２２号 グリーンハイム箕面１Ｂ号	072-700-8595		月・火・水・金・土	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	
	さくらソーシャルワークラボ	562-0003	箕面市西小路三丁目３－３６ ラーバンハイツ１０２号室	072-739-7600	072-739-7600	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○											○	○	
	箕面市立児童発達支援センターあいあい園	562-0036	箕面市船場西三丁目８番２２号	072-737-4556	072-737-4559	月～金	9:00～17:00					○											○	○	
	相談支援事業所　Loulou	562-0022	箕面市要生間谷東１丁目３０－６西田ハイツ１号室	072-739-6674	072-739-6675	月～金	9：00～12：30		○	○		○											○	○	
豊中市	地域活動支援センタークム	561-0881	豊中市中桜塚３丁目１２-２４ アメニティ桜塚１０１号室	06-6853-5113	06-6853-5113	月～日	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	○
	サポートセンターる～ぶ	561-0814	豊中市豊南町東２-６-１４	06-6332-8866	06-6332-8867	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○											○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
豊中市	豊中市障害者自立支援センター	560-0033	豊中市蛍池中町２-３-１-２０３	06-6857-3601	06-6857-3602	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○			△		△					○	○	○
	相談支援センターぱすてる	560-0084	豊中市新千里南町２-１２-５	06-6833-6032	06-6833-6031	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所あすなろ	561-0872	豊中市寺内一丁目１番１０号 ローズコミュニティ・緑地	06-6866-2956	06-6866-2950	月～金 (祝日を除く)	8:30～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援センターきらら	560-0084	豊中市新千里南町二丁目１番３２号	06-6170-6592	06-6170-6593	月～金 (祝日を除く)	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	みすほおおぞら相談支援事業所ぴすと	561-0891	豊中市走井３丁目５番３２号	06-6848-3655	06-6848-3666	月～金 (祝日を除く)	8:45～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所マジー	561-0803	豊中市城山町一丁目９番１号	06-6865-1216	06-6865-1291	月・火・木・金・土 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援センターハニー・ビー	561-0801	豊中市曽根西町３丁目５番３４号　コスモハイツ曽根１０３号	06-6152-9370	06-6152-9632	月～金 (祝日を除く)	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	みろくプランサポート	560-0003	豊中市東豊中町四丁目１５番２３号	06-6152-6441	06-6152-6442	月・火・木・金 (祝日を除く)	10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	豊中市立児童発達支援センター	561-0854	豊中市稲津町一丁目１番２０号	06-6866-2377	06-6676-7990	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00					○										○	○ (直営)	
	ゆうゆうトライ	561-0802	豊中市曽根東町二丁目２番１１号　ニューライン曽根３０１号室	06-7504-1150	06-7504-5196	月～日	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	G-ケア相談支援事業所	560-0031	豊中市蛍池北町２丁目１番５号 蛍池アーバンライフ１０４号	06-6854-5027	06-6854-5028	月～金 (祝日を除く)	0:00～24:00	○	○	○	○	○										○		○
	相談支援事業所セント・ポプリ	561-0856	豊中市穂積二丁目10番20号	06-6862-1002	06-6868-9392	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	タックケア	560-0053	豊中市向丘三丁目６番５０号 ヴェルデ向丘１０１号室	06-6335-4374	06-6335-4384	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ｇｏｏｄｙ	561-0822	豊中市三国一丁目４番８号	06-6331-8881	06-6331-8882	月～金 (祝日を除く)	11:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	あんず相談支援センター	560-0014	豊中市熊野町三丁目１４番３１号	06-6853-8821	06-6853-8823	月～日	0:00～24:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	医療法人協和会千里中央ケアプランセンター	560-0082	豊中市新千里東町１丁目４番３号地下１階	06-6834-1381	06-6834-1328	月～金 (祝日を除く)	13:00～17:00	○	○	○	○											○		○
	相談支援センターＧＥＮＥ	561-0802	豊中市曽根東町六丁目１２番１１号	06-6152-5913	06-6152-5910	月・金 (祝日を除く)	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所　みゆ	560-0014	豊中市熊野町四丁目２番４３－６０４号	06-6850-3993	06-7708-7064	月～金 (祝日を除く)	8:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所　サルビアジュニア	561-0851	豊中市服部元町１－３－１５ Ｌｅｉｗａ服部天神２０１号室	06-6868-8111	06-6868-8112	水・金 （祝日を除く）	10:00～19:00		○	○		○										○	○	
	医療福祉生協おおさか相談支援センター・フレンズ	560-0026	豊中市玉井町１丁目１０番６号	06-7172-7644	06-6840-7651	月～土 (祝日を除く)	9:00～19:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	七色計画	560-0052	豊中市春日町１丁目２番１１号 前田マンション２０５	06-4400-4028	06-4400-4029	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要				直営	委託				
豊中市	相談支援事業所　よのは	561-0827	豊中市大黒町三丁目6番４号	06-7494-5062	-	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	たんぽぽらいふ	561-0882	豊中市南桜塚四丁目１３－８－４０１	090-8947-8438	06-6152-8468	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	相談支援事業所　おむすび	561-0864	豊中市岡町北二丁目７番３９号	06-6335-4572	06-6335-4573	月・水～土 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	相談支援事業所あんしゃんて	561-0852	豊中市服部本町１丁目５番２７号　メゾン服部１０１号	06-7860-0042	06-7898-9980	月～金 (祝日を除く)	10:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	こども相談支援しぼう	561-0882	南桜塚４丁目１６番１７号	070-9376-4648	06-7635-7808	火・木 (祝日を除く)	8:15～17:00				○	○										○	○	
	はちみつ相談支援センター	561-0831	庄内東町一丁目１番５号　トゥリオーニ豊中南３０２号室	06-7410-5114	06-4867-3441	月～金 (祝日を除く)	10:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	
	うのあ相談支援事業所	560-0055	柴原町２丁目１番１２号　JPレジデンス豊中１F	070-7593-0305	06-7635-8652	月～金 (祝日を除く)	10:00～19:00	○	○	○	○	○										○	○	
	千里障害者相談支援センター	560-0084	豊中市新千里南町二丁目1-32	06-6170-6591	06-6170-6593	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○								○	○			
	少路障害者相談支援センター	560-0033	豊中市螢池中町二丁目3-1-203	06-4866-5757	06-6857-3602	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○			△		△			○	○			
	柴原障害者相談支援センター	561-0891	豊中市走井三丁目5-32	06-6848-3737	06-6848-3666	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○								○	○			
	中央障害者相談支援センター	561-0881	豊中市中桜塚二丁目２９番３１号　地域共生センター東館３階	06-6842-2081	06-6842-2082	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○								○	○			
	緑地障害者相談支援センター	561-0872	豊中市寺内一丁目１番１０号　ローズコミュニティ・緑地	06-4866-6006	06-6866-2950	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○								○	○			
	服部障害者相談支援センター	561-0856	豊中市穂積二丁目10-20	06-6862-1002	06-6868-9392	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○								○	○			
	庄内障害者相談支援センター	561-0814	豊中市豊南町東二丁目6-14	06-4867-8535	06-6332-8867	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○								○	○			
吹田市	地域生活支援センターめい	565-0842	吹田市千里山東２丁目２１番３５号レユシールⅡ　１０２号	06-6170-1783	06-6170-1786	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	計画相談ねばーらんど	564-0026	吹田市高浜町７番７号　ぶくぶくさぽ～と　２階	080-3608-9317	06-6170-5830	月、火、水、金	10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	シード	564-0041	吹田市泉町５-９-３-202	06-6190-6694	06-6190-6695	月～金	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	吹田市基幹相談支援センター	564-8550	吹田市泉町１-３-４０	06-6384-1348	06-6385-1031	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○				
	吹田市立こども発達支援センター地域支援センター	564-0082	吹田市片山町２-１１-４０	06-6339-6105	06-6387-5734	月～金	9:00～17:30					○										○	○ (直営)	
	障がい者相談支援センター すてっぷ吹田	564-0073	吹田市山手町１-７-６　１階 １１２号	06-6155-7189	06-6155-7189	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	○
	ケアステーションありす	565-0824	吹田市山田西３-２１-１４	06-6816-8113	06-6816-8105	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要			直営	委託				
吹田市	ソシエ	564-0082	吹田市片山町１丁目２５番４号	06-6339-3350	06-6339-6001	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	コスモス吹田	564-0027	吹田市朝日町３番３０５ さんくす３番館３階	06-4860-7910	06-4860-7911	月～金	10：00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	千里みおつくしの杜相談支援センター	565-0874	吹田市古江台６-２-６	06-6871-2113	06-6871-2134	月～金・土	10:00～17:00 10:00～11:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	サポートいちえ	564-0028	吹田市昭和町1-17 1階	06-6170-4711	06-6382-1515	月～金 第2・第4土	月火木金 9:30～17:00 水 9:30～15:00 土 9:30～14:00	○	○	○	○	○										○	○	
	障がい児相談支援あん	564-0082	吹田市片山町1-17-1 マンション美弥１０１	06-7897-8617	06-7897-8617	月～金	9:00～17:00	△	△	△	△	○										○	○	
	くらしの支援センターみんなのき	564-0036	吹田市寿町２-１８-３	06-6319-8965	06-6319-8366	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援センターにじいろ	564-0003	吹田市天道町２０-３東原ビル２階２０２号	06-6310-7772	06-6310-7785	月～木	7:00～15:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターこはく	564-0044	吹田市南金田２丁目２２番２５号４０５号	06-7164-9642	06-7171-8184	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	あまいろ	564-0032	吹田市内本町２-６-２０	06-7709-5503	06-7709-2459	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所あゆみ	565-0841	吹田市上山手町５６-２５-１０１	06-7163-0126	06-7182-1548	木・土・日	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターぽっぽ	565-0824	吹田市山田西１丁目３２番１２号２０７号室	06-6170-2350	06-6170-1184	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	寿楽荘ヘルパーステーション	564-0001	吹田市岸部北４丁目９番３号	06-6337-8400	06-6339-6628	月・水・木・土・日	9:00～13:00	○	○	○	○											○	○	
	メルシー吹田	564-0044	吹田市南金田二丁目１２番１号	06-6190-8377	06-6380-2250	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	あーす	564-0063	吹田市江坂町１丁目６番８号 三功ビル１００	06-6386-9108	06-6386-9120	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	いつき相談支援センター	565-0836	吹田市佐井寺三丁目1番8号	06-6155-6082	06-7669-9481	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	そらふねライフサポート	565-0851	吹田市千里山西６丁目６３番２７号千里オークステイツ２０３号	06-4860-6333	06-6193-1166	月～金	10:00～16:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所パワー	564-0052	吹田市広芝町3番２９号エッグビル第三江坂６０４	06-6192-8008	06-6192-8009	月・水・金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	蓮華	565-0834	吹田市五月が丘北8-13-101	06-6310-0833	06-6310-0834	月・火・木・金・土	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要							直営	委託				
吹田市	とこもーど	565-0806	吹田市樫切山9-28	080-9743-4447	06-6310-0205	月～土	09:00～17:00					○										○	○	
	ほのかプラス相談支援事業所	565-0821	吹田市山田東4丁目7-3-1	06-4798-5101	06-4798-5102	月～金	09:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	アルム	564-0073	吹田市山手町4-4-27-1	080-1457-1566	なし	月～金	10:00～16:00	○	○	○												○		
	ぶる	565-0832	吹田市五月が丘南28-26 1stﾋﾞﾙ 2F	06-6836-8588	06-6836-8688	月、火、水、木、金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所０１	564-0023	吹田市日の出町１８番１１号	06-6836-8520	06-6836-8521	火・水・木・金・土	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	かがやき相談支援センター	564-0027	吹田市朝日町２３番１４号 blacビル2階	06-6318-1880	06-6318-1882	月、火、水、木、金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		○
	アール相談支援事業所	564-0011	吹田市岸部南2丁目19番14号	06-6170-5742	06-6170-5743	月～金	9:00~18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	tocotoco相談支援事業所大阪	564-0041	大阪府吹田市泉町4丁目32-16-201	06-6836-7744	06-6836-7745	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所のせ	564-0082	大阪府吹田市片山町2丁目2番17号のせハイツ34号室	06-7654-5179	06-7654-5179	月～木・土	10:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	済生会吹田療育園相談支援事業所カルミア	564-0013	大阪府吹田市川園町1番1号	06-6382-5621	06-6317-1912	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ポップライン	565-0851	大阪府吹田市千里山西4-7-26 203号	090-8834-3292	0996-79-3747	月～金	10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターりこころ	564-0062	大阪府吹田市垂水町2丁目9番28-B棟105号	070-2254-7894		月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ロングロード	565-0862	大阪府吹田市津雲台六丁目19番21号101	06-6310-1788	06-6310-1789	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	こども相談支援事業所まとえま	564-0062	大阪府吹田市垂水町2丁目13-16　メープルツチモト101号室	06-7878-5367		火・水・金・土	10:00～19:00	○	○	○	○	○										○	○	
茨木市	茨木市障害者基幹相談支援センター（障害福祉課）	567-8505	茨木市駅前三丁目８番１３号	072-655-2758	072-627-1692	月～金	8:45～17:15	○	○	○	○	○								○					
	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん	567-0888	茨木市駅前一丁目４番１４号 エステート茨木駅前３階	072-623-9210	072-623-9203	月～金	9:00～17:00 (祝日を除く)	○	○	○	○	○			△							○	○	○	○
	相談支援センターあい・あい	567-0001	茨木市安威二丁目４番１号	072-640-5336	072-643-5767	月～金・第2土曜	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	相談支援センター藍野療育園	567-0011	茨木市高田町２番２３号1階	072-646-8484	072-646-8465	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	相談支援センター とんぼ	567-0837	茨木市南目垣一丁目１１番６号	072-648-7676	072-648-7674	月～土 （偶数土曜・国民の祝日・8/13～8/15・12/29～1/3を除く）	9:00～16:30 奇数土 8:30～12:00	○	○	○	○	○											○	○	○
	相談支援センター「りあん」	567-0886	茨木市下中条町４番５号　ラ・フレール１０２号	072-621-3001	072-621-3001	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	相談支援センター　リーベ	567-0895	茨木市玉櫛二丁目５番８号	072-632-0906	072-636-8820	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
													視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由				直営	委託				
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要											
茨木市	栄の花障害者相談支援センター	567-0801	茨木市総持寺一丁目２番２０号	072-621-7305	072-621-0725	月～金 （国民の祝日・12/29～1/3を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	ほくせつ24	567-0824	茨木市中津町３番２６号	072-638-1466	072-638-1633	月～金 （国民の祝日・振替休日・8/13～8/15・12/29～1/3を除く）	10:00～18:00	○	○	○	○	○			△							○	○	○
	相談支援センター「てん」	568-0097	茨木市泉原37番6号	072-649-4800	072-649-5353	月～土（第2・4・5土曜、国民の祝日、8/13～8/15・12/29～1/3を除く）	9:30～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所あゆむ	567-0057	茨木市豊川三丁目９番１６号	072-643-7775	072-640-4875	月～金	8:45～17:30	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	慶徳会障がい者相談支援センター	567-0059	茨木市清水一丁目２８番１５号	072-646-7199	072-646-7228	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	相談支援センター　ひまわり	567-0806	茨木市庄二丁目７番３８号	072-626-3310	072-626-3340	月～金・祝日	9:00～17:15	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	相談支援事業所　ゆうあい	568-0084	茨木市大字安元２７番地	072-649-3320	072-649-3327	月～金	9:15～17:45	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	晨仙会相談支援センター	567-0033	茨木市松ヶ本町６番３７-１１３号	072-697-8562	072-697-8563	月～土 （日・祝祭日・12/29～1/4を除く）	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	タクト相談支援センター	567-0883	茨木市大手町１１番８号大手ハイツ１０２号室	072-665-8649	072-344-5469	月～金 （ただし国民の祝日・8/13～8/15・12/29～1/4を除く）	9:30～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターあゆ	567-0831	茨木市鮎川三丁目１番５号	072-657-0237	072-657-0238	月～土 （12/30～1/3を除く）	8:45～17:30	○	○	○		○										○	○	
	アイビー相談支援センター	567-0835	茨木市新堂三丁目２６番１８号	072-648-5420	072-648-5420	月～金 （12/29～1/3を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園	567-0073	茨木市西穂積町８番１１号	072-626-0105	072-626-0105	月～金 （ただし国民の祝日・12/29～1/4を除く）	9:00～17:00					○										○	○ (直営)	
	相談支援 すもも	567-0046	茨木市南春日丘一丁目1番16号山本マンション206	072-623-7777	072-623-7777	月～金 （ただし国民の祝日・8/14～8/16・12/30～1/3を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	茨木相談支援 ポテト	567-0881	茨木市上中条二丁目12番41号102号室	080-8329-7772		月～金 （ただし国民の祝日・夏季休暇・冬季休暇を除く）	9：00～17：00	○	○	○	○											○		
	あのね相談支援事業所	567-0828	茨木市舟木町17-35	090-6900-6334		月～金 （ただし国民の祝日・12/30～1/3を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○											○	○	
	Pro-Stage 相談支援事業部	567-0851	茨木市真砂三丁目17番13号101号	072-697-9711	072-697-9712	月～金 （ただし国民の祝日・8/13～8/16・12/29～1/3を除く）	9：00～18：00	○	○	○	○	○										○	○	
	ネクストペンギン	567-0031	茨木市春日一丁目5番17号3階	080-7937-7700		月～金 （ただし国民の祝日・年末年始・会社カレンダーを除く）	9：00～18：00	○	○	○	○											○		○
	相談支援事業所ｍａｋｅ－ｉ	567-0018	茨木市太田一丁目18番9号	072-639-7930		月～金 （ただし国民の祝日・12/29～1/3を除く）	9：00～18：00	○	○	○	○	○										○	○	
	すすらん相談支援センター	567-0828	大阪府茨木市舟木町5番14号YNビル5階	072-665-9177	072-665-7246	火～土 （12/31～1/3・8/13～8/15を除く）	9：00～16：00	○	○	○	○											○	○	
茨木	相談支援事業所ルアナ茨木市	567-0864	茨木市沢良宜浜3-21-35	070-1785-2940	050-3172-6368	月～金 （ただし国民の祝日・12/29～1/3を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	muSUH相談支援センター	567-0831	茨木市鮎川二丁目13番1号	072-600-2010	072-600-2011	月～金（ただし国民の祝日・12/29～1/4を除く）	11:00～15:00 17:00～20:00	○	○	○	○	○										○		

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
…市	茨木市立障害者生活支援センターともしび園	567-0073	茨木市西穂積町8番2号	072-646-8428	072-646-8438	月～金(1/1～1/3を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○			
	ゆうわ相談支援事業所	567-0025	大阪府茨木市田中町1-21ピスタ茨木パーク101	072-646-7455	072-622-1460	月～日	8:00～20:00	○	○	○	○	○										○			
摂津市	摂津市障害者総合相談支援センター	566-0033	摂津市学園町２-９-２８	072-665-7607	072-665-7608	月～金、第１土 (祝日、12/29～1/3を除く)	8:45～17:15	○	○	○	○	△								○	○	○	○		○
	はぁねす	566-0011	摂津市千里丘東５-１２-６-３	06-6369-7890	06-6369-7889	月～金、第１土 (祝日、12/30～1/4を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△										○	○		○
	あしすと	566-0022	摂津市三島３-１-２９-１０１	06-6383-5246	06-6383-5246	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△										○	○		○
	摂津市立つくし園	566-0071	摂津市鳥飼下２-１-４	072-654-9215	072-654-9200	月～金、第３土 (祝日、12/29～1/3を除く)	8:45～17:15	△	△	△	△	○										○		○	
	ココリスPLUS	566-0043	摂津市一津屋１-３７-２０	06-4862-4566	06-4862-4565	月～金 (祝日を除く)	9:00～18:00					○												○	
	相談支援事業所　ゆあ	566-0072	摂津市鳥飼西2-5-2-2	072-604-1678	072-604-1678	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○		
	相談支援事業遊育園	566-0022	摂津市三島３-１４-７５	06-6382-0314	06-6382-0321	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○		

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
島本町	島本町障害者基幹相談支援センター	618-8570	島本町桜井二丁目１番１号	075-962-7460	075-962-5652	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○							○					
	障害児（者）相談支援センター うぃっしゅ	618-0022	島本町桜井三丁目４番２号	075-925-5513	075-925-5301	月～金 第１・第３・第５土	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	障害者自立支援拠点レモンテラス	618-0011	島本町広瀬二丁目７番４号	075-963-6981	075-963-6982	金	9:00～10:00	○	○			○										○	○	
	作業所わくわく	618-0024	島本町若山台一丁目７９３番地の４	075-961-6095	075-748-9260	月～金	9:00～17:00	○	○	○		○										○		
	福祉事業所すばる	618-0013	島本町江川二丁目２番２号	075-961-1691	075-961-1694	月・火・木・金	10:00～16:00			○												○		
高槻市	聖ヨハネ障がい者相談支援事業	569-0075	高槻市城内町１－１１(高槻市立障がい者福祉センター内)	072-672-0267	072-661-3508	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△									○	○		○
	地域生活支援センター　らいと	569-1121	高槻市真上町２－３－２３	072-686-5833	072-686-5822	月～土 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△									○	○		○
	相談支援センター　スキップ	569-0803	高槻市高槻町４－１７	072-668-4620	072-668-4530	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	生活支援センターあんだんて	569-1131	高槻市郡家本町５－２	072-681-4755	072-681-4900	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△									○	○		○
	相談支援センターわかくさ	569-0834	高槻市大字唐崎１２７７	072-668-3851	072-679-3044	月～土 (祝日を除く)	8:30～17:00 土 9:00～12:00 （隔週）	○	○	○	○	○									○	○		○
	高槻地域生活支援センター　オアシス	569-0023	高槻市松川町２５－５	072-662-8130	072-662-8131	月～金 (祝日を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	△						△			○	○		○
	高槻西部地域活動支援センター　ステップ	569-0814	高槻市富田町五丁目１７番５号	072-694-9898	072-694-9899	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△									○	○		○
	地域生活相談所ライラック	569-0814	高槻市富田町４丁目７番１６号 サニースポット内	072-676-5513	072-676-5531	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△									○	○		○
	自立センター前穂	569-1022	高槻市日吉台一番町２１－１８	072-689-8600	072-689-8900	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	こども相談支援センターwish	569-1131	高槻市郡家本町５－２	072-668-4776	072-681-4900	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00					○									○ (児)		○	
	聖ヨハネ子どもセンター	569-1124	高槻市南芥川町４－２６ピア・グランデ２階	072-669-7416	072-669-7417	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00					○									○ (児)	○	○	
	高槻市立療育園	569-1131	高槻市郡家本町５番３号	072-681-6420	072-681-4059	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00					○										○	○	
	高槻市立うの花療育園	569-1131	高槻市郡家本町５番５号	072-685-3875	072-685-3805	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15					○										○	○	
	相談支援チェリー・ハート	569-0822	高槻市津之江町1-37-11	072-668-1931	072-668-1934	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00					○									○ (児)	○	○	
	相談支援事業所おれんじ	569-1032	高槻市宮之川原５丁目１番５号 高谷ハイツ１階	072-655-5878	072-655-3407	月～金 (祝日を除く)	10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	こども相談事業らくがき	569-1131	高槻市郡家本町１４－５	072-686-1133	072-686-1138	月～土 (祝日を除く)	8:30～17:00 土 9:00～12:00 （隔週）					○											○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
高槻市	高槻市障がい者基幹相談支援センター（福祉相談支援課内）	569-0067	高槻市桃園町２番１号	072-674-7171	072-674-5135	月～金(祝日、12/29～1/3を除く)	8:45～17:15	○	○	○	○	△							○					
	相談支援センターここのわ	569-0065	高槻市城西町３－１マイルドビル３０２	072-685-7013	072-685-7023	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	△										○		
	GIFT-WEST	569-0062	高槻市下田部町１丁目１３番３号	072-668-1066	072-668-1088	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		
	相談支援室おひさま＋（ぷらす）	569-0082	高槻市明野町10番13号 高槻明野アパンティ101	072-658-9013	072-647-9682	月～金	10:00~17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターつきの木	569-0824	高槻市川添２丁目１６－１２	072-695-1040	072-668-2069	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	△										○		
	ソレイユ相談支援センターひまわり	569-0826	高槻市寿町３-２-２３	072-648-4775	072-648-4776	月～土 （木曜日除く）	9:00～17:00 土 9:00～13:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所すすらん	569-0825	高槻市栄町四丁目１５番１号ロイヤル桃２０５号	072-668-4526	072-668-5263	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	あるて	569-1144	高槻市大畑町5-4プリンスハイツ４階東室	072-691-5196	072-691-5197	月～金	10:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	高槻みらい相談支援センター	569-0046	高槻市登町24-1	072-668-6144	072-668-6154	月～土	9：00～18：00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターええじゃないか	569-1029	高槻市安岡寺町４丁目1-2-215	072-664-9220	072-664-9220	月～金	9：30～17：30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所テックプラス	569-0803	高槻市高畑町6番3号エクセレントアポンデ2階	072-681-1123		月～金	10:00～18:00	○	○	○	○											○		
	フェルマータ自立サポートセンター	569-0811	高槻市東五百住町１丁目38‐13	072-661-7019	072-661-7029	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	△												○
	安住なないろ相談支援事業所	569-0827	高槻市野見町5-18	072-668-4616	072-668-4606	月～金	8:45～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターNBW	569-0815	高槻市昭和台町2丁目15-8-201号室	072-648-3808	072-648-3809	火・木・金・土	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	むげーて相談支援センター高槻	569-0072	高槻市京口町１０番１７号HAKUAビル3階	070-1592-7046 072-668-6373	072-668-5971	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所セラム	569-1136	高槻市郡家新町9-19　2階	080-3339-7687		月・水・金・土（祝日も開所） 8/13～8/15、12/29～1/4除く	10：30～19：30	○	○	○	○	○										○	○	○
枚方市	パーソナルサポートひらかた	573-0011	枚方市中宮山戸町１０-１２-１０５	072-848-8825	072-848-7920	月～土	9:00～17:00	○	○	○	○	△	○	○	○					○	○	○	○	○
	地域支援センター　ゆい	573-1126	枚方市上島楽町１４-１上島御浜ビル２階	072-894-7470	072-894-7471	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		○
	地域生活支援センター　にじ	573-0066	枚方市伊加賀西町５２-１２	(FAX兼用) 072-845-1451	(FAX兼用) 072-845-1451	月～金	9:30～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
枚方市	相談支援センター　陽だまり	573-1161	枚方市交北二丁目７番１５号	072-809-0015	072-809-0015	月～土	平日9:00～18:00 土13:00～18:00	○	○	○	○	△					△				○	○	○		○
	クロスロード	573-0028	枚方市川原町９-４第二浜田ビル２階	072-843-4100	072-843-4100	水～土	開所 10：00～17：00 電話 10：00～18：00	○	○	○	○										○	○		○
	地域活動支援センター　ののはな	573-0163	枚方市長尾元町5-10-6村田ビル1階	072-845-6883	072-845-6883	火～土	9:00～17:30	○	○	○	○	○				○					○	○		○
	トータルケア明	573-1192	枚方市西禁野２丁目４番１７号第５松葉ビル１０２号室	072-840-2072	072-840-2072	月・金	10:30～13:00	○	○	○												○	○	○
	相談支援事業所あるがまま	573-0094	枚方市南中振２丁目８８番６号	072-803-6497	072-803-6498	土	9:00～17:00			○												○		
	特定相談支援事業所わかたけ	573-1161	枚方市交北四丁目１２４８番地１	072-805-9911	072-805-9910	火・木	10:00～16:00	○	○	○	○											○		
	かなえケアサービス	573-0162	枚方市長尾西町二丁目５１番５号	072-851-3904	050-1167-3904	水	13：00～17：00	○	○	○		○										○	○	○
	市立ひらかた子ども発達支援センター	573-1188	枚方市磯島北町３番２号	072-807-5373	072-898-4173	月～金	8:45～17:15	△	△	△	△	○										○	○ (直営)	
	支援センターぴーぷる	573-0027	枚方市大垣内町三丁目１０番５号	072-865-3681	072-865-3682	月～金	9:00～17:00		○													○	○	
	悠とぴあ介護支援事業所	573-0165	枚方市山田池東町３６番１８号	072-865-5472	072-380-5224	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△				○	○	
	相談支援事業所こどもテラス	573-0081	枚方市釈尊寺町２５番地　釈尊寺第２団地３１号棟１０２号	072-845-5922	072-853-2280	火・木	9:00～13:00	○	○	○	○	○											○	○
	スマイル相談室・枚方	573-0013	枚方市星丘三丁目１番１５号プラ・ディオ星丘ビル3階	070-2442-0464	072-805-5552	月～金 （国民の祝日、 12月29日～1月3日を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	めぐり	573-1146	枚方市牧野阪一丁目２５番１２号　藤幕荘１０５号	090-3944-8115	072-807-8781	月～金	月・水・木　9:00～14:30 火・金　9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	カノン	573-0036	枚方市伊加賀北町2-30-102	072-894-9750	072-894-9751	月・火・木・金・土	9：00～18：00	○	○	○	○	○										○	○	
	ロールケアプランセンター	573-0063	枚方市走谷一丁目14番44-2号	072-845-6234	072-894-7553	月～金 （祝日・12/29～1/3・8/13～8/15を除く）	9：00～17：00	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				○	○	○
	ＧＩＴＦ－ＷＥＳＴ枚方オフィス	573-1178	枚方市渚西１丁目４１番１号リバーサイドマンション５０２	072-668-1066	072-668-1088	月 （祝日を除く）	9：00～18：00	○	○	○	○											○	○	
	相談支援はるかぜ	573-0127	枚方市津田元町３丁目３０番２２号	090-4274-9202	0774-56-6255	月・火・水・金 （祝日・12/25-1/6・8/9-8/18を除く）	9：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	
	トラマナ相談室	573-1159	枚方市車塚一丁目１－１　輝きプラザきらら6階インキュベートルーム１１号室	072-817-9580	072-817-9581	月～金 （祝日・12/29～1/3・8/13～8/16を除く）	9：00～17：30	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所ムスビヤ	573-1141	枚方市養父西町１８番８号	090-9109-7936	072-865-1522	土曜日のみ	13：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
枚方市	ロンド	573-0022	枚方市宮之阪3丁目14-6	072-817ー9678	072-817ー9678	月～土	9:00～17:00	○	○	○	○	△	○	○	○						○	○	○	○	○
	ケアサポートハレの日ケの日	573-0047	枚方市山之上二丁目４番15号	072-896-8130	072-896-8131	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、8月13日～8月15日と12月30日～1月3日までを除く	9:00～17:00	○	○	○	○	△									○			○	
寝屋川市	寝屋川市障害者基幹相談支援センター（聴害福祉課）	572-8533	寝屋川市池田西町２８－２２	072-838-0382	072-812-2118	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○							○					
	寝屋川市立あかつき・ひばり園	572-0853	寝屋川市大谷町６－１	072-823-6287	072-824-1768	月～金	08:45～17:15					○											○	○	
	隆光学園相談支援事業	572-0018	寝屋川市境橋町26-1 障がい者総合相談支援センター内	072-813-4152	072-813-4151	月～金	8:30～17:30	○	○	○	△	△ 15歳以上									○	○	○	○
	寝屋川市障害者**地域**生活支援センターあおぞら	572-0832	寝屋川市本町５－３７ 本町ビル１階	072-823-2360	072-823-2506	月～土	9:00～17:00	△	△	○	△	△					○				○	○		○
	寝屋川市民たすけあいの会 地域生活支援センター	572-0061	寝屋川市長栄寺町５－１	相談専用 072-838-4040	072-838-8032	月～金	9:30～18:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	相談支援センターすばる・北斗	572-0853	寝屋川市大谷町７番１号	072-823-4664	072-824-4767	月～金	8:45～17:15	○	○	○	○										○	○		○
	相談支援さん・すまいる	572-0039	寝屋川市池田１丁目２５－６	072-812-2777	072-812-2777	水・木・土	9:30-16:15	○	○			○										○	○	
	相談支援センター　あすなろ	572-0853	寝屋川市大谷町１２-３	072-821-7050	072-822-9995	月～金	10:00～16:00		○													○		
	相談支援センター　しょうじ	572-0866	寝屋川市小路南町８番２号	072-803-6124	072-820-6147	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業寝屋川ぴょんぴょん相談室	572-0837	寝屋川市早子町２３番地２ アドバンスねやがわ二号館	072-811-5901	072-811-5901	月～金	10:00～16:00					○										○	○	
	相談支援事業所　るびなす	572-0018	寝屋川市境橋町１５-１	072-888-5304	072-888-5304	月～金	9:00～17:00	○	○	○												○		
	相談支援事業　ハイジ	572-0046	寝屋川市成美町２７番１０号	072-839-0234	072-839-0088	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	みらい相談支援事業所	572-0831	寝屋川市豊野町１３番２号	072-811-7005	072-811-7006	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	トリニティー計画相談支援事業所	572-0824	寝屋川市萱島東2-7-2	070-8475-6554	072-200-3040	月～金	9:30～15:30	○	○	○	○	○										○	○	
	ネイバーズ相談支援事業	572-0848	寝屋川市秦町7-9　秦ハイツ102号	072-803-7581	072-803-7583	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ピリ	572-0053	寝屋川市中神田町16-9アッサンブレ303	072-886-5771	072-886-5772	月～金	10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所つながり	572-0835	寝屋川市日之出町５-35-202	072-886-4800	072-820-2112	月～金	9:30～17:00	○	○	○	○											○		
	相談支援おむすび	572-0848	寝屋川市秦町20番4-103号	080-5328-4670	－	月・火・木・金	10:00～15:00			○												○		

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
守口市	守口市基幹相談支援センター	570-0083	守口市京阪本通2-5-5 守口市役所３階南エリア	06-6993-5601	06-6993-9647	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○					
	守口障害者生活支援事業所　みみ	570-0083	守口市京阪本通2-5-5 守口市役所３階南エリア	06-6993-9640	06-6993-9647	月～金	9:00～17:30	○	△	△	○	△	△	△	△						○	○		○
	わかたけ園	570-0047	守口市寺方元町４-７-１３	06-6997-4747	06-6997-4745	月～金	9:00～17:30	○	○	○	△	△									○	○		○
	地域生活支援センター　シュポール	570-0005	守口市八雲中町３-１３-１７	06-6780-1190	06-6780-1191	月～日 (水・土 休)	10:00～17:00	△	△	○	△	△									○	○		○
	守口市立児童発達支援センター	570-0048	守口市寺方本通３-１-２０	06-6996-0050	06-6996-0010	月～金	8:30～17:00					○										○	○	
	守口障害者相談支援センター ひだまり	570-0002	守口市佐太中町７-５-５(ひだまり内)	06-6902-1600	06-6136-6753	月～金(祝日含む)	9:00～17:00	○	○	○	○	△										○		○
	さくら	570-0008	守口市八雲北町３-３９-８(桜の園内)	06-6996-1735	06-6998-6633	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	さいな	570-0082	守口市豊秀町1-5-1 メゾン豊秀１階３号	06-6993-3003	06-6993-3003	月～土 (金・日　休)	9:00～17:00	△	△	○	△	△									○	○		
	オールケア相談支援センター	570-0012	守口市大久保町1-1-18	06-4397-7889	06-4397-7272	月～金(祝日含む)	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	
	相談支援センターみらい	570-0048	守口市寺方本通２-２０-４	06-6780-4365	06-6780-4371	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	相談支援きらら	570-0084	守口市緑町１-４　T's Cube緑町２０１	06-6998-1470	06-6998-1471	月～金	10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	オールケア守口つむぐ	570-0012	守口市大久保町1-24-7	06-6780-9665	06-6780-9680	月～土	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	おかもとケアプラン	570-0039	守口市橋波西2町2-13-17 アーバンハイムB602号	06-6967-8803	06-6967-8806	月～金	9:00～18:00	○	△	○	○	○										○		
	ミント相談支援サービス	570-0079	守口市金下町1-4-6	06-6964-1886	06-6115-9812	月～土	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
門真市	門真市障がい者基幹相談支援センターえーる	571-0043	門真市桑才新町２４-２　地域生活支援拠点ジェイ・エス内	06-6901-0101	06-4967-5554	月～金(祝日、 12/29～1/3を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○				○
	門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス	571-0064	門真市御堂町１４-１ 門真市保健福祉センター１Ｆ	06-6901-3041	06-6901-3042	月～金(祝日、 12/29～1/3を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○		△	△						○	○	○	○
	門真市障がい者相談支援事業所　あん	571-0062	門真市宮野町２-２０　３Ｆ	072-885-1144	072-885-1140	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○										○	○		○
	くすのき介護相談センター	571-0055	門真市中町１１-９６	06-6902-8666	06-6902-8663	月～金 (12/30～1/3を除く)	8:30～17:30	○	○	○	△	○										○	○	
	ケアプランセンター　プドウ	571-0016	門真市島頭４-１１-１１	072-800-6768	072-883-8700	月～土 (12/30～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○											○		○
	指定特定相談支援事業所　シオン	571-0034	門真市東田町１２-１	06-6115-5902	06-6908-5983	月～金 (祝日、夏冬休みを除く)	9:00～17:45	○	○	○	○											○		
	ちどり相談支援センター	571-0026	門真市北島町１２-３	072-881-8201	072-881-8115	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	△	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
門真市	まぶち介護・社会福祉士事務所	571-0054	門真市浜町２７−１６　川端サンモールＡ棟１０３号室	06-6909-0101	050-3488-2888	月～土	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	風真鳥	571-0048	門真市新橋町１７−８　２階中	080-4199-5862	06-6780-6730	月～金 (定休日：土・日・祝日)	9:00～17:00	○	○	○												○		
	障がい者相談支援センターファミリア	571-0075	門真市下島町5-2　3階	072-887-3252	072-887-3253	月～金(祝日、12/29～1/3を除く)	9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	○	○	○	○	○										○	○	
	朝日ケアプランセンター	571-0061	門真市朝日町８−７	072-814-9216	072-814-9217	月～金(祝日、12/30～1/3を除く)	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援　かどまつ	571-0072	門真市城垣町1-27	072-885-8055	072-855-8011	月～日	9：00～17：30	○	○	○	○	○										○	○	
	ふたばサポートセンター	571-0070	門真市上野口町2番11号	072-800-3725	072-800-3878	月～金（祝日、8/13～15,12/30～1/3を除く）	9：00～18：00	○	○	○	○	○										○	○	
	ケアセンター　あゆみ	571-0002	門真市岸和田２丁目11番30号	072-888-8731	072-888-9221	月～金（祝日、8/13～15,12/30～1/3を除く）	9：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援umbrella	571-0079	門真市野里町9-9　サンワビル905	072-813-5864	072-813-5869	月～金	10:00～17:00					○											○	
	スマイル	571-0058	門真市小路町5-18	06-6926-9998	06-6926-9998	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		
	ルイーダ	571-0011	門真市脇田町24-16	072-392-9962	072-392-9962	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	障がい者相談支援センター　なるなる	571-0063	門真市常称寺町27-2	072-886-1551	–	月～金 （12/30～1/3を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所　リアン（休止中）	571-0022	門真市沖町13-14	06-4400-2829	–	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		
	相談支援事業所　みのり	571-0030	門真市末広町36-10　アドラプール古川橋ウェスト	06-6916-9700	06-6916-9701	月～金 （祝日、12/30～1/3を除く）	9:20～16:45			○		○										○	○	
	門真市立こども発達支援センター相談支援事業所　SUN	571-0025	門真市大字北島546番地	072-883-1680	072-800-7300	月～金 （年末年始・祝日・土日を除く）	8:30～17:30					○											○	
	相談支援事業所　めり	571-0021	門真市舟田町33番28号	072-803-7482	072-803-7483	月～金及び会社の指定した土曜日 （日曜日、祝日、8/13～8/15、12/30～1/3を除く）	月～金9:00～17:00 土曜日9:00～15:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ティンカー・ベル相談支援事業所	571-0071	門真市上島町11-30　ノルエスタ上島101号室	072-813-0865	072-813-1460	月～金 （祝日、12/28～1/4を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所　あかり	571-0046	門真市本町12番13号　ロータリーマンション西三荘406号	090-6665-0998	06-6992-3103	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	げんき屋ケアサービス	571-0030	門真市末広町36番10号　アドラプール古川橋ウエスト105a	072-800-0012	06-6967-8877	月～金 （12/30～1/3を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○											○		
	Ｌｕｎａ	571-0030	門真市末広町８−１３　GM第8ビル401	06-7650-4475	06-7650-4475	月～金 （土・日・祝日、12/29～1/3を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○											○		

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要							直営	委託				
門真市	介護ステーション　e-スマイル（R8.1.1指定）	572-0002	門真市殿田町１７番６号	072-803-7383	072-803-7382	月・木・土・日（12/30～1/3を除く）	9:00～18:00 土:8:00～10:00	○	○	○	○											○		
	相談支援すりーる（R8.4.1指定）	571-0030	門真市末広町40-7　幸陽ビル303号	06-6967-8454	06-6967-8464	月～土（日・祝日、8/12～8/16及び12/30～1/3を除く）	13:00～19:00	○	○	○	○	○										○	○	
	こどもサポート　ふるかわベース（R8.6.1指定）	571-0064	門真市御堂町５番22号　門真モントレー１Ａ	06-6900-1300	06-6900-1300	月～金・土（月1～2回）（日・祝日、8/13～8/15及び12/29～1/4を除く）	9:00～18:00					○											○	
大東市	大東市基幹相談支援センター	574-0025	大東市御供田２－１－２９	072-803-8536	072-803-8537	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○				
	相談支援センター　あおぞら	574-0062	大東市氷野2-2-5 大政ビル3号館１０７	072-875-3969	072-800-6051	月～金 第2土	9:00～18:00 土 17:00まで	△	○	△	△	△										○	○	○	○
	地域生活支援センターあーす	574-0027	大東市三住町2-1	072-874-9900	072-803-6201	月～金	9:15～18:00	△	△	○	△	△											○	○	○
	大東市障害者生活支援センター	574-0027	大東市三住町2-7	072-806-1331	072-806-1333	月～金	9:00～17:30	○	△	△	○	○										○	○	○	○
	ポイントアート四條畷	574-0011	大東市北条3-3-24	072-877-1690	072-813-9004	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○												○		
	大東市立子ども発達支援センター	574-0011	大東市北条1-16-16	072-812-7793	072-812-7801	月～金	9:00～17:30					○											○	○	
	Vivid-Life	574-0025	大東市御供田4-4-11-105	072-800-3185	072-800-3160	月～金	10:00～16:00	○				○											○	○	
	相談支援事業所flat いいもりぶらざ（休止中）	574-0011	大東市北条1-16-16　4階	072-812-6011	072-812-6012	月～金	10:00～17:00		△	△		○											○	○	
	あいしんケアプランセンター	574-0062	大東市氷野4-2-49	072-813-4471	072-813-4481	月～金	9:00～15:00	○	○	○	○	○											○	○	○
	相談支援事業所やすらぎ	574-0006	大東市中鶴の里町１１番１３号	072-876-3860	072-876-3860	月～土	10:00～17:00					○											○	○	
	相談支援事業所ゆあーず	574-0046	大東市赤井１丁目１５-１	072-812-7886	072-812-7886	火・水・金・土・日	10:00～19:00	○	○	○	△	○											○	○	
	のぞみ相談支援センター	574-0076	大東市曙町1-24	072-872-7199	072-395-1810	月～金	9:00～18:00	△	○	○	△	○					△					○	○	○	○
	慶生会相談支援KIDS大東	574-0015	大東市野崎１丁目１３-４	072-863-3040	072-863-3041	火～土	9:00～17:00					○											○	○	
	相談支援事業所HORA	574-0034	大東市朋来１丁目２１-１８　２階	072-872-3333	072-872-5557	月～金	9:00～16:00					○											○	○	
	相談支援事業所すまいるぱれっと	574-0011	大東市北条2丁目2番7号	072-813-0853	072-813-0863	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○											○	○	
	ワンハート大東	574-0022	大東市平野屋１丁目４番５号	080-3906-7811	-	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○											○	○	
四條畷市	障がい者相談支援のぞみ	575-0002	四條畷市岡山１丁目１６-１４	072-863-2211	072-863-2212	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○											○	○	
	四條畷市立児童発達支援センター	575-0035	四條畷市雁屋北町６-２１	072-877-7373	072-877-7371	月～金	9:00～16:30					○												○ (直営)	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要							直営	委託				
四條畷市	フロンティア	575-0032	四條畷市米崎町７-３０	072-886-5035	072-876-9855	月～金	9:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	ケアプランセンターるうてる	575-0002	四條畷市岡山５-１９-２０	072-879-4165	072-803-3550	月～金	8:45～17:45	○	○	○	○	○											○	○	
	障がい者（児）相談支援はろ	575-0023	四條畷市楠公１-７-１１	072-800-5970	072-800-5970	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	
	四條畷市社会福祉協議会	575-0043	四條畷市北出町３-１	072-878-1210	072-878-6888	月～金	8:45～17:15	○	○	○	○	○											○	○	
	四條畷市障がい者基幹相談支援センターさつき	575-0052	四條畷市中野１丁目１番20号	072-879-7458	072-879-7458	月～金	8:45～17:15	○	○	○	○	○			○						○				
	相談支援事業所さつき	575-0051	四條畷市中野本町３５番９号	072-879-3270	072-879-3270	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	○
	障がい者相談支援センター和幸	575-0014	四條畷市上田原６１３番地	080-2518-0348	0743-78-1290	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	相談事業所わたあめ	575-0054	四條畷市中野新町10-27	072-888-5534	072-381-6276	月～金	10:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	
	相談支援事業所みらいえ	575-0051	四條畷市中野本町2番１号ダイシンビル1階	072-812-6651	072-812-6652	月～土	8:45～15:00 土9:00～12:00	○	○	○	○	○											○	○	
	障害者相談支援センターしのぶが丘	575-0042	四條畷市部屋本町６-３３	072-863-6933	072-863-6939	月～土	9:00～17:30 土 9:00～13:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
交野市	交野市基幹相談支援センター 障害者相談支援センター　かたの	576-0063	交野市寺４-５９０-１(交野自立センター)	072-893-7006	072-893-7006	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○				
	障がい児（者）相談支援センター てらサポ	576-0016	交野市星田６-２４-５	072-810-0900	072-892-0123	月～金	9:00～17:00	○	○	○	△	○										○	○	○	○
	障害者相談支援センター　かたの	576-0063	交野市寺４-５９０-１(交野自立センター)	072-893-7006	072-893-7006	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○		△	○							○	○	○	○
	地域活動支援センター　みのり	576-0034	交野市天野が原町５-３２-１	072-893-9511	072-893-0056	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	ハートフルステーション　いわふね	576-0033	交野市私市２-１４-１４	072-808-8877	072-893-8604	月～金	9:00～18:00	○	○	○	△	○											○	○	○
	森南ソーシャルワーク	576-0031	交野市森南３-１１４	072-892-1660	072-892-1660	月・木～日	9:00～18:00 木15:00～	○	○	○	△	○											○	○	○
	サポートスペースいいな	576-0016	交野市星田５－１４－４	072-894-7150	072-807-8456	月～金	9:00～17:00	○	○	○	△												○		
	交野市立児童発達支援センター	576-0034	交野市天野が原町５-５-１	072-817-9015	072-800-1677	月～金	9:00～17:00					○											○	○	
	障がい児相談支援事業所マハロ・リノ	576-0034	交野市天野が原町１－２－１０９	070-1253-8072	072-800-4326	火・木	8:30～13:00					○											○	○	
	どんぐり	576-0051	交野市倉治8-11-5	080-4651-8004	072-865-3457	月・火・金	9:00～12:00	△	○	○	○	○											○	○	
	障害者相談支援事業所　リエゾン	576-0016	交野市星田６－１－２０－３１２	080-9125-7766		月～金	9:30～17:30	○	○	○	○	○											○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
八尾市	さくらのまど	576-0042	交野市梅が枝４３－３３－２Ｆ	072-808-7241	072-808-7243	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○											○		
	相談支援事業所　ほっと	576-0042	交野市梅が枝５５－７	072-300-2075	072-300-2065	火・木	10:00～14:00	○	○	○		○										○	○	○
	八尾市障がい者基幹相談支援センター（障がい福祉課）	581-0003	八尾市本町１-１-１	072-924-3838	072-922-4900	月～金	8:45～17:15	○	○	○	○	○							○					
	相談支援「ゆに」	581-0004	八尾市東本町３-３-１０-１０１	072-998-7979	072-998-9979	月～土、祝日	9:00～17:00	○	○	○	○	○	○ 週１	○ 月１	○						○	○	○	○
	障害者・児生活支援センター「あっぷる」	581-0853	八尾市楽音寺１-８５-１	072-940-1214	072-943-0294	月～土	9:00～17:00	△	○	△	△	○									○	○	○	
	ちのくらぶ	581-0025	八尾市天王寺屋３-６	072-949-5740	072-920-1338	月～金	10:00～17:00	△	△	○	△	△					△				○	○		○
	医真会しょうがい相談支援センター	581-0036	八尾市沼１-６８-６５　朝日プラザシティ八尾南２番館１０５号	072-948-8875	072-948-8867	月～土、祝日	9：00～17：30	○	○	○	○	○									○	○	○	
	のびやか	581-0834	八尾市曽根町２-１３３	072-993-0785	072-993-0784	月～金、祝日	9:00～18:00 祝日9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	八尾市立障害者総合福祉センター	581-0081	八尾市南本町８-４-５	072-993-0294	072-993-0334	月～金	9:00～17:00	○	○	△	○	○										○	○	
	ぽぽろ	581-0856	八尾市水越２-８１	072-940-3321	072-940-3322	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	しょうがい相談支援とも	581-0865	八尾市服部川１-４８	072-941-0606	072-941-0607	月～金	9:00～17:00	○	△	△	△											○		
	アントレー	581-0062	八尾市東太子２-３-２　小谷ビル２階	072-915-4558	072-970-5633	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター四季の森	581-0853	八尾市楽音寺６０９番地	072-940-5500	072-940-5501	月・水・金	13:30～15:30	○	○	○	○	△										○		
	クオーレ	581-0025	八尾市天王寺屋７-８９-１	072-944-0900	072-944-0901	月～金	9:00～17:00			○												○		○
	相談支援センターかがやき	581-0094	八尾市志紀町西４－６１	072-951-5160	072-951-6735	月～金	9：00～12：00	○	○	○	○	○										○	○	
	特定相談支援事業所エイド	581-0003	八尾市本町１-６-２０	072-943-3456	072-943-3456	土・日	19:00～22:00	○	○	○	○											○		
	相談支援かたつむり	581-0036	八尾市沼１-６８-６５　朝日プラザシティ八尾南２番館７０８号	072-951-5478	072-951-5478	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	八尾しょうとく園相談支援センター	581-0852	八尾市西高安町３-１１	072-996-0008	072-996-0009	月～土	9:00～17:00	△	△	△	△	○										○	○	
	相談支援事業所　和	581-0092	八尾市老原七丁目８１番地の２	072-991-5800		月・金	13:00～17:00	○	○													○		
	八尾市立児童発達支援第１センター	581-0027	八尾市八尾木二丁目９０番地	072-993-3154	072-996-2429	月～金	9:00～17:00	△	△	△	△	○										○	○	
	計画相談　きうい	581-0016	八尾市八尾木北一丁目３９番地	070-6547-2843	072-990-5866	月・水・金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
八尾市	障がい者相談支援センター　トラスト	581-0044	八尾市木の本二丁目５１番地の２　エメラルドマンション２Ｎ号	072-983-6401	072-970-6799	月～金	14:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	すまいるふぁーむ	581-0846	八尾市上之島町南四丁目４１番地の２　サラサ八尾西館１Ｆ	072-924-7088	072-924-7066	火	11:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	トータルサポートなな	581-0851	八尾市上尾町1丁目1番地の４	072-924-7773	072-923-1173	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援ヨローテ	581-0075	八尾市渋川町六丁目３番地の３２　エクセルハイツⅡ２０２号室	072-976-4692	072-976-4693	火・水	14:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援センターおのころ	581-0802	八尾市北本町二丁目１０番５－１３１２号	072-940-6440	072-940-6441	月～金	9：00～17：30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援　三里	581-0835	八尾市小畑町二丁目４７番地の１小畑コーポラスＢ－４０５	072-990-3315	072-990-3656	月～金	9：00～18：00	○	○	○	○	○										○	○	
	こども相談支援北風と太陽	581-0069	八尾市龍華町一丁目２番１－１１１０号	072-968-9582	072-968-9584	月～金	9：00～17：00					○										○	○	
	医療法人中道会　障がい者（児）総合支援センター	581-0003	八尾市本町一丁目１番１１号３Ｆ	072-976-4016	072-976-4017	月～土	10：00～16：00	○	○	○	○	○										○	○	○
	地域相談室　ハナシカケ	581-0084	八尾市植松町五丁目１４番１２号	072-929-9624	072-929-9653	月～金	9：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	○
	みらいけいかく	581-0866	八尾市東山本新町3-7-19	072-921-3668	072-921-7740	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援センターことぶき	581-0054	八尾市南亀井町二丁目４番１６号　八尾市南亀井ビル３階	072-975-6524	072-992-7601	月～日	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	はな花相談支援センター	581-0085	八尾市安中町六丁目１番５号	072-922-5880	072-928-0012	月～金	10:00～18:00	○	○	○		○										○	○	
	おむすび	581-0833	八尾市旭ケ丘五丁目２６番１４号	080-4362-3683		月・水・金	14:30～18:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　すっと	581-0847	八尾市東山本町一丁目８番５号ルーフⅢ番館１０２号	072-944-1328	072-946-5954	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ゆずの音	581-0868	八尾市西山本町六丁目２番１８－３０２号	072-970-5838	072-970-5839	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		
	相談支援事業所おとぎ	581-0843	八尾市福万寺町南一丁目３０番地の１２	072-973-7347	072-973-7347	月～金、祝日	10:00～19:00	○	○	○	○											○		○
	相談支援事業所うた	581-0869	八尾市桜ケ丘四丁目５７番地　堀川コーポラス３０２	072-975-5072	072-975-5073	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	重心・医療的ケア専門相談支援　ナースプラン八尾東大阪	581-0882	八尾市恩智北町一丁目３７４番地	072-983-5099	072-983-6889	月	10:00～12:00	○	○			○										○	○	
	サポートアドバイス・サクラサク	581-0817	八尾市久宝園二丁目９８番地の１７	070-8969-3029		月～金	10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターこのは	581-0062	八尾市東太子一丁目２番２５号　パレーシャル２１　２０６号室	072-983-6175	072-983-6179	水	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	Ｋａｖｅｒｉ	581-0866	八尾市東山本新町１－４－２７　リノン東山本新町１００号	072-935-8110	072-935-8110	月～金	10:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
柏原市	柏原市障害者基幹相談支援センター	582-0001	柏原市本郷3-9-62　柏原市立自立支援センター内	072-971-2039	072-971-6801	月～金(土・日・祝日は電話による相談)	9:00～17:00	○	○	○	○	○	△ 月1							○	○	○	○	○
	地域生活支援センター　さんねっと	582-0021	柏原市国分本町1-3-33　エクシード国分301	072-978-1880	072-978-1550	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○
	地域生活支援センター　かしわら	582-0026	柏原市旭ケ丘4-8-3	072-978-6073	072-959-2228	月～水、金・土 (木・日・祝日休)	9:00～17:00	△	△	○	△	△									○	○			
	なにわの里　地域相談・連携室	582-0025	柏原市国分西1-3-43 HOPEハウス101	072-978-2202	072-975-1010	火～土	10:00～18:00	△	○	△	△	○									○	○	○		
	にしむら小児科障がい児相談支援センター	582-0021	柏原市国分本町1-9-14	072-976-6600	072-976-6601	月・金(事業所カレンダーに定める日は休み)	10:00～17:00	△	△	△	△	○										○	○		
	福祉相談所おねっと	582-0008	柏原市古町1－8－3	072-972-2293	072-972-2293	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○		
	重心・医療的ケア専門相談支援 ナースプラン柏羽藤	582-0009	大正1-8-12　マンション明和1F	072-983-5099	072-983-6889	**月のみ**	10:00～12:00	○	○			○										○	○		
東大阪市	基幹相談支援センター	578-0984	東大阪市菱江五丁目2-34	072-975-5708	072-975-5717	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○								○					
	プランセンターはばたき	578-0984	東大阪市菱江五丁目2-34	072-975-5710	072-975-5714	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	○
	障害者生活支援センター　ひびき	577-0055	東大阪市長栄寺10番2号	06-6782-9555	06-6782-9554	月～金 第1・第3・第5土	9:00～17:30 9:00～15:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○
	委託相談支援センターアーバンサポート新喜多	577-0046	東大阪市西堤本通西1-2-18	06-6224-7774	06-6784-7771	月～土	10:00～17:30	○	○	○	○	○									○				
	相談支援センター　わくわく	578-0911	東大阪市中新開二丁目11-20	072-968-7146	072-960-3613	木	9:00～12:00	○	○	○	○										○	○	○	○	○
	花園生活支援センター	578-0941	東大阪市岩田町2-1-33 アルカディア弐番館	072-966-8014	072-960-3019	月～木、土	10:00～18:00			○												○		○
	青山会生活支援センター	578-0948	東大阪市菱屋東二丁目4番21号5階	072-968-8075	072-968-8076	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○											○	○		
	自立支援センター　『ばあとなぁ』	578-0935	東大阪市若江東町2-1-6	06-6722-7760	06-6722-7761	月～金(夏季休み・年末年始を除く)	10:00～18:00	○	○	○	○	○			△						○	○	○	○	○
	委託相談支援センター　ルーチェ	579-8046	東大阪市昭和町3－2 竹菊合同ビル4階	072-983-5105	072-983-5106	月、水、金	月9:00～17:30 水14:00～17:30 金9:00～13:00	○	○	○	○				○						○	○		○	○
	オラシオン相談支援センター	577-0841	東大阪市足代3-1-7 布施南ビル3F	06-6730-9898	06-6730-9899	月～金	9:00～17:00			○												○			
	ピュア療育相談室	577-0034	東大阪市御厨南二丁目6番22号	06-6781-1197	06-6784-3390	月、木、金	14:00～15:00	△	○	○	△	○										○	○	○	○
	ハッピー・ケア・サポート相談支援センター	577-0045	東大阪市西堤本通東2丁目3-25-101	06-6788-0701	06-6788-0707	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○											○	○	○
	ふせまちかど相談所	577-0058	東大阪市足代北一丁目3番21号足代北パークマンション1階	06-6784-1340	06-7164-3564	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	○
	ヤンググリーン地域支援室木かげ	577-0023	東大阪市荒本1丁目4番32号	06-6789-8585	06-6789-8501	月～金 第1・第3土	平日9:00～17:20 土9:00～15:45	○	○	○	○	○											○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
東大阪市	きっくおふ	579-8046	東大阪市鷹殿町１４番１７号	072-982-7626	072-984-2436	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	
	ヘルプセンターりある	578-0935	東大阪市若江東町３-３-４７	06-7175-0473	06-7171-4135	火・金	9:00～12:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	キューオーエル	579-8026	東大阪市弥生町２-５３ グランデュール弥生１０２号	072-981-7127	072-981-7174	月～金	9:00～15:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所ポピー （休止中）	577-0827	東大阪市衣摺四丁目４番３２号	06-6748-0853	06-6748-0859	月・水	13:00～16:00	○	○	○	○											○		
	特定相談支援事業所八戸ノ里向日葵	578-0944	東大阪市若江西新町三丁目１番９号	06-6730-7181	06-6730-7182	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○		
	相談支援センターすぷらうと	579-8001	東大阪市善根寺町四丁目１１番３９号	072-980-2288	072-980-2020	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○		
	相談支援センター夢 （休止中）	579-8053	東大阪市四条町９番８号	072-982-6060	072-982-6061	日	10:00～12:00	○	○	○	○	○										○	○	
	障がい児者相談支援　ろんど	579-8013	東大阪市西石切町三丁目２番４１号シルキーハイツ１０５号	072-933-2209	072-915-1176	月～金	9:00～17:00	○				○										○	○	
	障害福祉支援センター　はるかぜ	577-0808	東大阪市横沼町一丁目１４番５号　城戸長瀬ビル３階	06-6743-7070	050-3737-8036	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	なないろの絆相談支援室	578-0941	東大阪市岩田町五丁目1番22号 吉田ハイツ1階	072-976-4701	072-976-4702	月～金	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所菜の花畑	577-0034	東大阪市御厨南二丁目１番３０号	06-6784-7087	06-6784-7086	月・水・木・金	11:00～16:00	○	○	○	○											○		
	特定非営利活動法人ジャンボ	577-0806	東大阪市上小阪二丁目１番１７号	06-6728-0843	06-6728-0846	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ハートリバース	577-0824	東大阪市大蓮東二丁目８番31号 リンクスイン東大阪Ｐ－１　１０８	090-8522-5621	06-6736-5634	火・木	10:00～12:00			○												○		
	ＯＳＪ工房　よりそいの丘	579-8027	東大阪市東山町６番１号リリーフ明日香新石切１１０号	072-987-5554	072-920-7080	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援センターあいおい	577-0826	東大阪市大蓮北二丁目１番２７号	06-4308-4850	06-4308-4870	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	発達障がい児（者）相談支援センターＮＩＮＯＬ	577-0831	東大阪市俊徳町一丁目６番２５号　１階	06-4306-5072	06-4306-5073	月～土	平日 11:00～18:00 土 10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	けあぷらんＡｕｄｒｅｙ	579-8066	東大阪市下六万寺町一丁目１１番１号	072-986-9997	072-980-7234	月～金	9:00～10:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	特定相談支援事業所あおい	577-0827	東大阪市衣摺二丁目８番５号 サニーコートＡＹＡＮＩ　２０４	06-6730-7015	06-6730-7016	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		
	相談支援室つむぎ東大阪	577-0061	東大阪市森河内西二丁目３番３６号	06-6736-5590	06-6736-5591	月・水・金	11:00～15:00		○	○	○	○						○				○	○	○	
	ぴよぴよ会	577-0054	東大阪市高井田元町２-７-６	06-6783-0404	06-6783-0401	月～金	10:00～15:00					○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
	スタートライン	578-0963	東大阪市新庄４-４-２６	072-966-6020	072-940-7155	月・水	10:00～17:30	○	○	○	△	○										○	○	○
	フルスマイル相談支援事業所	579-8066	東大阪市下六万寺町二丁目２番７号レジデンスグラッソーレ２号室	072-943-3137	072-943-3136	水	9:00～12:00	○	○	○		○										○	○	○
東大阪市	相談支援ルームくれあ	579-8062	東大阪市上六万寺町１番１８号	072-982-8050	072-982-8060	月・火・木・金 (祝日を除く)	10:00～14:00					○										○	○	
	愛ケアコンシェル	577-0837	東大阪市寿町三丁目5-１５	06-6736-0039	06-6729-0025	月～木・土	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	つなぐ相談支援ステーション東大阪	577-0802	東大阪市小阪本町一丁目７番８号　越智ビル１階	06-6753-7622	06-6729-0051	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○		○
	メルシーケア・小阪	577-0036	東大阪市御厨栄町二丁目８番１５号	06-6785-7172	06-6785-7179	水・日	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○		○
	相談支援センターシリウス	579-8003	東大阪市日下町四丁目３番１５号　シャンテ辻亀1階	072-943-1583	072-943-1584	月～土	平日 9:00～17:15 土 9:00～12:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	ケアプランセンター　ヴェルディ永和	577-0809	東大阪市永和二丁目８番２号　プランチ永和３階	06-7639-1402	06-7639-1404	月～金	8:30～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援なごむ	578-0931	東大阪市花園東町一丁目３番９号２階	072-968-8081	072-963-5060	月・火・木・金	10:00～11:00					○										○	○	
	相談ルーム　ぶりずむ	579-8013	東大阪市西石切町七丁目４番５号	080-4645-5901	072-920-4835	火	10:00～17:00		○	○		○										○	○	○
	相談支援センター花たば	578-0935	東大阪市若江東町二丁目３番２６号	06-7494-7626	06-7494-7626	火～土	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ひふみ介護	577-0825	東大阪市大蓮南一丁目２番２２号	06-7897-5200	06-7897-5779	月～金	9:00～18:00		○	○		○										○	○	○
	相談支援なかま	579-8015	東大阪市北石切町１番１号　芳野ビル2F	072-984-5439	072-984-5553	月	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○		
	相談支援　エール	579-8047	東大阪市桜町５番４号	072-985-6055	072-985-6044	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援　ハッピールーム	578-0961	東大阪市南鴻池町二丁目１０番２５号	080-8342-8910	06-6744-0089	月～金	9:00～14:00	○	○	○	○											○	○	
	Ｓｏｃｉａｌ　ｗｏｒｋ　ｏｆｆｉｃｅ　Ｄ&Ｌｉｆｅ東大阪	578-0903	東大阪市今米一丁目２番４８号　松栄ビル６０５	072-929-8322	072-929-9455	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ハッピープラン （休止中）	579-8063	東大阪市横小路町三丁目６番２号	072-975-6608	072-975-6609	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○		○
	さんた　けあさぽーと	578-0941	東大阪市岩田町一丁目３番５６号　シエーナ岩江岩田２０２号	072-974-9307	072-231-9498	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	いちばん里	578-0941	東大阪市岩田町五丁目８番１３号	072-921-3245	072-926-5243	月～土	9:30～16:00	○	○	○	○	○										○	○	
	こまケア桜町相談支援センター （休止中）	579-8047	東大阪市桜町４番３号	072-970-5329	072-970-5392	金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		○
	アミューアロハ	577-0824	東大阪市大蓮東三丁目５番２４号	06-7503-6897	06-7500-9981	火・木	13:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
東大阪市	相談支援センター　ルーチェ	579-8046	東大阪市昭和町３番２号　竹菊合同ビル４Ｆ	072-983-5105	072-983-5106	月・水・金	月9:00～17:30 水14:00～17:30 金9:00～13:00	○	○	○	○											○		
	相談センター　Ｎｅｓｓｉｅ	578-0946	東大阪市瓜生堂二丁目１番６３号	06-7504-5144	06-7504-5344	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	サポートセンター楠	579-8012	東大阪市上石切町二丁目１９番３２号	072-984-0664	072-813-0328	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所　あおぞら	578-0947	東大阪市西岩田二丁目６番１７号２階	080-4726-6524	06-6785-7807	月～金	10:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所ふくまっぷ	577-0818	東大阪市小若江二丁目8番10号 小若江スカイハイツ408号室	090-1719-2229	06-6730-8012	火	10:00~17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援センターやたがらす	577-0015	東大阪市長田二丁目4番14号	06-6788-6790	06-6745-3744	月～金	10:00～20:00	○	○	○	○	○										○	○	
	どりーむ・ステーションＥａｓｔ	578-0941	東大阪市岩田町三丁目２番３６号	072-943-2456	072-943-2911	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		○
	相談支援センター　はっぴぃリンク	577-0057	東大阪市足代新町１７番９号 新町ビル２階	090-3966-7495	06-6753-7496	水・金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	相談支援室え～る	578-0981	東大阪市鳥之内一丁目４番２１号	072-970-6597	072-970-6598	月～金	16:10～17:10	○	○	○	○	○										○	○	
	ファミーユ	577-0836	東大阪市渋川町一丁目１２番２７号	080-2414-2744	06-6748-0694	月～金	8:30～16:30	○	○	○	○											○	○	
	相談支援センターピオスの丘	579-8001	東大阪市善根寺町一丁目５番３１号	072-968-7055	072-986-9003	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○											○		○
	相談支援ｈａｎａ	578-0903	東大阪市鴻池町二丁目2番６号	072-819-7435	06-6747-9277	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ライフデザインセンターみーる	577-0841	東大阪市足代三丁目１番２２号	06-6732-3210	06-4307-5666	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○				○						○	○	○
	カウンセリングサロンｓｐａｃｅ	578-0972	東大阪市鴻池町二丁目８番２６号　ベニーレーン３０８号	080-5774-2558	072-813-7237	月	10:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援一二三 （休止中）	579-8066	東大阪市下六万寺町三丁目６番４５号	072-984-5619	072-980-8841	月～金	9:00～18:00	○		○												○		
	相談支援Ｍｙｙ	579-8053	東大阪市四条町４番７号２号室	072-947-4557	072-947-4557	月～日	平日9:00～18:00 土日12：00～20：00	○	○	○	○	○										○	○	○
	ＹＭＣＡ相談支援センター （休止中）	577-0802	東大阪市小阪本町二丁目６番２６号	06-6728-9500	06-6728-9507	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	生活支援センターあいん	578-0973	東大阪市東鴻池町二丁目４番３３号	072-976-4085	072-976-4240	月・火・木・金・土	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○		○
	えんふれコンサルテーション	577-0022	東大阪市荒本新町８番１９号 エバーラスティングⅠ－２０４	06-6781-6027		月～金、祝	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	ケアプランセンター３Ｑ	578-0905	東大阪市川田二丁目３番２４号	050-1722-9939	050-3852-5239	火・木	14:00～16:30					○										○	○	
	相談支援　れがーと	579-8014	東大阪市中石切町二丁目１番４７号	072-970-6831	072-970-6832	火・木	9:00～16:00	○	○	○	○											○		

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
東大阪市	アーバンサポート新喜多	577-0046	東大阪市西堤本通西一丁目２番１８号	06-6224-7774	06-6224-7771	水	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターマーレ	577-0809	東大阪市永和二丁目６番３３号	06-6722-5551	06-6722-5532	水	10:00～17:00	○	○	○	○											○		○
	相談支援SOEN	577-0028	東大阪市新家西町９番７号	080-3351-3248	06-7635-8562	月～金	10:00～18:00					○										○	○	
	ｄａｙｓ	577-0054	東大阪市高井田元町二丁目１０番１６号　辻ビル１Ｆ店舗	070-8996-5757	06-7657-9797	月～金	9:00～12:00	○	○	○	○	○										○		○
	相談支援れんり	578-0915	東大阪市古箕輪一丁目５番６号	0729-44-0433		月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	ふくしの相談　メイリリー	578-0924	東大阪市吉田七丁目６番３２号フジパレス花園Ⅰ番館１０３号室	080-3980-9493		月～金	10:00～18:00					○										○	○	
	相談支援　YouアンドMe	579-8014	東大阪市中石切町四丁目１０番２２号　グラツィオーソ石切２０３号	072-911-3265	072-911-3265	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援りとるじぇむ	579-8054	東大阪市南四条町５番５号－２０６号室	070-9054-7746		水～土	平日10:00～20:00 土9:00～13:00	○	○	○	○	○										○	○	
	CICS	579-8058	東大阪市神田町３番５号　アベニュー瓢箪山１０１	072-927-0046	072-927-0047	月～金	9:00～12:00	○	○	○	○	○										○	○	
松原市	社会福祉法人松原市社会福祉協議会障害者相談支援事業所（通称：まつばらピアセンター）	580-0043	松原市阿保3-5-18　ヒダカビル	072-337-7333	072-335-0294	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	△	○ 週3	○ 週2	○ 週2						○	○	○	○
	生活支援センター　れいんぼう	580-0023	松原市南新町１-１０-２	072-336-3240	072-334-6466	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○								○		○	○	○
	生活支援センター　そうそう	580-0021	松原市高見の里５－５１３	072-331-4081	072-331-8008	月～金	10:00～18:00	○	○	○	△	△									○	○		○
	地域生活サポートセンターいこな	580-0023	松原市南新町３-８-２３	072-335-5561	072-332-0995	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	相談支援センターふたば	580-0031	松原市天美北４-２-４	072-331-6887	072-331-6887	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	四天王寺悲田院児童発達支援センター（地域支援センターぱんぴーの）	583-0868	羽曳野市学園前６-１-１	072-950-1530	072-950-1531	月～土 ※土については、休業の場合あり	9:00～17:15	△	△	△	△	○									○	○	○	○
	相談支援センターえ～る	580-0006	松原市大堀２丁目９番１３号	072-331-3234	072-331-3234	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ミライサキ	580-0014	松原市岡３丁目１６番３号メゾンアルカディア３０２号	080-3834-5715	072-350-8136	月～金 土	17:00～19:30 9:00～15:00	○	○	○	○	○										○	○	
	Well Life　相談支援センター	580-0011	松原市西大塚１丁目２番２９号	072-349-1911	072-349-1911	月～金	8:30～17:30 8:30～17:00	○	○	○	○	○										○		
	相談支援事業所　ekubo tette	580-0032	松原市天美東８丁目２番２５号 藪内ハイツパートⅡ１０１号室	080-4295-3426		月～金	9:00～18:00 9:00～18:00	○	○		○	○										○	○	
松原市	ソワン相談支援ステーション	580-0043	松原市阿保５丁目６番４号　グリーンハイツ松原１号棟１０３号室	072-288-6812	072-288-6812	火～土	9:00～18:00 10:00～16:00	○	○		○	○										○	○	
	支援センター　はる	583-0856	羽曳野市白鳥3-16-1 木村ビル4階	072-959-3261	072-957-1604	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	△	△	△	△					○	○	○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要							直営	委託				
羽曳野市	フレンドハウス	583-0886	羽曳野市恵我之荘４-４-１８ 松本ビル2階	072-937-7898	072-937-7898	月～金	9:00～17:30	△	△	○	△	△									○			○
	四天王寺悲田院児童発達支援センター（地域支援センターぱんぴーの）	583-0868	羽曳野市学園前６-１-１	072-950-1530	072-950-1531	月～土 ※土については、休業の場合あり	9:00～17:15	△	△	△	△	○									○	○	○	○
	相談支援センターまるっと	583-0883	羽曳野市向野２-６-１８	072-936-1115	072-931-0082	月～土	10:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　ホープス	583-0876	羽曳野市伊賀３-１８-１	072-937-5515	072-937-5520	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　ひまわり	583-0858	羽曳野市南古市3-６７-１	072-958-7070	072-958-7080	月～金	10:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	
	みのり壱番館	583-0882	羽曳野市高鷲１０-５-９	090-9877-3355	072-952-8528	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター迅	583-0871	羽曳野市野々上3-540-3 ハイツコッペリアⅡ105号	080-4230-1179	072-370-1179	月～金	13:00～18:00	○	○	○	○	△										○		
	相談支援センター河原城苑	583-0867	羽曳野市河原城９２７	072-938-3999	072-938-4822	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	アクシス計画サポート	583-0876	羽曳野市伊賀1-7-10	072-931-9131	072-931-9132	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ＨＡＮＫ相談支援ステーション	583-0864	羽曳野市羽曳が丘5-14-4	072-979-7708	072-979-7709	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
藤井寺市	藤井寺市障害者基幹相談支援センター （福祉総務課内）	583-8583	藤井寺市岡1丁目１番１号	072-939-1106	072-939-0399	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○					
	障害者地域生活支援センター　わっと	583-0027	藤井寺市岡２-１２-６　進和ビル3階	072-930-0733	072-930-0733	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	相談支援センター　ぴんぽん	583-0033	藤井寺市小山１-１-１ エストエムビル3F	072-952-7002	072-959-4135	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	○
	四天王寺悲田院児童発達支援センター（地域支援センターぱんぴーの）	583-0868	羽曳野市学園前６-１-１	072-950-1530	072-950-1531	月～土 ※土については、休業の場合あり	9:00～17:15	△	△	△	△	○										○	○	○
	ケアセンター和	583-0017	藤井寺市藤ヶ丘１-２-３	072-938-7530	072-938-7550	月～土 ※土については隔週	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　すずらん	583-0011	藤井寺市沢田２-８-３５	072-937-8666	072-937-8667	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターどうみょうじ高殿苑	583-0012	藤井寺市道明寺３-２-２	072-936-3518	072-936-3520	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
富田林市	相談支援事業　ビーチネット	584-0008	富田林市大字喜志２０６７番地	0721-24-8626	0721-24-8626	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	地域活動支援センター　ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町二丁目２番６号	0721-25-1516	0721-25-1095	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	四天王寺悲田富田林苑	584-0082	富田林市向陽台一丁目３番２０号	0721-29-0500	0721-29-0282	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○
	テンダァハート相談支援事業所	584-0072	富田林市高辺台一丁目11番18号　2階	0721-28-9061	0721-28-7829	月～金、第2・第4土	9:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要							直営	委託				
富田林市	つじやま相談室	584-0081	富田林市大字廿山２０番７号	0721-28-5311	0721-40-1513	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○
	障がい者相談支援センターココ	584-0028	富田林市中野町西一丁目１５０２番地３	0721-69-8881	0721-69-8882	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○												○	○	○
	拓サポート	584-0069	富田林市錦織東三丁目１番９号ソラーナの里１０３号室	080-1467-2965	0721-26-8882	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○												○	○	
	相談支援事業　陽だまり	584-0048	富田林市西板持町二丁目１番３８号	0721-21-6449	0721-21-5571	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○												○	○	
	ブーケ相談支援センター	584-0055	富田林市伏見堂９５番地	0721-34-1196	0721-34-1196	月～金	8:45～17:15			○														○		○
	相談支援センターひまわり	584-0086	富田林市津々山台四丁目５番18号	0721-81-0208	0721-81-1166	月～金	10:00～15:00	○	○	○	○	○												○	○	○
	ケアセンターあん	584-0043	富田林市南大伴町一丁目５番２９号(１０５)	070-2327-1649	0721-21-7025	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○												○	○	
	アプローチ寺池	584-0073	富田林市寺池台２丁目１２-８	0721-29-8655	0721-29-8655	月～金	10:00～18:00	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△			○	○	○	○	
	相談支援センターめぐみ	584-0083	富田林市小金台四丁目１０番７号	0721-26-9569	0721-26-9569	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○												○	○	
	生活相談らぽーと	584-0062	富田林市須賀二丁目２６番７号	0721-56-5000	0721-52-0718	月・水	9:00～12:00	○	○	○	○	○												○	○	○
	すくよか	584-0054	富田林市大字甘南備２１６番地	0721-34-2201	0721-34-2205	月・火・木・金	10:00～12:00	○	○	○	○													○		
	相談支援センターこんごう	584-0054	富田林市大字甘南備２１６番地	0721-34-2174	0721-34-2121	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○												○	○	○
	基幹相談支援センター聖徳園みどりの風	584-0049	富田林市川向町６番３１号	0721-26-8627	0721-26-8628	月～金 第1.第3土	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○	○
	相談支援事業所はばたき	584-0014	富田林市川面町二丁目5番19号	0721-20-5288	0721-25-2060	月～金	8：30～17：15	○	○	○	○													○		
	相談支援事業所アイリス	584-0045	富田林市山中田町一丁目１７番１７－１号	0721-21-1811	0721-22-1811	月～金	9：00～18：00	○	○	○	○	○												○	○	
	相談支援事業所こどもサポートみかん	584-0001	富田林市梅の里２－３２－５	0721-26-8233	0721-26-8234	火・水・金・土	9:30～17:30	○	○	○	○	○												○	○	
	はるかケアぷらす	584-0039	富田林市美山台７番１－２０４号	0721-68-7930	0721-68-7930	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○												○	○	
	相談支援センターハウ	584-0036	富田林市甲田一丁目３－２８仲谷文化９号室	0721-26-7805	0721-26-7806	月～金	9：00～18：00	○	○	○	○	○												○	○	○
	相談支援あおいろさぽーと	584-0062	富田林市須賀三丁目２－３６喜田ハイツ５号室	070-9122-6207	-	火～土	10:00～18:00 土のみ10:00～14:00	○	○	○	○	○												○	○	
富	相談支援　こもれび	584-0005	富田林市喜志町二丁目３－１６D&Mマンション505号室	0721-69-7137	0721-69-8837	月～金	9：00-18：00	○	○	○	○	○												○	○	
	ジャンプ	584-0082	富田林市向陽台５－７－１１	090-6603-5133	0721-21-7657	月～金	10:00～17:00	○	○	○	○	○												○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
田林市	アイミル相談支援センター	584-0086	富田林市津々山台五丁目５番５号	0721-55-4022	0721-55-2208	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	スカフォルズ	584-0062	富田林市須賀二丁目１９番８号	0721-70-7433	0721-70-7433	火・水・木	9:00～10:00					○										○	○	
	ケアセンターみのり	584-0039	富田林市美山台７番４－１１１	080-7637-7566	050-3535-5284	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
河内長野市	ピアセンターかわちながの	586-0033	河内長野市喜多町６６３-1	0721-70-7002	0721-70-7003	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○	△	△	△					○	○	○	○	○
	こころっと	586-0015	河内長野市本町２６-２９　福田ビル４階	0721-53-4086	0721-53-4085	月～金	9:00～17:30	△	△	○	△	△									○	○	○	○	○
	河内長野市社会福祉協議会相談支援事業所	586-0033	河内長野市喜多町６６３-1	0721-64-9000	0721-64-0222	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○											○		
	相談支援室れんげのおか	586-0032	河内長野市栄町２５番３７号	0721-26-9190	0721-26-9941	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○									○	○	○		
	相談支援事業所ゆっくり	586-0011	河内長野市汐の宮町３３番３４号	0721-21-7390	0721-56-3123	月～土	9:00～17:00	○	○	○	○											○	○	
	相談支援センターmum	586-0046	河内長野市中片添町１１番９号	0721-55-2274	0721-55-2276	月～金	9:00～17:30					○									○	○	○	
	しょうとく園子ども相談支援室	586-0034	河内長野市上田町２００番地の1	0721-65-1877	0721-64-8298	月～金	13:30～16:30	△	△	△	△	○											○	
	相談支援センターあゆみ	586-0076	河内長野市大矢船北町２番１５号	0721-56-7311	0721-56-7316	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	こころサポートぼえむ	586-0032	河内長野市栄町５番１８号	0721-56-7861	0721-56-7862	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	ありがとうケアプランセンター	586-0075	河内長野市大矢船中町２１番９号	0721-21-6220	0721-21-4101	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	ほほえみ介護センター	586-0024	河内長野市西之山町２番１オオタニビル２０２号	0721-55-4920	0721-55-4919	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	スマイルハート	586-0026	河内長野市寿町６番５４号	080-3768-8256	0721-54-1117	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	ＴANGO	586-0048	河内長野市三日市町５６０番地の６１末広ビル３階	0721-51-2000	0721-81-8851	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	サンクスつながりワーキング	586-0001	河内長野市木戸3-19-1-903号	050-3778-2940	050-3737-1490	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援りんく	586-0068	河内長野市北青葉台2-16 Lächens Grün 1F	0721-26-7576	0721-25-7528	月～金	9:30～17:30	○	○	○	○	○									○	○	○	
	相談支援えれふぁんて	586-0012	河内長野市菊水町８番３号　釜平ビル2階	0721-69-9390	0721-69-9391	月・火・木・金	10:00～12:00	○	○	○	○	○										○	○	
一	相談支援事業所 Bees	586-0022	河内長野市本多町4-9 中谷ハウス2A号室	0721-81-5385	0721-68-7971	月～金	9:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	まごころ	586-0094	河内長野市小山田町６７番８号	0721-56-7837	0721-56-7850	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○											○		

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要				直営	委託				
河内長野市	相談支援事業所　そら	586-0002	河内長野市市町５０１番地４	0721-54-2761	0721-54-2762	月・水・金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	うぇるらいふ相談支援センター	586-0001	河内長野市木戸３丁目１１番５号サンコート千代田２０５号室	070-3187-4990	0721-70-7696	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○		
	相談支援みかん	586-0033	河内長野市喜多町１９７－５	0721-60-6090	0721-60-6091	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○											○		
	ゆいまーる	586-0034	河内長野市喜多町２８７	0721-93-2009	0721-93-2009	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○		
大阪狭山市	地域活動支援センター　いーず	589-0005	大阪狭山市狭山１-２３８２-１-２０３	072-367-3990	072-367-0033	月～金、第１・３土	9:00～17:30	○	○	○	○										○	○		○
	相談支援センター　ぱるぱる	589-0011	大阪狭山市半田１-６２４-３	072-368-8666	072-288-4511	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	しんき支援センター	589-0013	大阪狭山市茱萸木７-１４１１-２	072-220-7120	072-220-7126	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	基幹相談支援センター	589-0005	大阪狭山市狭山１-８６２-５	072-365-1144	072-368-9933	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○
	さちケアプランセンター	589-0023	大阪狭山市大野台２-１３-７	072-366-8100	072-366-8700	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		
	マザーらびっと	589-0007	大阪狭山市池尻中２-６-１２-A１０２	072-368-2030	072-368-2730	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○											○		
	障がい相談支援センターおもちゃ館	589-0022	大阪狭山市西山台６-１６-５	072-349-9050	072-349-9050	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターわおん	589-0023	大阪狭山市大野台４-１-１９	072-360-0720	072-360-0722	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
大阪狭山市	総合ケアプランセンター	589-0022	大阪狭山市西山台３-５-１８井上ビル２Ｆ	072-367-8077	072-367-8004	月～金	9:00～17:00	○			○	○										○	○	
	れ心あケアプランセンター	589-0023	大阪狭山市大野台2-１１-2	072-350-0397	072-350-9345	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援けいかく屋	589-0013	大阪狭山市茱萸木８-１５５２-１６	070-4495-3013		月～金	9:00～17:00		○	○												○		
	相談支援事業所にしかぜ	589-0034	大阪狭山市山本中１３５８	072-280-7503	072-290-7153	月～金	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
河南町	相談支援事業　ピーチネット	584-0008	富田林市大字喜志２０６７番地	0721-24-8626	0721-24-8626	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	生活支援相談室　しなが	583-0993	太子町畑１００-1	0721-98-5001	0721-98-5678	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○
	地域活動支援センター　ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町二丁目２番６号	0721-25-1516	0721-25-1095	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	聖徳園みどりの風	584-0049	富田林市川向町６番３１号	0721-26-8627	0721-26-8628	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	相談支援m	585-0002	河南町大字一須賀３９９-1	0721-93-1771	0721-93-7137	月・水・金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	
太子町	生活支援相談室　しなが	583-0993	太子町畑１００-1	0721-98-5001	0721-98-5678	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○
	相談支援事業　ピーチネット	584-0008	富田林市大字喜志２０６７番地	0721-24-8626	0721-24-8626	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	地域活動支援センター　ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町二丁目２番６号	0721-25-1516	0721-25-1095	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	聖徳園みどりの風	584-0049	富田林市川向町６番３１号	0721-26-8627	0721-26-8628	月～金、第1・第3土	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	相談支援センターレガート	583-0991	太子町大字春日１１９８番地の１６	0721-55-2977	0721-55-2978	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	
	サニスタオフィス	583-0991	太子町大字春日87番地の1	0721-55-4499	0721-55-4499	月～金	9:00～17:45	○	○	○	○	○											○	○	
	相談支援事業所りり～べる	583-0991	太子町春日１１０番地	0721-60-6970	0721-60-6971	月～金	9：00～13：00	○	○	○	○												○		
千早赤阪村	生活支援相談室　しなが	583-0993	太子町畑１００-1	0721-98-5001	0721-98-5678	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○
	相談支援事業　ピーチネット	584-0008	富田林市大字喜志２０６７番地	0721-24-8626	0721-24-8626	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	地域活動支援センター　ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町二丁目２番６号	0721-25-1516	0721-25-1095	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	マザーズネット	585-0053	千早赤阪村小吹６８番地の４８７	0721-21-7671	0721-21-7671	月～金	9:30～18:30					○										○		○	
	とうだい	595-0054	泉大津市汐見町８５-1	0725-20-2356 080-3800-8421	0725-23-2349	月～金(年末年始、お盆休みを除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○										○	○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
泉大津市	自立生活センター・リアライズ	595-0025	泉大津市旭町１６-４　プランミュールMAI　1階A１号	0725-22-7716	0725-22-7746	月(祝日、12/29～1/3は除く。なお、事前申込があればこの限りではない。)	10:00～18:00	○	○	○	○				△							○		
	相談支援センター　らいと	595-0036	泉大津市昭和町８番１２号３０５	0725-58-9684	0725-58-9685	月～金	10:00～16:00	○	○	○	○	○	△									○	○	
	特定相談支援事業所 覚寿園	595-0011	泉大津市曽根町２-２-３８	0725-33-1000	0725-33-7517	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	オズ相談支援事業所	595-0066	泉大津市豊原町１０-３３	0725-33-6001	0725-33-6003	年中無休	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援心（ここ）	595-0011	泉大津市曽根町２-１-２２	0725-26-1187	0725-30-3835	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所　タビー	595-0051	泉大津市東港町１３番２号グレースヴィラ泉大津１０１	090-7878-4101	0725-26-6607	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	泉大津市児童発達支援センター	595-0042	泉大津市高津町3番19号	0725-51-7002	0725-32-4500	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所　すてっぷ	595-0021	泉大津市栄養中町１丁目1-7	0725-90-4576	0725-24-0523	月～金	9:00～14:00	○	○	○	○	○										○	○	
	プランルーム　スフィア	595-0032	泉大津市穴田76番地の11　ユウパレス穴田2－E号	080-3110-3516		月～金（祝日を除く）	8:30～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援　もりの和	595-0071	泉大津市助松町一丁目1－23－401	0725-99-8820	0725-99-8870	月～金 （祝日、12/30～1/3日を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターほっとハート	595-0061	泉大津市春日町23番3号	0725-90-4277	0725-22-8983	月～金 （祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く）	9:00～13:00	○	○	○	○	○										○	○	
	泉大津市基幹相談支援センター	595-0026	泉大津市東雲町９番１５号 泉大津市立総合福祉センター内	0725-21-8601	0725-21-8603	月～金 （祝日、12/29～1/3を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
和泉市	和泉市社会福祉協議会　指定特定相談支援事業所	594-0005	和泉市幸２-５-１６	0725-90-5901	0725-41-3191	月～土（祝日、12/29～1/3を除く）	9:00～17:15	○	○	○	○	○								○		○	○	○
	かざみどり相談室	594-0042	和泉市箕形町４丁目１番１８号	0725-92-6103	0725-53-2211	月～土（祝日、12/30～1/3を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	和泉市障がい者相談支援センタータイム	594-0042	和泉市箕形町六丁目９番８号	0725-54-1289	0725-54-1235	月～金(祝日、12/31～1/3日を除く)	9:00～17:00	△	△	○	△	△									○	○		
	和泉市障がい者支援センター　ピオラ和泉	594-0073	和泉市和気町三丁目４番２４号	0725-46-0460	0725-46-0461	月～土（祝日、12/31～1/3までを除く）	8:30～17:30 土 8:30～12:30	○	○	○	○	△									○	○		
	相談支援事業所　ひまわり	594-1101	和泉市室堂町６２２番地の５	0725-30-6295	0725-30-6295	月～金（祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く）	月～金13:00～17:00 土8：30～12：30	○	○	○	○	○										○	○	
	トップケアプランセンター	594-0003	和泉市太町２４番地の１	0725-43-5555	0725-44-5656	月～土(祝日、12/31～1/3を除く)	9:00～18:00 土9：00～13：00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所　ぷちとまと	594-0032	和泉市池田下町１２１８-１	0725-30-4680	0725-30-4680	月～金（祝日、8/13～8/16、12/29～1/4を除く）	9:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所はつがの	594-1106	和泉市はつが野一丁目５１番３号	0725-90-7028	0725-90-7031	月～金（祝日、12/29～1/3を除く）	10:00～17:00					○										○	○	
	ハートプランつばさ和泉	594-1156	和泉市内田町三丁目１番４０号	0725-24-3401	0725-24-2533	月～土（祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
和泉市	相談支援　平安	594-1122	和泉市北田中町２６４番地の２	0725-90-6868	0725-90-6868	月～金 (祝日、8/13～8/16、12/29～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　ダルセーニョ	594-1101	和泉市室堂町６０５番地の１	0725-37-9025	0725-37-9157	月・水・金（祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援まるさんかくしかく	594-0083	和泉市池上町2丁目１－４	0725-26-6266	0725-26-3363	月～金 (土・日・祝日は要予約)	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	
	特定相談支援事業所ペパーミント	594-1116	和泉市納花町３３０番地の１	0725-51-7215	0725-58-7003	月～金（祝日、12/31～1/3を除く）	9:00～17:00	△	△	○	△	△									○	○			
	大阪ワーク相談支援センター	594-0031	和泉市伏屋町五丁目１０番１１号	0725-57-0887	0725-57-0884	月～金（祝日、12/29～1/3を除く）	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターOhana	594-1102	和泉市和田町２７４番地の４	0725-90-7696	0725-90-7696	火（祝日除く）	10:00～17:00	○	○	○	○											○		
	相談支援　桜茶屋	594-0071	和泉市府中町四丁目１０番２号Ｌｉｏ４０１号	090-9871-0217	0725-30-3758	月～金（祝日、8/12～8/16、12/29～1/3を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援　絲	594-1124	和泉市南面利町１３番地	0725-92-1303	0725-92-5800	月～金・第1.3.5土（祝日、12/29～1/3、第2・4土曜日を除く）	8:45～17:00 土 8:45～12:00	○	○	○	○	○										○	○	
	TSK相談支援	594-0073	和泉市和気町二丁目６番３０号	0725-24-3622	0725-22-3623	月～金（祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	そうだん室　清果　－SEIKA－	594-0023	和泉市伯太町四丁目３番１号	0725-46-0431	0725-46-0439	月～金（祝日、8/13～8/16、12/29～1/4を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	あおはるケアセンター	594-0003	和泉市太町２７２番地の１４０２号	080-7235-6864	0725-39-6459	月～金（祝日、夏季休暇3日間、12/29～1/4を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　こんぱす	594-0073	和泉市和気町三丁目５番５５号	0725-24-4745	0725-24-3833	月～金 （祝日、12/31～1/2を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所　こころ	594-0073	和泉市和気町四丁目１番２７号	0725-46-0556	0725-46-0577	月～金（祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援　なつめ	594-0023	和泉市伯太町六丁目８番１６号１F	0725-30-0288	0725-30-5122	月～金（8/13～8/15、12/30～1/3を除く）	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　わくわく	594-0062	和泉市寺田町二丁目2番12号２Ｆ　２０２号	080-4026-8655	0725-40-0558	月～金（祝日、8/12～8/15、12/29～1/4を除く）	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	相談支援ジャンプ	594-0022	和泉市黒鳥町一丁目18番7号	0725-99-8641	0725-99-8642	月～金（8/13～8/15、12/29～1/4を除く）	9:00～15:00	○	○	○	○	○										○	○	
	あい相談支援センター	594-1106	和泉市はつが野二丁目	080-5719-3028	0725-53-1165	月～金（祝日、5/3～5/5、8/13～8/15、12/29～1/3を除く）	8:00～12:30	○	○	○	○	○										○	○	
	一般社団法人ウェルフェアネット	594-0083	和泉市池上町三丁目７番７２号	0725-92-5211	0725-92-5244	月～金（祝日、8/13～8/15、12/30～1/3を除く）	9：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所とみあき	594-0082	和泉市富秋町一丁目5番26号	0725-90-7833	0725-90-7832	月～金（祝日、8/13～8/16、12/29～1/3を除く）	9：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所mitate	594-1111	和泉市光明台三丁目2番　第１０１号棟　第１０３号室	0725-70-2121	0725-58-8734	火～金（祝日、12/29～1/3を除く）	10：00～16：00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援センター　ロープ	594-0032	和泉市池田下町1155番地の3	0725-90-4350	0725-90-4351	月～金（祝日、8/13～8/15、12/30～1/3を除く）	10：30～14：30	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
和泉市	相談支援事業所　遥しるべ	594-0013	和泉市鶴山台一丁目８番４号	090-5345-4439	0725-38-9379	火金（祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く）	10：00～15：00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所　だんぼぼ	594-0071	和泉市府中町八丁目４番22号ぽプル2F	0725.40-3515	0725.40-3516	月～金（祝日、8/13～8/15、12/28～1/4を除く）	9：00～13：00	○	○	○	○	○										○	○	
	CONNECT×HOUSE	594-0002	和泉市上町７１３番地の６　ANビル上町	0725.24-9095	0725.24-9059	月～金（祝日、12/30～1/4を除く）	11：00～19：00	○	○	○	○	○										○	○	
	Sirius	594-0032	和泉市池田下町３１３番地２階	070-9148-6190	-	土曜日（祝日、12/29～1/3は除く）	8：00～17：00	○	○	○	○											○		
	相談支援　はなの森	594-0023	和泉市伯太町一丁目１１番３１号	0725.43-7538	0725.41-5279	月～金（祝日、12/29～1/3を除く）	9：00～18：00	○	○	○	○											○		
	相談支援　和笑輪	594-0073	和泉市和気町四丁目１３番６号	0725-54-8226	0725.45-9944	月～金（祝日、8/13～8/16、12/31～1/3を除く）	10：00～16：30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所シャイン	594-0003	和泉市太町２８２番地の１	0725-90-5407	0725-90-5408	月～金（祝日、12/31～1/2を除く）	9：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談室るっと	594-0002	和泉市上町７１１－２ヨーク取石４０４号室	070-9073-8019	-	月～金（祝日、8/13～8/15、12/28～1/4を除く）	9：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター ゆいの和	594-0071	和泉市府中町一丁目10-2　3F 301号	090-7495-3963	-	月～金（祝日、8/13～8/16、12/29～1/4を除く）	9：00～17：00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援　ふわり	594-0006	和泉市尾井町８９６－２５　シフォンハイツ２０２号	0725-38-7463	-	月～金（祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く）	9：00～17：00	○	○	○		○										○	○	
高石市	高石市障がい者基幹相談支援センター	592-0011	高石市加茂4－1－1 高石市役所別館１階 （高石市社会福祉協議会内）	072-343-7800	072-265-7716	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○			
	高石障害児（者）生活支援相談室	592-0002	高石市羽衣5－7－１５	072-263-2244	072-275-5511	火～土	9:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	障がい福祉相談支援センター高石社協	592-0011	高石市加茂4－1－1　市役所別館１階	072-261-3656	072-261-9375	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○	○	
	障がい福祉相談支援センター　いずみ	592-0014	高石市綾園４－５－２８ ふれあいゾーン複合センター内	072-266-0432	072-264-0553	月～土 (第２・第４土を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	きゃらの郷ヘルパーステーション	592-0002	高石市羽衣4－4－26	072-267-1208	072-267-1673	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	いろはケアホーム	592-0012	高石市西取石１－１７－６	072-266-1680	072-266-1682	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	障がい者相談支援センター　あったかスマイル	592-0014	高石市綾園７－３－３５　椰谷ビル３０３号室	072-275-4008	072-275-4028	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	かなで相談室	592-0014	高石市綾園4-5-28	072-268-8702	072-261-2743	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
高石市	みろくさぽーと	592-0013	高石市取石2-28-27	090-8123-9166	-	水	13:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援室ぱする	592-0005	高石市千代田1-8-17　クラルテ高石駅前	072-275-9293	072-275-9293	火～土	9:30～18:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援所ひとみ	592-0012	高石市西取石5-6-16-102	072-242-6118	072-242-6212	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
	相談支援事業所赤い糸	592-0014	高石市綾園7-3-35　櫛谷ビル201号室	072-267-3866	072-247-7142	月	12:00～15:00	○	○	○	○	○										○	○	
忠岡町	いっぽ	595-0804	忠岡町馬瀬3－12－15	0725-33-2786	0725-54-9797	月～土、祝日 (年末年始を除く)	8:00～17:00	○	○	○	△	○										○	○	○
	相談支援センター　ピープル	595-0801	忠岡町高月北1－12－2	0725-46-3683	0725-46-3784	月～金 (年末年始を除く)	9:00～17:30	○	○	○		○										○	○	
	相談支援センターR-up	595-0805	忠岡町忠岡東2-19-34　ヴェルナール忠岡205	070-1561-5005	なし	月～金 (年末年始、お盆休みを除く)	9:00～17:00	○	○	○		○										○	○	
	相談支援　キクリンドウ	595-0813	忠岡町忠岡南1-4-6	0725-21-5343	0725-21-5343	土、日 (年末年始、お盆休みを除く)	9:00～18:00		○	○		○										○	○	
	ルマサヤ・テラス	595-0812	忠岡町忠岡中1-11-25　ロイヤルコーポ忠岡205	070-9053-7791	0725-51-7258	月～金 (年末年始、お盆休みを除く)	9:00～17:00	○	○	○		○										○	○	
	とうだい	595-0054	泉大津市汐見町８５-1	0725-20-2356 080-3800-8421	0725-23-2349	月～金 (年末年始、お盆休みを除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○										○	○	○	○
岸和田市	岸和田市基幹相談支援センター	596-8510	岸和田市岸城町７-１	072-447-6078	072-431-0580	月～金(祝日、 12/29～1/3を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○					
	かけはし	596-0831	岸和田市畑町四丁目１－１４	072-426-3870	072-426-3872	月、火、木、金、土 (祝日、12/30～ 1/4を除く)	10:00～18:00	△	△	○	△	△					○					○	○		○
	相談室　きしわだ	596-0044	岸和田市西之内町41-39	072-479-4207	072-479-4208	月～金(祝日、12/29～1/4、8/12～16を除く)	9:00～17:00	○	○		○	○										○	○	○
	岸和田採光学園　相談支援センターあじさい	596-0815	岸和田市三ヶ山町211番地	072-443-0492	072-443-0205	月～金 (祝日、12/31～1/3を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	ＮＰＯ中央相談支援サポート	596-0049	岸和田市八阪町一丁目２番７号	072-430-5656	072-457-5978	月～金 (祝日、12/29～1/3 8/13～15を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	岸和田光が丘学園 相談支援センターかがやき	596-0815	岸和田市三ヶ山町３７９番	072-443-0678	072-443-0311	月～金(祝日、 12/31～1/3を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	自立生活センター・いこらー	596-0062	岸和田市中北町７番２１号	072-493-7378	072-493-8278	月～金(祝日、 12/29～1/3を除く)	10:00～18:00	○	○	○	○	○			○							○	○	○	○
	相談支援わんすてっぷ	596-0067	岸和田市南町８番１号	080-8532-2839	072-344-5782	月～金 (祝日、12/28～1/4、8/12～8/16、 2/14を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○											○	○	
	OKハウス小松里	596-0821	岸和田市小松里町２０６４番地 MKビル１０２号	072-441-7752	072-441-7753	月～金 (祝日、8/13～8/15、 12/31～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	そうだん室はるか	596-0044	岸和田市西之内町６７番３号	072-444-0396	072-444-0397	月～金 (祝日、12/28～1/5、 8/12～8/15を除く)	10:00～18:00	○	○	○	○	○		○									○	○	
	岸和田光が丘療護園 相談支援センターだいち	596-0815	岸和田市三ヶ山町３７９番地	072-443-0678	072-443-0311	月～金(祝日、 12/31～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○											○	○	
	すいめい介護支援センター	596-0808	岸和田市三田町９３-２	072-448-7833	072-448-7834	月～金(祝日、12/29～1/3、8/13～15を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○											○	○	
	きぼうの輪	596-0808	岸和田市三田町１１７番地の１	072-443-6118	072-448-6661	月～土、祝日 (12/29～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○	○
	相談センター社協のだ	596-0076	岸和田市野田町１丁目５番５号	072-468-7110	072-431-1500	月～金 (祝日、12/29～1/3を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△										○	○		○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要							直営	委託				
岸和田市	相談支援センター桜	596-0826	岸和田市作才町１１６２-１ヒガシビル３階B号室	072-437-0600	072-437-0053	月～金(祝日、12/29～1/3、8/13～15を除く)	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	そうだん室　CoCo	596-0823	岸和田市下松町１丁目１１番７号	072-433-2822	072-433-2823	月～金(祝日、12/29～1/3、8/13～16を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援なないろ	596-0042	岸和田市加守町２丁目７番３０号	072-437-0517	072-431-3224	月～金(祝日、12/30～1/4、8/12～15を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	なるみ相談支援事業所	596-0056	岸和田市北町３－７コンフォールきたんまち308	070-3981-7646	072-428-7798	月～金(祝日、1/1～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ケアプランカンフィー	596-0827	岸和田市上松町１４２９-７	072-426-2232	072-426-2241	月～金(12/30～1/4、8/13～8/15、９・１０月祭礼時は除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	計画相談支援にじ	596-0823	岸和田市下松町３-４-１-Ａ-１１３	072-479-4912	072-479-4913	月～金(祝日、12/29～1/3を除く)	9:00～17:00		○	○												○		
	子どもの森相談室	596-0805	岸和田市田治米町１３番地の４	072-424-2872	072-424-2872	月～木、土(祝日、12/29～1/3を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターおれんじ	596-0804	岸和田市今木町１４９番地の１５　２階	072-448-5270	072-448-5280	月～金(12/30～1/3、8/13～8/15を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	みらい相談支援センター（岸和田）	596-0005	岸和田市春木旭町19-17	080-9470-2344	050-3142-9879	月～金(祝日、12/29～1/4、8/13～8/17を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	△									○			○
	南大阪相談支援事業所	596-0044	岸和田市西之内町44-37	090-8795-0348	072-443-8146	火～日(12/28～1/3、8/13～8/15を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターまこと	596-0002	岸和田市吉井町二丁目12番21号	080-4645-4055	072-475-4220	月～金(12/30～1/3、8/13～8/15を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ベストプランつむぎ	596-0814	岸和田市岡山町178番地8岡山ハイツ202号	072-488-7083	072-488-7096	月～木、土日(12/28～1/4を除く)	10：00～15：30	○	○	○	○	○										○	○	
	株式会社甲安サービス	596-0825	岸和田市土生町二丁目18番16-102号	072-432-8837	072-457-8353	月～金(12/29～1/3を除く)	9：00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ピクシー	596-0003	岸和田市中井町２-６-９	072-493-3098	072-493-3088	月～金(12/29～1/4、8/13～8/15を除く)	9：00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所はる	596-0812	岸和田市大町207番地の５	072-447-8850	072-447-8859	月～金(12/29～1/3、8/13～8/15を除く)	9：00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談室こうすや	596-0833	岸和田市神須屋町１丁目15番15号	072-493-9229	072-493-9229	月～金、祝(12/30～1/3、8/13～8/15を除く)	9：00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	てんとうむし相談支援事業所	596-0045	岸和田市別所町三丁目14番24号	090-7752-3777	072-479-4670	火～土(12/29～1/3を除く)	9：00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	こころ・からだ・くらし相談室ハルジオン	596-0041	岸和田市下野町１丁目９番16号	070-5437-6304	なし	火～土(12/29～1/3を除く)	9：00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
岸和	相談支援　一心	596-0823	岸和田市下松町911-7　小山ビル201	072-486-6906	072-496-2889	月～金(12/30～1/3、8/13～8/15を除く)	9：00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	Ａ－あんばい相談支援事業所	596-0005	岸和田市春木旭町14-19	070-8332-0848	050-3457-9545	月～土(12/31、1/1を除く)	9：00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所　ASKARA	596-0022	岸和田市戎町5番5号	072-436-9123	072-436-9124	月～金(12/30～1/3を除く)	9：00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
田市	相談支援センター　クーネル	596-0823	岸和田市下松町1206-31	080-2673-6797	なし	月～金(12/29～1/3、8/13～8/15を除く)	9：00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談室　アリス	596-0823	岸和田市下松町三丁目2番1号B棟105号	072-426-6500	072-426-6510	月～金(12/29～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所えすぽわーる	596-0806	岸和田市摩湯町676番地1　②F	090-8468-1287	072-475-9334	月～金(12/29～1/3、8/13～8/15を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
貝塚市	貝塚市障害者基幹相談支援センター	597-0072	貝塚市畠中1丁目18番8号	072-488-7770	072-488-7776	月～金(祝日、12/29～1/3を除く)	9:00～17:15	○	○	○	○	○									○	○			
	貝塚市障害者生活相談支援センターいずみ	597-0046	貝塚市東山2丁目1番1号	072-421-3000	072-446-3999	月～金(祝日、年末年始の休日を除く)	8:30～17:30	△	○	△	△	○									○	○	○	○	○
	障害者地域生活支援センターみすま	597-0041	貝塚市清児553番地1	072-446-6510	072-447-5777	月～土、毎月第2日(祝日、年末年始の休日を除く)	9:30～18:00 第2日 9:30～18:00	○	○	○	○	△	△	△							○	○	○	○	○
	みつばちｍｅｌ	597-0071	貝塚市加神2丁目15番28号	072-425-4066	072-424-7532	月・火・水・金・土(祝日、12/29～1/4、8/12～8/16、10月第2を除く)	9:30～12:00		○	○		○										○	○	
	NPO法人　すばる	597-0083	貝塚市海塚2丁目22番1号	072-433-2295	072-433-2295	月～金(祝日、12/29～1/3を除く)	9:00～17:00	○					○									○		
	貝塚市社会福祉協議会	597-0072	貝塚市畠中1丁目18番8号	072-439-0294	072-439-0035	月～金(祝日、12/29～1/3除く)	8:45～17:15	○	○	○	○	○										○	○	
	貝塚いぶき作業所	597-0073	貝塚市脇浜3丁目25番74号	072-423-5439	072-429-2066	月～金・第2・第4土(祝日を除く)	9:30～16:00		○													○		
	障がい者相談支援センターにしき	597-0061	貝塚市浦田77番地	072-422-7881	072-422-7880	平日(事業所カレンダーによる)	9:00～17:45		○			○										○	○	
	相談支援室　いっぽ	597-0033	貝塚市半田2丁目12番21号	072-424-2003	072-488-7259	月～金(祝日、年末年始の休日を除く)	9:00～17:00	○	○	○		○										○	○	
	支援センター　リーフ	597-0105	貝塚市三ツ松1060番地	072-421-2424	072-421-2425	月～金(祝日、年末年始の休日を除く)	9:30～16:30		○	○												○		
	相談支援センターえにし	597-0046	貝塚市東山7丁目6番21号	072-446-3930	072-446-3931	月～金(祝日、年末年始の休日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターなんなん	597-0033	貝塚市半田1丁目20番9号	072-428-6222	072-428-6223	月～金(祝日、12/30～1/3を除く)	8:30～17:00	○	○	○												○		
	相談支援事業所　花	597-0072	貝塚市畠中1丁目7番45号ハイネスビヴァット403号室	072-477-8477	072-474-1516	月～金(祝日、8/13～8/15、12/30～1/5を除く)	9:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	
	らな相談支援センター	597-0081	貝塚市麻生中477番地5	072-424-3319	072-425-2317	月～金(祝日、12/30～1/3を除く)	9:00～18:00			○												○		
	相談支援センターおひさま	597-0073	貝塚市脇浜4丁目1番10号	072-468-9737	072-468-9738	月～金(祝日、12/30～1/3を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ばれっとサポート	597-0033	貝塚市半田1丁目17番3号ヴァンテーヌ西納503	072-415-0329	072-415-0329	月、水～土(年末年始の休日を除く)	10:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	ケアプランセンターつなぐ	597-0082	貝塚市石才71番地6	072-433-1566	072-479-8771	月～金(祝日、8/13～8/15、12/30～1/3を除く)	9：00～18：00	○	○	○	○											○		
	相談室まーち	597-0073	貝塚市脇浜2丁目6番2号	072-489-6384	072-489-6385	月～金(祝日、12/30～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹Ｃ		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要			直営	委託				
貝塚市	相談支援事業所アン	597-0073	貝塚市脇浜２丁目20-6-202	080-9166-8472	-	月～金(祝日、12/30～1/3を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ジェイサポートケアプランセンター	597-0105	貝塚市三ツ松2037番地38	072-446-3800	072-446-3802	月～金(祝日、12/30～1/3を除く)	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談室いちご	597-0095	貝塚市港52番地1	072-439-2655	072-439-0800	月～金(祝日、12/29～1/4、8/13～8/16を除く)	10:00～15:00	○	○													○		
	相談支援室　結	597-0001	貝塚市近木町17-11	072-424-1742	072-424-1742	月～金(祝日、12/29～1/4を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援エス	597-0015	貝塚市堀1-9-8-212号室	070-3269-8546		月～金(祝日、12/30～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	あいわ園相談支援センター	597-0015	貝塚市堀1丁目26-7	072-430-3737	072-430-3738	月～金(12/30～1/3を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	相談支援事業所はるかぜ	597-0046	貝塚市東山2-5-2	072-425-3989	072-425-3736	月～金(祝日、年末年始の休日を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援ルームBel・eclat	597-0042	貝塚市名越857番地5	072-489-6265	072-489-6266	月～金(12/30～1/3を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所　Lea	597-0051	貝塚市王子754番地4	080-3111-9078		火(12/29～1/5を除く)	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
泉佐野市・田尻町	基幹包括支援センターいずみさの	598-0002	泉佐野市中庄１１０２	072-464-2977	072-462-5400	月～金	8:45～17:15	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○
	相談支援センター　ルリエ	598-0058	泉佐野市春日町１－２５	050-1559-0531	050-1559-0531	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　泉ヶ丘療護園	598-0071	泉佐野市饅原９３５-３	072-458-6030	072-458-6080	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　市民との絆	598-0021	泉佐野市日根野７２６７	072-424-8129	072-466-6396	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	泉佐野市立児童発達支援センター相談支援事業もくば	598-0033	泉佐野市南中安松１５４８	072-493-2101	072-493-2101	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○(直営)	
	いいね相談支援センター	598-0034	泉佐野市長滝３８３９-１	072-465-1171	072-465-1172	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	地域生活サポートセンターきよみ	598-0072	泉佐野市泉ヶ丘５丁目１１２-３	072-469-5860	072-469-5861	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	そうだん室ふらっと	598-0034	泉佐野市長滝３２６８番地の１８	072-424-6232	072-424-8138	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援ハッピーハウス　ラビット	598-0032	泉佐野市新安松２丁目２－３７	080-4016-1934	072-468-7106	月～金	9:00～11:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター　真凛	598-0051	泉佐野市新町1丁目５－７	072-462-0022	072-462-0021	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターにこやか	598-0035	泉佐野市南中樫井８８１－４	072-493-3001	072-493-3002	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○											○		
	ゆず相談支援ステーション	598-0062	泉佐野市下瓦屋1丁目1-29和泉コスモ102号	072-466-0237	072-415-3081	月～金・祝	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング						基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
													視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由				直営	委託				
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要											
泉佐野市・田尻町	相談支援センター　フィールアットホーム泉佐野	598-0007	泉佐野市上町一丁目7-5　オーツカヤ第3ビル２０２号室	072-458-3787	072-442-6447	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センタークローバー	598-0011	泉佐野市高松北1-1-2 サンセリテ祥302号室	072-477-9103	072-477-2486	月～金	9:00～17:00	○	○	○	△	△										○	○	
	相談支援センターえそら	598-0046	泉佐野市羽倉崎１丁目2-１４-１０２	090-9707-1713	072-477-6847	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	ILISPLAN泉佐野	598-0034	泉佐野市長滝２８１-５	072-468-6985	072-468-6986	月～金	10:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援アンダンテ	598-0062	泉佐野市下瓦屋６３２－３	072-463-3355	072-461-0696	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
	たじり相談支援センターこころ	598-0091	田尻町嘉祥寺８８３番地１	072-475-0556	072-475-1556	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターぴーういず	598-0005	泉佐野市市場東２－１３－１８ 3F	080-4957-8714	072-468-3911	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	そうだん支援　ベーす	598-0062	泉佐野市下瓦屋4丁目1-10 第2あさひビル2F	090-3342-9005	072-447-9025	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援事業所ｓｈｉｎｙ	598-0053	泉佐野市大宮町１０番５号	072-447-6957	072-479-3437	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	歩（アユミ）相談支援ステーション	598-0006	泉佐野市市場西二丁目2番２２号	090-8059-1117	072-496-8254	月～金	8:00～17:00	○	○	○	○											○		
泉南市	せんなん生活支援相談室	590-0522	泉南市信達牧野３４８-２	072-483-9900	072-483-9902	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	せんなんピアセンター	590-0521	泉南市樽井１-８-４７	072-482-0114	072-482-2117	月～金 第3・5土	9:00～17:30	○	△	△	○		○	○	○						○	○		○
	精神障害者等地域活動支援センター泉南フレンド	590-0522	泉南市信達牧野９７７-１　奥ビル４Ｆ	072-485-1553	072-485-1553	月～金	9:30～17:00	△	△	○	○						○				○	○		○
	みらい相談支援センター	590-0521	泉南市樽井５丁目３９番３号	072-480-0305	072-480-0308	月・水・金	10:00～13:00	○	○	○	○											○		
	障害児相談支援事業所くるる	590-0522	泉南市信達牧野４３６-１	072-482-4168	072-447-4479	月～金	9:00～17:30					○											○ (直営)	
	サクラ相談支援事業所	590-0503	泉南市新家１４９５-１	072-415-4879	072-415-2686	月・水・金	11:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センター オーバ	590-0522	泉南市信達牧野１６４－１	072-483-0817	072-483-0818	月～金	9:00～10:00	○	○	○	○	○										○	○	
	計画相談支援室　夢楽人	590-0526	泉南市男里５丁目１８番７号	072-488-7642	072-488-7846	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
泉南市	くらしのサポートセンター笑みくる	590-0521	泉南市樽井２丁目２２番３６号 サニーガーデン２０１	072-479-6464	072-479-5523	月～金	9:30～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談室わらいとせんなん	590-0503	泉南市新家２９３４－３	072-482-7707	072-482-1551	月～金	8:45～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援事業所connectHEART	590-0522	泉南市信達牧野400-3 美福ビル2A号室	072-483-9617	072-483-9618	月～日	9：00～18：00	○	○	○	○	○										○	○	
阪南市	みらい相談支援センターHannan（まつのき園）	599-0211	阪南市鳥取中９-１	072-471-6863	072-471-6866	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○		○
	はぁとの会	599-0201	阪南市尾崎町３５の４　阪南市産工会館３階	072-471-6040	072-471-6040	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	特定相談支援事業所ひがし	599-0232	阪南市箱作１１０３番地	072-474-4887	072-474-4888	月～金	8:30～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	ワークセンターぽけっと	599-0214	阪南市山中渓４５８番地	072-472-9977	072-468-9778	月～金	10:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	フィールアットホーム	599-0201	阪南市尾崎町１３７-１	072-468-8315	072-468-6002	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	阪南市立相談支援センターたんぽぽ園	599-0203	阪南市黒田４６８-１	072-473-2816	072-473-2916	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	子ども支援ステーションハル 相談室	599-0212	阪南市自然田８１６番地の１	072-471-7474	072-471-7575	月～金	9:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	ワークサポートステーションスウェル	599-0201	阪南市尾崎町5丁目13-15	072-473-8000	072-473-8001	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	阪南市基幹相談支援センター	599-0201	阪南市尾崎町３５-１	072-489-4520	072-473-3504	月～金	8:45～17:15 （R89.1～ 8:45～16:30）	○	○	○	○	○									○				
	相談支援センター　グリーンヒル	599-0212	阪南市自然田1430-1	072-424-1605	072-424-3326	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援未来ケア(R8.6.30付廃止)	599-0201	阪南市尾崎町1-2-6　A号室	072-493-3414	072-493-3415	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
熊取町	相談室わらいと	590-0457	熊取町朝代東４丁目１１番４号	072-453-5917	072-447-5125	月～金	8:30～17:15	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談支援室そら	590-0450	熊取町大宮３丁目６４４番地の２	072-453-3071	072-453-3125	月～土	9：30～13：30	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援センターやさか	590-0405	熊取町大久保南３丁目１３８０番地の３	072-452-7031	072-452-7264	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○		
	そうしん堂相談支援センター	590-0421	熊取町七山２丁目２番１号	072-451-2222	072-451-2223	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○		
	すこやか相談支援センター	590-0414	熊取町五門東４丁目３番３号	072-453-1114	072-453-1121	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援室ピース	590-0445	熊取町五月ケ丘１丁目５番２号	072-452-2214	072-452-2214	火～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	つながる相談支援センター	590-0406	熊取町大久保東２丁目６番１７号　中林ビル３階	072-453-0200	072-451-0022	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要						直営	委託				
熊取町	相談支援センター風	590-0451	熊取町野田一丁目２番１２号 根来ビル２階	072-415-2294	072-496-2294	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援ここゆめ	590-0403	熊取町大久保中２丁目１９番３号	072-457-2020	072-477-4934	月～土	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	○
	相談室　あったかい	590-0415	熊取町五門西１丁目１－３	072-468-7308	072-468-7116	月・金・土・日	9:00～12:00	○	○	○	○	○										○	○	
	相談支援室　きりん	590-0414	熊取町五門東３丁目2番6号 エステート熊取B棟102号室	072-486-8428	072-486-8428	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	そうだんしえん　心ーわん	590-0403	熊取町大久保中１丁目２番３号 サンウェイビル３階E号室	090-5249-2638	072-424-5351	月～金	9:00～18:00	○	○	○	○	○										○	○	
岬町	愛の家みらい	599-0301	岬町淡輪１６００番地	072-494-1200	072-494-0102	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○									○	○	○	○
	オオサコケアプランセンター有限会社	599-0301	岬町淡輪１３４７番地	072-494-3174	072-494-3279	月～金	8:30～17:30	○	○	○	○	○										○	○	
	障がい者相談支援事業所淡輪園	599-0301	岬町淡輪1770番地	072-494-0789	072-494-3779	月～金	9:00～17:00	○	○	○	○	○										○	○	
	岬町社協相談支援事業所	599-0303	岬町深日3238番地の24	072-492-5700	072-492-5701	月～金	10:00～16:00	○	○	○	○	○										○	○	
大阪市	北区障がい者基幹相談支援センター	531-0072	大阪市北区豊崎６－２－７　マツダビル３階	06-6450-8856	06-6374-7889	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○
	都島区障がい者基幹相談支援センター	534-0027	大阪市都島区中野町３-４-２１ ベルエキップ・オグラン１階	06-6355-3701	06-6355-3702	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○			△							○	○	○	○
	福島区障がい者基幹相談支援センター	553-0007	大阪市福島区大開1-5-29	06-6456-4107	06-6131-7730	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	○		○
	此花区障がい者基幹相談支援センター	554-0021	大阪市此花区春日出北１-１-４-１０１	06-6461-5055	06-6461-5056	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○			
	中央区障がい者基幹相談支援センター	540-0006	大阪市中央区法円坂1-1-18 大阪市教育会館内	06-6940-4185	06-6943-4666	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○			△							○	○	○	○	○
	西区障がい者基幹相談支援センター	550-0022	大阪市西区本田2-1-30　西区産業会館7階	06-6585-2550	06-6585-2550	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○					△					○	○	○	○	○
	港区障がい者基幹相談支援センター	552-0001	大阪市港区波除５-７-６　ハイツニッセイ１０１	06-6585-2211	06-6585-2212	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○		○
	大正区障がい者基幹相談支援センター	551-0002	大阪市大正区三軒家東１-１２-２７アドヴァンスライフ１０１号	06-6599-9161	06-6555-3520	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△				○	○	○	○	○
	天王寺区障がい者基幹相談支援センター	543-0052	大阪市天王寺区大道３-１-２６	06-4302-5203	06-4302-5243	月～金 (祝日を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○			△							○	○	○	○	○
	浪速区障がい者基幹相談支援センター	556-0026	大阪市浪速区浪速西2-11-6	06-6563-9230	06-6562-0330	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○										○	○	○	○	○
	西淀川区障がい者基幹相談支援センター	555-0033	大阪市西淀川区姫島5-3-16	06-4808-3080	06-4808-3082	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:45	○	○	○	○	○										○	○	○	○	○
	淀川区障がい者基幹相談支援センター	532-0012	大阪市淀川区木川東３-１０-１１-２階	06-6101-5031	06-6101-5032	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○	△									○	○	○		○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	対象となる方					ピアカウンセリング							基幹C		委託相談	指定の種類		
								身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者	子ども	身体障がいのある方			知的障がいのある方	精神障がいのある方	難病患者				特定	障がい児	一般
								○相談に応じることができる △専門支援機関につなぐことができる					○ 常時できる △ 事前の問い合わせが必要							直営	委託				
大阪市	東淀川区障がい者基幹相談支援センター	533-0014	大阪市東淀川区豊新2-5-1 シャトー玉川第一103	06-6325-9992	06-4307-3673	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○	△		△					○	○	○	○	○	○
	東成区障がい者基幹相談支援センター	537-0013	大阪市東成区大今里南1-12-15丸信マンション1階	06-6981-0770	06-6981-0780	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:45	○	○	○	○	○								○	○	○		○
	生野区障がい者基幹相談支援センター	544-0004	大阪市生野区巽北4-13-23 勝山東ガーデンハイツ103	06-6758-2050	06-6756-0801	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○			△	△	△			○	○	○	○	○
	旭区障がい者基幹相談支援センター	535-0013	大阪市旭区森小路2-18-7 Shyt101	06-4254-2339	06-6180-6901	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○			△		△			○	○	○	○	○
	城東区障がい者基幹相談支援センター	536-0007	大阪市城東区成育3-17-18　4階	06-6934-5858	06-6934-5850	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○	△							○	○	○	○	○
	鶴見区障がい者基幹相談支援センター	538-0042	大阪市鶴見区今津中2-4-37	06-6961-4631	06-6961-5525	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○	△	△	△					○	○	○	○	○
	阿倍野区障がい者基幹相談支援センター	545-0011	大阪市阿倍野区昭和町1-20-22　明日プラザ昭和町　1階	06-6621-3830	06-6621-3830	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○			△					○	○	○	○	○
	住之江区障がい者基幹相談支援センター	559-0024	大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム2階	06-6657-7556	06-4702-4738	月～金 (祝日を除く)	9:00～18:00	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△		○	○	○		○
	住吉区障がい者基幹相談支援センター	558-0015	大阪市住吉区我孫子西2-3-19　テラ我孫子町1階	06-6609-3133	06-6609-3210	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○			△		△			○	○	○	○	○
	東住吉区障がい者基幹相談支援センター	546-0042	大阪市東住吉区西今川2-3-8	06-6760-2671	06-6760-2672	月～金 (土は予約制、祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○			△					○	○	○	○	○
	平野区障がい者基幹相談支援センター	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55 大阪市職業リハビリテーションセンター2階	06-6797-6691	06-6797-6691	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○
	西成区障がい者基幹相談支援センター	557-0025	大阪市西成区長橋3-2-27	06-6599-8122	06-6562-6677	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○
堺市	堺区障害者基幹相談支援センター	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館2階	072-224-8166	072-224-4400	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		
	中区障害者基幹相談支援センター	599-8236	堺市中区深井沢町2470-7 中区役所1階	072-278-8166	072-278-4400	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		
	東区障害者基幹相談支援センター	599-8112	堺市東区日置荘原寺町195-1 東区役所1階	072-285-6666	072-287-6767	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		
	西区障害者基幹相談支援センター	593-8324	堺市西区鳳東町6-600 西区役所4階	072-271-6677	072-274-7700	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		
	南区障害者基幹相談支援センター	590-0141	堺市南区桃山台1-1-1 南区役所2階	072-295-8166	072-298-0044	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		
	北区障害者基幹相談支援センター	591-8021	堺市北区新金岡町5-1-4 北区役所3階	072-251-8166	072-250-8800	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		
	美原区障害者基幹相談支援センター	587-0002	堺市美原区黒山167-9 美原区役所別館2階	072-361-1883	072-361-4444	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		
	総合相談情報センター	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 堺市立健康福祉プラザ1階	072-275-8166	072-244-7777	月～金	9:00～17:30	○	○	○	○	○								○	○	○		

※大阪市、堺市につきましては、各市の委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターを掲載しています。
他の指定相談支援事業所の情報につきましては、市障がい福祉主管課及び記載の相談支援事業所へお問合せください。

基幹相談支援センター

※令和8年6月1日現在の情報を掲載しています。
※最新の情報及びご利用に関しては、各市町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。

(R8.6.1時点)

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	運営形態	
								直営	委託
池田市	福祉相談「くすのき」	563-0013	池田市中川原町１３-１	072-752-1831	072-737-8868	月～金	9:00～17:15		○
豊能町	豊能町障害者基幹相談支援センター	563-0103	豊能町東ときわ台１-２-３	072-738-7770	072-738-3407	月～金	9:00～17:30	○	
能勢町	福祉相談「くすのき」	563-0013	池田市中川原町１３-１	072-752-1831	072-737-8868	月～金	9:00～17:15		○
箕面市	箕面市基幹相談支援センター（共生社会福祉課）	562-0014	箕面市萱野５-８-１ 総合保健福祉センター内	072-727-9501	072-727-3539	月～金	9:00～17:00	○	
豊中市	千里障害者相談支援センター	560-0084	豊中市新千里南町二丁目1-32	06-6170-6591	06-6170-6593	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15		○
豊中市	少路障害者相談支援センター	560-0033	豊中市螢池中町二丁目3-1-203	06-4866-5757	06-6857-3602	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15		○
豊中市	柴原障害者相談支援センター	561-0891	豊中市走井三丁目5-32	06-6848-3737	06-6848-3666	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15		○
豊中市	中央障害者相談支援センター	561-0881	豊中市中桜塚二丁目２９番３１号　地域共生センター東館３階	06-6842-2081	06-6842-2082	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15		○
豊中市	緑地障害者相談支援センター	561-0872	豊中市寺内一丁目1-10ローズコミュニティ緑地内	06-4866-6006	06-6866-2950	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15		○
豊中市	服部障害者相談支援センター	561-0856	豊中市穂積二丁目10-20	06-6862-1002	06-6868-9392	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15		○
豊中市	庄内障害者相談支援センター	561-0814	豊中市豊南町東二丁目6-14	06-4867-8535	06-6332-8867	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:15		○
吹田市	吹田市基幹相談支援センター	564-8550	吹田市泉町１-３-４０	06-6384-1348	06-6385-1031	月～金	9:00～17:30	○	
茨木市	茨木市障害者基幹相談支援センター（障害福祉課）	567-8505	茨木市駅前三丁目８番１３号	072-655-2758	072-627-1692	月～金	8:45～17:15	○	
摂津市	摂津市障害者総合相談支援センター	566-0033	摂津市学園町２-９-２８	072-665-7607	072-665-7608	月～金、第１土 (祝日、12/29～1/3を除く)	8:45～17:15		○
島本町	島本町障害者基幹相談支援センター	618-8570	島本町桜井二丁目１番１号	075-962-7460	075-962-5652	月～金	9:00～17:00	○	
高槻市	高槻市障がい者基幹相談支援センター（福祉相談支援課内）	569-0067	高槻市桃園町２番１号	072-674-7171	072-674-5135	月～金(祝日、12/29～1/3を除く)	8:45～17:15	○	
枚方市	パーソナルサポートひらかた	573-0011	枚方市中宮山戸町１０-１２-１０５	072-848-8825	072-848-7920	月～金	10:00～16:00		○
	地域支援センター　ゆい	573-1126	枚方市上島東町１４-１上島御浜ビル２階	072-894-7470	072-894-7471	月～金	9:00～17:30		○
	相談支援センター　陽だまり	573-1161	枚方市交北二丁目７番１５号	072-809-0015	072-809-0015	月～土	月～金9:00～18:00 土13:00～18:00		○
寝屋川市	寝屋川市障害者基幹相談支援センター（障害福祉課）	572-8533	寝屋川市池田西町２８-２２	072-838-0382	072-812-2118	月～金	9:00～17:30	○	
守口市	守口市基幹相談支援センター	570-0083	守口市京阪本通2-5-5 守口市役所３階南エリア	06-6993-5601	06-6993-9647	月～金	9:00～17:30		○
門真市	門真市障がい者基幹相談支援センターえーる	571-0043	門真市桑才新町２４-２　地域生活支援拠点ジェイ・エス内	06-6901-0101	06-4967-5554	月～金(祝日、１２/２９～１/３を除く)	9:00～17:30		○
大東市	大東市基幹相談支援センター	574-0025	大東市御供田2-1-29	072-803-8536	072-803-8537	月～金	9:00～17:30		○
四條畷市	四條畷市障がい者基幹相談支援センターさつき	575-0052	四條畷市中野１丁目１番20号	072-879-7458	072-879-7458	月～金	8:45～17:15		○
交野市	障害者相談支援センターかたの	576-0063	交野市寺４-５９０-１(交野自立センター)	072-893-7006	072-893-7006	月～金	9:00～17:00		○
八尾市	八尾市障がい者基幹相談支援センター（障がい福祉課）	581-0003	八尾市本町１-１-１	072-924-3838	072-922-4900	月～金	8:45～17:15	○	
柏原市	柏原市障害者基幹相談支援センター	582-0001	柏原市本郷３-９-６２　柏原市立自立支援センター内	072-971-2039	072-971-6801	月～金(土・日・祝日は電話による相談)	9:00～17:00		○
東大阪市	基幹相談支援センター	578-0984	東大阪市菱江五丁目２-３４	072-975-5708	072-975-5717	月～金	9:00～17:00		○
松原市	生活支援センター　れいんぼう	580-0023	松原市南新町１-１０-２	072-336-3240	072-334-6466	月～金	9:00～17:00		○
羽曳野市	羽曳野市障害者基幹相談支援センター（支援センターはる）	583-0856	羽曳野市白鳥3-16-1 木村ビル4階	072-957-5080	072-957-1604	月～金	9:00～17:30		○
藤井寺市	藤井寺市障害者基幹相談支援センター（福祉総務課）	583-8583	藤井寺市岡1丁目１番１号	072-939-1106	072-939-0399	月～金	9:00～17:30	○	
藤井寺市	藤井寺市障害者基幹相談支援センター（障害者地域生活支援センターわっと）	583-0027	藤井寺市岡２-１２-６　進和ビル３階	072-930-0733	072-930-0733	月～金	9:00～17:00		○
富田林市	基幹相談支援センター聖徳園みどりの風	584-0049	富田林市川向町６番３１号	0721-26-8627	0721-26-8628	月～金、第１．３土	9:00～17:00		○
	つじやま相談室	584-0081	富田林市廿山２０-７	0721-28-5311	0721-40-1513	月～金	9:00～17:00		○
	四天王寺悲田富田林苑	584-0082	富田林市向陽台一丁目３番２０号	0721-29-0500	0721-29-0282	月～金	9:00～17:00		○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	運営形態	
								直営	委託
河内長野市	ピアセンターかわちながの	586-0033	河内長野市喜多町６６３－１	0721-70-7002	0721-70-7003	月～金	9:00～17:30		○
大阪狭山市	基幹相談支援センター	589-0005	大阪狭山市狭山１－８６２－５	072-365-1144	072-368-9933	月～金	9:00～17:30		○
河南町	生活支援相談室　しなが	583-0993	太子町畑１００－１	0721-98-5001	0721-98-5678	月～金	9:00～17:00		○
太子町	生活支援相談室　しなが	583-0993	太子町畑１００－１	0721-98-5001	0721-98-5678	月～金	9:00～17:00		○
千早赤阪村	生活支援相談室　しなが	583-0993	太子町畑１００－１	0721-98-5001	0721-98-5678	月～金	9:00～17:00		○
泉大津市	泉大津市基幹相談支援センター	595-0026	泉大津市東雲町９－１５　市立総合福祉センター内	0725-21-8601	0725-21-8603	月～金	9:00～17:00		○
和泉市	和泉市障がい者基幹相談支援センター	594-0005	和泉市幸２-５-１６	0725-40-4004 FAX兼用 0725-41-3191	0725-41-3191	月～金（土日祝日及び１２月２９日～１月３日は除く）	9:00～17:15		○
高石市	高石市障がい者基幹相談支援センター	592-0011	高石市加茂４-１-１ 高石市役所別館１階 （高石市社会福祉協議会内）	072-343-7800	072-265-7716	月～金	9:00～17:30		○
岸和田市	岸和田市障害者基幹相談支援センター	596-8510	岸和田市岸城町７-１	072-447-6078	072-431-0580	月～金(祝日、１２/２９～１/３を除く)	9:00～17:30	○	
貝塚市	貝塚市障害者基幹相談支援センター	597-0072	貝塚市畠中１丁目１８番８号	072-488-7770	072-488-7776	月～金(祝日、１２/２９～１/３を除く)	9:00～17:15		○
泉佐野市 田尻町	基幹包括支援センターいずみさの	598-0002	泉佐野市中庄１１０２	072-464-2977	072-462-5400	月～金	8:45～17:15		○
泉南市	泉南市基幹相談支援センター	590-0592	泉南市樽井一丁目１番１号	072-447-8889 072-483-8252	072-480-2134	月～金(祝日、１２/２９～１/３を除く)	9:00～17:30	○	
阪南市	阪南市基幹相談支援センター	599-0201	阪南市尾崎町３５-１	072-489-4520	072-473-3504	月～金(祝日、１２/２９～１/３を除く)	8:45～17:15 R8.9.1から下記のとおり (8:45～16:30)	○	
大阪市	北区障がい者基幹相談支援センター	531-0072	大阪市北区豊崎６-２-７　マツダビル３階	06-6450-8856	06-6374-7889	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	都島区障がい者基幹相談支援センター	534-0027	大阪市都島区中野町３-４-２１ ベルエキップ・オグラン１階	06-6355-3701	06-6355-3702	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	福島区障がい者基幹相談支援センター	553-0007	大阪市福島区大開1-5-29	06-6456-4107	06-6131-7730	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:45		○
	此花区障がい者基幹相談支援センター	554-0021	大阪市此花区春日出北１-１-４-１０１	06-6461-5055	06-6461-5056	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	中央区障がい者基幹相談支援センター	540-0006	大阪市中央区法円坂1-1-18 大阪市教育会館内	06-6940-4185	06-6943-4666	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	西区障がい者基幹相談支援センター	550-0022	大阪市西区本田2-1-30　西区産業会館７階	06-6585-2550	06-6585-2550	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	港区障がい者基幹相談支援センター	552-0001	大阪市港区波除5-7-6　ハイツニッセイ１０１	06-6585-2211	06-6585-2212	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	大正区障がい者基幹相談支援センター	551-0002	大阪市大正区三軒家東１-１２-２７アドヴァンスライフ１０１号	06-6599-9161	06-6555-3520	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	天王寺区障がい者基幹相談支援センター	543-0052	大阪市天王寺区大道３-１-２６	06-4302-5203	06-4302-5243	月～金 (祝日を除く)	9:00～18:00		○
	浪速区障がい者基幹相談支援センター	556-0026	大阪市浪速区浪速西2-11-6	06-6563-9230	06-6562-0330	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	西淀川区障がい者基幹相談支援センター	555-0033	大阪市西淀川区姫島5-3-16	06-4808-3080	06-4808-3082	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:45		○
	淀川区障がい者基幹相談支援センター	532-0012	大阪市淀川区木川東３-１０-１１-２階	06-6101-5031	06-6101-5032	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	東淀川区障がい者基幹相談支援センター	533-0014	大阪市東淀川区豊新２-５-１ シャトー玉川第一１０３	06-6325-9992	06-4307-3673	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	東成区障がい者基幹相談支援センター	537-0013	大阪市東成区大今里南1-12-15丸信マンション1階	06-6981-0770	06-6981-0780	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:45		○
	生野区障がい者基幹相談支援センター	544-0004	大阪市生野区巽北４-１３-２３ 勝山東ガーデンハイツ１０３	06-6758-2050	06-6756-0801	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	旭区障がい者基幹相談支援センター	535-0013	大阪市旭区森小路2-18-7 Shyt101	06-4254-2339	06-6180-6901	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	城東区障がい者基幹相談支援センター	536-0007	大阪市城東区成育3-17-18　4階	06-6934-5858	06-6934-5850	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	鶴見区障がい者基幹相談支援センター	538-0042	大阪市鶴見区今津中２-４-３７	06-6961-4631	06-6961-5525	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	阿倍野区障がい者基幹相談支援センター	545-0011	大阪市阿倍野区昭和町１-２０-２２　朝日プラザ昭和町　１階	06-6621-3830	06-6621-3830	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	住之江区障がい者基幹相談支援センター	559-0024	大阪市住之江区新北島１-２-１ オスカードリーム２階	06-6657-7556	06-4702-4738	月～金 (祝日を除く)	9:00～18:00		○
	住吉区障がい者基幹相談支援センター	558-0015	大阪市住吉区我孫子西2-3-19 テラ我孫子町１階	06-6609-3133	06-6609-3210	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	東住吉区障がい者基幹相談支援センター	546-0042	大阪市東住吉区西今川２-３-８	06-6760-2671	06-6760-2672	月～金 (土は予約制、祝日を除く)	9:00～17:30		○

市町村名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ	利用日	利用時間	運営形態	
								直営	委託
大阪市	平野区障がい者基幹相談支援センター	547-0026	大阪市平野区喜連西６-２-５５ 大阪市職業リハビリテーションセンター２階	06-6797-6691	06-6797-6691	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
	西成区障がい者基幹相談支援センター	557-0025	大阪市西成区長橋３-２-２７	06-6599-8122	06-6562-6677	月～金 (祝日を除く)	9:00～17:30		○
堺市	堺区障害者基幹相談支援センター	590-0078	堺市堺区南瓦町３-１ 堺市役所本館２階	072-224-8166	072-224-4400	月～金	9:00～17:30		○
	中区障害者基幹相談支援センター	599-8236	堺市中区深井沢町２４７０-７ 中区役所１階	072-278-8166	072-278-4400	月～金	9:00～17:30		○
	東区障害者基幹相談支援センター	599-8112	堺市東区日置荘原寺町１９５-１ 東区役所１階	072-285-6666	072-287-6767	月～金	9:00～17:30		○
	西区障害者基幹相談支援センター	593-8324	堺市西区鳳東町６-６００ 西区役所４階	072-271-6677	072-274-7700	月～金	9:00～17:30		○
	南区障害者基幹相談支援センター	590-0141	堺市南区桃山台１-１-１ 南区役所２階	072-295-8166	072-298-0044	月～金	9:00～17:30		○
	北区障害者基幹相談支援センター	591-8021	堺市北区新金岡町５-１-４ 北区役所３階	072-251-8166	072-250-8800	月～金	9:00～17:30		○
	美原区障害者基幹相談支援センター	587-0002	堺市美原区黒山１６７-９ 美原区役所別館２階	072-361-1883	072-361-4444	月～金	9:00～17:30		○
	総合相談情報センター	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町４-３-１ 堺市立健康福祉プラザ１階	072-275-8166	072-244-7777	月～金	9:00～17:30		○

認知症疾患医療センター

病　院　名	電話番号 FAX	所　在　地	最寄り駅	地域区分
社会医療法人北斗会 さわ病院	0120-004-142 06-6865-1291	〒561-0803 豊中市城山町1-9-1	阪急宝塚線／服部天神 または曽根	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
医療法人恒昭会 藍野病院	0120-113-765 072-627-7633	〒567-0011 茨木市高田町 11-18	JR 京都線／摂津富田	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
医療法人 大阪精神医学研究所 新阿武山病院	072-693-1892 072-693-3029	〒569-1041 高槻市奈佐原4-10-1	JR京都線／摂津富田	
社会医療法人三上会 東香里病院	072-853-0540 072-853-0505	〒573-0075 枚方市東香里1-24-34	京阪本線／香里園または枚方市 京阪バス東香里病院前	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市
医療法人清心会 八尾こころのホスピタル	0120-977-341 072-949-7150	〒581-0025 八尾市天王寺屋6-59	JR大和路線／志紀	東大阪市、八尾市、柏原市
医療法人六三会 大阪さやま病院	072-365-1875 072-367-3020	〒589-0032 大阪狭山市岩室3-216-1	南海高野線／金剛	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村
医療法人河﨑会 水間病院	072-446-8102 072-446-5451	〒597-0104 貝塚市水間51	水間鉄道／水間観音	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
公益財団法人 浅香山病院	072-222-9414 072-222-9109	〒590-0018 堺市堺区今池町3-3-16	南海高野線／浅香山 またはJR阪和線／浅香	堺市
社会医療法人 杏和会 阪南病院	072-278-0233 072-281-6615	〒599-8263 堺市中区八田南之町277	JR阪和線／津久野 または泉北高速／深井、泉ヶ丘	
大阪市立 弘済院附属病院	06-6871-8073 06-4863-5351	〒565-0874 吹田市古江台6-2-1	大阪モノレールまたは阪急千里線／山田	大阪市

社会医療法人北斗会 ほくとクリニック病院	06-6554-9707 06-6554-3199	〒551-0001 大阪市大正区三軒家西1-18-7	JR環状線または Osaka Metro長堀鶴見緑地線／ 大正	
大阪公立大学 医学部附属病院	06-6645-2896 06-6636-3539	〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1-5-7	Osaka Metro・JR／ 天王寺 または近鉄南大阪線 ／大阪阿部野橋	
医療法人圓生会 松本診療所	06-6951-1848 06-6954-6327	〒535-0022 大阪市旭区新森5-3-22	Osaka Metro今里筋線／新森古市	
社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会野江病院	06-6932-0401 06-6932-7977	〒536-0001 大阪市城東区古市1-3-25	Osaka Metro長堀鶴見緑地線／今福鶴見	
医療法人 葛本医院	06-6719-0929 06-6714-7090	〒546-0044 大阪市東住吉区 北田辺4-11-21	JR阪和線／美章園または Osaka Metro谷町線／田辺または 近鉄南大阪線／北田辺	

障がい児等療育支援実施機関

機関支援（障がい児支援）を実施している機関（政令市、中核市を除く）

実施機関名 （主たる相談窓口）	所　在　地	電話番号 ＦＡＸ番号
四天王寺悲田院児童発達支援センター	〒583-0868 羽曳野市学園前6-1-1	072-957-7516 072-950-1531

機関支援（重症心身障がい児支援）を実施している機関（政令市、中核市を除く）

実施機関名 （主たる相談窓口）	所　在　地	電話番号 ＦＡＸ番号
四天王寺和らぎ苑	〒584-0082 富田林市向陽台1-3-21	072-129-0836 072-129-3916

機関支援（難聴児支援）を実施している機関（政令市、中核市を除く）

実施機関名 （主たる相談窓口）	所　在　地	電話番号 ＦＡＸ番号
大阪府肢体不自由者協会 （ぴょんぴょん教室）	〒540-0006 中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂内	06-6940-4181 06-6943-4661

機関支援（発達障がい児支援）を実施している機関（政令市を除く）

実施機関名（主たる相談窓口） ［対象市町村］	所　在　地	電話番号 ＦＡＸ番号
こども発達支援センター 青空（そら） ［能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市、吹田市］	〒562-0015 箕面市稲6-15-26 あいあいプラザ内	072-729-0125 072-729-8100
こども発達支援センター will ［茨木市、高槻市、島本町、摂津市］	〒569-0071 高槻市城北町1-6-8 奥野ビル2F	072-662-0100 072-662-0056
自閉症療育センター Link ［枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市］	〒573-0032 枚方市岡東町24-10 アイエス枚方ビル3F	072-841-2411 072-841-2412
発達障害支援センター PAL ［東大阪市、八尾市、柏原市］	〒578-0984 東大阪市菱江5-2-34 東大阪市立障害児者支援センター内	072-975-5712 072-975-5718
こども発達支援センター Sun ［松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市］	〒584-0012 富田林市粟ヶ池町2969-5 レインボーホールB１Ｆ	0721-26-7331 0721-26-7377
自閉症児支援センター Wave ［和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町］	〒597-0046 貝塚市東山2-1-1	072-421-3011 072-421-3011

社会福祉協議会

●最新情報は下記URLをご確認ください。

市町村社会福祉協議会（大阪市内を除く）

https://www.osakafusyakyo.or.jp/link.html

（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会HP）

大阪市内社会福祉協議会

https://www.osaka-sishakyo.jp/about/list/

（社会福祉法人大阪市社会福祉協議会HP）